

平成23年 3月 4日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	堀岡敏喜	2番	炭竈ふく代
3番	山口敏子	4番	小坂井実
5番	佐藤高 清	6番	佐藤博
7番	武田正樹	8番	立松新治
9番	山本芳照	10番	杉浦敏
11番	安井光子	12番	三宮十五郎
13番	渡邊昶	14番	伊藤正信
15番	三浦義美	16番	中山金一
17番	黒宮喜四美	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

4番	小坂井実	5番	佐藤高 清
----	------	----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(34名)

市 長	服部彰文	副 市 長	大木博雄
教 育 長	下里博昭	総 務 部 長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開 発 部 長	早川誠
十四山支所長	横井昌明	会計管理者兼 会計課長	村上勝美
教 育 部 長	山田英夫	総務部次長兼 総務課長	佐藤勝義
総務部次長兼 税務課長	若山孝司	民生部次長兼 環境課長	久野一美
開発部次長兼 農政課長	石川敏彦	開発部次長兼 土木課長	三輪眞士
教育部次長兼 社会教育課長	水野進	監査委員 事務局長	服部正治
人事秘書課長	村瀬美樹	企画政策課長	伊藤邦夫
防災安全課長	伊藤久幸	収 納 課 長	服部誠
市 民 課 長	加藤恵美子	保険年金課長	越川博文
健康推進課長	渡辺安彦	福 祉 課 長	前野幸代
介護高齢課長兼 いこいの里所長	松川保博	総合福祉センター 所 長	伊藤薫

十四山総合福祉センター所長	伊藤政洋	児童課長	鯖戸善弘
商工労政課長	服部保巳	都市計画課長	竹川 彰
下水道課長	橋村正則	教育課長	服部忠昭
十四山スポーツセンター館長	佐野 隆	図書館長	伊藤秀泰

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤 忠	書記	横山和久
書記	岩田繁樹		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第2号 平成23年度弥富市一般会計予算
- 日程第5 議案第3号 平成23年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第6 議案第4号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第7 議案第5号 平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第8 議案第6号 平成23年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第9 議案第7号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第10 議案第8号 平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第11 議案第9号 弥富市児童厚生施設条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
- 日程第13 議案第11号 弥富市長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第12号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 弥富市税条例の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 市長の専決処分事項の指定について
- 日程第17 議案第15号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第18 議案第16号 海部地区水防事務組合理約の変更について
- 日程第19 議案第17号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第18号 弥富市国民健康保険支払準備基金条例の一部改正について
- 日程第21 議案第19号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第22 議案第20号 弥富市子育て支援センター条例の一部改正について

- 日程第23 議案第21号 弥富市火葬場条例の一部改正について
- 日程第24 議案第22号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少
及び規約の変更について
- 日程第25 議案第23号 市道の廃止について
- 日程第26 議案第24号 市道の認定について
- 日程第27 議案第25号 平成22年度弥富市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第28 議案第26号 平成22年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第27号 平成22年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第28号 平成22年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第31 議案第29号 平成22年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第32 議案第30号 平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

~~~~~  
午前10時00分 開会

議長（伊藤正信君） 会議に先立ちまして報告をいたします。

西尾張クローバーテレビより本日の撮影放映と、市側より撮影許可をされたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することになりましたので、御了承をお願いします。

では、ただいまより平成23年第1回弥富市議会定例会を開会します。

これより会議に入ります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（伊藤正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、小坂井実議員と佐藤高清議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 会期の決定

議長（伊藤正信君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りをします。

第1回弥富市議会定例会の会期を本日から24日までの21日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から24日までの21日間と決定をいたしました。

~~~~~  
日程第3 諸般の報告

議長（伊藤正信君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告、海部津島土地開発公社から平成23年度事業計画に関する書類が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いをします。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~  
日程第4 議案第2号 平成23年度弥富市一般会計予算

日程第5 議案第3号 平成23年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第6 議案第4号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第7 議案第5号 平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 8 議案第 6 号 平成23年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第 9 議案第 7 号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第10 議案第 8 号 平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

議長（伊藤正信君） 日程第 4、議案第 2 号から日程第10、議案第 8 号まで、以上 7 件を一括議題といたします。服部市長に平成23年度予算編成に伴い、市政運営方針の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

平成23年第 1 回弥富市議会定例会に当たりまして、平成23年度当初予算を初めとする諸議案の説明に先立ち、市政運営の基本方針と主要事業の大綱について私の所信の一端を申し上げ、議員各位並びに広く市民の皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

私は、さきの市長選挙におきまして、議員各位を初め市民各位各層の多大なる御支援を賜り、2 期目となる弥富市政の重責を担わせていただくことができました。心より厚く御礼を申し上げます。

私は市長就任以来、一貫して「市民と行政の協働によるまちづくり」「市民と情報を共有した公平で透明な市政の実現」「予算の節約と有効活用」を市政運営の基本姿勢に掲げ、職員に対しては「市役所とは、市民のためにお役に立つところである。」を職員意識改革の旗印のもとに、市民本位の行政運営を心がけて取り組んでまいりました。

このたび私は 2 期目を迎え、新たな決意と情熱を持って、弥富市のさらなる飛躍と充実、市民生活の向上のため、全身全霊を傾けて市政運営に当たってまいり所存でございます。

さて、国政の場におきましては、地域のことは地域に住む住民が決め、責任を持つ、いわゆる「地域主権」の実現に向けて、国の権限や財源を精査し、地方公共団体への移譲に向けた取り組みが進められております。まさに「地方分権から地域主権改革」へ、21世紀は「市町村の時代」であり、地域主権への転換により各都市の地域間競争の新たな時代となりました。

本市においても、みずからの責任と判断において、多様化する諸課題に対し、主体的かつ迅速に対応していくために能力と気概を持たなければならないと考えております。

一方、我が国は今、大きな改革の渦中にあり、少子・高齢化や人口減少が急速に進行し、これまで国を支えてきた社会保障制度の持続可能性や労働力人口の減少などが危惧されておるところでございます。

また、景気は一時に比べ回復してはきているものの、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にありまして、企業活動や雇用情勢は、今なお先行き不透明な予断を許さない

状態が続いておるわけでございます。

こうした社会経済状況の大きな変化の中で、今まで以上に厳しい財政運営が求められており、将来に向けてバランスのとれた財政基盤をつくることが大変重要だと考えておるところでございます。

一つには、企業が立地できる環境を整え、雇用や税収の確保につなげ、活力みなぎるまちづくりを目指した施策に取り組んでまいります。

一つには、人件費の削減や既存事業の廃止を含めた歳出削減に取り組んでまいりました。さらなる行財政改革に取り組み、効果的・効率的な市政運営に取り組んでまいります。

一つには、財政状況がより厳しくなる中で、税金の使われ方に対する市民の関心は高まっており、受益と負担に対する不公平感も顕在化しています。そこで、長年見直しがされていない公共サービスの費用負担をどこに求めるのか、税での負担をどこまで行うかを明確にするため、利用者負担の割合などの考え方を示し、見直しをしてまいりたいと考えております。

それでは、平成23年度の予算の大綱について御説明申し上げます。

議案第2号平成23年度弥富市一般会計予算につきましては、安全・安心なまちづくりを最重要課題として、歳入歳出予算の総額を149億2,000万円、前年度対比0.3%の増、前年を4,000万円上回る予算を編成いたしました。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。

市税収入につきましては、固定資産税の伸びにより、平成21年度、平成22年度の2年連続の減収から転じ、市税全体では前年度対比1.7%増の72億9,262万5,000円と3年ぶりの増収を見込んでいまして、歳入全体の48.9%を占めております。

ほかに地方消費税交付金4億4,600万円、地方交付税5億3,600万円、国県支出金25億1,783万2,000円を計上いたしました。

また、歳出の諸事業の財源不足に充当するため、財政調整基金4億516万円を繰り入れるとともに、市債として臨時財政対策債7億5,000万円を初めとして17億7,790万円を措置いたしました。

歳出の主なものについて御説明申し上げます。

2款総務費につきましては、庁舎改築資料作成等業務委託料、地域公共交通活性化協議会負担金など、15億7,617万5,000円を計上いたしました。

3款民生費と4款衛生費につきましては、ひので保育所の保育室整備等工事費や子ども医療費の助成、子ども手当の制度拡大など、少子化対策にきめ細やかな対応を図るとともに、生活保護費などの扶助費の増加や、ごみ処理、資源再生の推進、地球環境の保全に取り組むため、65億8,107万9,000円を計上し、一般会計予算の44.1%を占めるものであります。

6款農林水産業費と8款土木費につきましては、農業基盤整備事業費や道路ネットワーク

整備事業費、公園整備事業費などの都市基盤整備事業に重点的な配分をし、20億7,432万6,000円を計上いたしました。

9款消防費におきましては、防災広場整備事業や消防施設整備への助成など、災害に強いまちづくりを進めるために、7億866万9,000円を計上いたしました。

10款教育費につきましては、(仮称)第2桜小学校建設工事費など、教育環境の充実を図るため、22億4,455万7,000円を計上いたしました。

次に、特別会計を御説明申し上げます。

議案第3号平成23年度弥富市土地取得特別会計予算につきましては、各事業計画に基づいて公共用地の先行取得をするものでありますが、1,369万円を計上いたしました。

次に、議案第4号平成23年度弥富市国民健康保険特別会計予算につきましては、前年度対比4.6%減の38億3,000万円を計上いたしました。

次に、議案第5号平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、政府の政権公約により後期高齢者医療制度は廃止し、新たな制度に移行することが検討されていますが、前年度対比3.4%減の3億3,882万円を計上いたしました。

次に、議案第6号平成23年度弥富市介護保険特別会計予算につきましては、保険事業勘定20億2,920万円、サービス事業勘定3,273万円を合わせ、前年度対比3.7%増の20億6,193万円を計上いたしました。

次に、議案第7号平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、施設維持管理費、十四山東部地区の管渠布設工事費、処理施設工事費及び設計業務委託費など、前年度対比14.9%増の6億900万円を計上いたしました。

次に、議案第8号平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計予算につきましては、施工区域を拡大し、面整備を図るため、管渠布設工事費など、前年度対比8.8%増の10億6,100万円を計上いたしました。

申し述べました六つの特別会計予算の合計につきましては、前年度対比8.9%減の79億1,444万円を計上するものであります。

こうした予算編成の結果、一般会計予算と六つの特別会計予算の合計につきましては、前年度対比3.1%減の228億3,444万円を平成23年度弥富市の当初予算として計上するものであります。

今ここに市政運営方針の御説明を申し上げるに際し、「まちづくり・人づくり・夢づくり」を基本に、市民の皆様との参画と協働のもとに市政運営に当たってまいりますので、より一層の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

また、新年度は市制施行5周年の節目を迎えます。私は今日まで、新市の一体感の醸成や均衡な発展に配慮しながら、合併のスケールメリットを活用した効率的な市政運営に努めて

まいりました。

さらに、本市の将来像を見据え、市政運営に当たりましては、平成21年度から始まりまして第1次総合計画並びに都市計画マスタープランを着実に推進するため、事業の優先順位をしっかりと精査して適切な財源配分を行い、次の項目を平成23年度弥富市政運営の重点的な取り組みとして積極的に進めてまいります。

第1の柱「快適で安全・安心なまちづくり」の取り組みであります。

初めに、災害に強いまちづくりの取り組みについて申し上げます。

日本各地で大規模な自然災害による被害が発生しております。被害を最小限に食いとめるためには、何よりも備えが大切であります。「みずからの生命・財産はみずから守る。自分たちのまちは自分たちで守る。」を基本に、災害時の連携の中心となる自主防災組織をすべての自治会に設置していただけるよう、地域での防災訓練、まちづくり出前講座などの取り組みを通じた啓発活動や組織化に向けた結成支援を行うとともに、防災ボランティアの育成を図り、地域防災力の強化に取り組んでまいります。

次に、防災施設の整備につきましては、災害が予想される際や災害時など、市民に対して確実な情報を瞬時に市内全域に伝達することが重要なことから、同報無線や昨年市内全域に整備しましたケーブルテレビ網を通し、災害時において迅速に情報を提供できるよう努めてまいります。

次に、防犯・交通安全の取り組みについて申し上げます。

全国各地で凶悪な犯罪が多発しています。「地域の安全は自分たちで守ろう」を合い言葉に、市内6団体の皆様に「青色防犯パトロール隊」を結成していただき、自発的な防犯活動を精力的に行っていただいております。空き巣や車上ねらいなどの犯罪件数が減少しています。まことに心強い限りでございます。

地域における自発的な活動に感謝しつつ、「青色防犯パトロール隊」が市内全域に拡大するよう活動支援を行い、市においても職員による防犯パトロールを強化し、引き続き実施してまいります。

次に、交通安全対策の取り組みについて申し上げます。

児童・生徒の通学路の安全確保、安全性の高い道路整備として、白鳥小学校東側の楽荘団地22号線及び中央幹線道路の歩道設置整備事業を行い、歩行者、自転車利用者の安全対策を図ってまいります。

また、街頭指導の充実や保育所や学校に対する交通安全教室などを開催し、事故の減少に努めてまいります。

次に、地域公共交通の取り組みについて申し上げます。

コミュニティバスにつきましては、公共交通の利便性の向上、交通不便地の解消、公共施



設の利用促進などを主な目的として、平成22年6月から実証運行を開始いたしました。運行から間もなく1年を迎えますが、市民の皆様の御意見や利用者のアンケート調査、利用状況などを反映し、運行ルートの新設や統廃合、定期券やシルバーパスの発行など、新たな運行計画を策定し、4月から実施してまいります。今後も市民の皆様の参画を得ながら、より効率的で利用しやすいコミュニティバスになるよう改善に努めてまいります。

次に、道路網の整備の取り組みについて申し上げます。

道路は広域交流基盤の強化のため、伊勢湾岸自動車道へのアクセスの向上や南北方向の道路網の充実、並びに市街地の拠点機能の強化など課題となっております。そのため、国道155号の延伸である名古屋第3環状線、主要地方道名古屋十四山線、日光大橋西線の整備促進を関係機関へ引き続き要望してまいります。

地域に密着した幹線道路の整備につきましては、広域幹線道路へのアクセスや各地域間の連携を強化するため、道路ネットワークの整備を一層進めるため、穂波通線、向陽通線などの用地の取得や道路築造工事を進めてまいります。

橋梁の老朽化対策につきましては、平成22年度に策定した橋梁長寿命化計画に基づき修繕を行ってまいります。

日常空間の生活道路において、道路が狭く、利便性や防災の面での改善が必要な箇所につきましては、市民の皆様の理解と協力のもとに、狭隘道路の拡幅工事を促進してまいります。

次に、下水道整備の取り組みについて申し上げます。

海部地域4市2町を対象とした日光川下流流域下水道が昨年3月末に供用開始され、弥富市においても平島、鎌島、操出、三稲、稲狐地区において第1期供用開始をすることができました。今後は、供用開始区域の普及促進を図るとともに、公共下水道の管渠の整備を計画的に実施し、事業区域の拡大並びに普及率の向上に積極的に取り組んでまいります。

十四山東部地区の農業集落排水事業につきましては、平成26年度供用開始の目標に向けて、引き続き管渠の整備並びに処理場建設工事を推進するとともに、各処理場の施設管理についても、さらに効率的で健全な運営に努めてまいります。

下水道事業は、美しく快適な居住環境づくりのために重要な事業の一つでありますので、今後とも事業の推進に積極的に取り組んでまいります。

次に、公園の整備への取り組みについて申し上げます。

市民の日常生活に密着した公園や緑地は、子供たちが安全に遊べる場所や地域住民の憩いと安らぎの場として、また災害時の避難場所として重要であります。

平成21年度から整備を進めています防災機能をあわせ持ったひので公園につきましては、新年度末の供用開始に向け、引き続き整備を進めてまいります。

第2の柱は「健やかでやさしいまちづくり」の取り組みであります。

初めに、子育て支援の取り組みについて申し上げます。

子育て支援の取り組みにつきましては、安心して子供たちを生み育てることができ、弥富市に住みたい、住み続けたいと思っただけできるよう、弥富市次世代育成支援地域行動計画後期計画に基づき、すべての子育て家庭への幅広い支援策を総合的に展開いたします。

保育事業につきましては、新年度から弥生保育所におきまして満6ヵ月児からの受け入れを行うとともに、保育所待機児童ゼロの施策を継続するため、ひので保育所の増改築により定員拡大に取り組んでまいります。

今日まで、低年齢児保育の拡大、待機児童ゼロの継続や延長保育の充実などのさまざまな保育需要にこたえつつ、保育料につきましては、新年度を含め15年間据え置いてまいりますが、今以上の一般財源の投入は難しい現実を市民の皆様にも御理解をいただきたいと考えております。長年見直しがされていない保育料の費用負担をどこに求めていくのか、税での負担をどこまで行うのかを明確にしつつ、検討委員会を設置し、さまざまな意見を集約して適切な保育料を定めてまいります。

次に、子育て家庭へのサポートにつきましては、昨年開設いたしましたファミリー・サポート・センター会員の募集を積極的に行い、地域での子育て支え合いのネットワークの充実に努めてまいります。

次に、弥生保育所に併設する子育て支援センター、児童館、児童クラブの複合施設が間もなくオープンいたしますので、この施設を地域子育ての拠点として活用いただきたいと思います。引き続き子供たちの健全な居場所づくり、児童の保育環境の充実に努めてまいります。

次に、保健・医療・健康づくりの取り組みについて申し上げます。

少子化の原因の一つとして、医療費や教育費などの子育てに係る経済的な負担が上げられ、こうした負担を少しでも軽減していくことが求められています。また、医療費の負担を理由として、医療機関への受診が控えられ、結果として子供たちの健康が損なわれることがあってはなりません。次の世代を担う子供たちが病気のとき安心して治療を受けさせてあげられるよう、中学校3年生までの医療費完全無料化制度を継続するとともに、子ども手当につきましては、社会全体で子育て支援をするという趣旨に基づき、円滑な事務の執行に努めてまいります。

医療崩壊、救急医療でのたらい回しという言葉がさまざまな機会に取り上げられる中、地域基幹病院の海南病院につきましては、住民がより安心して医療を受けることができる体制を整えるため、病棟以外のすべての建てかえを行うという壮大な計画が進められています。

前期の工事では、あらゆる救急疾患に対応できる高度救急センターや救急専用病棟などの施設の整備が間もなく着工する運びとなりました。また、後期工事では、外来棟やその他附属施設、そして、臓器別に高度な医療を提供できるよう、急性期病棟の整備が計画されてお

りまして、地域医療を守り、あらゆる医療課題に対応するため、近隣市町村と力を合わせ地域全体で財政支援をしております。

健康づくりにつきましては、生涯健康のまちづくりを目指し、母子保健事業や成人保健事業の充実を図るため、引き続き女性特有のがん検診事業を実施するとともに、そのほかのがん検診事業につきましては、受診者の増加が図られるよう取り組んでまいります。

また、疾病の重篤性をかんがみ、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン接種の公費援助を実施し、健康増進に努めるとともに、弥富市ウォーキングマップにより歩いて健康を実践してまいります。

国民健康保険につきましては、国民健康保険事業が国民皆保険の中核として、市民の健康保持増進に重要な役割を果たしておりますので、医療制度の将来にわたる持続的かつ安定的な事業運営を確保することが大切であります。

弥富市国民健康保険の財政状況は、急速な少子・高齢化の進展、医療技術の高度化、疾病構造の変化などにより医療費などの歳出が年々増加する一方、歳入である保険税収入に伸びが見られず、赤字額が毎年増加し、不足する財源を一般会計からの法定外繰り入れをしてしのいでおります。

国民健康保険特別会計に対する一般会計からの法定外繰入額は、平成21年度の2億1,000万円に続き、平成22年度は当初予算で2億3,000万円の予算措置をいたしましたが、決算見込みでさらに7,500万円ほどの財源不足が生じるという極めて厳しい財政状況であります。国民健康保険事業を安定して運営するために、歳入の根幹となります国民健康保険税の確保が最も重要となるわけでございます。こうした状況のもと、保険税の収納率向上に努めるとともに、保健事業や医療費適正化対策として、特定健診、特定保健指導を引き続き実施してまいります。今以上の一般財源の投入は難しい現実を市民の皆様にも御理解をいただき、税での負担と国民健康保険税の加入者負担の割合などの考え方を示し、国民健康保険税の税率を見直してまいりたいと考えております。

次に、生活の福祉の取り組みについて申し上げます。

生活の福祉につきましては、厳しい雇用情勢が続き、失業等により生活に困窮する方々がふえているため、住宅手当制度や生活保護制度を適正に実施することにより最低限度の生活を保障するとともに、引き続き福祉事務所に就労支援員を配置し、これらの方々の就職活動を支援してまいります。

次に、高齢者福祉の取り組みについて申し上げます。

高齢者福祉につきましては、シルバー作品展の実施などを通じて、高齢者が生きがいを持ち、いつまでも健康に社会活動を行っていただけるように努めてまいります。また、みずからの介護予防を実践するため、健康づくりのためにぜひ御利用いただきたい弥富市ウォーキ

ングマップの作成、元気塾、車座講座の開催や、75歳以上の高齢者の方の外出機会の拡大を図るため、きんちゃんバスの無料パスの発行など、はつらつと元気な生活を過ごしていただけるよう多様な取り組みを進めてまいります。

さらに、二つの総合福祉センターを高齢者の生きがいづくりや孤立化防止の拠点として活用いただくとともに、長年にわたり培われた貴重な経験や技術を有効に生かすことができるよう、シルバー人材センターへの連携を図ってまいります。

高齢化社会が急速に進展する中で、だれもが家庭や住みなれた地域の中でともに支え合いながら生きがいを持ち、自分らしい生活を安心して送ることができる、安心していきいきと暮らせる長寿社会の実現に向け、第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定し、老いても健康、介護になっても安心できるまちづくりを目指して取り組んでまいります。

次に、「障害者福祉」の取り組みについて申し上げます。

障害者福祉につきましては、障害のある方が、能力や適性に応じた日常生活や社会生活を送ることができるよう、必要な支援を引き続き行ってまいります。また、市役所福祉事務所に精神障害の方などからの各種相談に応じる専門の職員を配置し、情報提供や必要な援助などの支援体制の充実に努めてまいります。

新年度は弥富市障害者計画・第2期弥富市障害福祉計画の最終年度となることから、住みなれた地域の中で互いが支え合い、安心して暮らすことのできる地域福祉を目指し、弥富市障害者計画・第3期弥富市障害福祉計画の策定を進めてまいります。

次に、「環境」への取り組みについて申し上げます。

環境問題は、人類の生存にかかわる地球規模のテーマであり、国際社会の協調のもとで積極的な取り組みが行われています。特に地球温暖化対策は世界共通の課題であるとともに、市民一人一人が地球に優しい活動を始めることが求められているわけでございます。

温室効果ガスの排出を積極的に抑制するため、公共施設建設の際には太陽光発電設備を設置するとともに、住宅の太陽光発電設備の設置費に対し補助を継続してまいります。

また、ごみの減量につきましては、これまで指定ごみ袋の導入や資源分別収集、団体による廃品回収などを進めてきた結果、各世帯のリデュース・リユース・リサイクルの意識が着実に高まってきたと感じています。レジ袋の削減につきましては、マイバッグ運動を推進するとともに、御協力いただけるスーパーマーケットなどと協定を結び、新年度からレジ袋の有料化を実施してまいります。今後とも、市民の皆様の御理解を得ながら、各事業者との話し合いを継続してまいります。

第3の柱「活力に満ちたまちづくり」の取り組みについて申し上げます。

初めに、企業誘致・産業の振興の取り組みについて申し上げます。

我が国の経済の先行きに不透明感が強い中、本市の経済を維持発展させていくことは最大

の課題であります。港湾地区の発展に大きな期待をし、企業立地指定企業交付奨励金制度による優遇制度で立地企業を支援して、雇用の確保につなげてまいります。また、訪問活動などを通じてニーズの把握に努め、積極的な企業誘致活動に取り組んでまいります。

まずは港湾地区の企業誘致につきましては、平成23年度中に鍋田ふ頭第3バースの完成が予定されていること、平成24年度の供用開始に向け、鍋田ふ頭進入道路の整備が進められまして、完成の暁にはふ頭のアクセスがさらに向上し、アジア貿易の拠点となる物流センターに最適な立地となります。

現在、事業者の募集がされている鍋田ふ頭地区の整備区画や、平成24年度以降の分譲計画がされている弥富ふ頭の第1貯木場埋め立て地に企業の進出が早期になされるよう、引き続き企業情報の受発信と、その背後地の土地利用計画を念頭に置き、名古屋港管理組合との調整及び企業誘致に積極的に取り組んでまいります。

また、中小企業への金融対策として、引き続き融資枠を確保するとともに、運転、設備資金の信用保証料補助を行い、市内中小企業の経営維持・安定化に向けて支援してまいります。

次に、観光資源の活用と地場産業の振興について申し上げます。

海南こどもの国、三ツ又池公園などの交流空間や文化財もふえましたので、自然と歴史文化の魅力ある弥富を広く知ってもらえるよう、観光協会及び弥富ふるさとガイドとの連携により情報発信に努め、まちづくりに最大限活用できるよう、新年度は商工観光課を設置いたします。

また、生産高日本一を誇る弥富金魚につきましては、商品のブランド化はもちろんのこと、全国へのPR戦略も大変重要であると考えております。私は、弥富のシンボル金魚を機会あるごとにPRに努め、さらに全国に広めてまいりたいと考えております。

農業振興につきましては、農業の再生と自給率向上を図ることを目的とした農業者戸別所得補償制度が、すべての農業者を対象に本格実施されることになりました。農業者の方々には、戸別所得補償制度を初めとして各制度の内容を理解いただくとともに、関係機関が一体となって消費者ニーズに即した安全・安心な農産物の供給体制の整備を進め、産地確立体制の推進や農産物の付加価値、地産地消、販路拡大などの支援をしてまいります。

また、優良農地の保全と活用を図るため、団体営土地改良事業、県営土地改良事業及び地盤沈下対策事業や、農道、排水路などの農業生産基盤の整備を進めてまいります。市域全域が海拔ゼロメートル地帯の本市においては、農業用排水のみならず市民の生活排水のすべてを機械排水に依存しています。そうした中、排水に係る経費の多くを農業者の方々に御負担いただいておりますので、農業者の排水経費負担の軽減を図ってまいります。

第4の柱「教育・生涯学習」の取り組みであります。

子供たちの確かな学力と豊かな心をはぐくむ教育を推進し、健やかな成長のため教育環境

を整備するとともに、教員の資質向上に取り組んでまいります。また、だれもが生涯にわたり気軽に学習できる環境整備の推進、市民の自主的な教育・文化活動やスポーツ、レクリエーション活動などの振興を図ることを基本方針として取り組んでまいります。

初めに、学校教育の取り組みについて申し上げます。

学校施設の整備につきましては、平成16年度より最優先事業として取り組んでまいりました。小・中学校の校舎等耐震補強工事が、平成22年度にすべて完了いたしました。

新年度は、主に小学校低学年の教室などの窓ガラスに飛散防止フィルムを張りつけ、地震災害時など、窓ガラス飛散による被害防止に努めるとともに、桜小学校の過大規模校の解消を図るため、平成25年4月の開校に向けて（仮称）第2桜小学校の建設に着手いたします。

近年の社会経済情勢により、子供たちを取り巻く環境も大きく変化しています。新年度からの小学校の新学習指導要領実施に当たり、英語指導助手の増員などによる環境整備を行い、国際化に対応できる英語力と生きる力をはぐくむために英語活動に重点を置き、取り組んでまいります。

次に、中学校におきましては、平成24年度からの新学習指導要領実施に向けて、指導資料や教師用指導書等を整備し、円滑に移行できるよう進めるとともに、中学校の武道必修化に向け、十四山中学校の武道場建設事業に取り組んでまいります。

また、中学校の平和教育事業の取り組みにつきましては、将来、国際社会の中で活躍する子供たちが、核の恐ろしさや平和について学習することは大変意義深いと考えております。

学校での平和教育推進事業といたしまして、市内中学2年生の生徒全員を広島市への派遣による実地体験や被爆者の体験談を聞かさせていただくなどの機会をいただき、平和のとうとさ、命の大切さについて考える平和教育活動を推進してまいります。

次に、生涯学習・社会教育の取り組みについて申し上げます。

公民館事業につきましては、すべての市民の主体的な学習活動を支援するため、幅広い市民参加が得られるような講座を開設するとともに、社会教育団体の育成、支援を行ってまいります。また、市民の皆様の出会いと触れ合いの場として、地域ネットワークの核となるよう施設運営並びに事業実施に努めてまいります。

次に、図書館につきましては、原則毎週月曜日のみを休館日とする開館日数の拡大や、市外の図書館との資料の貸借等の連携や蔵書を充実し、市民の皆様の生涯学習拠点となり、親しまれ利用しやすい図書館の運営に努めてまいります。

次に、スポーツの振興につきましては、市民の皆様がスポーツを通じて心身の健康を保持し、活力ある生活を送っていただけるよう地域スポーツの振興を図り、生涯スポーツ社会の実現を目指してまいります。

体育施設面では、行政改革の一環として総合体育館トレーニング室を十四山スポーツセン

ターのトレーニング室に集約し、より効率的な運営に努めてまいります。

次に、コミュニティづくりにつきましては、自治会活動の拠点となる地区公民館の整備事業や文化財伝承活動の助成、山車等整備事業などに対して引き続き支援してまいります。

第5の柱「市民と協働してつくる自立した行政基盤」の取り組みであります。

初めに、市制5周年記念事業の取り組みについて申し上げます。

新年度はこれまでの市政を振り返るとともに、今後の本市の飛躍に向けて、市民総参加のもとで市制5周年記念事業を実施いたします。

市制5周年記念事業につきましては、本市在住の劇作家、弥富又八氏による伊勢湾台風を題材としたミュージカルの公演を初め、NHK公開番組「スクールLive Show for KIDS」や「青少年健全育成記念講演会」「文化講演会」などを実施し、市民の皆様と一緒に祝いをするとともに、ふるさと意識を高めていただきたいと考えております。

次に、効率的、効果的な行政運営の取り組みについて申し上げます。

行財政改革につきましては、最少の経費で最大の効果を上げるべく、総合的かつ計画的に推進しているところでありまして、これまでに定員適正化計画等に基づく総人件費の抑制を初め、指定管理者制度の導入による民間委託の推進、市職員の意識改革による窓口サービスのさらなる向上、行政組織機構の見直しによる組織の簡素・合理化などによって、効率的かつ効果的な行政経営に鋭意努めているところであります。特に本改革の最重点項目の一つであります正規職員の削減につきましては、平成23年度当初の職員数352人が、合併時の平成18年度368人と比較すると、16名の減、約4.3%の削減となり、人件費としては、平成22年度末までの累計で約2億8,000万円の削減効果を見込んでおります。

次に、行財政運営に当たりまして、集中改革プランに基づき、市ホームページのバナー広告や庁舎の壁面広告、遊休市有地の売却などによる歳入の確保等に努めるとともに、行政改革推進本部を設置し、健全で持続可能な行財政運営を行うための具体的な方策について、さらに掘り下げた検討を進めてまいります。

また、第2次行政改革大綱及び実施計画の策定や、公共サービスの費用負担の見直しなどを進めるとともに、行政評価を行い、市民の皆様の視点に立った行政サービスを提供する効率的な市役所を目指した行政改革に向けて、これまで以上に取り組んでまいります。

次に、新庁舎建設の取り組みについて申し上げます。

現在使用している庁舎は築後44年が経過しており、老朽化とともに耐震性の問題があり、防災拠点としての機能確保や、市民の利便性の低下などの多くの問題を抱えていることから、庁舎改築等検討委員会を設置し、検討を進めてまいりました。

新年度は、委員会の結論を踏まえながら市民の皆様が気軽に立ち寄っていただける庁舎、地震などあらゆる災害に際しても機能し続ける防災拠点としての庁舎を基本に、人と環境に

やさしい、親しまれる庁舎の建設に向けて基本構想を策定してまいります。

次に、人事行政の取り組みについて申し上げます。

地域主権改革が進められる中、市民の生活に一番近い基礎自治体の役割はさらに大きくなり、みずから課題を見つけ、解決でき、活力ある職員の育成による組織の強化は緊急の課題であります。職員の能力向上を図るため、各種研修への派遣、自主研修の開催など職員研修機会の充実に努めてまいります。

さらに、市民に信頼される人材の育成、活用につきましては、人を生かす、トータルな人事制度をいかにつくるかであろうと考えております。新年度は、従来の勤務評定制にかえて、目標設定、評価、フィードバック及び査定を一体の流れとともに人事評価制度の導入の制度設計に取り組んでまいります。職員の意欲や能力を最大限に引き出し、市民の皆様の信頼を得ながら、効率的かつ質の高い行政運営を推進してまいります。

以上、市政に対する私の所信の一端と予算の大綱並びに主な施策の概要につきまして述べさせていただきました。

地域主権への転換という言葉に象徴される国政の政策転換がさまざまな分野であらわれてくることが予想され、地方自治体を取り巻く環境は大きな潮目の変化を迎えております。本市もこれまで経験したことのない環境のもとにあり、財政的にも大変厳しい状況を迎え、さまざまな問題にも直面いたしております。時代の変化を的確に把握し、市民参加のもとで時代認識を共有しながら、企業の皆様方、市民の皆様方と一緒に考えて、行動する中で、英知を結集し、協働のまちづくりを推進していきたいと考えております。

これらの施策の実現に向け、私自身が市政のリーダーとして先頭に立って、職員の総力を上げ取り組んでまいりますので、議員各位並びに市民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

本日上程いたしました予算案並びに各議案につきましては、慎重審議をいただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。  
議長（伊藤正信君） ただいま服部市長から平成23年度予算編成の市政運営について説明を受けました。

お諮りをいたします。

本案7件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本案7件は、継続議会で審議することに決定をしました。

~~~~~

日程第11 議案第9号 弥富市児童厚生施設条例の一部改正について

日程第12 議案第10号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

議長（伊藤正信君） この際、日程第11、議案第9号及び日程第12、議案第10号、以上2件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、条例議案2件でございます。その概要について御説明申し上げます。

議案第9号弥富市児童厚生施設条例の一部改正につきましては、弥生児童館の移転に伴い、条例の一部を改正するものであります。

また、議案第10号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正につきましては、弥生児童クラブの移転に伴い、条例の一部を改正するものであります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては民生部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（伊藤正信君） 議案は民生部長に説明をさせます。

平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 議案第9号弥富市児童厚生施設条例の一部改正について説明申し上げます。

新旧対照表をお願いいたします。

弥生児童館の完成に伴い、弥富市弥生児童館の位置を弥富市鯛浦町「上本田95番地1」から弥富市鯛浦町「上巳50番地1」に改めるものです。

次ページをお願いいたします。

第5条関係の児童館を利用する場合の遊戯室等の使用料について、他の児童館と同額の使用料の額を定めるものでございます。

この条例は、平成23年3月22日から施行いたします。

次に、議案第10号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について説明申し上げます。

新旧対照表をお願いいたします。

弥生児童クラブ施設完成に伴い、弥富市弥生児童クラブを弥富市鯛浦町上巳50番地1に設置するものでございます。

この条例は、平成23年3月22日から施行するものでございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（伊藤正信君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第11号 弥富市長の給与の特例に関する条例の制定について

日程第14 議案第12号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第15 議案第13号 弥富市税条例の一部改正について

日程第16 議案第14号 市長の専決処分事項の指定について

日程第17 議案第15号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第18 議案第16号 海部地区水防事務組合理約の変更について

日程第19 議案第17号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第20 議案第18号 弥富市国民健康保険支払準備基金条例の一部改正について

日程第21 議案第19号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について

日程第22 議案第20号 弥富市子育て支援センター条例の一部改正について

日程第23 議案第21号 弥富市火葬場条例の一部改正について

日程第24 議案第22号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第25 議案第23号 市道の廃止について

日程第26 議案第24号 市道の認定について

日程第27 議案第25号 平成22年度弥富市一般会計補正予算（第7号）

日程第28 議案第26号 平成22年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第29 議案第27号 平成22年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）

日程第30 議案第28号 平成22年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

日程第31 議案第29号 平成22年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第32 議案第30号 平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議長（伊藤正信君） この際、日程第13、議案第11号から日程第32、議案第30号まで、以上20件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 次に提案し御審議いただきます議案は、条例議案 8 件、法定議決議案 6 件、予算関係議案 6 件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第11号弥富市長の給与の特例に関する条例の制定につきましては、市長の給料及び期末手当を減額するため、条例を制定するものであります。

議案第12号弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正及び県内市の給与水準との均衡を図るため、条例の一部を改正するものであります。

議案第13号弥富市税条例の一部改正につきましては、個人の市民税と固定資産税の前納報奨制度の見直しのため、条例の一部を改正するものであります。

議案第14号市長の専決処分事項の指定につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第15号愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につきましては、市町村合併による地方公共団体の数の減少に伴い、同規約中の関係規定の変更について協議するため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

続いて、議案第16号海部地区水防事務組合格約の変更につきましては、小切戸川の一部が2級河川として指定されたこと等に伴い、同規約中の関係規定の変更について協議するため、地方自治法290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第17号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、青少年問題協議会の設置に伴い、その報酬の額を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

続いて、議案第18号弥富市国民健康保険支払準備基金条例の一部改正につきましては、老人保健特別会計の廃止に伴い、基金を処分することができる場合の見直しのため、条例の一部を改正するものであります。

次いで、議案第19号弥富市国民健康保険条例の一部改正につきましては、健康保険法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第20号弥富市子育て支援センター条例の一部改正につきましては、子育て支援センターの名称変更及び弥生保育所支援センターの設置に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第21号弥富市火葬場条例の一部改正につきましては、火葬場の利用者の資格及びその使用料の額の見直しのため、条例の一部を改正するものであります。

次いで、議案第22号愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につきましては、市町村合併による地方公共団体の数の減少に伴い、同規約中の関係機関の変更について協議するため、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第23号市道の廃止につきましては、農道事業等に伴い、関係路線の廃止をするものであります。

議案第24号市道の認定につきましては、開発事業等に伴う路線再編成により、路線を市道として認定するものであります。

次いで、議案第25号平成22年度弥富市一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出それぞれ3億4,927万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を147億1,777万4,000円とし、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を計上するものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、普通交付税5,767万円、国の平成22年度補正予算（第1号）により創設されたきめ細かな交付金1,977万1,000円であります。

歳出予算の主な内容といたしましては、総務費におきまして公共施設整備基金積立金2億5,311万円、民生費におきまして国民健康保険特別会計への法定外繰出金7,500万円、教育費におきまして小学校修繕等工事請負費1,900万円、中学校修繕等工事請負費900万円であります。

その他につきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算であります。

議案第26号平成22年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入予算の不足に対処するため、そのほか一般会計繰入金7,500万円を増額計上し、その他につきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算であります。

議案第27号平成22年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）、議案第28号平成22年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議案第29号平成22年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第30号平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の各補正予算につきましては、各歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算であります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 議案は関係部長に説明させ、補正予算は説明を省略させます。

まず、伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 議案第11号弥富市長の給与の特例に関する条例の制定について御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、第1条は、市長の給料の月額につきまして、弥富市特別職の

職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例第3条の規定にかかわらず、平成23年4月1日から平成25年3月31までの間の特例期間において月額86万4,000円とするものであります。

第2条は、市長の期末手当の額につきまして、弥富市特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例第5条の規定にかかわらず、特例期間において同条に定める額から当該額に100分の7を乗じて得た額、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を減じた額とするものであります。

附則、この条例は平成23年4月1日より施行する。

議案第12号弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、人事院勧告に準ずる条例の一部改正及び行政職給料表を7級制から8級制への改正等に伴い、職員の給与等を初めとする関係する条例の一部を改正するものであります。

6枚はねていただきまして、条例の新旧対照表の1ページをごらんください。

初めに第1条関係、弥富市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

第6条第4項及び第5項は、行政職給料表を7級制から8級制への改正に伴う規定の整備であります。

第20条、及び2ページにまいりまして第21条は、制定附則の追加に伴う規定の整備であります。

3ページにまいりまして、第24条は、人事院規則の改正に伴い、結核性疾患による病休暇についての給料の半減までの期間を1年とする特例を廃止する規定の整備であります。

4ページにまいりまして、次に制定附則の追加であります。

第19項は、当分の間、行政職給料表の適用を受ける職員のうち6級以上のある者で、職務の級の最低号級になる者を、以下特定職員といたしますが、この特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以降に受ける給与等についての減額方法を定めるものであります。

第1号の給料月額については、給料月額に100分の1.5を乗じた額を減額しますが、減額後の給料月額がその級の最低号級の給料月額に達しない場合は、特定職員の給料月額から、その属する級の最低号級の給料月額を減じた額を減額する額とし、これを給料月額減額基礎額とするものであります。

5ページにまいりまして、第2号の地域手当については、特定職員の地域手当の月額に100分の1.5を乗じた額を減額とし、給料月額の最低号級に達しない場合は、給料月額減額基礎額に対しての地域手当の月額とするものであります。

第3号の期末手当については、給料月額と地域手当の合計額に該当する役職加算額、期末手当支給割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じた額を減額し、給料月額が最低号級に達し

ない場合は、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の合計額に該当する役職加算額、期末手当支給割合に乗じて得た額とするものであります。

6 ページにまいりまして、第 4 号勤勉手当については、給料月額と地域手当の合計額に該当する役職加算額、附則第26項の勤勉手当減額対象額に勤勉手当支給割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じた額を減額し、給料月額が最低号級に達しない場合につきましては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の合計額に該当する役職加算額、勤勉手当減額基礎額に勤勉手当支給割合を乗じて得た額とするものであります。

第 5 号は、休業者の給与について定めるもので、特定職員に適用されるアからエに定める休職等の事由ごとの支給額を定めるものであります。

7 ページにまいりまして、第20項から、8 ページ、23項までは制定附則第19項に伴う規定の整備のため、附則に 4 項を加えるものであります。

第20項は、月の初日以外の日特定職員となった場合の減ずる額の計算方法を別に定めることとし、第21項及び、8 ページにまいりまして、第22項は特例措置の規定により給与が減額支給される職員について、給与の減額規定による勤務 1 時間当たりの給与額の算出方法について定めるもので、その算出した額には100分の1.5を乗じた額を減額し、給料月額が最低号級に達しない場合には、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の合計額において算出するものであります。

第23項は、特例措置が適用される間においては、勤勉手当の総額の算出に当たっては、従来の算出方法による総額から勤勉手当減額対象額に100分の1.0125を乗じて得た額。ただし最低号級に達しない場合には、勤勉手当基礎額に100分の67.5を乗じて得た額において算出の総額に相当する額を減じた額とするものであります。

9 ページにまいりまして、第24項から28項までは制定附則の追加に伴う規定の整備であります。

10ページにまいりまして、別表、行政職給料表の一部改正でありまして、7 級制から 8 級制への移行に伴い、8 級の項を加え、給料表を改めるものであります。

次に13ページにまいりまして、第 2 条関係、弥富市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、再度の条例改正をするものであります。

改正附則第 7 項は、平成18年の改正により給料表の大幅な見直しが行われた際、給料月額が改正前の額に達しないこととなる職員に対し、その差額相当額が給料として支給されておりますが、今回の改正に伴い、その支給額を減額するものであります。

次に14ページにまいりまして、附則第 5 項関係、弥富市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、第 8 条及び15ページにまいりまして、附則第 6 項関係、弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する

条例第4条については、行政職給料表の改正で給料表を7級制から8級制への改正に伴う規定の整備であります。

次に16ページにまいりまして、附則第7項関係、弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、附則に4項を加えるものであります。

第3項は、育児短時間勤務職員に対し、附則第19項の特例措置に関し、給料月額、期末手当、勤勉手当の規定の適用に際しての読みかえ規定を定めるもので、勤務時間に対する算出率で給料月額を割り戻す規定を定めるものであります。

第4項は、育児短時間勤務による場合の附則第19項の特例措置による給与の減額による場合の準用規定であります。

第5項は、短時間勤務職員に対する特例措置による給料月額の減額について、給与条例の規定を適用する際に読みかえる規定について改めるものであります。

17ページにまいりまして、第6項は部分休業による場合の特例措置により給料が減額される場合の、勤務1時間当たりの給与の減額について定めるものであります。

18ページにまいりまして、附則第8項関係、弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、附則に1条を加え、第5条としまして特例措置により給与が減額支給となる場合の介護休暇における勤務1時間当たりの給与額算出に係る読みかえ規定であります。

次に、議案第13号弥富市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、新旧対照表をごらんください。

改正の内容につきましては、第41条第2項、個人の市民税の納期前の納付に係る報奨金の交付につきまして廃止をするものでございます。

第64条第2項、固定資産税の納期前の納付に係る報奨金の交付につきましては、1項の規定によって納期前に納付した税額の「100分の0.5」を「100分の0.1」に、報奨金の限度額「5万円」を「1万円」に改正を行うものであります。

附則、この条例は平成24年4月1日から施行する。

次に、第14号でございます。市長の専決処分事項の指定について御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次に掲げる事項を市長の専決処分事項として指定するものとする。

第1号、1件100万円以下（損害賠償の額が100万円を超える交通事故に係るもの）にあっては、自動車損害賠償責任保険契約、自動車損害賠償責任共済契約又は自動車損害共済委託契約により支払われる保険金の額に相当する額）の法律上の義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関すること。

第2号、議会の議決のあった工事又は製造の請負契約を、設計変更に伴い1,500万円以下

の変更をすること。

附則、この事項は平成23年4月1日から施行する。

次に、議案第15号愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について御説明申し上げます。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

改正の内容でございますが、別表第1及び別表第2につきまして、平成23年4月1日に一色町、吉良町、幡豆町を廃し、その区域を西尾市に編入合併すること、並びに一色町、吉良町、幡豆町の3町で構成する幡豆郡消防組合及び西尾市、一色町、吉良町、幡豆町の1市3町で構成する西尾幡豆広域連合が廃され、愛知県市町村職員退職手当組合から脱退されることに伴い規約の改正を行うものであります。

附則第1項、施行期日について定める規定につきましては、平成23年4月1日から施行するものであります。

第2項、別表第2の規定につきましては、平成23年4月1日以降、最初にその期日が告示される議員の一般選挙から適用するものであります。

次に、議案第16号海部地区水防事務組合格約の変更について御説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、海部地区水防事務組合格約の一部を変更する規約、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

別表第1、第3条関係でございますが、小切戸川の一部が2級河川「西條小切戸川」として指定されたことによりまして、小切戸川の防護すべき施設の区間の変更及び西條小切戸川の保護すべき施設の区間が新設されたことにより規約を変更するものでございます。

附則としまして、この規約は愛知県知事の許可のあった日から施行し、平成22年11月19日から適用するものでございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 御苦労さんでした。

次に、山田教育部長。

教育部長（山田英夫君） 議案第17号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

2枚はねていただき、新旧対照表をごらんください。

右の表の改正案をごらんいただきたいと思います。

別表第2条関係、これは報酬の額のことでございますが、新たに青少年問題協議会を設置するため、青少年問題協議会委員の報酬日額5,000円を新たに追加するものでございます。

附則、この条例は平成23年4月1日から施行する。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 次に、平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 議案第18号弥富市国民健康保険支払準備基金条例



の一部改正について説明申し上げます。

新旧対照表をお願いいたします。

平成20年度から後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い、老人保健制度は平成19年度限りで廃止され、現在では経過的にその一部が存続するのみとなっております。3年間の老人保健特別会計設置義務が平成23年3月31日限りでなくなることにより、この条例第6条中の老人保健拠出金の文言を削るものでございます。

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

次に、議案第19号弥富市国民健康保険条例の一部改正について説明申し上げます。

新旧対照表をお願いいたします。

出産一時金につきまして、附則により、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産一時金について、「38万円」とあるのを「42万円」としていました。健康保険法施行令の一部改正に伴い、第5条の出産育児一時金を「38万円」から「39万円」とし、健康保険施行令第36条ただし書きの規定により、医療的管理のもとにおける出産について、医療事故の補償金の支払いに備える保険契約の費用として3万円を限度として加算して支払うものです。この場合、出産一時金は従来と同じ42万円の支払いとなります。

この条例は平成23年4月1日から施行する。なお、平成23年3月31日以前の出産に係る出産一時金については従前の例による。

次に、議案第20号弥富市子育て支援センター条例の一部改正について説明申し上げます。

新旧対照表をお願いいたします。

弥生子育て支援センターの完成に伴い、「弥富市子育て支援センター」の名称を「弥富市ひので子育て支援センター」に改め、弥富市弥生子育て支援センターを弥富市綱浦町上巳50番地1に設置するものです。

この条例のひので子育て支援センターは、平成23年4月1日から施行し、弥生子育て支援センターは平成23年4月25日から施行する。

次に、議案第21号弥富市火葬場条例の一部改正について説明申し上げます。

新旧対照表をお願いいたします。

第2条、火葬場の利用者の資格について、ただし書きにより、市長が特に必要があると認めるときはこの限りでないを削り、新たに第2項、市長は火葬場の管理上必要がないと認めるときは、市内に住所を有する以外の者にも火葬場を利用させることができるを加えました。

第4条第2項、市内に住所を有しない者の使用料規定を削りました。

次のページをお願いいたします。

別表第4条関係に、市外利用の使用料の額を、種別、大人6万円、小人3万円、死産児1

万5,000円を加え、産汚物の類の焼却を削ります。また、市内利用について、(1)本市に住所を有する者が死亡したとき、(2)本市の介護保険被保険者で、本市以外の介護保険施設に入所している者が死亡したとき、(3)死産児について、その父又は母が本市の住所を有するときとし、それ以外は市外利用といたします。

以上については、平成23年4月1日から施行いたします。

次のページをお願いいたします。

犬猫類の焼却、1頭につき「820円」を「1,000円」に改める。

この改正につきましては、平成24年4月1日から施行いたします。

次に、議案第22号愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について説明申し上げます。

新旧対照表をお願いいたします。

平成23年4月1日に、一色町、吉良町及び幡豆町が西尾市に編入合併することに伴い、連合規約別表第2(第8条関係)の選挙区分9を西尾市単独とするものでございます。

この規約は平成23年4月1日から施行する。以上でございます。

議長(伊藤正信君) 次に、早川開発部長。

開発部長(早川 誠君) 議案第23号市道の廃止について御説明いたします。

1枚はねていただき、廃止路線調書を御参照願います。

内容としましては、広域農道整備事業によりまして路線の起・終点を変更するために、市道線出12号線を廃止させていただくものでございます。

続きまして、議案第24号市道の認定について御説明をいたします。

1枚はねていただきまして、認定路線調書をごらんいただきたいと思います。

内容としましては、道路整備事業及び開発事業区域内の道路新設に伴いまして、市道鯛浦276号線ほか10路線を認定させていただくものでございます。以上でございます。

議長(伊藤正信君) ただいま議案の説明がありました。

お諮りをいたします。

本案20件は継続議会で審議したいと思いますが、御意義ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(伊藤正信君) 異議なしと認めます。

よって、本案20件は継続議会で審議することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。御苦労さまでした。

~~~~~

午前11時20分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊藤 正 信

同 議員 小坂井 実

同 議員 佐藤 高 清

平成23年 3月14日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	堀岡敏喜	2番	炭竈ふく代
3番	山口敏子	4番	小坂井実
5番	佐藤高 清	6番	佐藤博
7番	武田正樹	8番	立松新治
9番	山本芳照	10番	杉浦敏
11番	安井光子	12番	三宮十五郎
13番	渡邊昶	14番	伊藤正信
15番	三浦義美	16番	中山金一
17番	黒宮喜四美	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

6番	佐藤博	7番	武田正樹
----	-----	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	服部彰文	副 市 長	大木博雄
教 育 長	下里博昭	総 務 部 長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開 発 部 長	早川誠
十四山支所長	横井昌明	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	村上勝美
教 育 部 長	山田英夫	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	佐藤勝義
総 務 部 次 長 兼 税 務 課 長	若山孝司	民 生 部 次 長 兼 環 境 課 長	久野一美
開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	石川敏彦	開 発 部 次 長 兼 土 木 課 長	三輪真士
教 育 部 次 長 兼 社 会 教 育 課 長	水野進	監 査 委 員 長 事 務 局 長	服部正治
人 事 秘 書 課 長	村瀬美樹	企 画 政 策 課 長	伊藤邦夫
防 災 安 全 課 長	伊藤久幸	収 納 課 長	服部誠
市 民 課 長	加藤恵美子	保 険 年 金 課 長	越川博文
健 康 推 進 課 長	渡辺安彦	福 祉 課 長	前野幸代
介 護 高 齡 課 長 兼 いこいの里所長	松川保博	総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	伊藤薫

十四山総合 福祉センター所長	伊藤政洋	児童課長	鯖戸善弘
商工労政課長	服部保巳	都市計画課長	竹川 彰
下水道課長	橋村正則	教育課長	服部忠昭
十四山スポーツ センター館長	佐野 隆	図書館長	伊藤秀泰

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤 忠	書	記	横山和久
書	記	岩田繁樹		

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

議長（伊藤正信君） 皆さん、おはようございます。

時間前ですけれども、本日の会議に先立ちまして確認を二、三点させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、本日の会議につきまして、西尾張シーエーティーヴィ株式会社からのテレビ放映についての許可願がありますので、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可したいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますを申し上げておきたいと思っております。

さらに、皆さんも御存じのように、東北地方太平洋沖地震で亡くなられた方に対して哀悼の意をささげることと同時に、弥富市としての取り組み方について、本会議が10時から始まりましたら市長から発言が求められておりますので、その旨の発言をしていただいて本日の一般質問に入っていくということを御確認しておきたいと思っておりますし、その状況の中で本日の会議を行うということを確認させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、10時からの本会議ということで、よろしくお願いいたしますと思っております。

それでは、皆さん御起立願って、東北地方太平洋沖地震で亡くなられた方に哀悼の意をあらわし、黙祷をささげたいと思っておりますので、黙祷始め。

〔黙 禱〕

議長（伊藤正信君） 黙祷終わります。ありがとうございました。御着席ください。

まだ会議前ですけど、それで議員の方からいろいろ今回の災害に対しまして、お悔やみ、お見舞いのお言葉が議員としてあろうと思っておりますけれども、議会としては、最初の議員の方に発言をしていただいて、あとは議員全員の意のあらわしということで進めていきたいと思っておりますので、その点についてもよろしくお願いいたしますと思っております。

それでは、市長が発言を求めていますので発言を許します。

市長、よろしくお願いいたします。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、今回発生いたしました地震の件につきまして、一言ごあいさつを申し上げます。

3月11日午後に発生した東日本の巨大地震でございますけれども、甚大な被害がもたらされておるわけでございます。現在、自衛隊や消防隊員の方などによる必死の救助活動が進められておりますけれども、津波のつめ跡により難航をされております。一人でも多くの方が救出されることを願ってやみません。被災地の皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方の御冥福をお祈りしたいと思います。そして、被災地の一日も早い復興を願ってやみません。本市といたしましてもできる限りの支援をさせていただきたい、そんな考えでおるところでございます。

なお、近々の弥富市のさまざまな行事に関しましては、それぞれの実行委員会、協議会を早急に開催し、決定していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

~~~~~

午前10時00分 開議

議長（伊藤正信君） では、ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（伊藤正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、佐藤博議員と武田正樹議員を指名いたします。

なお、質問・答弁をされる皆さんには、努めて簡潔明瞭にされるようお願いを申し上げます。

~~~~~

#### 日程第2 一般質問

議長（伊藤正信君） では、日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず炭竈ふく代議員、お願いします。

2番（炭竈ふく代君） 皆様、おはようございます。2番 炭竈ふく代でございます。

一般質問をさせていただく前に、このたび東日本大震災で被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1点目に、期日前投票における受け付け手続の簡素化についてお尋ねをいたします。

平成21年8月の衆議院選、また平成22年7月には参議院選、ことしは2月に県知事選が行われました。そして、4月には県議選と続きますが、当日さまざまな理由で投票に行けない方々の期日前投票の利用者がふえていると聞き及んでおります。一方で、期日前投票を行うには、受付窓口の職員の前で投票人が住所、氏名、また投票日に行けない理由を宣誓書に記入しなければならないため、投票所の雰囲気等に緊張して書き込みに時間がかかったり、説明を受けなければならない場合もあり、後続の人が待っていると思うと余計に焦ったりするなど、経験をお持ちの方もいらっしゃるのではないのでしょうか。また、高齢者や障害を持つ方々にとっては、さらなる御負担を強いることになると思います。こうした事態への解消を図るため、何点かお尋ねをいたします。

初めに、期日前投票を利用する方が増加の傾向にあるように思いますが、弥富市におきましての平成21年8月の衆議院選挙と平成22年7月の参議院選挙、そしてことし2月に行われ



ました県知事選と、それぞれの投票率についてお示しをいただきたく、またそれぞれの期日前投票者数とその利用率についてもお聞かせいただきたいと思います。よろしく願います。

議長（伊藤正信君） 佐藤総務課長。

総務部次長兼総務課長（佐藤勝義君） お答えさせていただきます。

まず、平成21年執行の衆議院議員総選挙でございますが、投票率は71.44%、期日前の投票者数は4,272人、利用率につきましては17.31%でございます。

次に、平成22年執行の参議院議員通常選挙でございますが、投票率は59.63%、期日前投票者数につきましては3,623人、利用率につきましては17.54%でございます。

次に、平成23年、本年執行の愛知県知事選挙、投票率は51.67%、期日前投票者数は2,656人、利用率は14.89%でございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） ちなみに、投票率が高いと思われず衆議院選挙についてお尋ねをいたしますが、ただいま御答弁をいただきました平成21年の衆議院選挙と、その4年前の平成17年の衆議院選挙とを比べまして期日前投票にどれくらいの違いがあるのか、その変化についてお伺いをいたします。

議長（伊藤正信君） 佐藤総務課長。

総務部次長兼総務課長（佐藤勝義君） 平成21年度の衆議院議員選挙につきましては、先ほど申し上げましたように利用率は17.31%で、その4年前の17年執行の衆議院議員選挙につきましては、利用率は10.75%ございました。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） 今御答弁いただきました利用率からしましても、4年前の10.75%から21年では17.31%ということでございます。期日前投票の利用者が非常にふえていることがわかります。

それで、本市は期日前投票を円滑にできる方法として、宣誓書の様式をホームページに掲載し、ダウンロードができる仕組みを取り入れておられるところでございますが、このようにせつかくのよい取り組みに対し、ダウンロードして期日前投票ができたなんて全く知らなかったわという方たちもいらっしゃいます。こうした方法について周知はどのようにされておられるのか、お聞かせいただけますか。

議長（伊藤正信君） 佐藤総務課長。

総務部次長兼総務課長（佐藤勝義君） 選挙の時期に、従来から選挙だよりという選挙に関する広報のチラシを各戸に配布しております。本年2月執行の愛知県知事選挙から、その選挙だよりの中で、宣誓書は市のホームページからダウンロードできるようになっていること

を掲載させていただきました。今後につきましても、同様な方法で周知していきたいと考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） 私もパソコンで操作をしましたが、非常にわかりづらいというのが実感でございます。また、周知につきまして、本年2月の県知事選から宣誓書がダウンロードできる旨を選挙だよりに掲載していただいたということでございますけれども、今後はもっと皆さんにわかりやすいものにしていただきたいと考えております。有権者の一票を無駄にすることなく、またさらなる投票率のアップのためにも、わかりやすい周知をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、有権者に届く投票入場券の裏側に宣誓書の様式を印刷する方法を導入している自治体もあるようでございます。有権者に届く投票入場券の裏の宣誓書におのおの自宅で記入をし、受付に持ってくるだけで期日前投票ができれば、その場での記入への戸惑いや不安を解消し、また手続も早く済むことで時間も短縮でき、混雑の回避にもつながると思います。近隣市町におきまして既に津島市や蟹江町、また長久手町、そして尾張旭市などがこの方法を取り入れており、有権者の皆様に大変喜ばれているとお聞きをいたしております。そこで、本市におかれましても、投票入場券の裏側に宣誓書の様式を印刷する方法を導入してはどうかと考えますが、担当部局のお考えをお伺いいたします。

議長（伊藤正信君） 佐藤総務課長。

総務部次長兼総務課長（佐藤勝義君） まず、期日前投票の事務のスピード化につきましては、平成21年執行の衆議院議員総選挙から、期日前投票におきましてパソコンで行うシステムを導入して選挙人名簿の対照のスピード化を図り、選挙人の方が期日前投票に要す時間はかなり短縮させることができました。御質問の期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書の様式につきましては、公職選挙法の施行規則で定められております。投票入場券の裏側に宣誓書の様式を印刷することにつきましては、投票所入場券は弥富市ははがきを使用しております。そのサイズにつきましては、縦が10.2センチ、横が14.5センチメートルということから、記載のスペースには限界がありまして、投票所入場券の裏側に規則の様式の項目を完全に網羅することは非常に難しいと考えております。したがって、当面は現行どおり、期日前投票所の受付で宣誓書を記載していただく方法を続けていきまして、今後、県内他市の状況を調査し、検討していきたいと考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） もう既に実施をしている自治体もあるわけでございますので、そうしたところの状況をしっかり調査していただいて、どうか本市といたしましても有権者の気持ち、また利便性からもぜひ実施すべきであり、導入は可能であると思いますが、市長、ど

のようにお考えでしょうか、お聞かせください。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 炭竈議員にお答え申し上げます。

期日前投票をされる方が非常に多くなってきているということは、先ほど所管の方から述べたとおりでございます。今そうした中で、先ほども話がありましたように、パソコンを導入いたしましてシステム化しております。すぐ個人の住所であるとか、あるいは有権者云々という確認をすることができます。そうした形において、期日前投票をする場所において、そんなにお待たせをすることはないというふうに思っております。

投票所入場券の裏につきましては、さまざまな注意事項が書いてございまして、それは大変大事なことであろうと思っておるわけでございます。そういうことも踏まえて、今後の検討課題にしていかなきゃいかんわけでございますけれども、現在の期日前投票において大きな迷惑をおかけしていないという現状はあると思いますので、そのような方向で継続していきたいと思っております。なお、ほかの市町の導入ということでございますけれども、まだまだ数としては大変少のうございます。それよりも、投票所入場券における注意事項をしっかりと記述していくことも正しいことではないかと思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） 宣誓書が印刷された投票入場券で自宅で記入をし、受付に提出すれば投票ができるこの方法は、投票もスムーズに行うことができると思いますし、また投票率を上げる上でも大変有効な手段であり、方法であると思います。どうか今後調査の上、できる限り早期に実施をしていただければなと思いますので、強く要望いたしまして次の質問に移ります。

2点目に、ハート・プラスマーク（身体内部障害者マーク）の啓発・推進についてお尋ねをいたします。

障害者基本法第2条において、障害者とは、身体障害、知的障害、また精神障害があるため、長期にわたり日常生活、また社会生活に相当な制限を受ける者を言うてあります。内部障害者は身体障害者に含まれます。内部障害とは、心臓機能、肝臓機能、膀胱・直腸機能、呼吸器機能、小腸機能、H I Vによる免疫機能等の障害を指します。内部障害の方は抱える問題が視覚的に伝わりにくい状態にあります。また、その言葉すら知られていないのが現状であり、外見からではわかりにくいため、さまざまな誤解を受けられているとお聞きをいたしております。例えば、スーパーなどで障害者用の駐車スペースに自動車をとめようとしたところ警備員に注意されたという方や、疲れたので電車やバスなどの優先席に座ると、周囲から冷たい目で見られてしまうといった誤解を受け、悩んでおられる方の声も聞いております。さらに、社会的認知が低いため、職場で内部障害者であることが理解されず、健常者と

同じ働きを求められ、体調を崩したり、退職に至るケースもあると聞きました。こうした状況を打開しようと、ハート・プラスの会が結成をされました。そして、啓発マークであるハート・プラスを作成し、公共施設や交通機関などに普及させる活動が各地でスタートをされました。

最近、公共施設の駐車場に、車いすマークとともに高齢者や妊産婦、あるいはハートにプラスといったマークが表示をしてある看板を見受けることがあります。こちらがハート・プラスのマークでございます。別の呼び名で「思いやり駐車場」とも言われるようであります。この「ハート・プラスマーク」という言葉は、身体内部を意味するハートのマークに思いやりの心をプラスするといった意味であると伺っております。身体に病を持つ人は、人を思いやる大切さを持っています。周りの人も心に思いやりのプラス・アルファを持ってくれる、そういった人々の心をふやすためのマークであつたらいいなあと、そんな素朴な思いから生まれたのがこのハート・プラスマークです。国際シンボルマークであります車いすマークの使用対象者は車いす使用者だけに限られるものではなく、すべての障害者が対象であり、車いす使用者だけとか、特定の人だけを対象としているという認識を持っている方がいまだ多いのではないのでしょうか。ただ、視覚障害者や聴覚障害をお持ちの方々の間では、このマークは自分たちにはそぐわないということで、別のマークを使っている場合もあるようでございます。しかし、こうした点について国際リハビリテーション協会は、別のマークを使用する際には国際シンボルマークと併用するようにとの見解を出しております。また、身体障害者のうち4人に1人が内部障害者であるとの割合が示されております。そこで、本市といたしましてもぜひ早急な取り組みをしていただきたいと思いますが、初めに、当局といたしまして、このハート・プラスマーク（身体内部障害）についてどのような認識を持っておられるのか、お示しいただきたいと思ひます。

議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 障害が見えないからこそマークが必要という声の高まりから、内部障害者や内部疾患を持つ人たちで、議員もおっしゃられましたように、2004年にハート・プラスの会がつくられたという確認をしております。先ほど議員の示されておりますマークによりまして、車いすマークのように周囲の人の配慮を促す試みとして今の社会に定着しつつあるものだという認識でございます。

議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） 国際シンボルマークであります車いすマークについては、社会的に多く知られているかとは思いますが、身体内部障害ははた目には健康そうに見えるので、日常生活の中で周囲の理解を必要としている人たちがおられることをもっと広く知っていただくための啓発活動をしていくべきだと思いますが、本市といたしまして対策等についてどう

お考えになりますか、お伺いをいたします。

議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 見た目が健常者と変わらないために周囲の理解が得られず、苦い思いをされる方が多いとお聞きをしております。社会の多くの方々によりまして、このような見えない障害について知る機会がない、また知らないということが、障害への理解が進まない原因の一つであるというように思います。内部障害者の方から知らせるという意味合いのマークでございますが、障害理解の第一歩としまして社会の多くの方々知ってもらう手段ということで、今後広報などでの媒体を通じまして啓発を検討させていただきます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） 御答弁いただきました。健康そうに見えても実は心臓疾患等を抱えていたり、妊娠初期の女性の場合もそうでございますが、外見上からは全く目立たないということもありまして、車いすマークの駐車場にはなかなかとめづらいという声でございます。そして、離れた駐車場まで移動しなければならないといった大変に不自由な思いをしておられることもお聞きをいたしております。ただいま市側より、広報等でお知らせをしていただけたとの御答弁でございました。一人でも多くの方に知っていただくことで、互いに思いやる気持ちが生まれるものと思います。啓発に関してはぜひともよろしくお願い申し上げます。

次に、本市におかれましても、庁舎を初め各公共施設の駐車場に表示されております代表的な車いすマークに加え、このハート・プラスマーク、またマタニティマークや高齢者マーク等のさまざまなマークも含め駐車場に表示をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか、当市の御見解をお伺いいたします。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 議員からハート・プラスマークについての御質問でございます。

今週、3月17日に弥生保育所の竣工式が行われるわけでございますけれども、私どもとしては、第1号としてそちらの方に導入をいたしました。ぜひまたごらんいただきたいと思っております。

ただ、ハート・プラスマークそのものは、先ほど議員がお示したように人体の形でのマークになっておりますので、直接それを地面にかくのはいかがかというふうなことも思っておるわけでございます。そうした中で、いわゆる車いす、ハート・プラスマーク、そして妊産婦を1枚のボードにして示させていただいております。今後は福祉センターであるとか、あるいは社教センター等、市役所の公の施設で、1枚のボードという形での兼用型で導入をしてみたいと思っております。いずれにいたしましても弥生保育所に具体的に表示しておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。早速、新弥生保育所の駐車場に表示をしていただいたということでございますので、大変うれしく思いますし、皆さんに喜んで利用していただけるものと思います。ボードでという御答弁もございましたけれども、既に津島市役所や大治町の役場などでは、このハート・プラスマーク、妊産婦、そして高齢者マークを身体障害者の駐車スペースに併用して表示がしてございます。利用者の皆さんから本当に感謝の声が上がっているということでございます。障害を持つ方たちが安心して円滑に利用していただけますように、表示につきましてはできるところから早期の実施を要望させていただきまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（伊藤正信君） 次に佐藤高次議員、お願いいたします。

5番（佐藤高次君） 5番 佐藤高次でございます。よろしくお願いいたします。通告に従いまして質問をさせていただきます。

弥富市における生涯学習行政について質問をさせていただきます。今回あえて教育行政ではなく、生涯学習行政と表現をさせていただきたいと思っております。

科学技術の革新と、それに伴う高度経済成長と社会構造の急激な変化、医学の進歩により人間の寿命が長くなり、学校教育や社会教育そのもののあり方が再編や改善する必要が生じ、ここに生涯学習行政の原点があります。このような教育思想が世界で初めて提唱されたのが1965年（昭和40年）だそうです。戦後の復興と高度経済成長との象徴と言われた東京オリンピックが1964年（昭和39年）の開催でした。科学技術の革新と、それに伴う社会構造の急激な変化がどのようなものであるかは、白黒テレビで観戦していたものがカラーテレビ、ハイビジョン放送、アナログからデジタル放送と変わり、今や3Dへとあっという間に進歩した技術等からしても目覚ましいものがあります。このような変化に対処するには、学校教育のみだけでなく、知識・技術を身につける場が生涯にわたって提供されるべきだと社会教育の分野から必要性が訴えられ、家庭教育・学校教育・社会教育の3者が有機的に統合されることで生涯教育が形成されました。知識や技術を身につけるだけではなく、長寿社会になり、生きがいといった個人個人の要求や必要性にも着目をし、スポーツ、文化、趣味、ボランティア活動、サークル活動といった分野にも取り組み、教育から、みずから関心を持ち、自発性と創造力を重視し、みずからデザインをし、みずから学ぶ学習の時代が到来し、「生涯学習」という言葉自体が一時の部分から定着するまでになりました。生涯学習体系の最大の利点は、学校教育・家庭教育・地域教育の3者の有機的な統合にあります。それぞれの家庭はもっと学校や地域を有効利用し、地域も家庭や学校をお互いに活用し合い、3者が有機的に統合し、効果的に機能することで初めて相乗効果が期待されます。

本市の生涯学習行政の組織体系を見てみますと、学校教育・社会教育をつかさどる大きな

柱となる部署は存在しますが、それぞれが別個に機能しているように見え、連動性は薄いようにうかがえます。改善の余地はないでしょうか。本市においては社会教育課が生涯学習を担当しております。その社会教育課が生涯学習課へとさま変わりすることに抵抗感はありませんが、概念からすれば違和感が残ります。昨今、生涯学習行政の最大の問題に、社会教育イコール生涯学習であると現場自体が混同している点が上げられています。社会教育を充実させれば生涯学習を振興したと思っている市があると強く感じております。総合行政としての側面を持ち、スポーツ、文化活動、趣味、レクリエーション、ボランティア、サークルといった幅の広い活動が対象になることから、何もかもが生涯学習であるかのように誤解しやすくなり、一般行政の線引きがうまくできていないような気がします。この問題解決に必要なことは、行政としての生涯学習の概念を整理し、明確にすることではないでしょうか。そうすることで組織体系も動きやすくなると思います。

第1次弥富市総合計画の中でも、生涯学習の振興が明確に銘打たれております。生涯学習行政において行政が果たさなければならない重要な任務は、住民のニーズにこたえ、量と質の面で最大限の学習機会を提供していくことです。量と質をともに向上させる方策として、家庭教育・学校教育・地域社会の3者が有機的に統合する手段があるはずで、このような理想的な状況をつくり出すために、組織体制の見直しは必要ではないでしょうか。

また、政策評価、行政評価サイクルの視点から生涯学習行政を当てはめてみますと、いろいろな問題もあります。生涯学習行政の分野では行政評価が積極的に行われてこなかったのが現状であります。行政効率や経費削減の視点から一方的な評価をしてしまうと、誤った評価結果を招くことになりかねません。しかし、施策の改善・充実、活動目的の再認識、社会的な承認の獲得とアピール、これらのためには行政評価は欠かすことのできないツールではないでしょうか。一般行政とは違い、生涯学習行政の特異性・難しさが認められる以上、この点も組織体制の面においても何かしらの形で影響を与えていかなければなりません。

以上の点を踏まえまして、まず本市における生涯学習行政の組織や体制について、現状や問題点、今後の展望についての答弁をお願いいたします。

議長（伊藤正信君） 水野社会教育課長。

教育部次長兼社会教育課長（水野 進君） お答えします。

最初に、社会教育と生涯学習の概念の違いを整理してみました。社会教育は、学校教育法に基づき学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び政治に対して行われる組織的な教育活動のことです。一方、生涯学習は、学校教育及び社会教育に係る学習並びに文化活動まで、生涯にわたる学習のことです。従来から社会教育課では主に社会活動を展開してまいりましたが、この4月より体制を新たにしまして、総合社会教育センターの社会教育課を生涯学習課に名称変更し、生涯学習グループ、スポーツ振興グ

ループ、文化財グループの組織体制として新たなスタートを切ります。

従来の事業としましては、年間を通じまして子供対象の教室、体験学習が23件、親子の教室は4教室、一般向け（高齢者教室も含む）は47件のスポーツ大会、各種教室、講座を設けております。毎年、教室・講座を開催しておりますけれども、人気のある教室・ない教室とありまして、参加者が定員割れのときもございます。また、今年度は市主催の教室、また講座終了後に団体を立ち上げられまして、毎週活動されている団体も数件ございます。団体数は増加の傾向となっております。そこで、今後は生涯学習という中でさまざまな事業を展開し、市民の方々が気楽に参加できるような講座や教室などの開催、またアンケートなどの実施により、多くの市民の方々に参加できるような体制づくりに努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤高次議員。

5番（佐藤高次君） いろいろな活動をなされて、それを精査してやっていくという答弁でありましたので、新年度からの期待をいたします。

昨年、十四山地区の東部小学校、また十四山中学校から我々に活動事業の案内がまいりました。これは、本市において各中学校、各小学校でそれぞれ事業を展開してみえると思えます。その一部を紹介させていただきます。

十四山東部小学校であります。ふれあい交通安全教室。「おじいさん、知っていましたか。今、高齢者の事故が一番ふえています。なるべくドライバーによく目立つように、渡るときは手を挙げてね」と、これは私の孫から手紙をいただいて、去年の11月29日、それぞれ地元の高齢者に 私も高齢者に入ったわけでありまして、孫から見ると高齢者という感じであるそうです。そういう事業を展開されました。学校に地域の方がこういう事業に参加するという非常にいい機会をいただきまして、50名でしたか、出席をされておりました。こういった事業も、東部小学校では児童と一緒に啓発をしてまいりました。

また、十四山中学校におきましては、祖父母と一緒にあって給食会を開いて、給食をともにする活動。また、今回の震災に対しての予備の知識でありました、去年、22年7月7日、十四山中学校で、はぐくみ地域コミュニティ支援事業として十四山中学校が地域の方々に呼びかけをされました。我々15人はこれに参加しました。その内容については、愛知県教育委員会委託事業である「ハートフルネット十四山」というタイトルで、震災時の避難所生活について考える。まさに今、日本が大変な時期になっていることを想像して行われた事業であります。震災時の避難所生活について考える。阪神・淡路大震災の住民が撮影したビデオを鑑賞し、震災体験者の作文から防災意識を高め、自分たちに何ができるかを考える体験でありました。こういった事業を我々高齢者を対象に、十四山中学校の方も事業を起こしていただきました。



こういった意味において、生涯学習という幅の広い活動、また勉強する、まさにみずから学ぶということでありますので、今課長の方から答弁いただきましたように、学校・家庭・地域がまさに一体となるような組織をつくっていただきたいと思えます。

続きまして、2問目の質問に入ります。生涯学習の問題でありますので、先ほど言いました第1次総合計画の中での文言も入っておりますので、2問、3問と質問した後に市長の方から答弁をいただきますので、よろしく願いいたします。

2問目であります。生涯学習行政に与えられた大きな使命の中で、歴史、文化財の保護・保全が最重要項目として上げられています。生涯学習行政と文化・歴史との関係について質問をさせていただきます。

生涯学習の参加者の主体が地域住民であり、地域住民の身近な課題が学習課題となって、その身近な取り組みの積み重ねで地域は変わっていきます。地域住民の生活に身近なものが生涯学習の対象となります。現在の住環境は、何十年、何百年といった昔から、先代からの積み重ねの上に成り立っております。そこには、この地域の地形、気象といった自然環境から宗教などの分野まで、ありとあらゆるものが影響を与えています。これらを調査・記録し、文化財として後世に残し、次世代の人々に引き渡すために保護・保全することは重要であると思っております。しかし、今を生きる私たちが活用してこそ、文化財としての本来の役割を果たすと言えるのではないのでしょうか。そのために必要なことは、文化財を地域の人々に広く知ってもらうことになってきます。金魚や文鳥にも歴史や文化が存在し、いつ弥富で広まったのか、なぜ弥富で広まったのか、どうして金魚や文鳥なのか、興味深い点は多々あります。歴史や文化を知ることが地域を知ることであり、自分の生活する地域を知れば興味がわき、興味を持ってもらわなければ郷土愛すら生まれません。学校教育の教材としての価値だけではなく、歴史・文化を学ぶことの大切さと重要性、このことへの積極性を期待するものであります。本市における生涯学習行政において、文化財等の有効活用についてそのお考えを答弁願います。

議長（伊藤正信君） 水野社会教育課長。

教育部次長兼社会教育課長（水野 進君） お答えします。

市内に数多く点在する文化財や史跡の調査・研究と保護・保存を進めるとともに、伝統芸能など保護・伝承を積極的に支援し、市民生活の中に生かしていくことが大切であると思えます。そこで、文化財等の有効活用につきましては、歴史民俗資料館におきまして資料等の収集・展示を行いまして、また企画展を開催し、本市の歴史等をより知っていただく機会を設けるよう努めております。また、市役所や社会教育センターには弥富市の文化財マップのパネルを掲示しまして、市民にわかりやすくPRしております。今年度においては、小学生の社会見学で資料館を訪問される学校が多くなっており、さらなるPRに努めてまいります。

さらには、弥富ふるさとガイドボランティアの方々の御協力によりまして、市内の史跡名勝、文化財などの案内を市民の方々に紹介していただき、生涯学習の一環として活躍をしていただいております。今後も文化財の保護・保存に努めるとともに、文化財の有効活用の推進や学校教育との連携、学習ボランティア活動のより一層の推進に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤高次議員。

5番（佐藤高次君） 本市における文化財のPRに努めるという答弁でありました。私も、市の文化協会に籍を置いております。いろいろほかの行政へ出向いて発表会等をさせていただいておりますけれども、本市に来ていただくという場面が少ないわけでありました。そういった中で本市の歴史について少しお尋ねします。

まず、弥富市におきましては東名阪自動車道、それから南の方で伊勢湾岸自動車道と、2本の高速道路を持っております。関係される土木でしたか、そちらの方に、東から来て蟹江インターで使われる1日の車の量、また弥富で1日にどれだけの車の量が乗りおりされるか、また西の方の長島インターでどれほどの車の量が1日に乗りおりされるか、データを調べていただいておりますはすけれども、伊勢湾岸自動車道、また東名阪自動車道について、弥富インターの利用率について少しお伺いをしたいと思います。

議長（伊藤正信君） 山田教育部長。

教育部長（山田英夫君） 私の方からお答えさせていただきたいと思います。これは、開発部の方から調査いただいたものを私の方が手元にもらいましたので、報告をさせていただきたいと思います。

それぞれインターチェンジの出入りの交通量のデータでございますが、平成21年度でございます。東名阪自動車道蟹江インターチェンジが1日1万2,300台、弥富インターチェンジが1万800台、長島インターチェンジが5,700台でございました。それから伊勢湾岸自動車道でございますが、飛島が1万3,200台、1日です。湾岸弥富インターチェンジが3,800台、弥富木曾岬インターチェンジが3,700台、湾岸長島が8,000台という状況でございました。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤高次議員。

5番（佐藤高次君） これを調査していただきました理由につきましては、いかに弥富に皆さんが足を運んでいただくかと。弥富の文化について興味を持っていただいてみえるかということでもあります。蟹江インターには1万2,000台、弥富は1万800台、また飛島インターについては1日1万3,200台、長島インターにつきましては8,000台と、やっぱり弥富インターの利用率が低いということになっております。これをさかのぼりますと、以前私も聞いたことがあります。東海道において桑名の渡しから熱田の渡しまで舟で渡って、この弥富を通ら

ないと。その理由は何であるかということをお聞きしました。弥富に余りにも文化・伝統がないということと、また立ち寄っても意味がないという話を聞いた覚えがあります。熱田から桑名、桑名から熱田、まさに弥富は素通りでありました。しかし、明治に入りまして東海道が整備され、弥富にも渡船場がありました。その渡船場は、昭和の初めに尾張大橋ができたことによって廃船されました。しかし、今、上の方に行きますと、まだ渡船場が今年度まで残っております。弥富の文化と弥富から北の方に行った文化の深さが確実に違っておるような気がしましたので、何とか弥富のインターを使って来ていただいて、弥富の文化といったものを知っていただきたいと思って質問をさせていただきました。また、これも最後に市長の方から答弁をいただきますけれども、いかに弥富インターを使って弥富に出向いてもらうか。我々文化協会は、弥富に来てもらうことはありませんけれども、弥富から外へ出向いて発表する機会は多々あります。ぜひ弥富に来ていただきたいという自信を持った文化をつくっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして3問目であります。生涯学習行政を行っていくことで、その波及効果として期待される地域づくり、地域振興がよく言われています。そこで、生涯学習行政と地域振興との関係について質問をさせていただきます。

生涯学習の最大の利点は、何度も言いますが、家庭教育・学校教育・社会教育の3者の統合のほかに、各企業が社員に行う企業内教育も含まれてくるのではないのでしょうか。家庭・学校・地域に加え企業ともバランスよく連携をし、それぞれのすぐれている、得意とすることは惜しみなく協力をし、不得意とするところは得意なところに協力を求める、この関係が最善で理想的な状態であると考えます。地域全体を巻き込んだ事業こそ生涯学習社会なのです。教育が行われる数ある現場の中で、地域が一番影響を受けると思います。生涯学習を振興していくことで地域は変わります。

地域づくりを進めていく過程においては何点かの共通点が存在し、その代表的なものの一つが住民主体であることです。生涯学習の参加者の中心は地域の住民であります。その主役はやはり地域住民であります。一方、地域づくり、まちづくりの主体となるべきものは何でしょうか。その答えは、やはり地域の住民ではないのでしょうか。身近な問題意識をそれぞれ集積され、それをみんなで分有できるように話し合いをし、料理、健康、スポーツ、絵画、音楽などの趣味的・教養的な要素から、自分自身の知識、技術、経験を高めることで各個人の生活の充実を図る生涯学習もあれば、子育て、福祉、防犯などの活動において、自分の培った知識や技術、経験を役立てることで社会的生活の拡充を図ることもそうだと思います。まちづくりには子育て、福祉、防犯といった分野の充実は必要不可欠であります。生涯学習とまちづくり、地域振興の形成過程において一番の根本をなす部分には共通する要素が含まれているからこそ、今日のように生涯学習が認知されていることになっていると思います。

以上のことを述べたように、新たなる局面といっても言い過ぎではないと考えます。3月議会の当初に市長の方から議会の市政運営方針の中で、新年度より市を代表する金魚と文鳥を前面に押し出して、内外へアピールする事業を展開しようとしています。景気の低迷が続く中、なかなか明るい未来が見出せない市内の地場産業を活性化させるためにどうすべきか、この事業に期待すべき面も多く、この事業の成果が本市の未来に与える影響も強いものであります。この事業自体の果たすべき役割は地域振興であり、地域おこしであると思います。生涯学習活動の一環として、家庭・学校・地域・企業・市全体でもっといろいろなものを巻き込むことで、より大きな相乗効果を生み出すことができるのではないのでしょうか。生涯学習行政における地域振興の指針について、お話をお願いいたします。

議長（伊藤正信君） 水野社会教育課長。

教育部次長兼社会教育課長（水野 進君） お答えします。

生涯学習行政における地域振興の指針ということですが、弥富市総合計画の中に生涯学習推進社会の形成という項目で記載がされておりますが、生涯学習推進計画が未策定のこともあり、今後、策定に努めてまいりたいと考えています。各地域は、それぞれ伝統と文化が息づく個性的な空間でもあると思います。しかし、個人中心の意識の高まりや核家族化の進行に伴って住民相互の連帯感が薄れ、地域社会への関心も低くなりがちです。そこで、地域の自然環境の保護と学習を通して地域の再発見に努めることにより、より一層地域振興にもつながっていくのではないかと考えております。また、住民・社会教育機関・学校・企業等の連携により、それぞれの地域の特性を生かしながら、地域にかかわる課題の解決や創造的な環境づくりを図るため、地域全体で生涯学習を推進する生涯学習のまちづくりを進めることが大切でありますので、生涯学習のまちづくりの推進に当たりますとは、地域の史跡、伝統芸能等を学習資源としまして積極的に活用していけるような環境づくりに努めたいと思っております。さらには、現在地域による文化・芸術、スポーツ振興、生涯学習関係の事業を実施される団体に対しまして、地域づくり補助金を交付しております。22年度におきましては20件の交付団体がありました。また、まちづくり出前講座、これは平成21年・22年ですが、計4回実施しております。学校、地域へ出向き、生涯学習の推進に努めていきたいと思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤高き議員。

5番（佐藤高き君） 通告がしてあることもありまして、答弁がすらすらすらすらと、簡潔に答えていただきましてありがとうございます。

子育て支援というのも生涯学習の一環であります。昨年1年間ファミリー・サポート・センターを立ち上げていただきまして、これは通告してありませんけれども、どのようにファミリー・サポート・センターが活用されたか報告していただければ、通告外ですが、関連質

問でありますのでお願いしたいと思います。

議長（伊藤正信君） 鯖戸児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） 今の質問に対して答弁させていただきます。

議員の方からお話しいただきましたように、平成22年4月から弥富市としてファミリー・サポート・センターを立ち上げさせていただきまして、その運営につきましては、弥富市シルバー人材センターの方に委託させていただいていることは御承知のところでございます。それで、この23年の2月末時点の実績の概要を説明させていただいて、新たにまた御理解等もいただきたいと思いますと思っております。

まず会員につきましては、利用会員ということで、そのサポートを利用したいという主に子育て中のお母さん方、御家族が126人登録していただいております。協力会員ということで、そのことに対して協力できるということで登録していただいている方が43名、それから両方会員ということで、利用もしたいけど、私も手があいているときがあればお助けができるという方が4名というような現状でございます。

それから、事業を始めてからの利用状況なんですけど、2月末時点で延べ69回の利用がございます。その主な内容としましては、子供の習い事の援助というんですか、児童クラブの方に子供がいて、そのときまだお母さんが迎えに来ることが時間的にできないもので、そのまま引き続き塾の方に送って行ってほしいとか、そういうような部分。あるいは、保育所に子供を自分が送っていくところなんですけど、仕事がある関係で、私にかわって送って行ってください、あるいは迎えにいらしてくださいというような内容。あるいは、保護者自身が冠婚葬祭とか自分の買い物等でどうしても子供をいつか預かってほしい、あるいは小学校の活動に行くために子供を預かってほしいというような関係で14件ほどございます。

あと利用時間につきましては、大方1時間以内の利用でございます。結局、送り迎えということだと1時間以内で終わっているというような状態。あとは1時間とか2時間とか、その程度のところがございます。そういう形で利用をしていただきながら進んでいるところございまして、子を持つお母さんの仕事と生活とのバランスの支援のところをサポートさせていただいているという状況でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤高清議員。

5番（佐藤高清君） ありがとうございます。関連質問ということで答弁をいただきました。

この1年間、ファミリー・サポート・センターでの利用度数を見ますと、子供の習い事等の場合の援助の回数が突出して多いということになっております。ぜひ23年度も、これにまさる活動をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、第1問目の弥富市における生涯学習行政のあり方について、3問質問をさせていただきました。ここで市長に総括して答弁をいただきますので、よろしくお願います。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤高清議員から生涯学習についての御質問でございます。

生涯学習の必要性ということにつきましては、議員のおっしゃるとおりでございます、昨今の社会的な情勢の変化、あるいは高齢化社会ということ踏まえながら、人々の生活様式の中に自己の実現であるとか、生活の向上を図っていききたい、仲間づくりをもっと積極的にやっていききたい、あるいは健康ということについてしっかりと考えていききたいという、さまざまな生涯を通じた学習機会というのがあるわけでございますが、問題は、行政がそれにこたえられているかどうかということだと思います。今、私どもの拠点といたしましては、総合社会教育センターという拠点があるわけでございますけれども、これはハード、あるいはソフト面からしっかりと考えていかなきゃならないというふうに思っているところでございます。過日も私ども文化協会の賀島協会長ともお話をさせていただきながら、弥富市の文化のあり方、あるいは歴史等のあり方について、いろいろと御協議をさせていただきたいきさつもあるわけでございます。もう少しハード面では関連施設の整備充実を図っていただきたい、あるいは新たな拠点の施設、制度を検討していただきたいということがハード面には求められておるわけでございます。そしてまたソフト面におきましても、特色のある教室であるとか講座の企画、あるいはそういった開催をどのようにしていくかというようなこと、またそういったことに対する指導者の育成というようなことがあるわけでございます。

今回も私の方に大変うれしいニュースもいただきました。これは個人的にお名前を申し上げますけれども、平島で御活躍の安井さんという書道家がお見えになります。この方が、高齢化社会において介護予防で物を書くということは大変重要なことだろうというふうにおっしゃいまして、ぜひ私もそういった中で仕事をさせていただきたいという旨のお話をいただきました。ぜひそういったことに対しても新たな企画として、私どもとしては生涯学習の一環として取り入れていきたいなあというふうに思っているところでございます。いずれにいたしましても、私たちとしてはハード面をいかに充実させていくか、そしてソフトに関しては、市民の皆様にご協力いただきながらその内容を充実していくかということが、弥富市の生涯学習教育、いわゆる第1次弥富市総合計画に位置づけしていることを具体的に進めることであろうと思っているところでございます。

また、議員御質問の地域振興との関係につきましては、私ども新しい組織の対応の中で、この4月から商工観光課ということを考えております。そうした状況の中で、もう一度地場産業であるとか、あるいは地域振興という形でさまざまな歴史的なもの、あるいは弥富市にとって大変重要なものをPRし、発信をしていききたいと考えておるところでございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤高清議員。

5番（佐藤高清君） ありがとうございます。質問は以上であります。とにかく弥富市における生涯学習を通じてこの弥富市が発展することを切に望みます。

続きまして、2問目の質問であります。弥富市の農業政策についてであります。

この質問につきましては、利益の追求という意味で通告がしてあります。震災の被害状況がまだわからない中で、本市の農業に対する利益の追求をここで求めるということはいかかなものかと思って、この一般質問を議長のお許しがいただければ取り下げたいと思います。議長のお許しをどうぞよろしく願います。

議長（伊藤正信君） はい、結構です。

佐藤議員。

5番（佐藤高清君） ありがとうございます。では、農業の問題については取り下げをさせていただきます。

最後に、本年3月をもちまして退職をされます職員の方々は大変御苦労さまでございました。今後は行政で培ったノウハウを生かし、各地域で活躍されることを心より期待いたします。大変御苦労さまでございました。ありがとうございます。終わります。

議長（伊藤正信君） ここで暫時休憩をします。再開は11時15分からといたします。

~~~~~

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~

議長（伊藤正信君） では、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に三宮十五郎議員、お願いします。

12番（三宮十五郎君） 皆さん、こんにちは。

私は、バランスのとれた総合的な下水対策について、最初にお尋ねをいたします。

伊勢湾台風以前の弥富町の中心市街地の一角を占めておりました弥生学区の現在西部下水路ともなっております鯛浦川は、子供たちが泳ぎ、土地の人々がドウビンと言っておりました、水のきれいなところにしか住めないカラスガイが住み、捕まえた魚を食べることに何のためらいもないきれいな水辺でございました。私も20代の半ばから弥富に住んでおりますが、実は中学校を卒業して1年半ほどたった後、集団就職で来て弥富町に半年ほど住んだことがあります。そのカラスガイを捕まえたことも覚えております。

それが、高度成長の時代の人口の急増などによりまして、生活排水が川の浄化能力を超えたことから、いつの間にかほとんど住宅地周辺の小川は魚の住めないヘドロの悪水路となり、悪臭と蚊の発生などに悩まされ、見た目も不潔なことから下水排水対策が強く求められるようになりました。現在、市の下水道計画が進められておりますが、全市の完成は計画どおり

に進んでも平成55年度。国の予算等もあり、今回の大震災等の影響もございまして、計画どおりに進むということはとても考えられない状態であります。下水道計画の私のところの事業化は一体いつになるのか、いつまでこんな悪臭の我慢をしなければならないのか、こんな思いを持っている人は少なくございません。それだけに、そんなに多くの費用をかけなくて、一日も早く悪臭や不快な状態を改善する方法はないかとだれもが考えていたことで、私もこのまちの議員の一人として、各地のさまざまな生活排水対策を見学して歩いてまいりましたが、これというものになかなか行き会うことができず、時を重ねてまいりました。

2年ほど前から市民の方と市の職員も見守る中で、庁舎と桜小学校の間の排水路と、鯛浦川に流れ込んでおります東気開の住宅地の悪水路の変化には大変驚かされました。庁舎のそばの排水路は、汚水対策として時々農業用水を流し込んだり、プールのオーバーフローした水が流れ込むこともありますが、それでも水の少ないときには悪臭が漂い、川底はヘドロがふえ続けてきたものですが、市民の方々の取り組みが始められてまずにおいなくなり、今では川底に張りついていたヘドロがなくなって、土や砂が見えるようになっております。

さらに驚いたことは、東気開の住宅地の排水路です。農業用水を流し込むことができないところで、生活排水と雨水しか流れない。合併浄化槽も少なく、生活排水が処理されないまま流されているところでございます。そのために、夏になりますとくみ取りのトイレに入っているような異臭が漂い、何とかならんかと私も相談を受けていたところでございます。それが、昨年7月に鯛浦川の悪臭とヘドロ対策の実験を始めますから見に来てくださいと案内をいただきまして、市民の皆さん、それから市の職員の複数の方や何名かの議員の皆さんと一緒に、恐らく二十数名だったと思いますが見せていただきましたが、そのときにちょうどその排水路がそばにありますので見せていただいたら、ヘドロも悪臭もなく、底張りのコンクリートが見えております。去年の夏は雨が少なく、生活排水しか流れていない悪水路がさま変わりをしておりました。

早速、この間の取り組みを進めてきました方々と材料を供給している業者から、どうしてこんな変化が起こっているかという説明を受けました。説明によりますと、使っているのはアルコール発酵菌、乳酸菌と酵母で、糖類とでん粉を分解し、メタンの発生を抑える役割を果たしている。もう一つはセルロース分解菌、繊維質ですね。なかなか分解できないものですが、納豆菌やこうじ菌、放線菌などでセルロース分をアルコール発酵菌が分解できるでん粉や糖に分解する役割を果たしてもらおう。さらに光合成細菌、ヘドロの中でたんぱく質が腐って出す悪臭の原因でありますアンモニアや硫化水素を体内に取り込み、悪臭のもとをなくし、こうした働きをする微生物や菌類が働きやすい環境を整える役割を果たしているというものでございました。その働きを持った微生物と菌類をヘドロや汚水の中で効果的に働ける割合にし、増量剤に吸着させて乾燥させ、休眠状態にして使いやすい顆粒状にしたものを散



布するだけでいい。このようなものでございますが、悪水路だと6平方メートルに大体100グラムぐらい使えばいい。150グラムぐらいですね、これで。一般家庭の浄化槽やお勝手の流し口からそれぞれ100グラムほど投入すれば悪臭がなくなり、みんなでやれば近くの排水路も自然にきれいになっていく。東気開の排水路はそのせいではないかという説明でございました。

驚きながら費用について尋ねますと、自分たちで分けして散布するなら15キログラム1万5,000円、各家庭に配布で使う球状状態で100グラムの小袋詰めをしてもらうなら200円ほどで用意できるというものでしたが、大変費用対効果の高いものであり、硫化水素や悪臭を出して市民生活を損なうだけでなく、地球温暖化の原因の一つともなっておりますメタンの発生を抑え、本来河川が果たしてきた自然浄化ができる川に戻していく手助けができるのではないかと思います、大変心が弾む思いをいたしました。

鯛浦川の散布地域の変化と、自分の家でも確かめてから行政としての取り組みや、他の人に勧めるためにはやってみるべきだと思ひまして、試供品をいただいて、自分のうちの台所の悪水で試してみました。私の家は古くて合併浄化槽もございませんし、台所の排水は、油と固形物が外に流れ出さないように工夫をいたしました大き目のます二つをつけております。数ヵ月も掃除をしないと油がゼリー状で固まったり、固形物がますにたまって排水口が詰まってしまいます。試供品の威力を試すために、ほぼ限界に近づいていた油分や固形物をそのままにして100グラムを台所の流し口から入れましたが、去年の7月21日からほぼ8ヵ月になりますが、当時ゼリー状だった油分も固形物も、ほぼすべて排水ますとして使うには支障がなくなり、においもなく、微生物分がしっかりと働いているようです。私の家で使った感じでは、年2回の投入が望ましいという業者の方の説明よりもはるかに威力があり、4ヵ月以上ため込んでおりました油分や固形分と合わせて、1回の投入で1年分の仕事をしてくれたようだと感じました。

鯛浦区の役員の皆さんを中心といたしましたこの試験的な取り組み、鯛浦川とルート1北側の排水路への昨年7月からのこの材料を投入したところの変化、いずれも大変熱心で、このまちをよくしたいという熱い思いに支えられた頭の下がる取り組みであり、こうした皆さんの御苦労にこたえるためにも、市の事業の一環として発展させる提案をしなければと思っておりますやさきに、新年度の鯛浦区の事業として、海老江、上之割、中之割、下之割、東弥生台、前新田、車新田の7町内4区で構成されております鯛浦区の事業としたい。各家庭に配布し、水洗トイレや台所から投入することで排水管路もきれいにし、悪臭や目詰まりをなくすこと、あわせてその先の悪水路の悪臭やメタン、硫化水素、ヘド口の除去等の対策を行い、排水路の浄化能力を高めて、清潔なまちと健康で暮らしやすいまちづくりへの一助としたいので協力してほしいという申し出をいただきました。

そこで、市長にお尋ねいたしますが、市長は常々市民の皆さんとの協働、市民参加のまちづくりということを掲げておられました。この間の一部は市の担当者の皆さんもごらんになっていただいておりますが、下水道事業のおくれた地域に対する補完対策として、あるいはまた弥富市の河川から失われておりました浄化能力を回復させ、環境保全に寄与する実験事業としても、市が現在行っております地域づくり補助金の対象事業にするにふさわしいものの一つだと思いますが、こうした皆さんの取り組みはそうした事業に適したものかどうかということについて御答弁をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答えを申し上げます。

私どもの市民の皆様への生活に対する、あるいは環境に対する満足度というものは非常に低いということは、私も十分承知しているところでございます。こういったことに対して、総合計画の中で逐次改修・改善をしていかなきゃいけないということが前提になるわけでございますけれども、現在、公共下水道の整備であるとか農業集落排水事業の整備をさせていただいているところでございます。その間、いろいろと各地域の住民の皆様からは、悪臭であるとか、ヘドロに対する対策を何とか講じてくれというお話は、今議員のお話のとおりでございます。私どもといたしましては、計画的にそのしゅんせつであるとか、あるいは水路の改修ということをやっているわけでございます。市民の皆様が、先ほど議員のお話にありましたように、水質の浄化剤というものを使用して、何とかこの悪臭、ヘドロということに対する対策はということで、私もそのお話は以前からお聞きしておったところでございます。

確かに一時的な効果はあるという形で、その水質浄化剤と一緒に活動された方からお聞きしている中においては、悪臭が少し減ったよということは聞いておるわけでございますが、これを恒久的な形で年間を通して本当にやれるかどうかということについては、やはりもう少し実験を繰り返していかないといけないだろうと思っているところでございます。一番の根本的な悪臭、あるいはヘドロといったものに対する対策は、排水路の改修工事ということを基本的にやっていかないといかんだろうというふうに思っておるわけでございます。

財政が大変厳しい状況の中、市街化を中心といたしまして、そのことも今進めさせていただいております。一つは、鯛浦下之割における狭隘道路の整備と同時に、排水路工事、ふたをさせていただいております。あるいは、平島の中におきましては住宅地でございますけれども、平島支川35号線の中においても工事を進め、来年度ではすべてその悪水路に対しては改修ができるというふうにも思っております。また、中部下水の排水路対策についても、順次進めておるところでございます。今御指摘の私どもの弥富駅東側の水路、いわゆる鯛浦川周辺における悪臭、ヘドロの対策といたしましては、今、駅の南側が1号線ま

での狭隘道路の幅員を拡大しております。そして、その次はあの排水路における改修工事に取り組んでいかなきゃならないということで、来年度予算の中で測量費を掲げさせていただいております。しっかりと測量して、次の駅東側の全体の河川を含めたところの排水路対策をしていきたいと思っているところでございます。また、私ども庁舎の西側の桜小学校側の水路におきましても、これから5年数ヶ月の間に海南病院の整備計画が進められようとしているわけでございます。そうした状況の中で海南病院の整備計画とあわせて、文化的あるいは環境的に皆さんの方からも見ていただいて、景観のとれる形にしていかなきゃならないというふうに思っておるところでございますので、随時計画的にこの事業を進めていきたいと思っておるところでございます。

また、今議員が御指摘いただきました水質浄化剤につきましては、テストしていただくのは結構かと思えますけれども、本当に長期的にやっていかないとなかなか効果は生まれないということも聞いております。また、EM菌等の浄化剤等においては、その効果を疑うというようなこともいろんな自治体からも聞いておるところでございます。果たしてどこまで効果が上がるかということについては、テストを繰り返していかなきゃならない、そんな思いでございます。それよりも根本的な排水路の改修工事が待たれるところではないかと思っておりますので、行政としては排水路の改修工事を進めるということで努力していきたいと思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 私も、今市長がおっしゃられたようにEMなどを見てきて、かなり手がかかるし、それから相当専門的な手を入れなければできないものだということもありまして、本格的に取り組むべきものだというような提唱をすることは差し控えてきましたが、一つは、庁舎の横の排水路のヘド口がなくなって、下の泥や砂が見える状態になってきている。これが2年ほどの取り組みですよ。それから、さっき申し上げました東気開の鯛浦川に流れる線路南の方の住宅街の排水路ですね。ここが、悪水しか流れないところがもう全くそういう不快なおいがしなくなってきているというのも事実でございます。こうした中で今、鯛浦区の皆さんがぜひ自分たちでさらに実験をしていきたい。ついては、市のまちづくり事業、1事業5万円を対象にした補助制度がありますので、希望するところがそれぞれ名乗りを上げてやってみたらどうかということで進めておりまして、だから市長おっしゃる市の恒常的な事業にするかどうかということではなくて、とりあえず美化事業だとかそういうものの一環として、鯛浦区の皆さんが実験的にやりたいということで補助申請すれば、これは事業の対象からいって、実験の一つとしてやることについて、その補助事業の対象にするということ是可以すると思えますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） まちづくり補助金での浄化の活動でございますけれども、そのことについて私は拒むものではございませんけれど、私どもの担当の者と一度よく協議をさせていただきまして、本当に効果が上がるものだったらそういう方法はやっていただかなきゃいかんし、皆さんの御努力に対して敬意を表するわけでございますけれども、行政側とよく協議をさせていただきたいということを申し上げます。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 本当にいろんなまちづくり事業で市民の皆さんの協力をいただいておりますが、この問題は、今市長がおっしゃったように、排水路を整備する、それから下水道を整備するという両面で解決しなければ、全体的な解決はなかなか難しい問題があると思います。ただ、現状でもヘドロや悪臭が、庁舎の隣の悪水路がなくなっておることだとか、今申し上げましたように、地形上からいって田んぼ用の農業用水を入れることができないようなところで悪臭がなくなったり、ヘドロ状のものがなくなって、コンクリートの底張りがどこからでも見える状態になっているということは、しかも先ほど申し上げましたように、費用的にもそう大した費用がかかるわけではありませぬので、ぜひそういう実験を綱浦の皆さんがやると言うなら、対象事業になるということがあれば積極的に取り上げていただいて、お考えいただくということを強く求めて、下水問題の次の項の質問に移らせていただきます。

市下水道計画とこうした取り組みをどう位置づけていくかということと言いますと、皆さんそういう希望があれば事業をやっていただいて、その効果の一つは市として実証していただく必要があると思うんですね。したがって、ぜひ今できる範囲で御協力をいただくことと、あわせてこの実験をされたところが実際にどういう変化があるかを、市の環境課等も加わっていただいて実証していただくと。特に今綱浦の皆さんがそうやってやろうということでございますので、そんなに費用をかけずに広い区域が実験できると思いますので、悪臭やメタン、硫化水素の発生の度合い、それからヘドロの状態がどうなっていくのか、動物あるいは植物、微生物がそれぞれの悪水路でどういう変化がしているのか、水質そのものはどうなっているかというような調査をぜひ、もしそういう実験をやられたら市の方でやっていただいて、費用対効果、それから実際に市民の生活環境の改善にどう役立っていくかということについて、仮に一定の事業が市の事業として採用された場合、市として環境課等でそういう検証をやっていただくということはできるでしょうか。

議長（伊藤正信君） 久野環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） お答えさせていただきます。

先ほど三宮議員が御質問された件について、実は先ほど御紹介ありました綱浦の微生物を使った浄化剤につきまして、とりあえずお話があったところの実績表といったものを参考に

させていただきます、すべてのところへ実は御照会をさせていただきました。

この弥富市の近隣では蟹江町も実はやっておりまして、ここは基本的には水が流れないところをやっておるようでございます。しかしながら、残念ながら私が御照会申し上げました6件につきましては、効果に疑問があり、現在はやっていないということで、1回限りで終わってしまったところがすべてでございましたので、先ほど市長が申しましたように、こういった微生物を使つての浄化剤というのは、全く水が流れないようなところであればどうかとは思いますが、非常に無理があるのではないかなというふうに考えております。

議長（伊藤正信君） ちょっと課長、評価の基準を精査してくれるかという答弁だよ。

12番（三宮十五郎君） その地域の皆さんが本格的にやったときには、実際に変化があるかどうかということについて、一定の検証をしていただけますかという、そのお尋ねです。

議長（伊藤正信君） 市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答えしますけれども、先ほども水質浄化剤の効果につきましては、いろんなところでテストが行われておるということは環境課長も話したとおりでございますけれども、我々として行政と話し合っていたきたいというのは、まさにその評価基準でございます。評価基準を継続的にどのような、例えば化学的な物質であるとか、あるいはそれに対する数値というものを基準として決めておかないと、それぞれが共通認識できるものではないというふうに思っておりますので、我々行政としっかりと協議をしていただきまして、それからテストをしていただく、具体的な行動をしていただくということで申し上げているつもりでございます。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） いずれにいたしましても一つは、これはだれもが通るからわかることですが、この庁舎の横の悪水路のヘドロというのはもうほとんどなくなっていますよね。しかも、多分2年間の間に3回ぐらい散布をただけで、ここはどんどん流れていくところですから、そういう実証的な効果がありました。それから、去年の7月に実施された、鯛浦川ですから今市長おっしゃったように悪水がどんどん流れていくところですね。ここのヘドロもあまりにおわなくなって、しかも地面が砂や土がかなり見えるところまで変化が起きているよね。それから、私は直接見ておりませんが、ルート1の裏側の悪水路もそんなにおいがしなくなったということで、実際に鯛浦の役員の皆さんがやってみえるわけです。

そういう今までの経験の上に立って、ぜひこのたびはそんなに費用がかかることではないこともあって、各戸で自分のところの生活排水や浄化槽のおいがすることを抑えるということもあって、自分のところを出して、全体で一斉にやればかなりの効果をつくり出すことができるのではないかとということで、実は東気開の場合は、こういうやり方をやってきれいになってきているということもあって、やりたいという計画を立てておりますので、ぜひ担

当課の皆さんと鯛浦のそういう計画をしているところの皆さんとよく協議をしていただいて、検証できる方法があれば検証していただくということをお願いしておきたいと思います。

それと、下水道問題の全体としての対応ですが、先ほども申し上げましたように、今の事業計画どおりに進んで平成53年まで、しかも費用負担は、国庫負担はほぼすべてが当然国の起債でやっておるわけですが、さらに市の事業費の23年度予算で見ますと、63%が起債で賄われると。ですから、国の分と合わせると総事業費の98.7%が起債で賄われるという計画があります。今、国の借金も全体として一日も早く少なくすること、財政健全化が国民的な課題になっているときに、さらに今回の大震災によって、恐らく下水道建設なんかの費用は当然かなり少なくなってくるわけでございますので、今のような形での事業計画というのは、私はだんだん縮小していく方向になると思いますので、当地の下水道事業がさらに東海・東南海大地震とどっちが先に終わるかということを経営しながらつくられていくような事業でもあると思います。今後、少ない費用をより効果的に活用する工夫と財政の節約が、下水道事業全体としては大きな課題となっていることは明らかでございます。したがって、市の今後の下水道計画については、中心市街地の下水道整備が最も強く求められているところを集中的に整備し、虫食い状態のことはなるべくしないようにしていくとか、イオンタウンのような新しい高度処理能力を備えた浄化槽は可能な限り下水道と分離をして、いざというときに活用できるような災害対策を想定した計画にしていくとか、鯛浦区の今回の大規模な試行によってその効果が確認され、市民的合意が得られるなら、現計画の見直しも含めて、費用対効果の高い持続可能なもので市民生活をより充足させることを目的としたものにしていくことが強く求められていると思いますが、総括的にこの辺のことについてお考えをお聞かせください。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 弥富市の下水道政策について、三宮議員からの御質問でございます。

昨年の3月31日から、私どもとしては平島を中心として、一部のところで供用を開始させていただいたわけでございます。この下水道事業におきましては、議員御指摘のとおり、大変多額な費用がかかることは承知しております。国の2分の1の補助金がないと、とてもできるものではないということも思っております。しかしながら、日光川流域下水道事業の中で単に私ども弥富市だけではなくて、海部全域という状況でのこの事業でございますので、私たちとしてはこの計画を粛々と進めていくということを考えておるところでございます。これから桜学区であるとか、あるいは他の地区におきましてもやっていきたいと思っております。

今回の東北地方の地震に対しては、大変な被害が想定をされておるわけでございますけれども、私どもといたしましても、県からの要請に基づき、下水道の担当者を現地の方へ派遣

していきたい。そして、現地の生々しい状況、あるいは地震が起きた場合のさまざまな下水に対する考察をしていくというような状況で、その要請に応じて派遣をさせたいと思っておりますのでございます。

いずれにいたしましても、市民の満足度が低いというのは下水道でございます。そうした中で市民の満足度を高めていくのが我々行政の仕事であろうと思っておりますので、また議員各位の御理解をいただきながら、計画的に進めさせていただこうと思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） ぜひ実際にいろんな工夫をしながら、皆さんの下水対策に対する希望を早く実現できる道を探っていただきたいと思います。そのことを要望して次の質問に移ります。

22年度から、国税徴収法や地方税法で定められました既に課税された税等であっても、最低生活を脅かす強制的な徴収はしない。一定の条件を満たせば、その課税や延滞金の取り消しを行う。また、そのことを本人に通知するというもので、給与や年金、所得については既に一定の基準が政令等で定められておりますが、そうでない人々についても、生活保護基準の1.1倍以内という基準を定めて行うことが始められました。これは、課税は所得に対して行われるという今の税制上の仕組みから、例えば国民健康保険税等につきましては、単身の場合には所得27万円以下については、国保税が年間70%の軽減があって1万8,900円。当然非課税でございますので、介護保険は第3段階の65歳以上の方は3万円ということになりますが、実は収入と所得の間には大変大きな隔たりがございます。年金120万と給与の65万は所得から控除される仕組みになっておりますので、両方受け取ることができる方は、所得27万という年収212万になります。それから、不幸にして無年金だったりして、給与だけを頼りに生活している人につきましては、給与所得控除の65万と27万の所得でございますので年収92万ということで、これはもう完全に生活保護よりも低い収入が同じ負担をするということでありまして、税の公平だとか負担の公平ということであると、実態はとても払い切れない。だから、市は生活保護基準の1.1倍以下については、先ほど言ったような、既に課税したものであっても滞納処分等の停止等によって救済していく道をとっていくという方向が決められました。

特にこの問題について言うと、大企業や公務員でお勤め上げられた方、あるいは中小企業で長くずっと安定して勤められた方、同時にさまざまな事情によって無年金になった方、それも決してその人の責任でない理由もあるんですね。例えばつづり方教室だとか山びこ学級だとかいうことで広く全国に知られた無着成恭さんが教えた子供たちがその後どうなっているかという追跡調査をしたら、ほとんど所在がわからない。中学校を卒業して大都市に

出たことが、東北の田舎で育った子供たちにとっていかに過酷な状態だったかということであらわしているということがNHKでもちょっと放送されたことがございますが、決してみんなが順風満帆で年金を受給できるような状況でなかった世相や条件もありますので、現実にもそういう人たちに対するきちんとした健康で文化的な最低生活の保障、またそれを義務づけられた住民の福祉に寄与するという地方自治法の精神に沿って、やっと当市もさっき申し上げましたような状態に踏み出したわけではありますが、この間の取り組みの中で実際どのような対応がされてきたか、御報告いただきたいと思えます。

議長（伊藤正信君） 服部収納課長。

収納課長（服部 誠君） では、今の御質問にお答えいたします。

平成22年4月より、滞納処分の停止の要件の取扱基準におきまして、滞納処分することができない、財産もなく、生活保護法による保護の基準に基づき算出いたしました保護開始時の要否判定に用いられる最低生活費の100分の110のとき、滞納処分の停止基準を定めました。平成22年度12月末までの生活困窮者の停止処分件数は39件であり、内訳としまして31件が生活保護受給者であります。また、残りの8件について、御質問がありましたように低所得者の該当者となり、市税及び国民健康保険税の滞納処分停止額は502万6,700円に上っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 弥富市の減免制度というのは、それなりにこの周辺の市町村に比べると非常に高い、現年分ですよ、ものであります。実際になかなか市民の方が中身がよく理解できないのか、ほとんど減免制度は使われないもとの、実は今課長の方から報告されました、滞納処分の停止による強制的な取り立てをしない、一定の条件が整えば課税はなかったものにするというのは、健康で文化的な最低生活に食い込む課税をしないという国税徴収法や地方税法の精神、それから健康で文化的な最低生活を割り込むような負担は強制的にはさせないという非常に大事な問題ですよ。ところが、滞納世帯は相当数ありますよね。国保なんか、現年度分と言うと今91%をやっと超える程度、過年度分の滞納が世帯数と言うと20%を超えている状態がずうっと続いています。当然、滞納処分の停止というのは、一方で実際支払い能力がある人にきちんと払っていただくということと、もう一方では、そういう支払い能力、担税能力のない人たちについては必要な救済の手を打っていくという二つの側面を持っているわけですが、今言ったような国民健康保険の場合だと2割を超えるような滞納世帯がある中で、やっとこれで市としてやり始めたところですからあれですが、今実際に件数がその程度というのは、仕事が忙しくて滞納の調査やそういうことができない状態があつてそんな程度なのか、それとも、調査をしたけれども、滞納処分の停止にかかわるような滞納者というのはそれくらいしか弥富の場合はいないということでしょうか。いずれでし



ようか、お答えいただきたいと思います。

議長（伊藤正信君） 服部収納課長。

収納課長（服部 誠君） 今の御質問につきましてお答えいたします。

こちらの収納課の方で、それぞれ生活環境というのは現時点では把握しにくいということで、それぞれの滞納者の方につきまして催告書というのを outsas せていただきまして、それで現時点の生活環境等をお聞きしたいということで、御連絡の方をしていただくようお願いしているんですけども、連絡があった方につきましては、その都度、生活状況をお聞きしまして、こちらの方で御指導をいたします。ない方につきましては把握できないのが現時点でありますので、お話があれば、こちらの方で生活保護の100分の110という基準等も照らし合わせて、今後処理をさせていただきますということで考えております。以上です。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 今も申し上げましたが、国民健康保険の場合の滞納世帯というのは二十数%あるんですよ。しかし、我が弥富市は、貧困等についてはペナルティーをかける正当な理由にはならないということで配慮しておりまして、百数十世帯、全世帯の約5%、滞納者の多分1割に行っていないぐらいの人たちにしか短期保険証だとかそういうを出していないんですよ。だから、私は国保の担当課というのは、十分な調査をしたかどうかは別にいたしまして、そういう配慮をしておるということは、かなり貧困によって払えない人たちが多数いるということ承知しておるからそういう配慮をしておる。先日も課長に聞きましたら、弥富は、貧困を主な理由にする滞納については、よそはかなりやっておるようですが、そんな簡単に短期保険証にしたりしないような配慮をしていますと言ってみえましたが、それはそういう理解でよろしいですか。

議長（伊藤正信君） 平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

滞納をもとにいたしまして短期保険証の発行はいたしておりません。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） そうすると、実際に多分仕事が忙しくてなかなか対応できんと思うんですが、本来は対象になる人たちが、今言った催告書を出して、連絡の来た人は対応をします。ほかにもそういう滞納をいっぱい持っておる人たちは、催告書を出しても全然連絡が来ないということでしょうか。

議長（伊藤正信君） 服部収納課長。

収納課長（服部 誠君） 連絡があればこちらの方で対処いたします。連絡がない方につきましては、現時点ではなかなか連絡をとることが困難ということで、対処していないということあります。

議長（伊藤正信君） 三宮議員、発言中ですけれども、ここで休憩をして午後の部でお願いしたいと思いますが、よろしいか。

12番（三宮十五郎君） はい、結構です。

議長（伊藤正信君） では、暫時休憩をいたしまして、再開は1時からといたします。

~~~~~

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~

議長（伊藤正信君） では、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 今、収納課長の方から説明がございましたが、滞納している人たちがなかなか役所に相談に来づらいという状況が今のお話の中にあると思うんですが、もう一方で、今民生部長の方からお話がありましたように、国民健康保険でいいますと2割を超える世帯が滞納している中で、実際には滞納世帯の10%を切るようなペナルティーとしての短期保険証しか出さずに、先ほどの説明でもありましたが、貧困を理由にする人たちに対しては、市は正当な理由ということでペナルティーを科していない、短期保険証を出していないという説明があったんですが、保険年金課の方はある程度掌握しておる、それから収納課の方は来た人だけに対応するということになりますと、市長がいつも言われる、市役所は市民のために役立つところと。特に職員はそれを本当に心して業務につくというふうに言われておるんですが、国民健康保険の課税の状況から見ましても、かなり最低生活を割り込むような人たちがおる状況が考えられますので、もっともっと滞納処分の停止の対象が多くなるのではないかと。

愛西市の場合、私が聞いた話では、収納課長のお話でも事前にちょっとお伺いしましたが、そういう区分をしていないからということなんですが、額や件数で不納欠損をどれだけやっておるかといいますと、合併以降の5年間に国民健康保険税の滞納調定額の約11%を不納欠損処分にしていきますよね。そして、どうしても払い切れずにどんどんたまっていくわけですから、収納としては現年分を中心にして、なるべく現年分の収納率を上げるということで努力がされて、弥富市が91%をちょっと超えるところだと思うんですが、愛西市は現年分は93%の収納率を上げている。それから、過年度分を調定額の5年間平均で11%ほどを不納欠損にしていますので、滞納の総額が少なくなりますから、収納率というのは当然結果的によくなるわけではありますが、いずれにしても最後は全世界帯を対象にするというのは、私は収納課の対応にかかってくると思いますので、国保の担当課とも連絡をとりながら、役所に相談をすればちゃんと、持ち切れない荷物については正当な理由があれば無理な取り立

てもしないし、それから条件が許せば、一定の時間がたてば不納欠損処分にもされるということ、令書でもそういうことがわかるような令書になっておるのか、それとも通常の、あなたは滞納がありますから来なければというものなのか、その辺は現実にはどういうものでやってみえるんですか。

議長（伊藤正信君） 服部収納課長。

収納課長（服部 誠君） お答えいたします。

催告書につきましては、当然払っていただく前提のもとで文書は作成しておりますし、また一度に納付ができない状態であれば収納課の方へ連絡をしてくださいということで、連絡によって分納、それから先ほどの処分停止というふうで相談をさせていただくということになっております。以上です。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） どちらにしても、従来きめ細かな、最低生活を割り込むような人たちに対して措置をするということについては、あまり当市としては弥富町時代からやってこなかった結果だと思っておりますので、行けば払うことしかないというふうにもし理解されていたら、なかなか相談にも来ないし、払わないわけですね。だけれども、そういうペナルティーの解除が条件によってはあるということが伝えられれば、私はもっと気軽に役所の方に相談に来られると思うんですが、その辺は今後工夫をされる必要があると思っておりますが、いかがでしょう。

議長（伊藤正信君） 服部収納課長。

収納課長（服部 誠君） 今後につきましては、当然今までどおり文書の方は出させていただくということと、あと電話番号等が確認できれば電話連絡等させていただきまして、少しでも話ができる状態を持って、それぞれ個々に応じて相談をしていきたいと考えております。以上です。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 先ほども民生部長のお話にもありましたように、国保の担当課の方はある程度貧困で払えないという情報は持っているから、さっき私が言ったように、相当な滞納があるにもかかわらず、貧困を主な理由とするものについては、当然延滞金なんかはつくわけですが、保険証の方でペナルティーをかけるようなことはしていないというお話だったから、ある程度情報を持っているはずですね。そういうものを見ながら収納対策していくということについては、実際の実務の上ではどういうふうになっているんですか。

議長（伊藤正信君） 服部収納課長。

収納課長（服部 誠君） 国民健康保険税に関しましては、国民健康保険証が期限を定めておりまして、それで保険証の更新というふうで保険年金課の窓口の方に見えられます。その

際に私どもの方に連絡をとっていただきまして、個々の方とお話をさせていただきまして生活状況はお聞きしております。それで、どうしても難しいということであれば、市の方としても一応調査をさせていただいて、停止の方に持っていく事案であればそちらの方へ持っていくということはやっております。以上です。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 実際の滞納の件数、それから保険年金課側が貧困を理由にということでペナルティーの対象にしていないものと、収納課の方の指導や調査の対象になっていない人が余りにも差があり過ぎるんですね。現実には一方では命にかかわることですから、あまり極端でないような人たちについてはペナルティーをかけないような施策をとっておる。これはこれで大事なことで、いいことだと思うんですが、もう一方で、払わせることができないような条件の人たちがその中かなりおるにもかかわらず、申し出た人だけ、あるいは収納課が面接した人だけというんですが、件数からいっても、私は収納課だけで対応できるような件数じゃないような気がするんですが、その辺は現実問題としてどういうふうにお考えでしょうか。

議長（伊藤正信君） 服部収納課長。

収納課長（服部 誠君） 今の御質問につきまして、国民健康保険の滞納者の方につきましては、現在1,247世帯の方が滞納者として数字は上がってきております。実際にこの件数、ほかに市税等もありますので、今の収納課の方で対応できるかということですが、ちょっとこの数字からしてみると厳しい状況があります。以上です。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 1,247世帯が国民健康保険の滞納者、しかも貧困を理由にした人については保険証のペナルティーは科さないということで、100台ですね、世帯数で言うと。200まで行っていませんよね、ペナルティーをかけておるのは。そういう状況から考えますと、この境界層のエリアにある人たちの、本当に貧困で払えない人たちについて、早急に調査もし、救済措置に向けて、あるいは滞納処分の停止を通知しなやかん人についてやる仕組みをぜひ、ここでちょっと決まらんと思いますので、保険年金課と収納課が、どういうふうにしたら本当に市民の人たちが安心して相談に来てくれるのかということをよく相談して、ひとつ手をつけていただきたいということと、それから特に国民健康保険税は、過年度分で滞納を結構持っておる人がおりますので、収納の基本は現年度分中心にして、目いっぱい払える人たちには払っていただくという方向にしっかりと切りかえていくということと、あわせてこの問題の処理を考えていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 服部収納課長。

収納課長（服部 誠君） 今回の御質問ですけれども、保険年金課の方と当然連絡を密にしまして、それで調整をいたしまして、当然本人の方へ聞き取り調査もいたしまして、また私どもの方で調査をいたしまして、該当者につきましては停止の方へ持っていく、またある程度納められる方につきましては分割とか、そういうふうできちっと指導していくということで考えておりますので、ひとつお願いいたします。以上です。

議長（伊藤正信君） 三宮議員、時間が近くなりました。まとめてください。

12番（三宮十五郎君） 前から議論しておりますが、フルタイムで働いても生活保護基準を下回るとか、あるいは特に流通産業を中心にいたしまして、健康保険の掛金を払わなくてもいいような払い方の範囲でしか雇用しないというような状況が広がっておりまして、そういう人たちがなかなか払えない、あるいは国民健康保険の方で言いますと、介護納付金も払う世帯、40歳から64歳までで、子育てや何かで非常に大きな役割を担っておる人たちの収納率が一番悪いという状況は、払いたくても払えないという状況が少なくない、常態化しておりますので、ぜひ今課長おっしゃられた方向で、市の幹部の協力もいただいて積極的に対応する、そして最低生活を割り込むような人たちに過大な負担にならないような、そういう市の制度としての仕組みを確立していただくことを強く要請いたしまして質問を終わります。

議長（伊藤正信君） 次に小坂井実議員、お願いします。

4番（小坂井 実君） 4番 小坂井でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

弥富市民の安全・安心について、1番に自転車の安全な利用の促進についてお伺いをいたします。

この議場におられる、私も含めてどなたも一度はだれかに、また大勢の前で、弥富市民が安全で安心して暮らせるよう努めますと申されたことがあると思います。私もそのように言っております。一口に安全・安心といいましても、数え切れない多種多様な項目に分かれますが、身近な自転車の安全な利用の促進についてお尋ねをいたします。

東京都板橋区では自転車安全利用条例、京都府では自転車の安全な利用の促進に関する条例が制定されております。京都府の例で申しますと、第1条、目的、2条、府の責務、3条、自転車利用者の責務、4条、自転車小売業者の責務、5条、府民の責務、6条、交通安全活動団体の役割、7条、自転車安全利用促進計画、8条、自転車交通安全教育等、9条、広報及び啓発等、10条、自転車安全利用推進員、11条、府民等の自主的な組織活動の促進、12条、乗車用ヘルメット、13条、自転車安全利用情報の説明等、14条、自転車に関する利用環境の向上、15条、財政上の措置、16条、勧告、17条、公表、18条、規制への委任、このようにA4で4ページにわたります条例が制定されております。これを見まして弥富にもという意味ではございませんが、近々見かけますのは、夜間でもライトを装備しながらつけずに走って

いる自転車とか、この無灯というのは道路交通法では5万円以下の罰金となっています。また、警察に呼びとめられますと、今は警告ということで済んでおるようでございますが、挙動不審とか態度が悪いと職務質問をされるということも私の知人に伺いました。嫌な気分になるよりも、ついていたらライトはつけるべきだと思っております。そしてまた、自分でも皆様でも車を運転していて無灯の車を見つけたときに、ひやっとしたことがあると思います。泥よけの後ろとか、ペダルの前後、スポークなどに反射板が備えてある自転車もありますが、正面から来る自転車が無灯で前かがみで走ってきますと、何も見えないときがあるんです。どうか市の方でも安上がりの対策といたしまして、反射テープ等を配布していただきまして、自転車のどこか何か所に張っていただくとか、何か対策をとっていただくと大変ありがたいと思うんですが、また少したった時点で、駅の自転車置き場にある自転車もボランティアで並べていただいている方があると思いますが、そこらのところでもテープを張っていただくとうまく見えると。自分のためでもあり、また人のためでもあるということで、どうか市の方はそのような対策をひとつお願いできませんでしょうか、よろしく申し上げます。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

現在、自転車安全利用に関する条例につきましては、愛知県下では県を含め制定している自治体はございません。当市においては、交通安全条例において、交通安全全般についての市の責務、市民の責務、交通安全教育の推進、広報・情報の提供等が定められております。今後も交通安全条例により、自転車の安全な利用の促進を図ってまいります。

続きまして、反射テープの装着の件についてでございます。

蟹江警察署で実施している交通安全講和の際に、対象者に反射材を配布しております。また、交通安全の県民運動期間中に駅周辺などで行う啓発・広報活動で自転車のスポーク用の反射材を配布し、その場で装着していただいております。こういったものでございます。反射材に限らず、配布物については配布しただけでは利用されない例が多く見受けられます。今後も装着の確認ができる方法で配布していきたいと考えております。また、防災安全課の窓口でも希望者に対して配布を行います。なお、本人の了解を得ずに反射材を自転車に張るということにつきましては、やはり個人の所有物ということがございますので、実施できないと考えております。

続きまして、無灯火等の取り締まりについては、警察にも要請してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） 市の方でもそのような対策をやっていただいているということはいくわかりました。どうかこれからも根気よく続けていただきたいと思っております。

同じく、近くの高校生などで2台並列、3台、もしくは道いっぱいに横に広がって自転車を走らせるという事例を見かけますが、自転車の並走は2万円以下の罰金または過料、また携帯で話しながら、メールしながら、イヤホンで音楽を聞きながら、これはどれも5万円以下の罰金となっております。これの確認に警察の方へ伺いましたら、警察の方もしっかり指導をしておりますということは伺ってまいりましたが、条例の中にはありますのは、小学校、中学校及び高等学校の長は、児童または生徒に対して、その発達段階に応じた自転車交通安全教育を実施するよう努めるものとするという条文がございました。条例などなくとも根気よく指導していただくよう、教育課、教育委員さんたちをお願いをしたいと思います。その点はいかがでしょう。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 自転車の交通安全教育に関してでございますけれども、現在、保育所、小・中学校、高校、高齢者、企業に対して、自転車だけには限りませんけれども、交通安全教育を行っております。なお、高校につきましても、弥富高校、海翔高校ともに実施されておるということを聞いております。今後とも、より有効な自転車を含む交通安全教育を蟹江警察署をお願いしてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） それでは、自転車の件につきましてはこれで終わります。

次の2番目の、消火栓のホース格納庫備品についてお伺いをいたします。

私の地元では消火栓はかなり以前から県道に設置されていましたが、恥ずかしながらホースもなく、筒先もなく、ハンドルもございませんでした。それこそ「仏つくって魂入れず」と言われるような状態でしたが、弥富市より85%の補助をいただきまして、21年度にホース格納庫を設置することができました。備品の中の、ここに書きましたスタンドパイプという器具があるということをお聞きしましたので、以前私の記憶では、県道が拡幅あるいはかさ上げするたびに消火栓の口がだんだん深くなってしまいまして、腹ばいになってもホースが繋がらないような状態が続いておりました。したがって、このスタンドパイプというのは、その筒先を、消火栓の口を地上に上げる器具でございます。したがって、これはいいものだということでつなげまして、こちらの方の消火栓をもう一度見に行きましたところ、これもちょっと私の記憶違いで、石綿管から今の水道管にかえられたときに、しっかり普通の高いところに上げてございましたので、この点については、もしそのような箇所がございまして申請がございましたら、どうか補助の対象にしてあげていただきたい。幸いにも私どもの方は、水道管の石綿管からの変更のときに普通の高さになっておりました。したがって、この点は置きまして次に行きます。

筒先についてお伺いをいたします。

平成21年度は、補助対象の筒先はストレートの筒先のみでございました。「噴射ノズル」との名称ですが、シャワー状にもストレートにも自在に、またとめることもできる。目の前の状況に即した消火活動ができる、すぐれた機能を備えた筒先があるのです。なぜにこだわるかと申しますと、例えば外出をしております、帰宅したら家の中に煙が充満しておったと。また、家にいても気がつくのがおくれたと。見つけたのが子供やお年寄りであれば、火事だ火事だと叫びます。聞きつけた自主防災組織の会員がホースを延ばし、火元を見つけたならば、それがたとえ布団のくすぶりであろうと、煮物の焦げつきであろうと、小さな炎でも見つけたならば放水の号令をかけます。家財道具をなぎ倒し、戸、障子をぶち破り、隣の部屋も水浸しにして、「放水やめ」の伝令が消火栓のところに伝わるまで水はとまらない。噴射ノズルならば状況に合った放水で、消えればその場で放水をとめることができる。このノズルの先端だけが取りかえることができるので、どうか再度の補助をお願いしたいと思いますが、御答弁をよろしく願いいたします。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 筒先のノズルの関係でございますけれども、現在ですと弥富市の消防設備整備事業費補助金の交付要綱ではノズルタイプを指定しておりませんので、1本ごと買っていただいた場合につきましては補助対象になると考えております。また、先端部の取りかえにつきましては、現在の要綱では補助対象にしておりませんが、要綱を改正し、補助対象として85%の補助を行ってまいりたいと思っております。また、初期消火に関しましては、消火器が非常に有効だと考えております。家庭用消火器補助金制度もございまして、そういったものも御利用いただきますようによろしく願いいたします。

それで、先ほどお話がありましたスタンドパイプの関係でございまして、議員はL字型のものを言ってらっしゃると思っておりますけれども、ストレートタイプのものを、非常に深いところがありましたら届く範囲のところまで取りつけるといったことを考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） ありがとうございます。わかっていただけたと本当に感謝いたします。

それに関連しまして、筒先だけの盗難があったとお聞きいたしましたが、この際でございますので、例えば消防団、あるいは自治会の方へ一度確認をしていただくように御伝達をしていただいて、いざとなったときにホースだけでは物になりませんので、筒先の確認をひとつお願いしたいと思っております。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 現在、新聞に載った段階でございまして、11分団のものに



ついでの確認は済んでおりました。それで、それ以後、各集落の方で確認していただいております。また多少ふえているような状況でございますけれども、全区域を確認できるよう消防団の方には指示しております。

議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） その点よろしく願いをいたします。

次に移ります。3番目の大型台風による高潮、地震による津波についてお伺いをいたします。先に地震の方をお伺いいたします、含めてでございますが。

この11日午後2時46分ごろ、三陸沖で起きたマグニチュード9.0の巨大地震、今では東日本大震災と言われています。この災害でお亡くなりになられた方の御冥福をお祈りするとともに、安否不明な方の御無事を心よりお祈り申し上げて問題に入りたいと思います。

地震直後より、テレビにそれこそかじりついて見ていました。津波警報が太平洋全域に発令され、4メートル、5メートル、6メートル、10メートルというような津波が予想され、到達時刻が表示され、高台に避難するよう繰り返し放送しておりましたが、私も少し大きな数字を言うのかなと思っておりましたが、その後のテレビ画面に映し出される映像は想像を絶する津波の恐ろしさを、また圧倒的な水の力、浮いた車や家の中に人がいるのではないかと。現実のことと思いたくない、そんな光景でした。津波の大きさは、報道されたように仙台新港では10メートル、福島県相馬市では7.3メートルを確認・観測されたと言われました。岩手県大槌町では、6メートルの水門をはるかに上回る津波が来て、町は壊滅状態とのことでございます。また、この町では町長さんも、今、行方がわからないと、そのような報道をされております。また、宮城県南三陸町では住民1万人と連絡がとれない。気仙沼市では、縦4.5キロ、横2キロにわたり火の海。数え上げれば切りがない。きっと皆様もテレビで見えておられたことと思います。死者・行方不明者が時を追うごとにふえ続けていることを思うと、家ごと流されたり、避難がおくれたり、最悪避難した建物までも災害に遭ってしまったことも考えられる。東海・東南海・南海地震は、今後30年間に八十数%の確率で起きると言われています。弥富市には高台はありません。避難所の定員は1万1,000人です。この一般質問は通告制でございますので、その通告の締め切り日までにはこの未曾有の大災害は想定もしておりませんでした。その時点では市民の不安をあおることになるのではないかと感じておりましたが、現実、目の当たりに見ました。事ここに至っては、弥富市独自でもできる対策があるはずで。また、同じように台風の高潮も大差のない災害になることは明白になったと思います。

去る2月23日に弥富市総合福祉センターにおいて、群馬大学の大学院教授 片田敏孝先生の講演会を聞きました。200名近い市民の参加があり、関心の高さは実感いたしました。地球温暖化、異常気象など自然環境が変化してきていて、発生する台風の数も少なくなってい

るが、大型台風が発達しやすい。あの伊勢湾台風の高潮の高さが3.89メートル、日本で観測された最大規模の室戸台風が伊勢湾台風のときの状況で同じコースを北上したとき、高潮は6.24メートルに達するであろうと、その上に立ってのシミュレーションで講演をされました。鍋田港、筏川排水機、木曾川の左岸、JR上流にて破堤をすると想定した講演でございました。大変なことは、飛鳥村でも、愛西市でも、弥富市はもちろん、どこかで破堤をしたならば240万人が被災をするであろうとのことでございます。今回の地震の避難してみえる方は34万人ということをお伺っております。240万人がどこへ避難をするんでしょう。河川のはんらんと違うことは、対岸が破堤してもこちら側に何ら影響はなく、海水面と水平になるまで水が入るということをお聞きしました。海水の浸入はとまらない。そのとき弥富市の中・長期避難となる避難所はどこにありますか。どこにもないそうです。伊勢湾台風当時、子供とお年寄りも皆どこかに疎開をいたしました。五十何年過ぎましてその範囲は広がり、人口は何倍にもなり、受け入れていただける人数には限りがあるとすれば、防災広場はもとより、建設に入る第2桜小学校校庭も、これからつくられる公共施設敷地は思い切り土盛りをし、避難所として、まだ仮設住宅、テント生活までも想定した場所として造成すべきではないかと思われませんが、御答弁よろしく願いをいたします。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 今回の地震につきましては想定をはるかに超えたものでございまして、現実の問題の中ではなかなか対応していけないというふうに思っております。

それで御質問ですけれども、新たにつくられる公共施設敷地については、大潮満潮時よりも高い敷地にすることも考えられます。ですが、その場合、場所によっては住宅の2階の床よりも上の部分、3メートル以上の土盛りが必要となってまいります。これは非常に現実的な対応とは言い切れないところでございます。また、土盛りをしても、堤防が決壊した場合、周囲が水没してしまふ。今回の地震でもよく見受けられたところでございますけれども、そうしている状態ですと、片田先生の講演会にもありましたように、その方々が要救助者になるということになっております。水害を想定した場合、仮設住宅やテント生活を考えるより、他の地域への避難を優先する必要があると考えております。以上です。

議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） ただいま申し上げましたように、この海部郡地域だけで240万人。例えば地震、津波の場合にはほかの地域にも、三重県はもちろん静岡県もそこらじゅうに被災者があふれる。そのようなことを考えたときに、陸続きの例えば高速道路の脇につくるとか、木曾川堤の強い、決壊はしないというところを陸続きにそこへ行けるような避難所、あるいは防災広場、そのようなものを想定してつくっていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 今の御意見につきましては、今後検討させていただきたいと思えます。

議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） それでは、少し観点・視点を変えて、平成20年6月議会において、小島町地内の堤防の断面及び高さ不足を質問いたしました。今まさに大きな高潮堤がつくられておる最中でございます。少しでも安全・安心につながることを実現できたと感謝いたしております。20年6月議会において、木曾岬町の堤防を私はスーパー堤防と申しましたが、これは私の認識不足でございまして、ここに訂正をいたします。勉強不足でありました。スーパー堤防とは高規格堤防、別名スーパー堤防は、堤防の高さの30倍、幅で200メートルから300メートルの堤防をつくり、川から遠ざかるほど緩やかな傾斜で、土地は買収せず、立ち退いた人たちにもう一度完成の後、その上に家を建てていただく。広い緑地帯を設け、避難場所として活用する。本来ならばこれこそこの地域に必要なものではないかと思われましたが、これは2010年10月28日の事業仕分けで廃止となってしまいました。

しかし、これも今回の津波を考えたとき、もしかしたらそれでも防げないかもわかりません。日光川の防災道路を今着々と進めておるといってお聞きいたしました。災害は待ってくれるのでしょうか。そこで、木曾川のJRより上流、愛西市に至る左岸堤の堤防は漏水が指摘され、弥富市地域防災計画では重要水防箇所指定されています。ここを整備して車を通すことにより堤防を踏み固め、いざというときの避難場所にも指定し、人の目による監視もできるのではないかと思います。弥富市独自でできることは限られたものと思えます。この時をとらえ、国・県に働きかけていただきたいと思えます。市長の見解をお伺いいたします。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 小坂井議員の方から災害に対して、あるいは風水害、地震等の自然災害に対する御質問でございます。

今回の地震につきましては、冒頭申し上げましたように大変な被害で、心からお悔やみとお見舞いを申し上げますけれども、これをしっかりと私たちは教訓として、私たちの地域において備えていかなきゃならないということを強く今感じておるところでございます。もう一度私たち弥富市の防災計画というものを根本的に見直していく。そしてまた、それを地域の皆様に周知徹底していくということが大変重要であろうと思っております。今回の被害の大きさは、議員御指摘のとおり、津波の高さ、津波の大きさでございました。先ほど所管の方から話をしましたように、まさに想像を超える津波が押し寄せたということでございます。私たちも鍋田の防潮堤、あるいは海岸線とのそれぞれの境

における防潮ということについては、きちっとした高さを理解しているわけでございます。そうした中において、今後新しい年度に入りましたら、新しい地域の区長さんと問題を共有化する、弥富市の南部地域におけるさまざまな災害に対する問題を共有化する、そしてそれを住民の皆様にお知らせをしていくということでございます。

先ほど議員御指摘のように、どこへ逃げるんだということでございますけれども、海拔ゼロメートル、あるいはマイナスという状況の南部地域においては、私たち公の建物もそんなに数があるわけではございません。また、距離的な問題等もあります。これは我々としても、民間の企業等々も含めたところで、南部地域における避難場所を再点検していく必要性があるだろうと思っております。民間の企業の方に建屋を貸していただく、工場を貸していただくというようなことも一つの方法かなあと思っております。現在、私ども弥富市が、例えば避難マップの中では、先ほど片田先生との話し合いもありましたけれども、基本的には1万2,000名が収容できる避難場所がございます。しかしながら、4万4,500の人口に対してということになりますと、その避難場所は全く欠けてくるわけでございます。そういったことにつきましても点検をしていかなきゃならないと同時に、防災に対する我々行政の意識と同時に、市民の皆様の意識もこの機会にお持ちいただきたいということを思うわけでございます。

堤防へという話がございましたけれども、この件につきましても、私どもは木曾川下流河川の事務所の方にお尋ねをいたしました。堤防の上を車が通るということにおいて路面が固められ、そうした形に対して堤防道路が許可されるということを議員御指摘でございますけれども、基本的にはその相関関係はないということでございます。かえって、例えばそういう状況の中での堤防を大きな車が通った場合においては、下からの液状化みたいな現象も心配されるというふうにおっしゃっているわけでございます。どこの堤防を車を通すのとか、あるいは通さないかということにつきましては、それぞれの国土交通省の所管の中での御判断だと思っております。弥富市における木曾川左岸堤ということについては、左岸堤そのものの強化というか、あるいは河川に突き出したところの強化という形をお願いしているところでございます。木曾川の堤防の上に車を走らせて堤防を固めるということにつきましては、私たちとしては国土交通省の理解どおりにしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） ただいま市長の申されましたように、弥富市地域防災計画を根本から見直す事態が起きたと思っております。どうかその点は大きいこの機会に勉強していただきまして、目の前にお手本が、被災に遭われた方には申しわけないですが、あのテレビ画面を、またこれからいろいろ伝わってくる情報をもとに弥富市の新しい地域防災計画をおつくりいただきますようお願いして、これで終わります。

議長（伊藤正信君） 次に安井光子議員、お願いします。

11番（安井光子君） 11番 安井光子でございます。私は、通告に従いまして二つの問題について質問をさせていただきます。

まず一つ目の問題、高齢者が安心して住めるまちにするために、第5期介護保険改定について質問をいたします。

来年の4月、介護保険等の第5期改定の時期を迎えます。厚生労働省は2月23日、民主党厚生労働部門会議に政府が今国会に提出する介護保険等の改定案の要綱を示しました。政府は3月11日に閣議決定をしました。そして、今国会に提出する見通しとされておりま

す。改定案の主な内容でございますが、一つ、24時間対応の定期巡回、随時対応サービスの創設。二つ目、要支援者を市町村の判断で予防給付の対象から外し、新設する介護予防日常生活支援総合事業、一般的に総合事業と言っておりますが、この対象に移すことができる仕組みを盛り込みました。三つ目、家事援助などを介護保険給付から外し、地域支援事業に吸収する等々でございます。介護保険は、国民の介護が必要になっても、住みなれた地域で人間らしい生活を送りたいとの願いを「介護の社会化」と称してスタートして、10年が過ぎようとしております。制度は徐々に定着はしてまいりましたが、介護給付の内容は、高齢者や家族の願いとはかなり距離のあるものになっております。介護保険は市町村が保険者ですが、国の動向で市町村の介護行政は大きな影響を受けます。しかし、高齢者の介護の実態がわかっているのは市町村でございます。限度はありましても、市町村が工夫をしたり、知恵を出したり、介護行政の実施と国にきちんと意見を述べる姿勢、これは今までも市の方では御尽力いただいておりますが、今後一層この姿勢が市町村の介護行政に求められているのではないのでしょうか。

前置きが長くなりましたが、では具体的な介護行政について数点お尋ねをいたします。

まず一つ目、弥富市は、第5期介護保険事業計画等を来年度中に策定することになっております。厚生労働省の告示の事業計画基本指針によりますと、計画を作成するときは、介護保険事業計画作成委員会などは公募による住民参加に配慮し、設置することが必要である。地域住民の意見を反映させるために、地域における聞き取り調査、公聴会、自治会単位の懇談会の開催などの工夫を図ることが必要であると述べております。この基本指針を踏まえて、弥富市では策定委員会の構成など含めて、どのようなスケジュールで策定が行われるでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） 安井議員の御質問にお答えいたします。

平成24年度から平成26年度までを期間といたしております第5期の介護保険事業計画等の策定につきましては、来年度、新たに高齢者の方の状況等やニーズを的確に把握することを

目的といたしまして、アンケートの実施を予定してございます。また、パブリックコメント等も実施いたしまして、その内容等を踏まえまして介護保険事業計画等の策定委員会の方にお諮りをいたしまして、計画の方向性を見出していきたくと考えてございます。お尋ねになりました策定委員の構成につきましては、15名の委員さんを予定してございます。市議会、地域包括支援センター、医師会、歯科医師会、民生委員会、福寿会、シルバー人材センター、被保険者の代表の方、社会福祉協議会、介護サービス事業者の代表の方、それと女性の会、ボランティア等の団体の方の予定をしてございます。いずれの委員の皆様におきましても、御自身が介護保険料をお支払いの方になってございますので、直接的に、また間接的に高齢者なり、要介護者の方とかかわりを持ってみえますので、介護保険事業計画につきましてもいろいろな御意見をお持ちかと思いますが、その意見をお聞きしまして介護計画の策定をしたいと考えてございます。

スケジュールでございますけれども、4月に入りましたら委員の方に委嘱状の交付をいたしまして、業者の選定をした後に策定委員会の方を2回から3回開催いたしまして、介護保険料の基準額を定めていただきまして、3月の議会に諮らせていただきたいと思いますと考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 第4期の介護保険事業計画の中にもメンバーは15名となっております。それで、厚労省も言っておりますが、今の御説明あったメンバーは、どちらかというところいろんな団体の長という方が多うございました。だから、公募による例えば認知症の方を介護していらっしゃる家族の方、介護を施す方と、介護を受けて、また自分が介護している方の気持ちというのは随分違うと思うんです。私も実際家庭で認知症の父親を介護したことがございますが、本当に大変な状態だと思います。そういう市民の目線に立って、介護を実際に行っていらっしゃる方たちの声が反映できるような、公募ということも含めて、ぜひそういうメンバーで弥富市の第5期の策定計画がつくられることを、私はそれが必要ではないかと思いますが、一度御検討をいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

直接介護の問題点とか抱えてみえる方を委員に選出するお話でございましたけれども、先ほど申しましたように、被保険者の代表者の方とかいろいろ考えてございますので、そういった方も直接携わってみえますので、公募等を考えずに、このメンバーでということでのところは考えてございますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） できるだけ市民の皆さんの、実際介護していらっしゃる、介護を受

けている方もそうなんですが、目線に立って、できるだけ実態が反映できるようなやり方ということに御配慮をいただきたいと思います。

では、次に移ります。

第5期の介護保険料につきまして、厚労省は全国平均で5,000円、ないし5,200円を超える値上げの見込みだと新聞等でも発表されております。弥富市ではどのような試算がされておりますでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

団塊の世代の方が65歳以上の高齢者世代に差しかかっております現状におきましては、平成12年度では3.6兆円であった介護費用につきましても、平成22年度につきましては7.9兆円と2倍を超える水準となっております。今後も介護費用は上昇が見込まれてございますが、このような介護費用の増大とともに、介護保険料につきましても上昇を続けてございます。全国平均の高齢者1人当たりの月額保険料を調べますと、第4期の事業計画の方では4,160円でありましたのに、議員が言われましたように、第5期には5,000円を超える見込みも示されてございます。このまま高齢化が進みますと、団塊の世代の方が75歳以上となられます平成39年度の介護費用につきましては、19兆から23兆円と膨張することが推計されてございまして、高齢者の負担する介護保険料につきましては、現在の倍程度からそれ以上の見込みが示されてございます。御質問にございました第5期の介護保険料についてでございますけれども、第4期の介護事業計画の問題点等も踏まえまして、人口の推移、要支援・要介護者の人数の推移、施設整備状況、地域支援事業の実施状況等、また給付費の見込み等を検討いたしまして、保険事業計画の策定委員会の方に諮ってまいりたいと考えてございます。いずれにいたしましても、高齢化が急速に進展する中、サービスの質の確保と向上を図りながら、給付と負担のバランスも図っていくことが大事と思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 私は、介護保険制度そのものについても大きな見直しが必要なんではないかというふうに考えております。それで、今回の第5期の計画におきましては、できるだけ負担増にならないように、次の3点についての対応を求めたいと思います。

まず1点目、介護保険に対する国の負担が今25%になっております。介護保険施行前は50%国が負担をしておりました。これは、全国市長会なども長年国の方へ求めているものでございますが、以前にも増して国に強く求めていただきたいと思いますが、市長の御見解をお願いいたします。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 安井議員の介護に関する財源の問題でございますけれども、御承知のように財源は、半分は40歳以上から64歳、そして65歳以上の方で半分をいわゆる介護保険料という形でお支払いいただく。そしてまた、公の負担という形では、先ほど議員がお示したとおり、国の方の負担が25%、県が12.5、そして私ども市町村が12.5という形になっております。

この財源という状況の中で、では国に財源があるのかというのが一つ考えていかなきゃならない問題かなあというふうにも思うわけでございますけれども、御承知のように、社会保障費全体的には今係る給付というのは約17兆円と言われております。あるいは、そういった中で調整等を目的とするその財源は7兆円しかない。10兆円という大きな差があるわけでございます。そういう状況の中を国債を発行し、そしてあてがっていくというのが、今、国の財源のあり方ではないかなあというふうに思っております。この財源のあり方をどのようにという中で、公費の負担、公費の負担という形で求めていった場合には、少しモラル的な問題等も発生してくるかなと。だから、給付の基本は保険料の中で吸収していくということが基本だと思います。しかしながら、それでできない人が数多くお見えになるわけでございます。これは国の負担でやるべきだというふうに私も思っております。御承知のように、小泉内閣の三位一体改革で社会保障費が毎年毎年削減されてきたわけでございます。足りないところは後で税で補てんすればいいという、いわば安易な考え方がずうっと続いてきた。そして、こういうような状況になってきたことは議員御承知のとおりでございます。もう一度社会保障全体、例えば医療であるとか、あるいは介護であるとか、年金であるとか、この公の負担というところについて、多くは50%近く持っているわけでございますけれども、財源がないという状況のバランスが大きく崩れている。そういう中で給付と保険料とのあり方について、もう一度徹底的に国の方で含めて議論すべきであろうと思っております。私たち12.5%の介護保険の負担ということにも、これは一定の市の負担という形で責任を負っていくわけでございますけれども、大変厳しい財政状況でございます。国の方に再度負担を求めることはもちろんでございますけれども、大きく枠組みを考え直すということが私はもっと根本的な問題だろうと思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員、発言中ですが、ここで休憩をしたいと思います、よろしいか。

11番（安井光子君） はい。

議長（伊藤正信君） では、暫時休憩をいたします。再開は2時15分といたしますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

午後2時04分 休憩

午後2時15分 再開

~~~~~

議長（伊藤正信君） では、休憩を閉じまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

安井議員、質問を続けてください。

11番（安井光子君） 市長に御答弁いただきましたが、これからの高齢化社会を迎えて、サービスがふえればふえるほど介護保険料が上がっていくこの仕組みを何とかしなければ、もう日本の介護保険制度は破綻になるのではないかと思います。それで、お金持ちの人はどんどん介護を受けられるが、お金のない方、この方が大変今ふえているんですが、こういう人は介護の枠から外されて大変なことになってくると思います。

私が考えますのは、国に負担を求めることは真っ先に要求していかなければならないと思います。皆さんの中には、国も財政的に大変だ、お金がないから仕方がないんじゃないのという御意見もございますが、今の国の政策は、自公政権から引き継いだ民主政権も、福祉の切り捨て、そして大企業、大金持ちには優先の政治を行っております。大企業の内部留保は今や240兆円にも上ると新聞等で報道されております。企業が日本の国の発展のためにそのお金の例えば1兆円を吐き出せば、若者の雇用を十分保障することもできますし、日本経済を活性化させていく一つにもなるのではないかと思いますし、国保なんかでも保険料を払う方がだんだん収入が減って保険料を払うことができないとか、こういう状況も解消されていくのではないかと私は考えます。おまけに、法人税は5%引き下げるということも国の方は言っております。数々の日本の企業には優遇税制が施されています。本当に貧富の格差が広がっている中で、市民の目線に立った介護保険制度の中身を市でも十分検討していかないといけない時期に来ていると私は思います。

では、次の質問に移ります。二つ目でございますが、市町村が独自で行うことができる介護保険の段階を、所得に応じて現行の6段階から10段階などへの区分を多くすることを提案します。

弥富市の保険料は、上限が200万円になっております。800万円や1,000万を超える所得金額の人も同じ保険負担になっております。保険料率倍率は、弥富市では第1段階では基準額の0.5倍、第6段階は基準額の1.5倍で、第1と第6段階の倍率は3倍でございます。ほかの自治体を見ても、津島市では12段階、所得金額は上限が1,000万以上となっております。名古屋市では9段階、上限が700万円以上、東京の方を見ても、武蔵野市では14段階、渋谷区では10段階になっておりますし、保険料の負担割合の比率が0.4倍から2.25倍と、低所得者には低く、高額所得の人には高く設定されております。保険料の段階を所得に応じて区分を多くすることと、所得の低い人の保険料率を下げ、高額所得者の保険料率を引き上げることを求めます。この点につきまして、市の御見解をお尋ねします。

議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

今御質問がございました保険料の支払いの困難な低所得者の方に対しましては、負担を軽減するとともに、収納率の向上を図るためには、所得のある方に応分の負担を求めることが適切ではないかと考えてございますが、そのためには多段階での対応が必要とは思っております。しかしながら、所得の多い方につきましても、所得の種類につきましては公的年金の受給者がほとんどでございますので、高齢者の医療保険料についても同様に上昇が見込まれることから、介護保険料の水準が過重なものとならないような配慮も必要かとは考えております。御質問にございました多段階の設定につきましては、愛知県下でもたくさん採用されてございますので、今後審査会の方に諮っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 次の問題に移ります。

厚生労働省は、保険料の急激な上昇を抑制するため、都道府県は12年度に限って財政安定化基金の一部を取り崩すことができるとしております。県にため込まれている財政安定化基金や市の準備基金を取り崩し、極力介護保険料の引き上げを行わないように求めたいと思っておりますが、この点いかがでしょうか、お尋ねします。

議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

都道府県の方に設置されてございます財政安定化基金につきましては、都道府県の方が一部を拠出者に返還することが適切と判断した場合には、基金規模を縮小できるような見直しをなさいということで会計検査院からも指摘をされておりますので、愛知県の方も保険料の軽減のために財政安定化基金を取り崩すものとして考えてございます。

市の方の介護給付費の準備基金につきましては、平成21年度末残高といたしまして1億2,782万円積み立てがございますけれども、今年度、保険給付費の支払いが一月1億6,000万円を超える月もございますので、平成22年度の繰入額といたしましては5,516万5,000円を見込んでございまして、今年度末の状況は7,265万円の残高予定としてございます。それで、23年度の当初予算につきましても6,405万3,000円の繰り入れを予定してございますので、平成23年度末といたしましては860万円ほどになるのではないかとこの見通しでございます。このように保険給付の逼迫した状況等に備える基金の目的もございまして、第5期の保険料の算定につきましては、残高を適切に把握しながら保険料の設定をいたしまして、選定委員会の方にこれも諮ってまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 次の問題に移ります。介護保険料、利用料の低所得者減免の改善と周知について質問をいたします。

今、年金の低い高齢者は、年金は下げられるし、保険料は天引きされる。負担が多い。青息吐息の暮らしと悲鳴が上がっております。低所得者の減免については、内規で特別理由により市長が認めた場合、保険料の減免を定めております。申請月の前3ヵ月における収入金額の平均が生活保護法に規定する基準生活費の1.1倍未満の世帯に属する者は保険料額の半分にする。利用料については、同じく基準生活費以下の世帯の者は給付費の100分の95、すなわち利用料を本人負担の半額にする、このように定めております。

では、質問をさせていただきます。

皆さんの御努力で、弥富市の介護保険減免制度はほかの市町に比べてもすぐれた内容になっていると思います。せっかく内規がつくられておりますのに、保険料の減免を受けた方は4名、金額は4万400円、これは2009年の実績でございます。利用料の減免を受けた人は、この内規では一人もございません。このように伺っております。このようになっている原因は、利用者がおられないのではなく、市民の皆さんに周知がされていないことが一番の原因ではないでしょうか。

まず私の提案ですが、ケアマネジャーさんや介護職員の皆さんに市の減免制度をよく理解していただき、介護に携わる方、介護を受ける必要な方に申請を勧めていただくことが必要かと考えますが、いかがでしょうか。それから、広報で知らせる場合でも、生活保護法で規定する基準生活費が幾らなのか、高齢者の方にはわかりづらいという声がございます。こういった場合こうなりますよとか、具体的な条件をつけて具体的に書いていただくとよいかと思います。この点いかがでしょうか、お尋ねいたします。

議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

安井議員が申されましたように、減免申請の実績につきましては、平成21年度に保険料の減免の方で4件の申請がございまして、22年度はございませんでした。利用料の方につきましても、21年度、22年度とも申請がない状況でございましたので、今後は、議員が言われましたように、ケアマネジャー等が集まる、介護保険事業所の集まる会議が月2回ほどございますので、そういった場所での減免制度の説明をいたしまして、周知に努めたいと考えてございます。

また、広報等で基準額等の明示がどうかというお話でございましたけれども、そちらの方につきましては、生活保護法で決めてございます生活基準費につきましては事細かく定められてございますので、一人一人、ケース・バイ・ケースで違ってくるかと考えております。ですので、まず自分が該当するかどうか判断に迷われましたら、電話でも結構ですので御相談

をいただいて、そのようにさせていただきたいと思っておりますが、よろしくお願ひいたします。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

1 1 番（安井光子君） 時間の関係で、次の問題は委員会等で質問をさせていただきます。次に移ります。介護保険関連法改定案についてでございます。

政府が閣議決定した改定案は、自公政権が強行してきました要支援者へのサービス切り下げを一層進めるものになっております。要支援者のサービスが、市町村の判断で現在の予防給付から新設の介護予防日常生活支援総合事業に置きかえられた場合、現行のサービス水準が維持される保証はないと言われております。現在の予防給付の訪問・通所介護には全国一律の基準がございますし、サービスの内容、介護職員の資格や人数、施設整備、事業者への報酬は利用率1割に決まっております。それに対して新設される総合事業は、サービス費基準などが市町村任せの地域支援事業の中につくられ、国が示す基準は最低限にする。これは厚労省の振興課の方針であると言われております。介護保険財政から2%以内で財源は出ますものの、サービスの質が低下し、利用率が高くなるおそれがあると言われております。総合事業には配食や見守りが組み込まれております。弥富市の配食サービスは別でございますが、専門のホームヘルパーによる調理などの生活援助を配食で十分として、要支援から取り上げるといふことも懸念されております。

ちなみに、弥富市の要支援認定者は、全体の認定者の33%から35%になっております。約3分の1でございます。要支援1・2の方のお話を聞いてみますと、腰の圧迫骨折で1週間に2回ヘルパーさんに来ていただいてお掃除をしていただいたり、それから買い物に行っていたり、本当に助かっているんですけど、これが介護保険から外されると私たちは毎日の暮らしがやっていけない、生きていけない、本当にこれはやめてほしい、こういう声をいただいております。この法律案は、2012年4月から実施を目指して今国会に出されようとしております。要支援者の軽度者を介護給付から外さないように、市長会や課長会を通じて国や県に意見を出されることを求めたいと思います。市の御見解を伺います。

議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

議員の言われますように、改定案でございます総合事業につきましては、その事業の内容について、介護保険サービスや配食、見守りといった日常生活支援サービスを総合的に実施ができる事業で、事業の導入につきましては、議員が言われますように市の判断にゆだねるとなっております。各利用者が介護保険の予防給付の方が総合事業のどちらを利用するかにつきましては、市の方でございます地域包括支援センターが、利用者の状況等や本人さんの意向をお聞きしまして、どちらが適切か判断されて選択ということになると思っております。

す。冒頭に議員が言われましたように、この改正案につきましては、3月11日に閣議決定をした後に提出と聞いておりますので、現在法律の成立前でございますので、詳細についてはしばらく不明な点も多いこともありまして、見守っていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 全国の介護者団体とかそういうところの勉強会なんかにも参加しておりますが、本当にこのことが行われたらサービスがどんどん削られていくんじゃないか。財政的な裏づけもないもんですから、市町村の判断に任せるとするのは、市町村に財政負担を背負わすということになりますし、財政が厳しい市町村の状況から見まして、非常にサービスが低下していくことが懸念されます。今課長の御答弁でございましたが、市長会などを通じて国の方へもぜひ意見を上げていただきたいと思います。市長、よろしくお願いたします。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 介護の要支援の方に対する課題でございますけれども、今、弥富市は、要支援1・2、そして要介護1から5の段階で介護認定をいただいている方が1,300名を超える状況になってきております。そして、今安井議員がおっしゃるように、その3分の1近くが要支援1・2の段階であるという状況でございます。全体の給付も2億円を超えるような状況になってきまして、介護の財源というのが大変厳しい状況にあることは皆さんも御承知のとおりでございます。先ほども答弁させていただきましたけれども、市の役割はしっかりとやっていくということが前提でございますけれども、社会保障全体の財源がないということに対して、国への支援を求めるものでございます。

また、要支援の方に対する今後のサービスのあり方についてでございますけれども、昨年の12月に改正自立支援法がございまして、その一番の根本はということかと申しますと、サービスの利用における負担義務ということではなくて、いわゆる支払い能力に応じた負担義務をやっていこうじゃないかということでございます。そういうようなことを一つの前提条件といたしまして、この要支援に対するサービスのあり方というのは、我々は今度の第5期の介護保険の新しい策定に対して生かしていけないかなあということも思っているわけでございます。そういう状況の中で、要支援の方におきましては介護が進まない努力もしていただきたい。それは地域包括支援センターであるとか、あるいは市内各所にあるデイサービスのたぐいの施設、こういったところに出かけていただいて、皆さんでいろんな形で会談をしていただき、楽しんでいただき、そういうような中で介護が進まないようなお考えも家族とともにしていただきたいということが言えるかと思えます。いずれにいたしましても、要支援に対するサービスが悪くならないような形で我々行政も考えていきたいと思っております。

ます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） では、次に移ります。

特養ホームの待機者が全国で42万人余り、弥富市では昨年秋の自治体キャラバンの資料では、2010年9月現在、待機者は320人となっております。待機者の解消をどのように進めようとしておられるのか、特養の建設や増設についてどんな計画があるのか、お尋ねをいたします。

議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

現在、市内には2カ所の特別養護老人ホームがございますけれども、そのうちの一つ、弥富福祉会館中の郷さんの現在の駐車場用地の方で増床の計画を検討しておると聞いてございます。入所待機者の解消につきましては、事業所の参入を期待いたしまして、その環境整備に努める必要があると考えますが、なお特別養護老人ホームの建設等の整備につきましては、海部圏域の医療福祉推進会議の方に諮る必要がありまして、地域間調整も必要となってまいりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 時間が迫ってまいりました。次の6番の問題については削除させていただきます。次の機会に質問いたします。

二つ目の問題に移ります。新保育制度、これは案でございますが、子ども・子育て新システムについてでございます。

厚労省の社会保障審議会少子化対策特別部会は、2009年2月24日、保育制度改革の枠組みを示した第1次報告を公表しました。特別部会には保育関係者が参加しておらず、専門家でない委員は厚労省案にすぐに賛成したと言われておりますが、事業団体や全国保育関係者の多くは反対されたそうでございます。それで、改革の根幹にかかわる部分をあいまいにして、今後の検討課題として何とか公表にこぎつけたと言われております。私は、きょうパネルで説明をさせていただきます。パネルは、市民の皆さんに御理解いただくための小集会用につくったものでございます。このパネルのイラストは、フリージャーナリストであり、保育園の保護者であります猪熊さんのイラストを参考にさせていただきました。御了承いただきたいと思っております。

幼稚園・保育所を一体化する子ども・子育て新システム、こども園といいますが、これは今までの公的保育制度とどのように違うのか、四つの問題点で明らかにしていきたいと思っております。

まず第1は、現在の保育制度では、保育所を新設する場合、都道府県に認可の申請をしな

ければなりません。しかし、新しい制度の目的の一つに、待機児童をなくすという名目がございます。その名目で保育所の数をふやすことがあります。そのため新たに指定制度が導入され、ある一定の基準を満たしてさえいれば都道府県に申請の必要がなく、参入も撤退も自由ということになります。

指定基準が緩和されますと、保育水準が今より低下することが考えられます。例えば2008年にエムケイグループが運営する保育所が倒産した事件で、補助金を受け取った後に倒産されております。保育所への補助金の使い道の制限がなくなるために、別事業に流用されるおそれもあると言われております。

次でございます。現在の保育制度は、保育を必要とする子供の保育を国と地方自治体が責任を持って保障することにあります。新しい制度では市町村の保育実施義務はなくなり、市町村が保育が必要かどうかを全国一律の基準で判断する認定だけを行います。保護者が自分でこども園、保育園を探して直接契約することになるため、公的責任が後退します。介護保険の仕組みが取り入れられております。認定を受けた子供がこども園に入れないのは契約上のミスマッチとして扱われ、公的責任はなく、保護者の自己責任で対処すべき問題となります。

3番目の問題点でございます。現行の保育制度は、保護者の収入に応じて時間単位の保育料の額が決まる応能負担で、所得が低くても、必要な時間、安心して保育を受けることができます。新しい制度では給付の内容が時間単位の個人給付となり、保育料も応益負担となります。こども園が利用できたときに初めて市町村から補助金が支給されます。認定時間以上の延長料金や土曜日の利用は補助金が出ないので、自己負担になるとと言われております。所得の低い世帯や障害のある子供の受け入れが難しくなる可能性があると言われております。

4番目の問題です。現在の保育制度は、弥富市では九つの公立保育所がございます。市の責任で保育が行われております。国で定めている最低基準に沿って、よりよい保育水準が確保されておりますし、市の責任で保育所運営費の保障がきちんとなされております。しかし、新しい制度では、保護者の勤務時間によって認定された保育時間がそれぞれ異なるため、こども園の運営が不安定になります。保育者同士のつながりや、職員同士の連絡引き継ぎも複雑になってまいります。行事もスムーズにできなくなると言われます。直接契約になれば、今まで市がつくっていた書類もすべてこども園、新しい保育園ごとに処理しなければなりません。保育料の徴収も、こども園が行うことになると言われております。保育士などの労働条件も悪くなり、非常勤化が進み、保育の質の低下が懸念されております。

以上のことから、新システムは保育に対する国と地方自治体の責任を後退させ、格差拡大と保育水準の引き下げ、子供と親に負担を押しつけるものだと考えます。この新システムの検討はストップすべきではないかと考えますが、市の御見解を伺います。

議長（伊藤正信君） 鯖戸児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） では、失礼させていただきます。

安井議員から、子ども・子育て新システムについての懸念される問題点が指摘されました。国はワーキングチームをつくって、保育園団体と幼稚園団体から届いた意見も取り入れながら、今システムの大枠を検討しているところでございます。そうした中、弥富市では日々の保育所運営におきましては待機児童が出ないように努め、一方では、よりよい保育の質を保つために保育所の増改築を計画したり、保育士の資質向上に努めているところであります。市としては、このような弥富市のすぐれているところが低下しないように今後とも保育行政を進めていきます。今の保育行政を維持していくために、市長会などの場でも他市の市長との意見交換をしながら、国の子ども・子育て新システム案の制度設計を慎重に検討し、必要に応じて国に対して市町村の状況や考えを発言していくことも必要だと考えております。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 弥富市の保育行政は、子供たちが健やかに成長する権利と保護者の就労権を同時に保障するために、市や保育関係者、市民の皆さんに支えられてこれまで保育にかかわる諸条件が整備され、保育内容も充実されてまいりました。新システムは、憲法や児童福祉法に基づく現行制度を壊そうとしております。今、全国各地で新システムの本質を知った保護者や保育関係者が、新システム反対の声を上げ始めております。現行の保育制度の拡充や新システム反対を求める意見書が31都道府県議会で可決されております。政令市や東京特別区、市町村の議会を含めると150議会を超えております。弥富市として、新システムの撤退、国が削った保育所運営費などももとに戻すことや、最低基準の引き上げ等々、国に対して要望すべきではないかと思っております。市の御意見をもう一度求めたいと思っております。市長、お願いいたします。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げますけれども、この幼保一体化新システムでの議論が最近されておるわけでございますけれども、これは保育所の立場、そして幼稚園の立場、それぞれがいろんな形で意見の交換がされておるわけでございますけれども、我々としては、一つは行政コストの中での保育所の運営になっておるわけでございます。こういったことも、新システムの中には意見としていいものがあれば採用していかなくやいかんと思っておるわけでございます。しかしながら、まだまだ議論の途中でございます。余り先走った御返事は申し上げられないのが現状ではないかなあと思っております。いずれにいたしましても、保育料の問題につきましては施政方針演説の中で話をさせていただきました。平成23年度におきましても保育料につきましては据え置くという形で、弥富市としては15年の連続的な形で保育料を改正しないということになっております。しかしながら、先ほど言い



ましたように、行政コストでは歳入・歳出のバランスが大きく崩れていることも事実でございます。現状としては8億円が市の持ち出しというような状況の中で保育所の運営をしているような現状でございますので、23年度において検討委員会を立ち上げ、一度検討していただきたいということがございます。行政コストのあり方と幼保一体化ということについては、真剣に我々としても議論しなきゃいかんというふうに思っております。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 私たちといたしまして、また保護者の立場といたしましても、今のすばらしい弥富市の公的保育行政の維持・発展ということに力を尽くしていただきたいと考えております。今市長が言われた内容もございますが、それについては改善できる点は改善していかなければいけないんじゃないかと考えます。あわせて、弥富市議会といたしましても政府への意見書を提出する御検討をいただきたいと要望いたしまして、私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（伊藤正信君） 次に立松新治議員、お願いします。

8番（立松新治君） 8番 立松新治、通告に従い、鳥インフルエンザ関連について2点お尋ねします。

まず1点目は、鳥インフルエンザ対策について聞きます。

高病原性鳥インフルエンザウイルスの本来の宿主であるカモやツルなどの野鳥でインフルエンザのウイルスが全国的に確認され、鶏への被害をもとまる気配が見られない。ことしに入って2月18日に6件、18農場で鶏がインフルエンザに感染し、約136万羽の鶏が殺処分され、多大な被害をこうむっています。宮崎県では2月に入って鶏のインフルエンザ感染がとまらず、2月18日現在で12農場、約95万羽が殺処分された。さらに、愛知県内でも2例目として新城市で名古屋コーチン最大手の関連農場で発生をし、名古屋コーチンの種鶏や種卵、初生びなも処分対象になり、卵は43万個、ひなは5万4,000羽、名古屋コーチンの7割を生産する最大手で県特産の名古屋コーチンが品薄となる可能性もあり、新たに和歌山県紀の川市でも、そして隣の三重県紀宝町でも発生をし、6万7,000羽が殺処分されました。その10日後、2月26日に弥富市に最も近い南伊勢町で同じく鳥インフルエンザが発症し、自衛隊への災害派遣を要請し、200人態勢で行う26万羽の殺処分が行われましたが、その社長のコメントでは、窓をなくし、気密性を高め、通気も網目が2センチの金網でふさいで、周りに消石灰をまき、鶏舎出入りのときには作業着や長靴をかえ、やれることは全部やったが、わずかなすき間があり、ネズミが入ったとしか考えられないと。これ以上どうしたらいいかと肩を落としたと報道されましたが、その後も宮崎でも発症したと報道され、どこでも発症が危惧されております。また、この大震災の中、3月13日、千葉県でも確認され、全国23例目となり、3万5,000羽の殺処分を行い、またこの千葉県は全国第2位の生産県で、不安がよ

ぎりました。また、自治体も感染を想定し、独自策を打ち出し、インフルエンザ発生に備えた自治体の取り組みも一部では始まりました。

このように太平洋側に多く発生したのには、日本海側が豪雪で太平洋側に移動した渡り鳥から感染した可能性が高いとの見方を改めて京都産業大鳥インフルエンザ研究センター長が示し、渡り鳥が北へ帰る5月上旬まで警戒が必要と指摘しているとのことですが、本市では何戸の養鶏家があり、何羽飼養されて、また半径10キロ以内に何戸で何羽いるのか、お聞かせください。

議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） それでは、お答えさせていただきます。

先ほどの質問でございますが、弥富市内には3戸の養鶏農家がございます。約3万2,500羽ございます。なお、弥富市で発生した場合でございますが、半径10キロメートル以内の農家戸数と飼養数でございますが、まず鳥ヶ地で発生した場合については9戸ございます。飼養羽数といたしましては8万2,762羽。続きまして、稲元地区で発生した場合でございますが8戸ございます。6万3,014羽ございます。それから、鍋田地区において発生した場合につきましては3戸ございます。飼養羽数は2万5,834羽でございます。なお、すべて海部管内でございまして、三重県での該当する養鶏農家はございません。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 立松議員。

8番（立松新治君） 実は私も過去には採卵鶏2万5,000羽を飼っていたため、本当に人ごととは思えません。自分の子供と思う気持ちでいっぱいであります。そこで、簡単に高病原性鳥インフルエンザとはどういう病気かを説明したいと思います。

我が国でも2004年以降頻発し、高病原性と低病原性に分かれます。問題となるのは、その高病原性ウイルスH5型かH7型に限られています。発症すると、発生農場のみならず、養鶏産業全体においても多大な被害が生じます。さらに、近年、H5N1アジア型ウイルスに代表されるように、人への感染も危惧されています。また、世界でも1983年、米国に始まり、2005年には30カ国以上で感染が確認されています。輸入鳥類、渡り鳥、肉、卵の輸入によって、また人の移動により侵入が疑われていますが、はっきりしません。病気の症状は、とさか、肉ぜんのチアノーゼ、出血、顔面のはれ、沈うつ状態、産卵低下または停止、神経症状、下痢等、そして高い死亡率などです。そんなときには家畜保健所への疑いの届け出が義務づけられていますが、その対策を7点ほど。

一つ、人・車等の進入の制限、二つ、野鳥・野生動物の侵入の防止、三つ、飲料水・飼料の汚染による侵入の防止、四つ、鶏舎内外の整理・整頓・清掃、五つ、鶏の健康管理及び取り扱い、六つ、鶏ふんの処理方法、七つ、インフルエンザに対する経営者の理解と教育。そんな中で鶏舎また農場の出入り口で車両の消毒、人の消毒、そして2センチメートル以下の

網目の防鳥ネットを上からゆったりと垂らすように張りめぐらしたり、ネズミの侵入防止や駆除をしたり、内外の清掃をして飲料水の消毒管理、病気の対策など、一般管理のほかに大変な努力をしながら、物価の優等生になりたくないのに、優等生として努力されています。本市としては、鳥インフルエンザの対策、そして本市には弥富野鳥園がありますが、野鳥園との連携も含めてお答えください。

議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） それでは、最初に市の対策といたしましては、先ほど言いましたように3軒の養鶏農家がございます、消石灰20キロ入りを各10袋、自己防衛として使用していただくよう配付させていただいております。また、もし万が一インフルエンザが発生した場合におきましては、前回の全協でも副市長の方より説明がございましたように、愛知県は防疫作業が実施されます。これによりまして150人態勢をとられると聞いております。なお、弥富市へも30人ほどの協力要請がございます。市としましては、発生農場への防疫措置等を協力、また支援をして、市職員といたしましても24時間態勢をとって、各課へ協力依頼をしておる段階でございます。また、防疫服につきましては県より貸与されますが、市といたしましても、ないことを祈っておりますが、もしものときに備えまして防疫服を30個ほど購入する予定でございます。

また、各地域において鶏、野鳥等が大量に死んでいる場合につきましては、市の農政課、環境課において対応させていただきますが、窓口は愛知県となっております。愛知県におきましても、鶏につきましては愛知県海部農林水産事務所農政課、野鳥につきましては海部県民センターの環境保全課で窓口となっております。なお、検査につきましては、先ほど議員が言われましたように、家畜保健衛生所にて簡易の検査を行っております。

続きまして、野鳥園との連携でございますが、特に連携的なものはございませんが、野鳥園は県の施設であり、野鳥の観察が基本でございます。したがって、ふん等の付着が鳥インフルエンザの原因になりかねませんので、対策といたしましては、関係者及び来場者に靴等の消毒を行っているというふう聞いております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 立松議員。

8番（立松新治君） 野鳥園とのかかわりをあまり持っていないという答弁でしたが、もし出たときに野鳥園さんはどんな対策をされるか、わかっていたら聞かせてください。

議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 今の御質問でございますが、先ほど説明させていただきましたように、野鳥に関しましては愛知県の県民センターの環境保全課の方で対応しておりますので、そちらの方と連絡をとりながら行っていきたく思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤正信君） 立松議員。

8番（立松新治君） 少し不満ですが、予防を中心に対策指導を今後も強く進めていっていただきたいと思います。

また、鶏インフルエンザ殺処分の補償を8割から10割への手当金について、家畜伝染病予防法改正案をめぐって関係者の意見を踏まえ、対処していかなくてはならないと、鹿野道彦農林大臣は前向きに検討すると考えを示したとありますが、8割は750円、10割でも940円くらいだと思いますが、実際はこの2倍以上の金額が再建するには必要です。というのは、ひなから6ヵ月で産卵開始、その後、約1年で廃鶏として処分して、年4回から6回に分けてひなを導入して経営を行っています。卵を1キログラム生産するのに、えさを約3キロ前後で卵にかえることができるように品種改良が進んでいます。体重2キロぐらいの鶏が年間で約16キロぐらいの卵を産むことができますが、卵の自給率は98%ぐらいですが、そのえさの98%が輸入の穀類に頼っているという現状があります。本当の意味での自給率はゼロと言われていますが、ほかの畜産、牛、豚も同じような傾向であります。畜産では牛のBSE、そして牛、豚の口蹄疫。現在は、隣の韓国では前年の肉の価格が1キロ460円ぐらいと2倍近い水準で、口蹄疫の被害で供給量が約4割減、そして3割以上が現在殺処分され、全国の7割以上の地区に発症が見られ、輸入促進策で25%の関税を撤廃しての策が講じられていますが、今この口蹄疫の2次問題が心配されています。というのは、韓国で4,500ヵ所以上もの土の中に埋めた牛・豚による地下水などの環境問題です。日本も、もしそうなったら同じような問題が生じるのではないかなと。また、これは韓国の産業、畜産産業の今後の問題でもあると思います。そして、日本国内の鳥インフルエンザは、次はどんな動物にどんな病気が発症するのか心配されます。そんなことのないことを祈って2点目に移ります。

次に、鳥獣害対策について。

今、猿、イノシシ、シカ、ヌートリア、鳥類等、いろいろあると思いますが、当市では鳥類の被害が最も多いのではないかなと思っております。特に鳥インフルエンザの要因とも言われておるカモ、そしてカラス、スズメ、モズなどと思われませんが、今出たばかりの麦の芽の採食、そして麦が実ったところに食べられ、もうすぐ6月ごろには麦も収穫時に入るわけですが、麦畑が実ってきたら、麦畑を一遍見てやってください。というのは、麦畑の縁に折れた、麦があるわけです。本当にぽきっと折れて、下へ畑に下がっている。これは、スズメがとまって、落ちて、下へ拾って食う。それが、ずうっと周りにぐるっとなっているはずで、それで、その上にカモがずうっとのたくって行って、すすっていくというようなことがあります。そんな中で今、米の苗の採食、またカラスなどの遊びなどで被害面積も増加していると言われていますが、その現況と今行われている対策をお聞かせください。

議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） それでは、お答えさせていただきます。

市といたしましては、毎年、麦・水稻の苗等の被害面積がふえております。なお、苗につきましては植え直すところもあるというふうに聞いております。有害鳥獣駆除を海部南部猟友会に委託して、駆除していただいておりますのが現状でございます。また、自己対策といたしましては、ピストルによる雷管撃ちでございます。それとロケット花火、さらには爆竹等により対応しております。さらには、弥富市鳥獣被害対策連絡協議会において農産物の鳥獣害対策研修会を開き、そこでは講師を招きまして協議、検討会も行っております。今後といたしましては、鳥獣被害対策補助金を交付していただきますよう、国・県へ要望してまいりたいと考えております。以上でございます

議長（伊藤正信君） 立松議員。

8番（立松新治君） 検討していただけるというようなことで、被害は、再度植え直しても、何度も同じ場所が被害を食うというようなことが言われております。そんなことを踏まえまして、引き続き現況を見据えながら対策を進めてくださることをお願いして、質問を終わります。

議長（伊藤正信君） ここで暫時休憩をいたします。再開は3時20分といたします。

~~~~~

午後3時12分 休憩

午後3時21分 再開

~~~~~

議長（伊藤正信君） 休憩前に引き続き会議を行います。

次に佐藤博議員、お願いします。

6番（佐藤 博君） 6番 佐藤博でございます。通告に従いまして質問したいと思います。

まず最初に、去る11日に発生した三陸沖大地震のために、一瞬のうちにとうとい命をなくされた犠牲者の方々に対して、心からお悔やみと御冥福をお祈り申し上げます。また、被災をこうむられたの方々に対しましては、心からお見舞いを申し上げる次第であります。このたびのマグニチュード9.0という観測史上最大の驚くべき大地震であり、津波も最高10メートルと聞くにつれて、予想外の災害対策のあり方の難しさを痛感したのであります。伊勢湾台風を思い出しながら、改めて安全対策の重要性を認識し、今後とも安全なまちづくりに微力を傾注したいと思っております。けさほど市長から、弥富市におけるいろいろの行事の自粛と救援の検討が提案されておりました、議会といたしましても、それぞれ義援金をみんなで出し合おうということできょう決めて、義援金を出したわけであります。これからも市民の皆さん方の御協力を最初にお願ひしたいと思います。

さて、通告に従いまして、最初に市長職の基本的認識について御質問をしたいと思います。

昨今、日本の政治情勢は混沌としており、国民のための政治が行われているのかどうか、疑問を感じることがよく見受けられます。政治家のための政治なのか、政党のための政治なのか、与野党ともに政治は国民のためのものでなければならないという政治の原点が忘れられているのではないかと、国民の批判の目は日ごとに厳しさを増しております。

そのような現状の中で、特に今回、愛知県知事選挙、名古屋市長選挙、名古屋市議会の市民リコール投票のトリプル投票が行われまして、日本の民主政治の根幹に鋭いメスが入れたものであり、既存の政党政治では時代に即応した国民本位の政治改革はできないのではないかと無党派層が50%を上回り、県民・市民が既存政党にノーを突きつけた厳しい判断が示されたと受けとめるべきであります。まさに政治家の資質が問われることとなり、市民を目覚めさせた市民革命につながったということをかいま見ることができたと思います。その結果、統一地方議会議員選挙等の候補者は、所属政党をめぐって大混乱が起きております。名古屋市議会議員の選挙の結果は、河村市長率いる「減税日本」が28人も当選をさせ第1党となり、公明党を除く既成政党はすべて大敗をしました。愛知県政、名古屋市政は恐らく大きな変革が予想され、愛知県政、名古屋市政にとどまることなく地域主権が叫ばれている現在、市町村にも大きく影響し、我が弥富市政においても、当然ながらお互いに時代に即応した市政改革を市長を初め議会側も真剣に考え、取り組まなければならないと考えております。このような現状について市長はどのように感じておられるのか、まず最初に承りたいと思います。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答えを申し上げます。

愛知県政あるいは名古屋市政という形でのお話、また昨日行われました市議会議員選挙の結果、そんなことに対する基本的認識をどのように考えるかということですが、愛知から、そして名古屋から新しい波が大きくうねりが発せられておることは、私も承知しているところでございます。政治は、そのときそのときの流れの中で大きく変わることがあるわけでございます。新しく改善・改革ということもやはり必要であろうというふうに思っております。しかし、政治の長い歴史の中で見た場合には、既存政党という位置づけもまた大事な政党であろうと思っております。既存の政党の皆様におかれましても、党の理念、党の拘束、そして党の規律というものをいま一度しっかりと見詰め直していただき、国民のための政治、国民のために仕事をすることをどうか頑張ってくださいと思っております。名古屋、愛知から発信された新しい地域政党におきましても、そのエネルギーは大きいものであるということは重々感じておるわけですが、今後の成り行きにつきましても注視していかなくちゃならない、そんな思いでございます。

私は、今回、愛知県知事選挙及び名古屋市長選挙等々の政令都市の選挙におきましては、

いずれにいたしましても、地方選挙といえども国のあり方、政権・与党のあり方に大きく左右されるというふうに思っているところでございます。佐藤議員御承知のごとく、新政権のマニフェスト問題、政治と金の問題、最近問われている社会保障と税の一体改革、あるいは当初予算に関する予算関係法案、いずれもこのような問題に対して解決できず、全く国民の信頼を裏切っているというように思っているところでございます。私たちは2年前の衆議院選挙において、大きく新政権に対して期待を持ったわけでございますけれども、少し裏切られている感があるわけでございます。そうした形においては、既存政党に対して県民・住民の皆様がノーをたたきつけたということにもなるわけでございますけれども、政権交代後、新政権がしっかりと国政を運営していただいておりますならば、私は今回の結果はまた違った方向で出てくるだろうというふうに思っております。今や解散をして、新しい国政選挙が必要であるという声も大きく盛り上がっていることも事実でございます。

そして、いま一つは、候補者のマニフェストが非常に明確であるということでございます。こちらに「日本一愛知の会」の大村秀章さんのマニフェストがございます。これも今私は勉強させていただいておりますけれども、新しいマニフェストにおいては、県民税10%減税、平成の楽市楽座をつくっていくんだということが力強く言われておるわけでございます。楽市とは減税であり、楽座とは規制緩和であるというふうにご中におっしゃっているわけでございます。大変厳しい経済状況、あるいは先行きに対して大変不透明感がある現実でございます。減税という形で県民の民意が集まったと思っております。

新しい知事のマニフェストを勉強させていただいておりますが、まだわからないところも多々あります。愛知県市長会、あるいは県市懇談会の中でいろいろと新しい知事の考え方に触れていきたいと思っております。大きな変革ということではありますけれども、先ほど議員がおっしゃった革命的なものではまだないというふうにも思っているところでございます。私どもの弥富市議会議員の中でも新しい知事と非常にコンタクトをとれる議員がお見えになりますので、そういうことも私たちとしてはいろいろと御協力いただきながら、弥富についても一緒になって考えていきたいということは事実でございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） 議会としても、私はまず弥富市議会基本条例を制定して、市長も議員もともに直接市民から選ばれるという民主政治の原点である二元代表性を尊重し、お互いに一人一人の議員が責任を自覚し、議会及び議員の活動の活性化と充実を図ることを提案しており、議長を中心に今後弥富市議会基本条例を議会で協議していただくことになっておるわけでありませう。

今回、河村市長の市長職としては、かなり強引とまで言われるような言動について、いろ

いろいろの評価がされております。常識とはいささかかけ離れたような行動であって、すべてよしとは考えられませんが、強力なリーダーを求める時代背景からして、個性的な市長職への期待の一面をかいま見ることができたと思っております。今後の対応と市民の反応・評価が注目されているところであります。市長も今述べられたように、私は非常にこれから市民の関心は高まるということは感じております。今までも時代に即応したオンリーワン政策を私は提案してきました。また、古いしきたり、なれ合いなどマンネリ化に対する改革を提言したこともございます。残念ながらマンネリ化の域がなかなか脱し切れないむなしさを感じることもよくあります。また、市民の中には、市長がかわって弥富市政はどのように変わったか知りたいと尋ねられる方もあります。また、言葉だけが先行して、マンネリ化しているのではないかとの意見も耳にすることもあります。それは、地方主権が叫ばれている時代背景の中で、中央政治が変わらなければ地方主権は実現できないと、こういう中央追従型というか、中央依存型の考え方がある一方、地方から地方主権を実現させようと、地方でできることから改革を実現し、地方が中央政治をリードしていこうと、こういう考え方もあったわけでありまして、これが結果として大村知事、河村市長の勝利となったと考えるべきであります。

そこで、まず名古屋市とは異なり、古いしきたりと新しい感覚が交錯しているこの弥富市においては唯一の執行権者である服部市長は、今後どのような考え方で市政を運営される考えか、また今答弁の中で大村新知事のマニフェスト等も勉強しておられるようでありますけれども、大村新知事が誕生した以上、弥富市の市政運営の大村知事との関係を今後どのように考えて対応されるのか、その点について市長の考え方を改めて承りたいと思います。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

今後どのような市政運営をしていくかということでございますけれども、今いろいろとお話の中にもございましたけれども、まずは市民の声に対しては真摯にいろんな問題を受けとめさせていただきたい、そんな思いでございます。そうした中でしっかりと2期目をスタートさせていただきたいというふうに思っております。先日の市政運営方針の中でも述べさせていただきましたけれども、基本的な運営方針といたしましては、私の政治的なスタンスといたしましては、一つには市民と行政の協働によるまちづくりをしっかりとやっていきたい、いわば新しい公共という概念を実践していきたいということでございます。一つには、市民と情報を共有化した、公平で透明な市政の実践をしていきたいという考えでございます。もう一つには、最も重要かもしれませんけれども、行財政改革の推進と自主財源の確保に一生懸命努めていき、弥富市の発展につなげていきたいということでございます。そして、常日ごろ皆様にも、議員各位にも申し上げているところでございますけれども、職



員の意識改革をさらに進めていくということでございます。市民本位の行政運営に心がけ、市民の幸せづくりに貢献していきたい、そんな考えでございます。

また、新知事との関係をどのようにということでございますけれども、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、愛知県市長会、あるいは県市懇談会の中でお近づきをいただき、いろんな私ども弥富市の問題を新しい知事の方にも御提案申し上げていきたいと思っておるわけでございます。しかし知事は、57市町村、37市の代表でございます。産業立国、農業立国愛知を力強く発展させていただきたいということは、私だけではございません。そういった意味において、強いリーダーシップを発揮していただきたいと思っております。先ほどもお話をさせていただきましたけれども、過去の経歴、あるいはマニフェストを一つ一つ勉強させていただいているところでございます。新しい知事は農林水産省の御出身であります。私どもの農業振興地域といたしまして、農村農業の基本的な問題といったことに対しては熟知をしていただいております。弥富市にとっても、その点も大いに期待をしたいと思いますところでございます。また、国会の衆議院議員のときには、厚生労働副大臣という大変な要職についてみえたわけでございます。マニフェストにも、高齢者福祉、あるいは障害者福祉の充実にはきめ細かく対応していくということをおっしゃっております。この公約に対しては、1年、4年ということではなくて、早期に実現をさせていただきたいということは、私たち地方自治を担う者にとっては喫緊の問題でございますので、よろしく願いを申し上げます。以上、そのような形の中で機会あるごとに大村知事とお話をさせていただきながら、弥富市の問題、愛知と我々の共有化する問題について、一緒に考えていければ幸いに思っております。

議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） 市長もかなり認識を新たにして、大変力強い答弁であったと思っております。

私は、弥富というこの町は、かつて国政・県政ともに太いパイプ、力強い協力関係にあって発展してきたと信じております。今回、圧倒的な県民の期待によって大村知事が就任されたわけでありますから、大村知事と太いパイプを持ち、大いに議論を交わし、弥富市の意見も十分述べ、それぞれお互いに意見を闘わせながら協力関係を構築していくことが重要であると考えております。私は、弥富のために今後、大村知事が誕生した以上、大村知事に対して堂々と物が言える協力関係を目指して行動していきたいと考えております。

そこで、政策や改革を実行するために、まず市長の能力、指導力が重要であると思っております。日ごろ私が考えていた市長職の認識と河村市長の言動から、戦国の時代を統一した織田・豊臣・徳川の3将軍等の為政者としての統治能力等も比較検討しながら、民主主義時代にある市長職とはどうあるべきか考えてみたいと思っております。特にこの弥富という田

舎では、何事も地域とのつき合いとか、義理人情を大切にした信頼関係によって社会生活が成り立っていることを、常に子どもは親から教えられて育ってきたものであります。

そこで、市長に要望したいのは、まず第1に市長職としての要件、指導者としての人間性の問題であり、人格、資質、先見性、実行力など信頼性の問題とともに、約束を守り、特に日本人固有の義理人情を尊重した力量の発揮できる、信頼感のある市長としてお努めをいただきたいと思っております。

続いて第2番目は、正常な人間関係の上に立って、市長である以上、常に政局を尊重する心がけが重要でありまして、常に議論を尽くしながら、議会との公正な信頼関係の構築が重要であると思っております。二元代表制であり、議会と対立しては政策の実現は不可能であります。人物が、また信頼関係が政局を大きく左右するものであることを自覚していただきたいと思っております。まさに現在の国政の混乱は目に余るものがあります。政党政治ではない地方議会における信頼関係とは、お互いの政治理念と政策の共有性等から生まれてくるものであり、これが結果的に市民の評価につながるものだと私は思っております。

第3番目は、重要な要件は、社会情勢は常に移り変わっており、時代背景と市民のニーズを的確に把握し、まちのため、市民のために有効な政策を着実に実行することであると思っております。その立案、実行能力こそが最も重要であります。改革とは、一口で言えば簡単ではありますがけれども、なかなか難しいことでもあります。しかし、実行して初めて評価されるものであります。その意味では、庶民の中に直接身を挺して時代背景を把握して改革を進めたあの暴れん坊将軍、徳川吉宗の功績を研究するののも一つの意義があるのではないかと思っております。こうしたことを考えながら、ひとつ今後ともしっかりと頑張って、口先だけで政治はできるものではありませんから、どうか実行して初めて評価されるものであるという認識をしていただいて、今後とも頑張りたいと思います。

そこで、まず最初に、農家にとって忘れられようとしている農業者の無意味な過剰負担を軽減するために、再度、土地改良問題を初め、市長の政治姿勢をただしていきたいと思えます。弥富市の農業政策と土地改良団体の現状について、市長に率直に質問をいたします。

最初に、次の4点について市長はどのように認識しておられるか、承りたいと思えます。

まず、土地改良団体の目的及び事業内容をどのように認識しておられるか。

また、それぞれの土地改良団体は、現在どのような土地改良事業・業務を行っているか。

3番目に、公務員の給与体系は減額の方角に向かっております。土地改良団体の職員の給与体系はどのようになっているのか。また、公務員の場合、退職手当金等は双方が掛金方式で退職手当組合にて積み立てられており、退職時に退職手当組合から退職金が支払われます。土地改良団体の職員の場合はどのように積み立てられているのか。土地改良区に補助金1,950万円を支出している以上、こうしたものの調査をされることも重要なことではないか。

また、改めるところがあれば改める必要もあるのではないかと、この点についてもお尋ねをしたいと思います。

そして4点目は、費用対効果からして、土地改良団体の中には現在事業費より人件費など経常経費の方が上回っているように言われているところもあると聞きます。具体的に比較検討されたかどうか、この4点について市長の認識を承りたいと思います。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 土地改良の問題の前に、市長職におけるいろいろと大所高所からの見識ある佐藤議員からの御意見に対して心から真摯に受けとめ、また市民の負託にこたえていけるように、議会の皆さんとともに頑張っていきたいという思いでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

土地改良関係の問題について、今さら私が申し上げるまでもなく、この団体連合会というものは農林水産大臣の認可を得た法人格でございます。また、県の知事の許可を得た団体でもあるわけでございます。そうした中で農村農業の整備計画、あるいはまさに私ども弥富市といたしましては海拔ゼロメートル地域でございます。安心・安全対策の中での最たる事業であるということを私は認識しておるところでございます。さまざまな改修工事等も含めたところで、環境整備といったことについても一生懸命やっていきたいというふうに思っております。そのほかの問題につきましては担当部長の方から答弁をさせますので、御理解いただきたいと思っております。基本的な認識は同一でございますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤正信君） 早川開発部長。

開発部長（早川 誠君） ただいまの御質問の中で、それぞれの土地改良団体が現在どのような土地改良事業・業務を行っているかということでございますが、個々に申し上げます。

弥富土地改良区におきましては、県の単独土地改良事業によって排水路等々の整備を行っております。それと通常用の排水の施設の維持管理でございます。次に、鍋田土地改良区管内につきましては、鍋田2期湛水防除事業、これは県でございますが、それから緊急農地防災事業、八穂と。それから地盤沈下対策事業、そのほかに単独県費の補助事業を実施しております。そのほかに、先ほど申しましたように、排水施設等々の維持管理、揚水機場、パイプラインの維持管理等を実施しております。十四山土地改良区につきましては、今現在、大神場排水機場、湛水防除事業でございますが、これが県営で実施をしております。そのほかに基盤整備事業としまして排水路等々の整備ですが、大山、鍋平地区で実施をしております。そのほか先ほど申しましたように単県事業と、それから用水の維持管理、排水の維持管理を実施しております。孫宝排水土地改良区につきましては、御承知のように新孫宝地区として湛水防除事業を現在行っております。そのほか海部土地改良区につきましては、通称「特特事業」と言っておりますが、木曾川用水で布設しましたパイプラインの老朽化に伴いました

パイプラインの布設がえ工事を実施しております。

以上が、各土地改良区が現在行っている事業と業務でございます。

それから、先ほど申されましたが、各土地改良区の職員の関係でございますが、各土地改良区の給与体系につきましては、各土地改良区ごとに職員給与に関する規定を設けてございます。その中で給与関係につきましては、弥富市の給与に準じるということになっておりまして、そのような支給がされていることと思います。また、先ほど来の話でございますが、弥富市の職員給与に関する条例の一部改正がなされた場合につきましては、その都度担当課より通知をいたしまして、これに基づき各土地改良区が対応がなされておると思っております。退職手当の積立金に関しましては、弥富市職員の場合につきましては、愛知県市町村退職手当組合に加入し、職員に対する退職手当に関する事務につきましては、退職手当組合が共同で行っております。退職手当につきましては、算出基準によりまして、愛知県退職手当組合負担金として弥富市が全額負担しております。各土地改良区におきましては、市のように組合はないわけございまして、退職給与の積立金特別会計において土地改良区の全額負担で対応されてございます。

それから、先ほど自治体と職員が双方掛金をしておるということで佐藤議員が質問の中でおっしゃいましたが、これにつきましては、議員は退職手当と共済年金とを混同されているんじゃないかなというふうに思っております。先ほど言いましたように、退職金につきましては退職手当組合に市が全額負担しておると。それから、市職員の場合につきましては、市町村共済組合に加入していることは佐藤議員も御承知のとおりだと思いますが、この共済組合に加入をしまして、年金分、それから医療分、介護等々あるわけですが、こういったものについて雇用主である弥富市と職員が一定の算出基準によって負担をしているところでございます。

それから、事業費より人件費などの経費が上回っていると。それで比較検討されたか、改善策をどのように求めて取り組んできたかということでございますが、土地改良区とは年に二、三回、土地改良区の理事長さんを含めた役員の方、それと職員、それから私どもも市長を初め副市長等々出まして、各内容等々を事項別に検討しておるところでございます。こういった問題で、先ほど佐藤議員の方からのお尋ねの中で、私ども昨年の7月に「土地改良区を取り巻く状況と課題」と題しまして実は論議をいたしました。その中で特に土地改良区が抱える課題としまして、今現在の厳しい財政運営、業務執行体制の弱体化、厳しさを増す施設管理と計画的な更新整備を重点に協議をいたしました。弥富市としての考え方は、弥富土地改良区、十四山土地改良区、孫宝排水土地改良区の合併をその時点で打ち立てました。これは、先ほども申しましたように、非常に厳しい状況下である土地改良区を認識するとともに、農家負担の軽減を図るためにも実施すべきことと考えまして、23年度より少しでも早い

時期に合併できるよう協議に入りたいという考えで伝えてございます。以上でございます。  
議長（伊藤正信君） ただいま緊急地震情報が入りまして、今調べておりますのでちょっとお持ちください。

震源地が長野ということですので、次の情報が入るまで続けます。

佐藤議員、よろしいですか。

6番（佐藤 博君） 問題は、この基本的な考え方として、私は二つのことを申し上げたいと思うんです。

その一つは、土地改良団体がやらなければならないような問題であるかどうかということ。例えば排水事業等については、農家だけではなくて、むしろ市が直轄してやるべきでないかということの一つ考えておるわけでありまして。農家だけの問題ではない。これがすべて土地改良団体でやるという意味が、私はちょっと理解できないところがあります。

それから2番目は、だんだん事業費が減っていっておる中で、現状のままの人件費とか、こうした経常経費がそのままであれば、当然これは費用対効果からして大変なマイナスだということ認識しておるんです。先ほど合併の問題もありました。合併も大事な問題だと思えますけれども、一つには、今申し上げましたように、例えば緊急防災なんかは農家だけの問題ではなくて、市全体の問題ではないかなあと考えておるので、特に孫宝排水機場なんていうのは、土地改良団体で今やっておられるわけでありましてけれども、ここはもっと関係市町村が直接加わっていくような方法でやればいいんじゃないかなあと、こういうことも思っておるんです。そうした点について、一つには検討がされるといいということ私を思っておるわけでありまして、今の土地改良団体でやっておる事業というのは、民間企業では成り立たないような実態も浮き彫りになっておるわけです、今申し上げた費用対効果からしたら。以前に私が、現在も土地改良団体が存在していることによって、農家だけが経常経費等のために過剰な負担を余儀なくされているということ指摘して、改善策を求めてきたわけがあります。その一つが土地改良団体の合併ということで、恐らくこれは人員の削減とか、経費の削減という方向だろうと思えますが、もう一つは、今言った、農家だけの土地改良団体がやらなきゃならん問題なのか、あるいは一般行政でやるべきものなのかという事業仕分けが私は大事だと思うんですが、この点についてはどうでしょうか、市長。

議長（伊藤正信君） ちょっとお持ちください。ただいまの地震情報で長野県と私申し上げましたが、福島県で震度4ですので、続けますのでよろしく願いいたします。情報が来ました。

では、服部市長。

市長（服部彰文君） 土地改良に対する農家の経常賦課金の問題について、議員の方から御指摘でございます。

今、弥富土地改良区、鍋田土地改良区、十四山土地改良区という状況の中で、農家の経常賦課金は平均で反当たり私ども7,424円という形でとられております。また、転用決済金等につきましては別途でございますけれども、通常の経常賦課金についてはそのような経費が農家の方から支払われているということでございます。議員おっしゃるように、この経常賦課金の問題につきましては、大変大きな負担になっていることは十分承知しているわけでございます。用水の問題につきましては、パイプラインを利用していただいて、水田で米づくりをしていただくわけでございますので、これは受益者負担が考え方としてはいいのではないかと考えておるわけでございますが、排水といたしましては、排水路を使うのは生活雑排水を含めたすべての生活污水というものも流れてくるわけでございます。そうした中では、一定の比率でございますけれども、弥富市全体でその負担をしていかなきゃいかんという考え方に立っているところでございます。そして、農家の方の排水負担金については、平成23年度、農政の予算の中に計上させていただいておりますけれども、とりあえず20%を排水賦課金については削減していきたいということを予算計上させていただいたところでございます。いずれにいたしましても、経常賦課金に対する一つの新しい考え方として、市民の皆様にも御理解をいただきたいところでございます。

また、先ほど開発部長が答弁いたしました運営補助金の問題につきましては、過去の歴史の中でも議員も町長時代があるわけでございますけれども、平成の初めにおきましても多額の運営補助金が出されておるわけでございます。そうした状況において過去の流れはあるわけでございますけれども、私どもといたしましては行財政改革の一環という形でとらえていかなきゃならないということも考えておるところでございます。そうした中で議論もさせていただきながら、先ほどお話をしましたように、事務的なレベルを含めたところの合併という問題を土地改良区に御提案申し上げ、削減をしていきたいという考え方でございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） 多少経過も申し上げたいと思うんですが、それぞれ土地改良区の定款を検証してみますと、土地改良事業を進め生産性の向上を図ると、こういうようにほとんどのところがあるわけでありまして。それぞれ土地改良団体ができたときの目的・内容は、要するに農業生産を高めるために圃場を整備すること、すなわち耕地整理事業を行い、同時にかんがい施設、排水施設の整備及び維持管理をしていく、これが大体目的であったわけでありまして。そして、現在もそういう形になっておるわけです。

その土地改良団体の設立の経緯には、主たる目的の違いがあります。例えば孫宝土地改良区というのは、排水事業のために昭和27年に設立されて、排水一本です。それから、弥富土地改良区は、木曾川用水事業が行われることに伴って、水を受給するために昭和50年に、こ

これは私が音頭を取って設立したものでありまして、パイプライン等、用水事業を整備してきたわけでありまして。しかし、これらの事業はほぼ終わり、もう今は維持管理のみに大体なっております。あるいは、パイプライン等が修理をしなければならぬときには修理をするということで、当初と比べるともう事業内容はぐっと減っております。そのことをお互いに認識することが大事だと思っております。

問題は、今市長も答弁の中でありましたように、この運営のためにいろいろと市が補助金等で出していく、あるいはまた分担金等を市が持つようになってきた。農家の分担金が非常に少なくはなっておりますけれども、ここで考えなければならぬのは、これらの土地改良区の運営のために、さらに上部団体として海部土地改良区があり、またそれの上に愛知県土地改良事業団体連合会があると。これらを運営するためにたくさんの役員があり、また全国一だと言われるような、局長だとか職員等がたくさんいるということでもあります。こういうのに本当はメスを入れなきゃ、なかなかこの農家負担は軽減されない。こういうようなもののために農家は会員となって、それぞれ上部団体においても経費の賦課金を課せられている。まさに農家の過剰な賦課金負担が定款によって義務づけられているということです。そうしたものが旧態依然として、時代に即応した改革がなされているかどうか、このことが問題なんです。ですから、私はまず弥富でやれるべきこと、例えば今言いましたように合併の問題だとか、あるいは事業費の負担を市がやっていくというようなことと同時に、こういう上部団体の改革をしなければ賦課金はまだ減らないんです。だから、そこまでメスを入れることが非常に重要であって、これは弥富だけではやれないかもしれんけれども、少なくともそういう団体に属している以上、そういうものの提案をしていくことが大事だと思っております。海部土地改良区にも十数人の職員がいて、本当にこれが全部必要なかどうか。例えばパイプラインの修理なんていうのは業者に委託することでもあるわけありますから、職員等がこれだけ全部必要かどうか。しかも、そのたくさんの職員がいるために、経常賦課金ということでそれぞれ農家は出しておるわけです。受益者負担でなければいけないものと市が全体としてやっていくべきものと区別をして、ひとつこれから改革に取り組んでいただきたいと思っております。

もう一つ私が言いたいことは、いろいろ過去の経緯の中から、だんだん公共性が高いということがわかってきまして、以前は受益者負担で農家がほとんど負担しておったけれども、だんだん事業内容によってそれぞれ行政が負担をするようになってきて、農家の負担は軽減はされておりますけれども、特に農家の場合には、今までも補助金をもらうために結局選挙等に駆り出されるというような悪循環が続いてきたということです。以前、土地改良事業で圃場整備をやっておるときとか、そういうときはそれなりの使命があったと思っております。また、責任もあったと思っておりますが、もう今ではそういうような時代ではないんです。

補助金を下さい、選挙で応援しますというような時代ではもうないんです。ですから、こうした農家の古い体質というものを変えていかなきゃいかん。これが今私は課せられた課題じゃないかなあと考えております。そうした点にしっかりと一遍取り組んでもらいたい。

そこで、私が申し上げておるのは、まず弥富市内において取り組める問題として、私が以前から指摘・提案してきているように、土地改良団体を縮小する、あるいは解散して、一般行政の中の開発部農政課土地改良係によって、例えば農業土木を初め土地改良事業・業務を行っていくように向けていくべきではないかなあと考えております。また、用水事業等は農家の受益者負担ということになりますから、これは委託事業をすとか、また営農問題はJ Aとタイアップをして行っていくとか、そういうような方向へ仕向けていくことが非常に私は大事だと思っております。そういう改革がされない中で事務費の補助金、これは650万円ずつ3団体に助成しておるわけでありますが、これにあぐらをかいておってもらったんではいつまでたっても改革はできませんので、一遍そういう改革ができなきゃ事務費の補助金は出さないよというぐらいの姿勢も示すべきではないかなあと考えております。以前は事務費の補助金というのはなかったんです。結局事業費がかさんでいったから事務費補助金まで出すようになったんです。以前にはなかったです、これは。そういうこともしっかりと考えてもらって土地改良団体を指導し、そして改革に取り組んでいただくことをお願いしたいと思っております。これは私の意見として、皆さん方が真剣に考えて取り組んでいただきたい。これができないと、いつもいつも私がまたここでやらんならんことになるので、どうかひとつしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

続いてT P P問題について、先般私が、農業政策の一環として、土地の集約化等、率先して有識者等で協議会を立ち上げて検討し、モデル地区をつくったらどうかということ、これはたしか12月議会だったと思えますが提案しました。市長は、国が立ち上がらないとできないといったような趣旨の答弁しかなかったんです。ところが、先般政府は農地集約へ取引仲介の検討に入ったと新聞には出ておったんです。大村知事も農水省出身でありますし、農業政策にはかなり精通をしておられると私は思っております。特に土地の有効活用も提言をされておりますので、このような重要な問題を弥富もしっかりと先頭に立って検討していただくことこそ、私は市長に指導者としての先見性と指導力というものを発揮していただきたいと考えておりますので、こうした点について市長は、再度お尋ねしたいと思えますが、どのように考えておられるか、承りたいと思えます。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 土地改良関連の定期的な問題につきましては、それぞれのところで、またいろんな形で協議をしていきたいと思っております。御理解をいただきたいと思えます。

T P Pの問題でございますけれども、これも新しい政権の農政に対する、よく言われるわ



けてございますが、猫の目農政というようなことが言われるわけでございます。鳴り物入りで導入されました農家の戸別所得補償制度につきましては、その趣旨は、すべての農家が安心して生産を継続していけるというような形でございました。規模の大小を問わず、そういった中でしっかりと農政を担っていくということでございます。ある意味では担い手と呼ばれる大規模農家への集中支援からの転換でもあったわけでございますけれども、最近、TPP参加という形で菅総理が打ち出されておるわけでございますが、このTPP参加ということに対しては、関税がフリーになっているような状態では競争力が当然試されるわけでございます。そういった中での考え方として、担い手に対して今度は集中的に補助事業を進めていくということになっております。

本当にそれだけでこのTPPの問題が解決できるかということになりますけれども、大規模化していくことは、今もJAを中心にして取り組まれておるわけでございます。ただ、TPPの問題につきましてはそれだけではない。政治的な問題であるとか、産業としての農業の位置づけの問題であるとか、あるいは食というのは安全ということが非常に大事な問題であるわけでございます。そうしたさまざまな観点から国民の合意を得ないと、TPPに安易に参加すべきではないということを以前から私も申し上げておるわけでございます。規模の大規模化においてコストの削減ということだけでは解決できない問題が、このTPP問題の大変難しい問題であろうというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

議長（伊藤正信君） 佐藤博議員。

6番（佐藤 博君） 日本の農業が自給率が40%であると。そして、農家が本当に担い手になくなっていくという大きな要因は何であるかということ、やっぱり農業人口が多過ぎるんですよ。農家戸数が多過ぎるんです。大体イギリスなんかでも、私は昭和39年にイギリスへ行ったときに聞きましたが、農家戸数、農業人口は大体3%から5%なんです。今弥富だって、本当に農業を主たる収入としてやっておられる方はどれだけあるか。わずかなんですよ。ところが農家はいっぱいある。小規模なんです、みんな。だから生活ができん、生産性も高まらないと、こういうことなんです。こういうのに取り組むためには農地の集約化というものでやるのが大事だということだけ、まず認識として知っておっていただきたいと思えます。そのモデル地区をつくるのが一つには大事なことだと。そして、いいものであれば、むしろそれを政府に提言していくような姿勢を示していただきたいということを私は考えておるわけでありまして。時間もありませんので次に進みます。また、細かいことは次のときに申し上げたいと思えます。

さて、再選後の市長の具体的な政策展開についてお尋ねをしたいと思います。

今回市長は無投票当選でありまして、無投票の場合こそ、しっかりとしたメッセージを議会にも市民にも発することが非常に重要であります。1月18日の中日新聞は、「弥富市長再

選の服部氏に聞く」と題して、服部市長のインタビューの骨子を掲載しておりました。その中で特に全域の活性化を目指すとか、金魚を名古屋でPR検討とサブタイトルもあり、2期目の課題として総合的なまちづくりをしっかりと進めると強調されておりました。その中で市南部地域の過疎化をとめ、市内全域の活性化を目指したい。喫緊の課題は、北部地域では国道1号線周辺の都市整備の促進とか、南部地域では企業誘致と農家への補助を同時に実施し、にぎわいを生み出すとあって、また固定資産税優遇を2014年まで続けたり、コミュニティバスの運行方法を工業地利用者が助かるようにも見直すと、企業立地を促す記事がありました。特に特産金魚のPR、また旧十四山村の農業振興地域の農地整備への補助を続ける等々あったわけでありませう。

そこで、この掲載されていた市長のインタビュー内容は、多くの弥富市民も私は関心を持って読んでいると思っております。市民の中には大きな期待を寄せ、また現実にどのような政策、事業計画が具体的に展開されるか、どのような結果になっていくのかという具体的な内容を知りたいと私に聞かれた方もありまして、そこで私は、この市長の新聞報道のみについて、次のような問題について具体的な構想案を示していただきたいと思っております。

その一つは、全域の活性化とは具体的にどのようなことをどのように進めていくことか。それから、国道1号周辺の土地整備の促進とはどのようなものなのか。南部地域での農家への補助、あるいは旧十四山村の農業振興地域の農地整備への補助を続けるとは、これは大体想像できるわけですが、一般の市民の方にはまだわかりませんので、大体具体的な内容を最初に示していただきたいと思うわけでありませう。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員の御質問の時間が長くて、私が答弁できる時間がなくなってまいりましたけれども、少し議長にもお願いをいたしましてお時間をいただきたいと思っております。

全域の活性化というのは、皆様にもお示しをしているように、平成21年にスタートいたしました弥富市の総合計画を計画的に着実に進めていくということでございませう。時代の潮流をしっかりと把握し、市民のニーズといったものはしっかりと理解していきながら、その総合計画を進めていきたい。市民の不満足な点はどこなのか、満足していただいているところはどこなのかということも踏まえて、第1次総合計画の向こう10年のまちづくりの骨子でございませう。

また、都市計画マスタープランにおきまして、すべての地域で面整備というのはなかなか難しいわけではございませうが、弥富市を大きく三つに区分して皆様にも御提案申し上げるところでございませう。それは、駅周辺を中心とする北部地域でございませう。この中におきましては、弥富駅の周辺整備ということに対して、今回の3月議会の建設経済委員会の中で、

私どもの基本構想ができ上がりましたので、一度御審議賜りたいと思っております。また、市役所の改築等の問題もこの北部地域の中には含まれているわけです。また、住環境整備といたしまして公共下水の問題であるとか、生活道路の問題をしっかりとやっていくということでございます。

また、中部地域におきましては農業振興地域でもあるわけですが、ここは北部地域と南部地域を結ぶ大切なベクトルでございます。そういう状況において基本的な基盤整備と同時に、農業の農村整備事業も力を入れていきたい。また、この中には私どもの地場産業である金魚ということもかなりの面積としてありますので、そういったことに対しても全力を挙げていくということでございます。

南部地域におきましては、西部臨海工業地域を中心とした、今、将来にかけて弥富市がいろいろと夢と希望を持っているわけですが、南部地域全体で2,012ヘクタールでございます。本市全域の42%を南部地域が占めておるわけでございます。その中で563ヘクタールが西部臨海工業地帯を中心とする市街化区域であり、あと残りの1,450ヘクタールが市街化調整区域となっております。この両面の面積に対して、私たちは南部に大きく期待をするところでございます。

一つは、弥富ふ頭、鍋田ふ頭の整備計画でございます。鍋田ふ頭の第3バースの整備計画は、平成23年を目途として進めてまいりました。いよいよ23年度に供用が開始され、約100万TEUの荷物が取り扱われるようになっておると思っております。将来に夢を託していきたい。あるいは、川崎重工を中心とする企業誘致の会社に対して、我々としては固定資産税を中心とする税の財源という形で期待をしているところでございます。

一方の1,450ヘクタールの調整区域における優良農地でございますが、最近、農業委員会の中でいろいろと物件が上がってまいりまして、農地がいろんな形で転用されるという少し厳しい状況にもあるわけでございますけれども、何とか都市計画マスタープランに位置づけしております60ヘクタールという用地を愛知県知事等とお話し合いをさせていただきながら、土地利用計画を進めていきたいというふうに思っているところでございます。そういった中でいろいろと問題はあるわけですが、議員のお力添えもいただきながら、弥富市のまちづくり、都市計画づくりを進めていきたいということでございます。

少しはしょるところもありますけれども、南部地域での農家の補助、あるいは十四山地区における農地整備についてお答えをしておきます。

日光川下流の流域下水道を整備させていただいておりますけれども、そういった中での周辺対策費として農村農業の整備計画を実施しているところでございます。弥富市のそれぞれの学区・地区においては、十四山地区が排水等の改修に対しては少しおくれをとっている状態でございます。西部の農業集落排水事業であるとか東部の集落排水事業という形で、その

整備を進めていきたいと思っているところでございます。厳しい農政に対しましていろいろと補助をさせていただいておるわけでございますが、この多くのものは市単独の補助事業を指しているものでございまして、生産調整の補助金といたしましては10アール当たり3,000円、そして生産調整のうち、麦・大豆での面積集積に対しては10アール当たり7,000円を補助しているものでございます。そうした中で少しでも農業の活性化に結びつけていくという形での補助事業であるということをお示しさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤議員、まとめてください。

6番（佐藤 博君） 詳細についてはまた委員会等で議論させていただきたいと思っておりますが、ただ最後に一つ、2月25日に弥富市の予算案が発表されて、翌26日の中日新聞に「減税検討前向きに、服部市長方針変更」と、こういうようなことが書いてあったわけでありまして。私は、どのような考えで市長がこういうことを言われたのかわかりませんが、以前から市長は名古屋市長の減税政策というのにかなり批判的であり、反対でありました。私も同感でありました。減税の意味とか効果には私も疑問を感じておる一人ではあります。しかし、そういうようなことについてこうやって新聞に出た以上、市民の方が本当に減税されるのかと受けとめる面があるので、この点についてはひとつしっかりとメッセージを発していただきたいと思っております。

議長（伊藤正信君） では最後に、市長、簡単にお答えください。

市長（服部彰文君） 一問一答、時間制というものを厳守していただきたいわけでございますけれども、減税という問題に対してはこのような形で答弁をさせていただいたものでございます。愛知県知事選挙、あるいは名古屋市長選挙等々、愛知県から発信される減税ということに対して、多くの市民の関心もあると思っております。できない、できないという形では何もできません。そういう中で行財政改革をどのように進めていくか、税収をどのように確保していくか、あるいは今の安定的な制度というものをどのように確保していくかという中において、それぞれの精査をしていかなきゃいかん。そして、職員が緊張感を持って仕事を進めていくことにおいて、大変厳しい経済状況の中で市民の生活に対して我々はそういうような努力ができないだろうかと申し述べた点でございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） 以上を持って終わります。また、詳細は委員会等で尋ねていきたいと思っております。ありがとうございました。

議長（伊藤正信君） では、本日はこの程度にとどめまして、あすは10時から継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思っておりますので、本日の会議はこれにて散会をいたします。御苦労さんでした。

~~~~~

午後4時28分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊藤 正 信

同 議員 佐藤 博

同 議員 武田 正 樹

平成23年 3月15日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	堀岡敏喜	2番	炭竈ふく代
3番	山口敏子	4番	小坂井実
5番	佐藤高 清	6番	佐藤博
7番	武田正樹	8番	立松新治
9番	山本芳照	10番	杉浦敏
11番	安井光子	12番	三宮十五郎
13番	渡邊昶	14番	伊藤正信
15番	三浦義美	16番	中山金一
17番	黒宮喜四美	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

8番	立松新治	9番	山本芳照
----	------	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	服部彰文	副 市 長	大木博雄
教 育 長	下里博昭	総 務 部 長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開 発 部 長	早川誠
十四山支所長	横井昌明	会計管理者兼 会計課長	村上勝美
教 育 部 長	山田英夫	総務部次長兼 総務課長	佐藤勝義
総務部次長兼 税務課長	若山孝司	民生部次長兼 環境課長	久野一美
開発部次長兼 農政課長	石川敏彦	開発部次長兼 土木課長	三輪真士
教育部次長兼 社会教育課長	水野進	監査委員 事務局長	服部正治
人事秘書課長	村瀬美樹	企画政策課長	伊藤邦夫
防災安全課長	伊藤久幸	収 納 課 長	服部誠
市 民 課 長	加藤恵美子	保険年金課長	越川博文
健康推進課長 介護高齢課長兼 いこいの里所長	渡辺安彦 松川保博	福 祉 課 長 総合福祉センター 所 長	前野幸代 伊藤薫

十四山総合 福祉センター所長	伊藤政洋	児童課長	鯖戸善弘
商工労政課長	服部保巳	都市計画課長	竹川 彰
下水道課長	橋村正則	教育課長	服部忠昭
十四山スポーツ センター館長	佐野 隆	図書館長	伊藤秀泰

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤 忠	書	記	横山和久
書	記	岩田繁樹		

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問


~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（伊藤正信君） 皆さん、おはようございます。

きょうの継続議会の前に、市長から関東東北地震の取り組み方について市側の考え方を少し皆さんにお話をさせていただきたいと発言を求められておりますので、発言を許します。

市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、今回の東日本大震災の件につきまして、お時間をいただきたいと思えます。

一つは、市民の皆様から善意の声が大変たくさん届いておるところでございます。市といたしましては、義援金の募金箱を市内の公共施設26カ所に設置し、皆様の気持ちを現地の皆様にお届けしたいということが1点でございます。

また、グループ、団体等の受け付けに対しましては、本庁舎2階の総務課にて承りますので、よろしく願い申し上げます。

2点目は、関東地方では計画節電がされております。私どもも駅前のモニュメントであるとか、あるいはライトアップ等の生活に必要な電気につきましては、徹底的に節電をしていきたいということを心がけていきます。市民の皆様には少し御迷惑をかける点があるかと思えますけれども、御協力を賜りたいと思っております。

もう1点目はおわびでございますが、気象庁からの緊急地震速報が大変混乱しております。本来ならば基準値は最大震度5弱でその予報の速報が出るわけでございますけれども、誤って発表されるケースが多々あります。大変御迷惑をおかけしているところでございます。

なお、まだしばらくの間は余震が続くというふうにも言われております。市民の皆様には十分に気をつけていただくと同時に、冷静に御判断、対応していただきたいということをお願い申し上げます。地震関係の連絡事項とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（伊藤正信君） 御苦労さまでした。

では、ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（伊藤正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、立松新治議員と山本芳照議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（伊藤正信君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず山本芳照議員、お願いをします。

9番（山本芳照君） おはようございます。9番 山本芳照です。

私は平成23年度の主要施策についてお伺いをいたします。

先日、平成23年度の主要施策の概要についていろいろと御説明をいただきました。この中に、初めに弥富市の市制5周年記念事業ということで、弥富町と十四山村が合併いたしまして新しい弥富市が誕生し、5年が経過しました。この記念すべき行事に弥富市在住の劇作家、弥富又八氏による伊勢湾台風を題材としたオリジナルのミュージカルの公演を行うと概要説明がありましたが、このミュージカルの開催する時期と会場、またいつごろ予定しているのか、お答えをお願いいたします。

議長（伊藤正信君） 伊藤企画政策課長。

企画政策課長（伊藤邦夫君） 山本議員の御質問のお答えをさせていただきます。

平成23年度は弥富市が誕生しまして5周年を迎えることから、「市制施行5周年」の記念すべき年度と位置づけまして、市民の交流と融和を図るとともに、本市のさらなる飛躍に向けまして記念事業を実施したいと考えております。

本市のこの市制5周年記念事業につきましては、先ほど山本議員がおっしゃられましたように、劇作家、弥富又八氏による伊勢湾台風を題材としましたオリジナルミュージカルの公演を予定しております。

詳細を申しますと、このミュージカルは、生まれも育ちも弥富市であります劇団アルクシアターを主宰されております弥富又八氏、本名は盛高志さんと言われますが、本市に甚大な被害をもたらしました伊勢湾台風から学んだ教訓を風化させてはいけないとの思いにより、本市鍋田地区などを舞台に、災害から立ち上がったふるさとの復興への歩みを描いた伊勢湾台風ストーリー、題名が「空が落ちてきた日」を舞台化されておりますので、本市においても上演いただきたいと考えております。

日程につきましては、9月25日（日曜日）に1日2回公演とし、会場は総合社会教育センターのホール、360席でございますが、こちらの方を予定しております。

なお、このミュージカルにつきましては、子役につきまして市民参加を予定しているということで聞いております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 今、課長の方からミュージカルの開催の日時、それから公演内容、1日2回公演、多分午前の部と午後の部というふうで、1回の公演で360席を用意して市民の皆さんに観覧していただきたい。

伊勢湾台風が題材ということで、やはり市民参加ということも目的の一つとして、子供さ

んたちを募集しながら、このミュージカルに参加させていきたいという趣旨でありますけど、この内容については私も同感でありまして、極力子供たちも伊勢湾台風とはこういう恐ろしい台風だったんだということをこのミュージカルを通じて身をもって知っていただく、これも教育の一環だろうというふうに思っていますので、なるべく多くの皆さんに応募していただいて、なるべく子供さんもたくさん出演できるような内容のものにしていきたいと思いますというふうに思っていますので、ぜひ早目に予定しながら、練習期間も結構かかるだろうというふうに思っていますので、ぜひその辺のところは市民一体となって、この記念公演は5周年の記念事業でありますので、見ていただく方から演じていただく方、皆さんがよかったなあと言われるこの記念行事にしていきたいと思いますので、ぜひ一層の御努力をお願いいたします。

次に、社会教育総務費の中に市制5周年記念の一環として青少年健全育成事業等の講演、それから文化協会としては文化講演を行うということで、総額を計算させていただきましたら約500万ほど組まれておりますけど、この辺は文化協会の関係、それから社会教育の関係、どのように予算的に分配が行われるのか、ちょっとお答え願いたいと思います。

議長（伊藤正信君） 水野社会教育課長。

教育部次長兼社会教育課長（水野 進君） お答えします。

社会教育課の方といたしましては、青少年のスポーツ活動の活性化の一助として武道講演会を予定しております。

それと例年実施しております、青少年健全育成の中での3中学校の生徒の広島派遣の研修報告会及び講演会を予定しております。それにつきましては50万円の予算を計上しております。

それから文化協会の方の補助につきましては文化講演会を予定ということで、これにつきましては85万円の予算でございます。

それからもう1件、スポーツ関連の講演会ということで、こちらにつきましては100万円の予算計上ということでございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 山本議員。

9番（山本芳照君） そうすると、青少年健全育成の中で今度中学2年生全員広島へ派遣されるよと、その派遣された子供たちが何か発表するとかということが行われるわけですか。

議長（伊藤正信君） 水野社会教育課長。

教育部次長兼社会教育課長（水野 進君） 中学生の広島派遣ということで、今までですと青少年健全育成で中学生に題材を決めて意見発表させておったんですけれども、今回、平和教育ということで広島派遣されます。その結果の体験報告を今度の青少年健全育成大会の中でやっていただこうと、それプラス、あと講師をお招きして講演会ということで予定してお

ります。講師は、今、まだ未定でございますけれども、中学生にはその広島派遣の研修報告会というのを予定しております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 私も青少年健全育成大会に何度か参加させていただきました。中学生の皆さんの体験発表等々も聞いていますけど、今回、中学2年生の方全員を広島派遣ということで、ぜひこの体験発表をされる場合、例年より人間的に発表する皆さんの数をふやして、私は市民の皆さんにある意味で御報告をしていただいた方がいいんじゃないかというふうに思っていますので、ぜひまたその辺のところは、もし見直しがきくもんなら、今から見直しを図って、せっかく広島まで行って見てきて、子供さんたちに大いに、たくさんの人に意見発表していただいた方が意義があるんじゃないかなというふうに思っていますので、またひとつ御努力をお願いしたいというふうに思います。

次に、愛知県の万博の関係について、愛知県フレンドシップ継承事業について、少しお伺いをいたします。

愛知万博が開催されまして、弥富市といたしましても、フレンドシップの相手国としてオランダの子供たちと今日まで交流の一環として海外との交換交流が行われたというふうに思っていますけど、どんな内容で5年間行ってきたのか、少しお答えをお願いしたいと思います。

議長（伊藤正信君） 伊藤企画政策課長。

企画政策課長（伊藤邦夫君） 議員御質問の愛知県フレンドシップ継承事業につきましては、県の交付金要綱に基づきまして、平成19年度から23年度までの5年間に国際交流事業に充当できる交付金としまして総額1,594万円が本市に交付される予定となっております。

22年度までに634万円が交付されておりますので、その差額の960万円を最終年度である平成23年度の当初予算に計上しております。

平成23年度の事業につきましては、フレンドシップ実行委員会にお諮りをし、決定いただきますが、各小・中学校での国際理解、芸術鑑賞会を初めとしまして、あいち国際女性映画祭市町村開催事業、交換留学生と市民の交流支援事業、ホームページ外国語版の更新事業、あと学校給食献立表の翻訳事業などを23年度に計画しております。

それで、22年度までにやっておりましたのは、ここの中でございます「あいち国際女性映画祭」を例年9月に社教センターの方で開催しまして、外国の映画をそこで上映しまして、そちらの女性監督を招いて、そこで市民との交流を図っておるといふものとか、あと弥富高校にアメリカのマリーナ高校から交換留学生が参りますので、私どもの市民ホールで「ウェルカムパーティー」をやっております。

あと、外国語版の更新事業、ホームページでございますが、こちらの方はポルトガル語と

英語ということで、今ホームページに載せてございます。

あと、ブラジル人が多い小学校の給食献立表をポルトガル語に翻訳するというような事業もやっております。

来年度は特に学校の方で思っておりますのが、各小学校10校でございますけど、歌手のオユンナとモンゴルの国立民族歌舞団を招きまして鑑賞会を開催するというものを来年度予定しております。

なお、議員御指摘をいただきました白鳥小学校とオランダとの交流でございますが、学校等に確認をさせていただきましたが、オランダとの交流を図るため、平成19年度に白鳥小学校と大藤小学校の児童の作品、絵とか習字をオランダの小学校に発送し、交流を図っていましたが、22年度は、大藤小学校が交流先であります、イカルス小学校と申しますが、そちらの方に手紙を送ったんですけど、ちょっと返事が来なかったということ聞いておりますし、また白鳥小学校は、現在はちょっと交流が続いていないということで聞いております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 山本議員。

9番（山本芳照君） せっかく県の方から、多分最終年度ということで例年より金額が大幅にふえております。ぜひフレンドシップとして、こういうふうで県から弥富市に対して補助金があり、やはり市民に十分見えるように宣伝をすべきじゃないかなというふうに私は思っています。

今日まで女性の会を中心にして映画会があったことも私も承知してはいますけど、それがフレンドシップの一環として行われたという理解にはなっておりませんでしたけど、ぜひそんなことも含めて、今日まで計算していますと大体1年に190万か200万ぐらいの予算であったのが今回960万という、ほぼ1,000万に匹敵するようなお金がおりてきますので、十分その辺のところは万博の成果として、役目としてこういう関係を国際交流の一環としてやっていますよということを市民の皆さんにわかるように、大いに宣伝した方がいいだろうというふうに思いますし、この海外との交流もなかなかうまくいっていないという状況が報告されましたけど、なぜそういうふうになっちゃったのか。お互いに楽しみにしていたかどうかは別にして、やはり子供は子供なりの心があると思いますし、大人は大人としての心があるかと思えますし、ぜひそういった交流は、そんなにお金もかかるものじゃありませんので、継続してやるべきなのか、それとも5年たってフレンドシップの予算がつかないから、もうこれで終わるよということにしちゃうのか、これからの考え方について少しお答えをお願いしたいと思います。

議長（伊藤正信君） 伊藤企画政策課長。

企画政策課長（伊藤邦夫君） 23年度事業につきましては、960万円ということで予算をつ

けさせていただいております、事業はそれなりにさせていただきまますので、市民の皆様にも積極的にPRをしまして、参加いただければなあというようなことも思います。

この23年度が過ぎて24年度からフレンドシップ事業としまして県の交付金がおりてきませんので、今現状でやっておる中から精査をしまして、継続できるような事業につきましては、またやっていきたいなというようなことを思っておりますので、よろしく願いいたします。  
議長（伊藤正信君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 今回のこういったフレンドシップの関係について今日まで協力してきている、それぞれ団体の皆さんもおられますので、その辺は一遍団体の皆さんとも協議しながら、継続すべきかどうか。規模が小さくなくてもやれるんじゃないかという意見もあろうかと思っておりますので、その辺は意見調整をしながら進めていっていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、子ども会の関係について少しお伺いをいたします。

来年度も子ども会に対する育成補助金として390万円ほど組まれております。この中に子ども会の会旗等作製助成34旗という大変な数の子ども会の会旗の助成が予定されておりました、なぜ急に一遍にこの34団体の会旗を取りかえるのか、お答えをお願いしたいと思います。  
議長（伊藤正信君） 鯖戸児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） 失礼して、ただいまの質問に答えさせていただきます。

市として子ども会の指導者の皆様がその子供たちの育成に対して、地域のつながりの中で子供たちの自発的で健全な活動として日ごろから大変御努力いただいていることに敬意を表しているところでございます。

そうした中、今の御質問なんです、実は合併して5年がたつところでございますが、旧町村の旗を用いている子ども会さんもございまして、そうした中で旧の町村名が入っているのを直すということができることならまとまってやりたいと、やる方が望ましいだろうと。子ども会大会のときに団旗を出したりすることがありますので、そのために少しでも安くするためにまとまってやりたいということで、今回、このように補助金を組ませていただきました。以上です。

議長（伊藤正信君） 山本議員。

9番（山本芳照君） そういった大会に参加したときに、やはり不統一だと見た目にもよくありませんので、思い切って来年度、不統一の部分の団旗についてはすべて取りかえるというための補助金の一部であるという理解でいいですね。

児童課長（鯖戸善弘君） はい。

9番（山本芳照君） はい、わかりました。

それから、昨年もそうでしたけど、今、小学校に通っている子供の数は2,600人ぐらいだ

と思いましたが、その中、子ども会に加入している子供が約2,000人、600人ほど子ども会に加入していないという実態が明らかになったんですけど、これらの関係について、やはり地域は地域で子供を育てるんですよという、一つのそれぞれ皆さん方向性を持っているだろうと思いますけど、残念ながら地域の子ども会にすべての小学生が加入しているかという、数字的に見ますと、そういった数の皆さんが加入していない。じゃあ、それでそのまま放置していいのかなあという気が私はいたします。特に子ども会活動もコミュニティー活動の一つでありますので、市といたしましてその辺の関係のところをどのような見方をしているのか。

それから、今後、加入していない子供さんたちに対して、コミュニティーを通じてどんなような形で参加していただく方向性を持っているのか、少しお答えをお願いしたいと思います。

議長（伊藤正信君） 鯖戸児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） 失礼させていただきます。

山本議員からは昨年9月の議会においてもその趣旨の質問をいただきました。その後、子ども会の理事会におきましてもお話をさせていただきまして、極力声かけを単位子ども会ですることもお願いをしているところでございますし、私自身も先週の土曜日ですが、新旧の育成者の会議がございました。その場所にも出席させていただきまして、特に都市部の子ども会さんにおいてはどうしても加入率が低いですもんで、改めてまた声かけをしていただくをお願いさせていただいたところでございます。ただ、入る方においては強制はできないところがあるもんで判断がありますが、地域ぐるみの声かえをお願いしたところがございます。以上です。

議長（伊藤正信君） 山本議員。

9番（山本芳照君） それぞれ地域には文化芸能がありまして、この文化芸能には地域の子供さんたちは大いにかかわっているわけですね。地域の文化芸能を育てようと思うと、どうしても子ども会の会員である皆さんを中心にやらざるを得んと。会員資格も持っていない子供は、別に参加していけないことはないだろうと思いますけど、なかなかそういったところに参加しにくい状況が発生するんじゃないかなあというふうに思いますので、やはり地域の文化芸能と子ども会は一体のような気がいたしますので、そんな将来的なことも考えながら、小学生の数と子ども会の数がぴたっと合うような関係にしていけないと、地域の子ども会も衰退するし、文化芸能も継承しよう継承しようと言葉では言ったって、現実問題なかなか継承できないよ。

今、芸能大会を見ていると、年々参加する地区も僕は減ってきているような気がしてなりませんけど、何が問題でそういうことになっているのか。これは民生部だけのことじゃな

くして、教育も含めてきちっと考えていかないと地域の文化は衰退していくような気がしてなりませんので、もう一度いろんな角度から、そういったことを含めて一度勉強していただきたいなと思いますので、いろんな場所で、ぜひ民生部は民生部の立場としてコミュニティーの皆さんにお話をさせていただいて御協力を願うと。

教育は教育で、やっぱり学校に対して極力子ども会活動に参加するように御指導願うところはしていただかなきゃいけないだろうというふうに思っていますので、ぜひ市挙げて努力をしていただきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

次に、防災広場の関係について少しお伺いをいたします。

来年度の消防費の関係で防災広場の整備ということで3,000万ほどの予算が組まれております。きのうも小坂井議員の方からお話がありましたように、東北関東を襲った大地震、マグニチュード9、想像を絶する大きな地震で、それ以上に津波も大きなもので、今、福島の原因で大変な危機に陥っているというのを朝のテレビで放映しておりましたけど、すべて想定外の大きな地震であったというふうに言われております。

先ほど冒頭、市長の方から同報無線の関係についてお話がありました。きのう4時ごろ、この本会議をやっているときに「大地震ですよ」という放送が流れちゃった。こういう放送は東京から流れてくるのか、名古屋から流れてくるのか、どこからこれ発信されているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） いわゆる「アラート」でございますけれども、これにつきましては、東京の消防庁の方から参っております。

議長（伊藤正信君） 山本議員。

9番（山本芳照君） こういった誤報がなぜ流れるのか、やっぱり何かの原因があると思いますし、きのうでも福島とか長野とかというお話でしたけど、聞いておる方は、ええと思っ  
て、市長も心配していましたが、ややもすると同報無線がオオカミ少年になっちゃって、  
一体全体本当にそうなのかそうなのかと。

先日の地震のときも津波警報が出ましたね、同報無線で、私も聞きました。こういうあつてはならんことが発生するために同報無線が設置されていますので、そういったことが例えば誤報であったならば直ちに、きのう放送があったかどうか、ちょっと私もわかりませんが、ただいまの同報無線の放送は誤報でしたと、市民の皆さん、地震は来ませんから大丈夫ですというようなことを流したのかどうか、お答え願います。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） きんのうの場合ですと流しておりません。

それと、これは国の方で自動的に送られる形になっておりますので、そういう形でやって



おります。

また、現在の誤報の関係でございますけれども、これはかなり観測点が被害を受けているということでございます。それもありまして、ソフト上で問題があるというようなことは伺っております。以上です。

議長（伊藤正信君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 誤報という放送が、もし流れたということがわかれば、市として直ちに今の放送は間違いでしたよと、やはり訂正の知らせをやった方がいいだろうというふうに思いますので、これからの課題として、ぜひ一度検討をしていただきたいというふうに思います。

今回の地震は、本当に想定外と言われる地震でありまして、それで弥富市といたしましても小学校区にそれぞれ防災広場の建設を計画しておりますけど、残念ながら白鳥学区については、ここ2年ほど手もつけられない状況になっていると。それは地権者との話し合いの関係でこういう結果を招いているわけでありまして、来年度も引き続き粘り強く交渉していただけたらというふうに思っていますけど、こういったことが起きますと建設計画もおくられていくし、こういった地震的な自然災害は、いつ発生してもおかしくない。

特に東海地震、東南海地震は、いつ起きてもおかしくないというふうに言われていますし、今回の東北関東地震は、想定以上の大きな規模のものが発生したと。それに連動して今でも余震も続くし、関係のない日本海側でもけさ地震が起きているというような状況でありますので、市長も、きのう小坂井議員の答弁の中で防災計画の方も見直しをしなければいけないというお話もしていただきました。みんながそう思ったんじゃないのかなというふうに思います。弥富市も防潮堤を持っています。

私も新聞報道でこの地震の関係で知りましたが、釜石港が万里の長城と言われるような10メートルの高い防潮堤をつくったんだけど、それを乗り越えて津波が来ているということは事実でありますし、皆さんも驚いていました。

弥富市でも防潮堤がありますけど、かなり老朽化している部分もあるというふうに指摘もされていまして、やはり早急に見直しをいただいて、国・県に対して、この辺はすべてゼロメートル地帯でありますので、今回の地震でも海岸沿いから10キロ以上のところまで津波が押し寄せているという現実がある以上、早急に対策を見直しながら対応をしなければいけいだろうというふうに思いますし、弥富市には高台はどこにもありません。じゃあ、一体全体どこに逃げたらいいんだと。市民の皆さん、4万3,000人見えるけど、避難する場所が1万3,000人ぐらいしか収容できないよ、約3万人は避難する場所はないですよと、現実ここに住んでいる人がということも言われておりますので、じゃあ、高台を求めてどっちへ走ったらいいんだらうと。道路は当然渋滞するだらうし、そんな状況も踏まえて、一度防災計

画の見直しを含めて、そんなこともありますので、少し市の考え方をお聞きしたいなと思いますので、よろしくお願いします。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 山本議員に白鳥学区の防災公園の問題につきましてお話をさせていただきます。

内容につきましては、先ほど議員がおっしゃったとおりでございます。私どもも平成21年から予算をつけておりまして、用地買収ということに取り組んだわけですが、地権者の方の御都合、あるいは私どもといたしましては、相続税だとか贈与税という形の中で納税猶予というような問題がありまして現在に至っておるわけでございます。このことにつきましては、用地の決定がされていないということにつきまして、学区の皆様も含めておわびをするところでございます。

今後とも用地の選定につきましては努力をしてまいりたいというふうに思っておりますが、今も二、三カ所当たってはいるんですけれども、なかなか適切な場所という形がないわけでございます。

当初計画といたしましては、JR線と近鉄線の間ということ考えておったわけですが、こういう状況になってまいりますと、そういったことにこだわっていると、なかなか前へ進まないというようなこともあります。もう少し学区全体の範囲を広げて考えていく必要があるかなあというふうにも思っているところでございます。

なお、御承知のように、東日本の大震災という形にかんがみみますと、他の学区との計画の優先順位につきましても考えざるを得ないと、再考せざるを得ないということも思っているところでございます。このことにつきましても、今後、御理解いただけるように努力していきたいというふうに思っております。

なお、この場をかりまして、平島地区でのひので公園というのが防災広場という形で約1.4ヘクタールございますけれども、そちらの供用は、平成23年度末には供用できるという状況になっております。市民の皆様幅広く御利用をいただきたいというふうに思っております。

鍋田の高潮防潮堤の件についての御質問でございますが、これは議員おっしゃるとおり、大変老朽化してまいりました。これは知多市の知多堤と同時に老朽化しておるわけでございます。国土交通省といたしましても、こういった形での老朽化の実地調査ということに入っているようでございますので、私どもといたしましても、それが促進できるように御要望申し上げていきたいというふうに思っております。

なお、避難場所につきましては、昨日もお話をさせていただいたとおりでございます。これは地震に対する避難と風水害、台風等における避難のあり方というのは根本的に違うだろ

うというふうに思っております。そうした形の中では、例えば風水害、台風に関しては、今、私どもと群馬大学の片田教授との間で、また国土交通省も入っていただきまして、いろいろとシミュレーションをしているところでございます。スーパー台風、スーパー伊勢湾台風の状況をかながみて、被害者をゼロというような状況で、どのような状況で避難をしていただいたらいいだろうかということでございます。

また、地震においては近海で地震が発生した場合においては、今回のように10分、15分で到達してしまうという大変厳しい状況での避難になるわけでございます。このことにつきましても、ふだんからどのような形で対応していったらいいかということも、行政と、そして市民の皆さんと一緒に考えていかなきゃならない、こんな問題だろうというふうに思っております。

地震の避難のあり方と風水害、台風の避難のあり方は違うということを前提に防災計画を見直していきたいというふうに思っております。以上です。

議長（伊藤正信君） 山本議員。

9番（山本芳照君） どちらにしても、弥富市はマイナスゼロメートルの地帯でありますので、全般的に含めて早目早目の対応が我々は必要だろうというふうに思っていますので、また市の方の御努力もお願いしたいというふうに思います。

次に、平和教育推進事業についてお伺いをいたします。

平成11年に平和都市宣言を行った弥富市として、平成23年度から弥富市立中学校に在学する2年生全員を広島原爆祈念館等に派遣するというふうに計画がなされています。この計画について、具体的にどのような内容で実施されるのか、時期はいつなのか。交通手段は、鉄道なのか、それともバスなのか。参加人員、弥富中学何人、北中何人、十四山何人、それに伴って同行する先生方が何人であるか、お答えをお願いしたいと思います。

議長（伊藤正信君） 山田教育部長。

教育部長（山田英夫君） それでは、平和教育推進事業についてお答え申し上げます。

本事業につきましては、教育基本法及び学校教育法に示されております理念に基づきまして、まず次の事項を目的として掲げてまいりたいというふうに考えております。

まず1点目でございますが、将来国際社会を生きる生徒に平和と人権を尊重し、世界恒久平和の実現に向けて貢献する意欲や実践的な態度を身につけさせるということでございます。

2点目に、自他を尊重し合い、日本の社会や文化に対する理解と愛情を深めるとともに、国際理解や国際協調の精神を養うと。

以上2点を、まず目的として取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次に、実施に当たって次の事項を基本方針として取り組んでまいりたいというふうに考えております。

1点目でございますが、弥富市の平和教育は、広島派遣研修の実施を中心にとらえ、教育基本法及び学校教育法に示されている理念のもと、学習指導要領にのっとり実施するということでございます。

2点目に、生徒を被爆地である広島へ派遣し、実際に見たり聞いたりする体験を通して、世界恒久平和の実現に向けて貢献する意欲や実践的な態度を養うということでございます。

3点目に、道徳、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等の関連を図ることで平和を尊重する心を多角的に育てるように努めると。

以上3点を基本方針として取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次に、本平和教育の広島派遣研修につきましての概要を御説明申し上げます。

まず、ねらいとして1点目に、戦争体験講和や被爆地である広島での研修をもとに戦争の悲惨さや怖さを理解させ、平和を願う心情と恒久平和実現に向けて貢献しようとする意欲を養うということでございます。

2点目に、命のとうとさを理解させ、人間の尊重の精神を日常生活に生かし、自他を大切にしていこうとする態度を育てると。

以上を狙いとして計画を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、計画の主な内容でございます。

まず事前の学習でございますが、戦争体験についての講和、映画会の実施、一人一人が平和や戦争について課題を見つけ、調べ、考えたことをレポートにまとめて発表する学習、平和アピールを行うための全校生徒と教師による折り紙の作成、これは当日、広島の平和公園へ持参し、献呈するということに取り組んでまいりたいと。

それから事後の学習でございますが、それぞれの各中学校で平和集会を行いまして、平和学習成果発表展示を行ってまいりたいというふうに思っております。これは保護者の方々にも公開してまいりたいというふうに考えております。

さらに、本年度、先ほど青少年健全育成大会という中で3中学校の代表の生徒を中心に広島派遣の研修報告会を、そういった大会の機会を利用しまして発表して実施していきたいというふうに計画しております。

それから時期でございますが、本年11月中旬を予定しております。それぞれ各中学校、1泊2日で広島へ行くということでございます。

交通手段につきましては、新幹線を利用していきたいと。

宿泊先につきましては、今のところ予定は、国立江田島青少年交流の家というところを予定しております。

それから人数でございますが、弥富中学校の生徒が206名、随行が9名、それから弥富北中学校が生徒が159名、随行が7名でございます。それから十四山中学校が生徒が48名、随

行が5名ということで、生徒数につきましては413名、随行につきましては21名、合わせて434名ということになっておりますが、当然派遣するに当たり下見も必要であるというふうに思っておりますので、それぞれ人数は少ないんでございますが、トータル的に3中学校と教育委員会も関係しまして12名を予定、総動員数が446名という予定をしております。

費用につきましては、予算の方には2,010万円という計上をさせていただいておりますが、1人当たり約4万5,000円ぐらいの費用になるというふうに思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 12月議会で佐藤議員の方から、この広島派遣についての事前学習等々のお話がありまして、ぜひそういったことで事前・事後、それぞれ子供たちが参加してよかった、行ってよかったと言われるような、ぜひ研修にさせていただきたいというふうに思っておりますので、これからもまた教育委員会の方で御努力をお願いしたいと思います。

最後に、観光課の設置ということで少しお伺いをいたします。

弥富市の特産品について、昨年来、市長の方から観光課を設置して大いに宣伝したいという、そんなお話がありました。概要説明の中を見ていると、観光課という課がなかなか見えてこないんですけど、どのような形でどこに観光課が設置されるのか、お答えをお願いしたいと思います。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 山本議員の御質問にお答えを申し上げます。

観光課の設置は、現在の商工労政課の中におきまして、名称を「商工観光課」というふうに変更する予定でございます。そして、4月1日から組織的な対応をしていきたいというふうに思っております。

また、具体的な内容につきましては、昨日も佐藤高次議員の方から御質問がございました生涯学習教育というような形の中で、私ども弥富市にはたくさんの文化・歴史的な遺産等もございます。こういったものにつきまして、いま一度しっかりと私たちが理解すると同時に、他に発信をしていきたい、PRをしていきたいというふうに思っているところが1点でございます。

もう一つ大きな項目といたしましては、かねがね申し上げますけれども、地場産業ということに対して、今、大変厳しい状況にあることは議員各位も御承知のごとく思っております。こうした形に対して、やはり弥富といえば金魚ということが多くの方にも知れ渡っておりまして、いろいろな各方面の御協力をいただきながら、弥富の金魚ということに対していま一度しっかりとPRをしていければというふうに思っておりますので、この商工観光課について議員各位の御理解をいただきながら、また議員の

方からも、こうしたらいい、ああしたらいいんじゃないかというような御意見も賜りたいというふうに思っているところでございます。

議長（伊藤正信君） 山本議員。

9番（山本芳照君） これから商工会と観光課が一体になって特産品のPRをしていきたい、こういう考え方でいいわけですね。

それで、今、市長から言われましたように、私は弥富の特産品と言われる金魚、これらを時期を限定して、例えば近鉄の弥富駅のホームで金魚を期限限定、例えば4月から9月まで駅のホームで販売していますよ、JRの駅でも販売していますよというのを一つの宣伝として行ったらどうかと。

それから、ある人に言わせると、弥富で土産を買おうと思うと、ほとんど1,000円以上のものだというわけですね、箱に入っているものが。やはり1,000円以下、例えばワンコインで買える土産の設定とか、いろんなことを一度市民の皆さんから、観光課ができますよ、それで弥富の特産と言われる金魚とか、いろんなものをどのようにして販売したら皆さんが買ってくれるのか。当然インターネットを通じて販売する方法も、いろいろあるかと思えますので、そんな意見等を募集していきながら、春まつり、それから健康まつり、そういった場を通じて毎年宣伝は行われております。公共バスも走っています。こういったセレモニー等々を行われるときは、当然ポスターやなんかも制作して宣伝をしていただいておりますけど、そんなことも含めていろんな手だてを使って、新聞等も使いながら、宣伝のあり方についても市民からいろんな声を聞いたら、もうちょっと違った内容のもの、いろんな見方ができるんじゃないかというふうに思います。

弥富が最近テレビでも、結構それなりにタレントの皆さんが来て放映等々もされておりますので、いろんな場所を通じて、我々も含めて宣伝をする必要があるだろうというふうに思っていますので、観光課が設置されましたら、そんなことも含めて、ぜひ弥富市の窓口として、観光課としてこれから商工会の皆さんと十分手を取り合って、発展のためにぜひ努力をしていただきたいということを申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

議長（伊藤正信君） ここで暫時休憩いたしまして、11時に再開いたします。

~~~~~

午前10時51分 休憩

午前11時02分 再開

~~~~~

議長（伊藤正信君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に杉浦敏議員、お願いをします。

10番（杉浦 敏君） 私は2点質問いたします。

まず第1点に、これは昨年の12月議会でも質問した件ではありますが、引き続きまして住宅リフォーム助成制度について質問いたします。

住宅リフォーム助成制度とは、住民が地元建設業者等に依頼をして住宅リフォームを行った場合に、その経費の一部を自治体が助成することにより住民の居住環境を改善させるとともに、中小零細業者へのリフォーム工事の発注を喚起し、地域経済の活性化や雇用改善に寄与しようとするものであります。

今、全国各地で補助金の10倍、20倍もの経済効果が上がっている、地元で仕事がふえたなどの声、またこの制度を利用した住民からは、事業費の10%、1件20万円までの補助金、町内の業者への発注という条件などが背中を押してくれて屋根の修理に踏み切ったなど、住民の喜ぶ声も広がっております。

昨年紹介しました愛知県の蒲郡市の例でも、蒲郡市が昨年10月から実施をしております住宅リフォーム助成制度は、申請件数がことしの2月16日現在で411件、市の助成額が3,400万円、全体工事額は5億9,600万円と、経済効果は市の助成額の17倍以上になっております。蒲郡市の住宅リフォーム促進事業助成金事業は、市内の施工業者を使って屋根や外壁の改修、床や畳の張りかえ、窓ガラスの交換など住宅リフォームをすると、工事費の10%、最大で20万円が助成されるものであります。

下水を処理する浄化槽を設置し、くみ取り式のトイレを水洗式にリフォームするという仕事を助成してもらいました70代の男性は、本当に助かります。お金さえあればすぐにでもリフォームしたいと思っている人はたくさんいるはずです。ちょっとでも援助が出れば、みんな思い切れますと話をしています。

提案した蒲郡市の日恵野市議員は、「再開後は個人経営の施工業者の割合がふえるなど、零細業者にまで仕事が直接回る効果があらわれています」と話をしています。

また、2年前からこの制度をやっております京都府の与謝野町では、町内の業者に発注することを条件に、20万円以上の工事代金の15%、限度額で20万円を補助しております。補助金はこの2年間で1億4,700万円ですが、対象工事費は実に22億円にもなっております。住宅所有世帯約8,000のうち、12%に当たる910件の利用があり、受注は147社であり、町内の建設業者の70%以上に当たります。

地元で工務店を経営するSさんは、改築は一つを直せば他の場所もと注文が広がります。工程が組めなくなるほど忙しいときもあります。また、工務店社長のTさんは、不況の中、経営を下支えする役割を担っていますと語ります。

また、この制度を利用した住民の60代の男性は、この助成制度を利用してふる場を改築しましたが、20万円の補助金は、家族3人の1ヵ月分の生活費に相当します、助かりましたと喜んでおります。

今、この制度が順次全国各地に広がりまして、200近くの市町村になっているとも言われております。その多くは平成23年度の予算に組み込んで、具体化をされています。政令都市では、相模原市が既に1月の補正予算で予算計上され、静岡県も県として新年度予算に組み込んでおります。

今、紹介しましたように住宅リフォーム助成制度について、これを実施した自治体から助成額の10倍、20倍の経済波及効果があったなど、地域の仕事起こしの面からも、また住民の住環境の改善に大きく寄与しているなどの、住民生活の面からもさまざまな有効性が実証されたという報告がされております。

また、国の財政支援につきましても、ことし1月28日の参議院の日本共産党、市田書記局長の質問に対しまして菅首相は、住宅リフォーム助成制度については社会資本整備総合交付金を活用することができ、今後とも支援をしていくと述べたとされております。

また、菅首相は、住宅市場を活性化する観点からも住宅リフォームの推進は極めて重要だとも答えております。

そして、この静岡県や菅首相の答弁などの背景には、平成18年9月19日の閣議決定、住生活基本計画があると言われております。この住生活基本計画というのは、その基本方針の中に、これまでの住宅をつくっては壊す、そういう社会から、いいものをつくって、きちんと手入れをして長く大切に使う社会へ移行することが重要である、このような基本方針のもとにつくられているものであります。

こういった国の支援についても研究をしていただき、弥富市でも、ぜひこの住宅リフォーム助成制度の実施に向け一歩を踏み出していきたいと思いますが、いかがでしょうか。議長（伊藤正信君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） お答えさせていただきます。

住宅リフォーム助成制度につきましては、12月議会でも申し上げましたように、国、愛知県、周辺市町村の動向を見きわめながら検討していくことになると思いますので、今のところは住宅リフォーム助成制度のみの創設ということは考えておりません。

弥富市としましては、以前より木造住宅耐震改修補助を初め、住宅及び住宅関連の補助制度がありますし、また平成23年1月からは国の制度として住宅エコポイント制度、これは以前からありましたものですが、これについて制度内容を更新して新制度が始まりましたので、この制度を利用していただきましてバリアフリーなどの住宅リフォームを考えていただいて、施工につきましては地元業者を利用させていただくことも必要かなと考えております。

また、国の社会資本総合整備交付金を活用して住宅リフォーム助成をとのことですけれども、国の交付金制度が平成22年度より始まったばかりですので、またこの交付金制度を利用



した事例等につきまして調査・研究することは必要であると考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 今、課長の方から住宅エコポイントとか、あるいは耐震補強とか、そういった制度もあるということでお話があったんですけども、やはりこの制度の一番特徴といいますか、いろんな住宅改修、幅広い分野で適応できるということで、すそ野が広いといいますか、そういったことがポイントになってまいります。

それで、特定の用途、バリアフリーとか、そういうものだけじゃなくて、本当に今市民が身近な問題で、ここをちょっと直したいなとか、屋根の改修をしたいとか、そういったものについて幅広く対応できるというところで、当然その周辺市町村の動向を見るということも大事ですけども、やはり比較的少ない助成額で大変大きな成果が、波及効果があるということで、これはぜひ一度やってみればどれだけその効果があるかというのがわかってくると思いますし、ぜひ動向を見ているんじゃないかと、弥富市がみずから進んで一步を踏み出してほしいなと思っているわけでありましてけれども、その辺、市長、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 杉浦議員の御質問にお答え申し上げます。

この助成制度につきまして、議員の方からは昨年12月議会に引き続きましてお話を伺っているところでございますけれども、大変厳しい経済状況にある日本でございます。そうした形の中でそれぞれの自治体も大変なわけでございますけれども、この助成制度に対する基本的な認識は理解するところでございますが、その具体的な必要性ということになりますと、さまざまな私どもの自治の事業がございまして、その優先順位ということを考えていかなきゃいけないというふうに思っております。

議員御理解のごとく、私どもも、国全体もそうでございますけれども、民生事業、いわゆる医療、介護、福祉というところに対して大変な負担、あるいは補助ということをさせていただいているわけでございます。そういったことについて、少し優先順位をしっかりと見きわめていきたいということを申し述べさせていただきます。現状としては、この助成制度につきましては考えていないということでございます。

また、菅総理が社会資本整備総合交付金という形の中でお話があったわけでございますけれども、この総合交付金という形の中では何ら具体的なものは見えていないわけでございます。これを特定の交付金というような形の中にさせていただいて、具体的に地方に落とさせていただくことが私は先決ではないかなあというふうに思うところでございます。いま一度、国の方のこのような交付金制度につきましても、我々としても勉強していきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、大変厳しい時代でございますので、今後のまた検討課題にしていかなきゃならないと思いますけれども、きょうの答弁といたしましてはそのようにお答えさせていただきます。

議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 今、市長から、この制度の意義といいますか、必要性については理解できるということですので、ぜひ引き続いて検討してほしいと思います。

それで、今、ちょっとお話があったわけですが、社会資本整備総合交付金ということで2年目ということなんですけれども、かなり額も、2011年度で1兆7,539億円ということなんで大きな額になっております。それで、今、市長が言われましたように、用途がはっきりしていないということで、逆に言うといろんな用途に使えるんじゃないかということで、菅首相自身も、先ほども私申し上げましたけれども、住宅リフォーム助成制度については社会資本整備総合交付金を活用することができとありますので、今後とも支援をしていくと言っております。国としてもそういった方向を一応見通しておりますので、ぜひ積極的に研究していただいて、やはり国からそういった交付金があるかないかというのですごく変わってきますので、当然市としてもそういったものがあれば一つのタイミングとしてやりやすくなってきますので、ぜひ国の方にもそういった要望をきちんと出すとともに、積極的に実現ができるように研究を続けてほしいと思います。

じゃあ、次の質問にまいります。

コミュニティバスの問題です。地域公共交通活性化協議会から、ことしの4月からのバスのダイヤの変更、ルートの変更の案が発表されまして、さきの全員協議会でも説明があり、昨日も新しい時刻表が議会に出されました。この中では東部ルートの一方通行の解消、それから福祉センターへの乗り入れ、一部バス停の復活など、住民の要望に沿った一応の改善がなされていると考えます。

バスの料金についても、シルバーパスや定期券の発行など、利用の促進に向けての試みがなされると説明がありましたが、割安な料金体系ということでその効果を期待するところではありますが、このバス料金につきましても、市民からは、せめて70歳からは無料にしてほしい、障害者も無料にすべきだなどの意見が寄せられております。

まず第1に、料金の問題で質問いたします。

今申し上げましたように、70歳から無料にしてほしい、これは実際に75になってみえない高齢者の方からそういうお話があったんですけれども、75歳に満たない高齢者の方で利用されている方もたくさん見えますが、やはり70歳ともなりますと現役を引退されて久しく、年金に頼る人が多い世代であり、とりわけひとり暮らしの方、高齢者だけの世帯の方などは自家用車を所有することが困難な方が多く、75歳を超えた方と置かれている状況はさほど違わ

ないと思います。買い物や病院、公共施設、駅などの日常生活で生活の足として必要でありますし、また積極的に社会参加される上でもバスを利用しやすくすることが本当に必要となつてまいります。70歳からの無料化を検討していただきたいと思います。

65歳からの今回の案にありますシルバーパス、1月3,000円もなかなか負担が重いのではないかと思います。

また、障害者の方についてであります。障害者の方については、国の制度でもJRの運賃や公共料金など、いろいろな助成制度が設けられております。弥富市で行われている制度でも福祉タクシー料金助成制度というのがありますが、身体障害者の身障手帳の1級から3級、療育手帳のA、B判定、精神障害、福祉手帳1から2級の方はタクシーチケットが36枚交付されておりますし、自動車取得税や自動車税の減免を受けてみえない方は48枚交付されております。同程度の障害の方であればハンディを背負った方への社会的支援として、半額の100円と言わず、ぜひ無料を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） お答えします。

バス料金について70歳以上の方と障害者の方を無料にしたらという御意見です。コミュニティバスは、受益者負担が原則だと思っております。無料での利用は例外的なものと考えております。また、運賃収入の減少は、コミュニティバスの存続にもかかわる問題です。通勤・通学を含め有料での利用者をふやす努力をしてみたいと思っております。

利用者負担の軽減につきましては、4月1日より定期券シルバーパスを発行して対応してまいります。ちなみに、議員御承知のとおり、定期券につきましては乗降地の指定はございません。1月大人6,000円、高校生以下と障害者の方につきましては3,000円、シルバーパス3,000円となっております。また、3ヵ月、6ヵ月定期もございますので、そちらにつきましては多少割引率を高くしております。

なお、詳細につきましては、先日お配りしましたダイヤ表等をごらんいただきたいと思っております。

御指摘の無料化につきましては、現在のところ考えておりません。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） そういうお考えはないということなんですけれども、これはぜひ、当然バス事業としての採算性というのもありますし、料金収入をふやさなきゃいけないというのもあるんですけれども、利用の促進という意味におきまして、今のところ、例えば回数券とかパスを使わないと1回200円というのが原則になっておりまして、非常に負担が重いと。ちょっと使おうにも往復すれば400円だということなのでなかなか、もとの話に戻りますけれども、アンケートをとったときも、一般の方でも100円ぐらい、ワンコインでどうだと

いうアンケートの声もありましたし、その市民感覚として1回200円は高いなというのがあります。今回、定期券、1月3,000円払えば何回でも乗れるという制度もありますけれども、これも3,000円払って利用しようかなと思っても、なかなかこの3,000円というのは普通の感覚からいって高いんじゃないかなというような感じが私もいたします。

これは今回の案が出されましたので、私の周りの方といいですか、使ってみえる方に直接、今度こうなるけど、どうかねという話をしましたら、もう少し利用しやすいようにしてほしいなというお話がありました。

とりわけ、その障害者の方のことでちょっとお話ししたいんですけども、私の知っている御近所の方なんですけれども、身体障害者2級です。50代の後半に脳梗塞で倒れられまして、現状ですときき手の右手がきかないとか、あと片足がちょっと不自由で、歩くときもつえについて非常に歩きづらいということで、それこそとぼとぼとゆっくり歩くというのが精いっぱいなんですけれども、この方も以前、大藤学区の方ですのでバスに乗られて福祉センターに行っておったと。今、ひとり暮らしになっちゃったんですけども、自分でとぼとぼではあるけれども、自分の力でバスに乗って福祉センターに行くというのが自分の日常的な一つの課題といいですか、それでもって自分が社会参加していく、人とも話をする、そういう一つの手段となっておったわけで、うちの中にもっちゃうんじゃないかとそういうところであるべくなら、そういう障害を持ってみえても少しでも社会参加していこうということで、身体障害2級ということですからかなり重い方なんですけれども、自分のできる範囲でそういったことをやってみえた。

今回、福祉センターへ乗り入れということで4月から改善されますという話をしましたら、それは助かると言っていましたんで、これは本当にいいことなんですけれども、やはり料金の問題、ああいった方が一人で本当に一生懸命歩いているのを見ますと、例えば経済的にどれだけ余裕があるかどうかということはさておきまして、市としてああいう方が公共のバスを使うときに料金を取るといのはどういう感じかなと。非常に一生懸命やってみえる方に、自分の力で生きていこうとしてみえる方に対してもうちょっと手を差し伸べたらどうだと、そんなような気もするわけでありまして。

今ですと、障害者手帳を所持してみえる方については100円という一くくりになっているんですけども、いろんな程度の方が見えまして、私が思いますには、障害の程度で重度の方については市として全体で支援していくと、せめてバス料金ぐらいは無料にしたらどうだという感じもいたしました。そういった意味でこれを今回質問したんですけども、その辺いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 今御指摘の、特に障害を持たれた方ということでございます

けれども、議員御指摘のJRの運賃とか公共料金につきましても、詳しく調べておりませんけど、恐らく無料ではないと思います。そういったことをごさいますて、一般の方よりも半額という形の料金設定をさせていただいておりますので、その点については御理解願いたいと思います。

また、障害の程度に応じてということをごさいますけれども、これにつきまして現段階では手帳を持っておればという形になっております。これにつきましては、今後、料金改定等をする場合に一つの参考にさせていただきたいと思います。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 料金の問題をいろいろ言いましたけれども、特に障害を持ってみえる方につきましては、私も心情的に、やはりこういう方については無料にしてあげたらどうだというのが多々ありますので、その辺の心情を市としてもよく酌んでいただきまして、引き続き検討をしていただきますように要望いたします。

それからバス停の問題ですけれども、今度いただきました案でも4月からということですが、福祉バスのときにはあったけれども、コミュニティバスになったらなくなっちゃったというところがあって、そのなくなったやつがまた今度幾つか復活されています。これについては非常にいいことだと思うんですけれども、例えば今調べましたら、十四山東部ルートですと、上押萩、あるいは西舘、それから私がおります南部ルートですと、稲元にあります本浄寺、これはいずれも福祉バスのときにはあったけど、コミュニティバスで廃止になって、今回また復活していないということで、これちょっと調べましたら、市の方からいただいている資料でも、例えば上押萩なんかは年間利用者が述べで223人、西舘が67人、同じ時期、これは平成20年度ですけれども、十四山支所では87人ということで、その数と比べてもさほど少ないと思うんですけれども、そういったところが復活されていないと。稲元の本浄寺ですけれども、これについては年間延べ638名ですか、平成20年度ですけれども、それだけの方が使ってみえる。いずれもそれなりに利用者があったところだと思うんですね。やはり我々がいろんな地域へ行きまして、特に高齢者の方から、可能な限り前あったバス停については戻してちょうだいよというお話を聞いておるんですけれども、今回、今申し上げました三つにつきましては復活されておらんということで、これからまた期待しておった方については、やっぱりだめかということも言われるんではないかと思いますけれども、さらなる検討をしていただきたいなと思います。

それから、今の東部ルートのことですけれども、いわゆるぐるぐる回る一方通行は改善されたんですけれども、ちょっと詳しく見ますと、海南病院へ行く朝の便が今のルート、今の時刻表ですと朝7時台と8時台にそれぞれ到着できるバスがあるんですけれども、今度の新しいやつを見ますと、海南病院へ一番早いやつでも9時53分、これしかないんですね。それ

で、両回りにしてもらったのはいいんですけども、これを見ていますと、海南こどもの国の北から一気にすずきこどもクリニックまで飛んでしまうという便がありまして、途中が海南病院とか市役所が抜けておるもんで、これをせっかく走らせてもらっても、朝、病院に間に合わんということで、既にこれじゃあ困るなという御意見がありますので、やはりこれは何とか工夫をしてほしいなと思うんですけども、この2点、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） まず、バス停の復活についてでございます。

バス停につきましては、4月より13カ所増設いたしました。そして1カ所を廃止しております。増設したバス停のうち、復活したバス停は5カ所でございます。

バス停の増加は、近くにバス停ができるということで便利だということもございますけれども、逆に到着時間が延びることとか、それによって減便とか経費の増加ということも考えられます。

また、アンケートの結果ですけれども、利用していない理由の第2位に移動に時間がかかるといったことがございました。

今後のバス停の復活とか新規の設置については、慎重に進めていきたいなあということを考えております。

また、海南病院の到着時間についてでございますけれども、海南病院に限らず利用者の方の希望の時間はさまざまであると考えております。バスの台数につきましても、限りがございます。すべての希望に沿うことは難しいということでございます。利用者の方にも御理解願ひ、病院の予約時間の変更等も考えていただく等、措置もいただけないかと考えております。

なお、来年度行うアンケート等の結果によって、ダイヤ、ルート等について不都合な点があれば協議会で検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 少し私の方から補足の答弁をさせていただきたいわけでございますけれども、杉浦議員、よくこのコミュニティバスにつきましては大変意見をいただいておりますけれども、いずれにいたしましても、結果が出てしまっからの御意見ということでございますので、少し私どもとしても苦慮するところでございます。日ごろの中で、いろんな形の中で市民の声を聞いていただいているわけでございますので、どうぞその忌憚のない御意見を私どもに、行政の窓口にも、担当の方にお聞かせいただきたいというふうに思っておりますので、これは今後、昨年の6月から3年間の実証計画の中でさらに精度を高めていくということになっておりますので、これからも細かい御意見をいただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

バス停の問題、あるいはルートの問題につきましては、いろんな方の御意見もあろうかと思っておりますので、結果が出てしまってからではなかなか、我々検討協議会の中では厳しいものがございまして、よろしく願いいたします。

それから障害者の方に対する料金の問題でございますが、今、障害者という形の中で一くりにしているということが大変問題かなあというふうにも思っております。現在、弥富市では身体障害の方、あるいは知的、あるいは精神的に障害をお持ちの方が約1,800名お見えになります。そういう状況の中で、もう少しどういう段階で、特に身体障害者の中でもさまざまな、1級から5級までの段階があるわけでございますので、そういったところにつきましても、きめ細かく対応していかなくちゃいかんのかなあということは考えております。

いずれにいたしましても、今後の検討協議会の中で審議させていただきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 今、市長からのお話があったんですけども、ぜひ前向きに進めてほしいと思います。

それで、バス停の復活のことなんですけれども、私、今申し上げましたのもたかだか三つというか、たかだかといっておかしいですけども、二つ三つふやしてそんなに変わるのかなという気もするんですけども、確かに1分、2分とか変わってくるかもしれませんが、一つふやすことによって利用できる方が、随分負担が減るといいますか、特に高齢者ですと歩いて利用できる距離、これが一つないと倍になっちゃうわけです。その点で、いろいろダイヤの組み立てとか、難しいと思うんですけども、あまり硬直的に考えるんじゃなくて、いかに小まめに回るかということをも第一前提に置いていただいて、そうすればまた利用者もふえるということで、その辺は今市長も言われましたが、3年間の実証運転ということで、今回、見直しの1年目ということですね。当然これからも協議会を開いてやっていくと思うんですけども、今御指摘がありました、我々が言ってきた、また大体決まっちゃってから言ってもしょうがないんですけども、もう少し事前に利用者の声を聞く、あるいはその地域の方の声を聞いていくという、そういう何かシステムといいますか、取り組みがなされていないような気がするんですね。ですから、決まっちゃってから、何だ、だめだということと言われても困りますので、一つ決めていく上では、私、昨年言いましたけれども、やはり住民の声をきちんと聞いていく。確かにお話を聞きましたら、十四山の方へ回っていただいて、地域でいろいろ皆さんの意見を聞いたということも聞いていますけれども、もっと柔軟性を持って、お仕事としては非常に大変だと思うんですけども、そういうことを実行していただかないと、なかなか後手後手になっちゃうといえますか、そういうこともあると思っておりますので、みんなが使うバスだということですから、もう少しその辺、力点の置

き方というか、バス停を一つふやす、二つふやす、大変だと思うんですけども、なるべく利用者の利便性を考えて復活できるようにしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 御指摘の点につきましては、今後、協議会の方で検討させていただきます。

議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 繰り返しになりますけれども、3年間の実証運転ということで、今回、1回目の変更ということですが、いろいろな面でみんなが利用しやすい、親しまれるバスということで、なるべく可能な限りいい方向へ持っていけるようにしてもらいますことを希望しまして、私の質問を終わります。

議長（伊藤正信君） 次に渡邊昶議員、お願いします。

13番（渡邊 昶君） 13番 渡邊昶でございます。

私は、今回、議長に2点ほどの項目で通告をさせていただきました。これ、今、時間を見ると、どうも午前・午後に分かれるようでございますので、前半を切ってお尋ねしたいと思います。

それで、私が今回これを質問するということは、いろいろ市町の中を歩いておって、市民の皆さんから聞いたり尋ねられたりした内容の中で、一度聞いてくれんかねということ、いろいろございまして、今回の質問に至ったわけでございます。

これは余分なことですが、きのうも家へ帰ったら、これは前ヶ須の方でございますが、教えてほしいということで封書で図面入りでいただいております問題もありますが、これも同じように聞かれたことで、最初は制度的なことで事務局に流れをお聞きし、そして聞いていただいた結果、市長の考えを総括してお尋ねできれば結構かというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、今回お届けしました通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、私ども弥富市においていろいろ事業を行うわけでございますが、業者選定の基準と地元土木業者の現況についてという件名で出しました。

それで、最初に、指名業者の選定基準というものはどのようにされているか、わかたらお教え願いたいと思います。

議長（伊藤正信君） 佐藤総務課長。

総務部次長兼総務課長（佐藤勝義君） お答えさせていただきます。

指名業者の選定基準でございますが、弥富市の場合、弥富市工事請負業者格付要領というもの、弥富市工事請負業者選定要領の二つの要領がございまして、その要領に基づきまして、入札参加資格者名簿に登載された業者の中から中小建設業者の受注機会の確保等を考慮して



選定しているところでございます。

議長（伊藤正信君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） いろいろ基準があって選定されるということ、そして格付があるということはランクづけがあるということだと思います。これも必要なことだと思います。年々、業者の中でも資格の変更をされていく業者も出てくると思います。だから、その点はよく協議し、恐らくランクはA B C Dとあると思うんです。一番下がA B C D Eまで行きますが、順番に年々実績を重ねることによって基準がいろいろ変わってくるというふうに思いますが、いかがですか。

議長（伊藤正信君） 佐藤総務課長。

総務部次長兼総務課長（佐藤勝義君） 業者の格付ということでございますが、これにつきましては、2年に1度申請をいただきまして格付をしているところでございます。

それで、格付のランクでございますが、土木一式工事と建築一式工事につきましてはA B Cの3ランク、舗装工事、その他の工事でございますが、これはA Bの2ランクの形で格付をしております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 土木一般工事は3ランク、それから舗装等につきましてはいろいろ業界も限定されてくるわけでございますが、A Bで実施するということですね。わかりました。

それでは、入札には指名競争入札と一般競争入札という区分があるわけでございますが、本市においていろいろと事業を実施する中で、入札制度により事業実施して決定するわけでございますが、指名競争入札と一般競争入札がございますが、その区分はございますか。

議長（伊藤正信君） 佐藤総務課長。

総務部次長兼総務課長（佐藤勝義君） 指名競争入札と一般競争入札の区分についてでございますが、弥富市制限付一般競争入札実施要領というものを定めておりまして、その中で土木一式工事につきましては設計金額が8,000万円以上の工事、建築一式工事につきましては設計金額が1億5,000万円以上の工事、舗装工事その他の工事につきましては、設計金額が1億円以上の工事につきまして一般競争入札の対象としております。その額を超えない設計金額の建設工事につきましては、指名競争入札としておるところでございます。

議長（伊藤正信君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 事業金額によって中身を分けて整理してやるということは非常に大切なことだと思いますし、私は従来の考えでですが、競争入札の一つの方法で希望者の方に参加していただいて一般競争入札をするということと、事業発注者が指名したもので競争に付して契約を決めるという方式、これが指名をすることによって競争させて落札者を決めて

事業を実施するという、これが指名競争入札だと思うんですが、一般競争入札については本市においてはあまり事例がないかと思いますが、今までに何件かございましたか、お尋ねします。

議長（伊藤正信君） 佐藤総務課長。

総務部次長兼総務課長（佐藤勝義君） 一般競争入札の件数についてでございますが、平成18年5月に公告を行いました弥富中学校校舎等の移転改築工事を初めといたしまして、一番直近は平成22年7月20日に公告しておりますが、都市公園防災事業ひので公園整備工事でございますが、この間、計10件行っております。

議長（伊藤正信君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 事務局におかれましては、いろいろ検討し、内容を精査して一般に付す、指名競争にかけるということで努力をしていただいておりますということはよくわかりますので、今後もそれに沿って進めていただきたいということをお願いしておきます。

次に、今よく言われる電子入札ということがございます。これについて私どもはわかりませんので、具体的にどのような形で電子入札が進められるかということ、そして電子入札をすると利点と欠点があるかもわかりませんが、いい点はどのような点がいいかということ。以前は競争入札が本当に主流だったと思うんです。最近ではほかの市町でも電子入札の採用により実施してみえるようですが、その流れについて一度具体的に教えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（伊藤正信君） 佐藤総務課長。

総務部次長兼総務課長（佐藤勝義君） 電子入札システムの流れでございますが、公共工事の年間発注計画の閲覧ができるということでございます。次に、各発注機関における発注案件の閲覧、一般競争入札におきましては公告文、さらにこれは指名競争入札も含まれますが設計図書ダウンロードができるということがあります。それと入札の結果につきまして、閲覧が24時間だれでも可能であるということでございます。

また、システムに利用者登録、これは電子入札システムでございますが、利用者登録をすることで会社のパソコンからインターネットを利用して電子入札対象案件に対して入札書等の提出を行うことができるシステムということでございます。

概要は以上でございます。

議長（伊藤正信君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 電子入札、今、お話を聞きましたが、パソコンに接続して参加するということですが、そうすると参加する人というのは各ソフトウェア等も必要とするということになると思うんですが、参加するためにどのような形でどういうところへ頼んでどうやって参加するかということは、私、ちょっとわかりませんが、わかれば教えていただきたい

と思います。

議長（伊藤正信君） 佐藤総務課長。

総務部次長兼総務課長（佐藤勝義君） 建設工事につきましては、電子入札に参加する前に指名登録をするということがございまして、指名願、その部分につきましてICカード、プラスICカードリーダー、この二つが要ります。それでもちまして、そのものを取得した後に指名願をしていただいたら、ICカードとICカードリーダーの二つを利用しまして電子入札に参加するというところでございます。

議長（伊藤正信君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 参加する人は、今聞くとICカードとICカードリーダーが必要であるということですが、これはどこからどのような手続でこれを取得したらいいんですか。

議長（伊藤正信君） 佐藤総務課長。

総務部次長兼総務課長（佐藤勝義君） ICカードにつきましては、対応認証局というのがあります。これは幾つかの業者がございまして、そちらの方に申請していただくことによって取得するという形でございます。

議長（伊藤正信君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） ICカードは、専門の認証局にお願いをしてとるということになりました。

いずれにしても、この入札は以前と違って指名した業者に知らせ、そして仕様書を渡し、そして当日参加していただいて札を入れるという行為が今まで行われた指名競争入札だと私は思います。これが電子入札になることによって非常に利点もあろうと思います。

それで、私が思うには、時間が短縮できるということ、それからこの流れが一連で電子作業によって処理されるということになりますので事務の簡素化が図れるということと、強いと言えば談合の防止になるかどうか、そういう点についてはいかがですか。

議長（伊藤正信君） 佐藤総務課長。

総務部次長兼総務課長（佐藤勝義君） 電子入札につきましてのメリットでございますが、今、議員がおっしゃられましたように、入札の競争性、透明性、公平性を高めると、事務の簡素化が図ることができるというのが大きなメリットがあるということでございます。

また、入札参加者、応札者の方につきましての最大のメリットにつきましては、紙入札に比べましてわざわざ入札会場へお越しいただくことがないということで、移動コストの縮減ができるということが言えると思います。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 今聞いた流れは簡単ですが、本当にいいところがあると私も思います。だから、透明性、公平性を十分腹に入れて、執行される事務局におかれましては、十分

今後も努力していただきたいというふうに思います。

そこで、時間もなんですが、4番目の内容でございます。今、流れを聞きました。それで、いろんな事業をやっていただくには地元の業者を中心にいろんな努力をしていただいております。それで、私が一番心配するのは、地元業者の育成保護に当たるために非常にいろんな面で重要な面があると。それで、育成保護に当たるのは重要であると考えますので、指名するに当たりどの点に力点を置いてみえるかということでございます。

それで、以前には、今聞きましたように大型建築工事で弥富中学校建設工事がありました。これに対して地元の建設業者と企業体、ゼネコンとかとJVを組んで実施された例がございます。弥富市において地元の土木建設業者とはどのようなものか、定義がもしあれば教えていただきたいと思います。

議長（伊藤正信君） 佐藤総務課長。

総務部次長兼総務課長（佐藤勝義君） 地元業者というよりも市内業者という言葉で使いますが、弥富市内に本店または本社を有している方を市内業者という形、それに準じた、準市内業者という言葉を使いますが、そちらにつきましては弥富市内に支店、支社、また営業している業者という形で整理しております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 今、課長の方から地元というよりは市内業者ということで結構でございますが、私が思うには、市内業者とは、言われるように市内に本店、もしくは支店を有して、弥富市に対し民税並びに租税を正しく納税するという条件は必要であるということと、そして仕事を実施するに当たりましては、自分の会社で責任を持って監督管理ができる、そして作業ができる業者が地元の業者ではないかなあというふうに思います。

そこで、あってはならない行為で全体を丸投げに近いような格好で行う業者は、私は本当は芳しくないなあというふうに考えます。それはといいますと、市内に事務所の一部を借りて、実際は土場も資材置き場もなく、受けた作業所だけで仕事を進める、こういう形の方は、あってはいかんと思うんですが、もし例えですよ、そういう人は市内業者というふうに認めることができるかどうか、見解を伺いたいと思います。

議長（伊藤正信君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） 指名審査会の委員長ということで、ちょっと私の方から答弁させていただきます。

そういった疑念があるということがありますので、私どもとしましては本店、支店についての認定基準、これをきちんとしていきたいということで、この4月1日からスタートさせたいという思いがございます。

今のような丸投げというのは、もともと丸投げというのはできない行為でありますので、

そういったことについては排除していきたいというふうに考えております。具体的にはきちんとしたものをつくりましたので、またお示しをさせていただきます。

議長（伊藤正信君） 渡邊議員、発言中ですが、ここで暫時休憩をいたしますので、あとの質問は午後にしていただきたいと思います。１時まで休憩をいたします。

~~~~~

午後 0 時 02 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~

議長（伊藤正信君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 午前に引き続いて、また時間がなくなってきましたけど、最後に一つお尋ねします。

今まで流れと制度について尋ねました。これを聞いたのも、いろんなことがあって聞いてほしいということであったがために事務的な内容の質問になったわけでございます。私は最後に、事実今まで聞いた中で丸投げのような、事実私の近くにもございますので、副市長は審査会を開いて厳正に審査し、今後の対応に4月からも十分努めるということでございますので、監督責任を十分果たしていただくことをお願いしておきたいと思っております。

そこで、最後、私は一番重要なことは、地元の業者というのは本当に中小業者ばかりです。だから、育成保護に当たるというのは非常に重要であるというふうに考えます。指名をするに当たり、どの点に力点を置いておるかということでございます。丸投げのような業者が容認されるようなことになれば、弥富市へ建設業者がどんどん入ってきて、地元の業者はますます厳しくなるようにも思います。事業内容と事業規模によっては市外の業者にお世話になって市のためにやっていただくということもあります。弥富市の土木建設業者は、本当に中小業者であり、ほかの市町で私どもの弥富の業者が指名を受けるといことはなかなか難しいところもあるようにも思います。

いずれにしても、地元業者も弥富市発展のために本当にきょうまで協力をしてこられたし、災害時には無論のこと、防災訓練や一斉清掃等にも積極的に参加、協力をしていただいていることは市民の皆さんも承知の上でございます。困ったときこそ力添えをしてやるべきではないかと私は思いますが、長い間、市の発展のために協力関係にあった地元業者が廃業したり、倒産したり、問題になっている部分がございます。公共事業が経済の流れの中で縮小されたり、事業が偏ったり、業者間競争が激しくなり事業の採算がとれなくなり、企業として続けていくことが難しくなっているとも言われております。このような状況を見て市長はどのように認識されておるか、最後にお尋ねしたいと思っております。よろしくお願

ます。

議長（伊藤正信君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） すみません、指名審査会の代表ということで、いろいろ指名については私が、今、委員長という立場でありますので、私からお答えさせていただきます。

まず、いろんな工事でございますけれども、それぞれの金額に応じまして指名の場合、業者数を決めております。そうした場合におきましても、市内の業者をA B C、それぞれ仕事によってどの業者を選ぶかというのは決まりますけれども、十分な充足した業者数にはなっておりません。それで、例えば建築工事でA業者については5社、それからBについては4社、Cについては8社というようにございますし、土木についても十分な数ではありません。それで、金額の低い事業につきましては、例えば工事でいいますと1,000万から3,000万未満につきましては7業者、あるいはそれ以上で2億円未満については10業者とか、それ以上については12業者というふうに一応決めておりますので、まず地元本店、支店がある業者について指名をさせていただきます。

また、その指名の仕方ですけれども、21年度から契約検査グループというのをスタートさせまして、そこでそれぞれの業者に指名したかというのを一覧表をつくっておりますので、偏るようなことがないような指名をさせていただいております。従来は各課で一度案というのを出してきておりましたものですからコントロールができない状態でありましたので、21年度からはほぼ均等に指名をさせていただいております。

それで、先ほど言いましたように支店、本店という認定基準につきまして、きちんと4月1日からスタートさせて実行していきたいというふうに思っておりますので、その中で先ほど言われたような丸投げ、いわゆる電話だけでやりとりするというようなところについては御遠慮いただくというような方法で考えております。

具体的なものについては、また委員会でお示しさせていただきたいなと思っておりますけれども、そういった方向で、それぞれ市内の業者をまず指名させていただいて、それから足らん部分については市外も指名していくという格好になるかと思っております。

それと、まだ質問の中ではございませんでしたけれども、最近非常に低い価格で落札されるという傾向がございます。そうしたことによって工事等の適正な執行と目的物の良好な品質を確保できないおそれがありますので、またダンピング等によって下請業者にしわ寄せが行くということがありますので、最低制限価格を決めるという意味じゃなくて、低入札価格調査制度というのがございます。これを一度研究していきたいなと思っております。これは予定価格の範囲内で最低の価格で応札したものの価格が、あらかじめ決めますけれども、調査基準価格というのを決めます。その価格を下回った場合に、その低価格の理由を調査させていただいて、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときについては、

また契約することが公正な取引とか秩序を乱すというおそれがある場合、著しく不適當であると認めるときにつきましては、その者を落札者とせず、他の者を同じような調査をして落札者とする制度がありますけれども、これを一度研究していきたいなど。

他の市におきましてもこういった制度を運用しているところもありますので、そういったことによって極端なダンピングとか下請業者へのしわ寄せが行かないようにしたいなということは考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 渡邊議員にお答え申し上げます。

一般競争入札、あるいは指名競争入札につきまして、業者選定等々につきまして御意見をいただきました。議員も建設経済委員会の委員長でございますので、これからいろんなお立場で我々に対して御指導いただければ幸いです。私どもも、この入札の問題について、あるいは指名競争業者の選定につきましては、また一段と精査をしてみたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤正信君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 今、副市長と市長からも見解をお聞きしました。この問題は、すぐ社会問題になったりだとか、いろんな問題があるけど、そういうことは別にして、非常にまちづくりのためには重要な問題でございます。そして、私は市長が言われるように、地元業者というのは本当に私どもの市町に協力をいただいております業者であるという実績が十分ございますので、今後、審査会等におかれましても研究、検討し、そして市民の皆さんのためにできる仕事を十分にやっていただきたいというふうに願うわけでございます。

そして、私、次に質問がございますが、もう残り20分しかございませんので、きょうはとでもできませんから、きょうは下げて、また後日、この問題はこの問題でお尋ねするという事にさせていただきます。どうかその点、よろしくお願いいたしたいと思います。どうもありがとうございました。以上で終わります。

議長（伊藤正信君） 次に中山金一議員、お願いします。

16番（中山金一君） 中山でございます。通告に従いまして2項目について質問いたします。

米の消費拡大で学校給食の米飯化ですが、弥富市の学校給食における米飯給食の現況について。

昨年、世界の穀物輸出国であるカナダ、オーストラリアの大洪水を初め、ロシア、ウクライナの干ばつ等の天候不順、また昨今の中東情勢の混乱から原油高、新興途上国の人口増加による食料需要の増加等により食料価格高騰の波が日本にも押し寄せてきています。

政府は、この4月から小麦粉売り渡し価格18%値上げを先ごろ決めたとの報道がありまし

た。小麦粉は、小麦粉を原料とするパンやめん類、菓子類など、食品メーカーは既に値上げの検討に入っているところです。こうした中、我が国の食料自給率は40%、大変憂慮すべき状況です。

こうした中で、米は国内で賄うことのできる数少ない食料です。学校給食といえば、かつては主食はパンのみでしたが、米余りの問題もあり、時代とともに学校給食に米飯が取り入れられてきました。米の消費拡大のためにも学校給食の米飯給食取り入れは大変よいことだと思います。

多くの自治体が給食センター方式で実施している中、弥富市は自校給食方式で温かいものを早く児童・生徒に届ける考えで大変喜ばれています。現在、弥富市の学校給食では地元米のアイチノカオリが使用されているところですが、1週間当たりの米飯給食の実施回数と国の目標値、全国平均回数をお尋ねいたします。

議長（伊藤正信君） 服部教育課長。

教育課長（服部忠昭君） それでは、中山議員の米飯給食の状態について回答させていただきます。

市内の現在の小・中学校の米飯、パン食の回数につきましては、現在、米飯は週3.5回、パン食は週1回、めんが0.5回、2週間、10日間で勘案しますので、10日間のうち米飯は7回、パン食は2回、めんは1回でございます。

国の米飯給食の目標値の関係でございますけど、国は週3回を言っております。全国平均としましては、週3.2回となっております、弥富市につきましては、国の目標値、全国平均値をいずれも上回っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 中山議員。

16番（中山金一君） ありがとうございます。

国の米飯給食の目標回数や全国平均回数を超えているということは、大変結構なことだと思います。

次に、昨今では米を使った米粉パンが話題となっておりますが、学校給食での米粉パンは通常のパン食及び米飯食と比較して1食当たりの価格の差はどれほどになるのか、お尋ねをいたします。

議長（伊藤正信君） 服部教育課長。

教育課長（服部忠昭君） パン食と米粉パン、米飯の3種類の価格の差についてでございますけど、現在、愛知県の学校給食会から供給をさせていただいておりますが、1食当たりを比較しますと、標準パン約60グラムでございますけど、約40円でございます。委託の米飯80グラムでございますけど、こちらが50円でございます。米粉パンにつきましては、70グラムでございますけど、約93円となります。



価格差については、米飯はパン食に比べ約10円高く、米粉パンにつきましては、さらに米飯に比べ高くなり、パン食の約2倍以上となります。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 中山議員。

16番（中山金一君） ありがとうございました。

次に、市内全校の給食を完全米飯化にするについてお尋ねをいたします。

蒲郡市では平成22年10月1日から、原則週5日の米飯給食にされたことを聞きました。日本食は脳の活性化にとてもよいと言われていています。心と体を健やかにし、キレる子供を減らすためにも米飯給食を週5回行う完全米飯給食化にはできないか、お尋ねをいたします。

議長（伊藤正信君） 服部教育課長。

教育課長（服部忠昭君） 給食費につきましては、基本的には保護者の負担になっておりますので、先ほど申しましたように、食パンと米飯の価格差が現在10円ございますので、こういったものがある以上、米飯給食をすべて完全5日にするというのは困難と考えております。

また、パン食やめん、スパゲティーとかうどんでございますけど、こういったものを好む児童・生徒もございますので、また給食の献立のバランスもございますので、当面は現在の回数でいきたいと考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 中山議員。

16番（中山金一君） できることなら、蒲郡市でも行われていますように、週5日の米飯給食にして米の消費拡大に努めていただきたいと思います。

次に関連ですが、お米パン製造機購入に補助金をということです。

米の消費拡大促進で福島県湯河村では米の地産地消を図るため、家庭用米パン焼き器の購入に250万円の補助金支出が可決されたことが新聞に掲載されておりました。米の消費拡大の見地からも米粉パンの普及は大切なことだと思います。

国内の電気メーカーが米を入れるとパンができる製品を開発し、大変ヒット商品となっています。1人当たりの米の消費量は、50年前の約半分になっていると言われております。弥富市では米の生産者に補助がされていますが、生産者への補助とともに、消費者にももっと米を食べてもらう点からも家庭用米パン焼き器購入への補助制度は設けられないものか、お尋ねをいたします。

議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） それでは、お答えさせていただきます。

お米パン製造機購入の補助金の交付についてでございますが、米の消費拡大対策といたしましては一つの方法かと考えております。

現在、近隣の市町村でもこういった補助金制度を実施している自治体はございません。しかし、本市といたしましては、個人への補助金ということになりますので現在のところは考

えておりません。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 中山議員。

16番（中山金一君） 学校給食米に使用されているアイチノカオリは、平成22年度の十四山地区の収穫量ですが、10アール当たりで平均で7.5俵、平年より1.5俵減収だったと言われております。米の等級もほとんどが2等であったと報告を受けています。米の価格も毎年下落し、農業は赤字産業になって大変困っております。米の地産地消を拡大するためにも消費者に補助をしていただいて、米の消費が進むように要望しておきます。

次に市役所の件ですが、その前に、3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とする国内観測史上最大の東北地方太平洋沖地震が発生し、弥富市でも震度4が記録されました。この巨大地震は、北日本から関東にかけて強い揺れと最大10メートルを超えると見られる津波が襲い、大火災も発生し、発生から丸一日過ぎた12日午後には東京電力福島第一原子力発電所1号機で爆発とともに周囲に放射能が漏れる事態が発生、14日にも3号機の爆発があり、けさの中日新聞では、14日午後では死者・行方不明者5,900人、避難所に避難をしている人が55万人、身を寄せているとの掲載がされていまして、大変深刻な事態となっております。犠牲者に対し、御冥福をお祈りいたします。

さて、本題ですが、弥富市の新庁舎建設についてですが、市民が気軽に立ち寄れる親しまれる庁舎で、地震などあらゆる災害に際し、防災拠点としての機能が確保できる庁舎を基本構想に進められることになりました。

新庁舎建設については、庁舎改築等検討委員会が昨年8月23日、第1回委員会が開かれ、第2回目は12月9日に開催され、市側からの説明を受けて庁舎改築等検討委員会の結論として、隣地を含めて総合的に改築する案で意見が取りまとめられたと聞いています。市側はそこでどのような説明をしたのか、お聞きをいたします。

議長（伊藤正信君） 佐藤総務課長。

総務部次長兼総務課長（佐藤勝義君） 2回目の検討委員会におきまして建築する場合の案をお示ししたという中で、まず第1案としまして、現在の場所での改築案というのを1案としてお示しいたしました。内容につきましては、敷地面積が約5,600平米、概算工事費約29億8,700万円、それで用途地域といたしまして、現在の場所は第一種住居地域で用途地域ということでございます。それで、あと法規制の問題としてどういう問題があるかということの説明をいたしまして、用途地域が第一種の住居地域の場合、床面積3,000平方メートル以上の事務所が建築できないという原則がございまして、ただし、現在の既存建物が不適合の状態となった基準時、これは平成8年でございまして、そのときの建物面積6,115平方メートルの1.2倍までは許可なしで建築可能と、さらに状況に応じまして建築審査委員会の許可を得られれば1.3倍まで建築可能となる場合もあるということでございまして、ただ、日影規制

というものがございまして、床面積約8,200平方メートルの建物が建築可能になるということでございます。これの問題点でございますが、一応計画床面積は1万平方メートルほどというふうに想定しておりますので、その建物を建築できないことと、駐車場が建物の裏側となって、しかもスペースが少ないという問題点を提起させていただきました。

次に第2案として、市街化区域内に新築移転案というのもお示しいたしました。それにつきましては、敷地面積が1万平方メートル、概算工事費等として40億6,700万円、用途地域としましては、市街化区域の大半が第一種住居地域ということでございますので、一応第一種住居地域となるということでございます。法規制の問題としまして、用途地域が第一種住居地域の場合、用途地域を第二種住居地域に変更した後でなければ床面積3,000平方メートル以上の事務所は建築できないという法規制の問題があるということでございます。問題点といたしまして、計画床面積、想定しております1万平方メートルの建物は建築できないと、用途地域に変更した後でなければ建築できないという問題点があるということでございます。

次に第3案として示した十四山支所を増築する案でございますが、これにつきましては敷地面積は約9,700平方メートル、概算工事費でございますが21億800万円、用途地域は市街化調整区域内でございますので用地地域はなしということです。法規制といたしまして、平成19年の都市計画法の改正によりまして市街化調整区域内では新たに市町村の本庁舎は建築することができなくなりましたが、既存の支所などを増築し、本庁舎とすることは可能であるということでございます。問題点としまして、中心市街地から離れておるといふ問題点があるというふうに説明いたしました。

次に第4案として現在の場所で隣地を取得しての改築案ということで、これは敷地面積につきまして、桜小学校の北駐車場を含めると約8,700平方メートル、概算工事費が36億8,800万円、用途地域は第一種住居地域ということで、法規制としまして、先ほど言いましたが用途地域が第一種住居地域の場合、床面積は基本的に3,000平方メートル以上の事務所は建築できないということでございますが、ただし、既存の庁舎が建っているという現状の場所におきましては、建築審査委員会の方の許可を得られる見込みということで、一つの例として床面積約1万1,080平米の建物が建築可能となるということでございます。問題点といたしましては、隣地を取得しての改築案でございますので、その隣地が取得できるのかという問題点があるという形で説明をさせていただきました。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 中山議員。

16番（中山金一君） このような説明のされ方では、現在の場所での新築しかできないような説明のされ方じゃないかと思えます。市役所もいろいろ検討していただくことも結構ですが、ここでの新築しかできないような説明のされ方では納得ができないと私は思います。

3番目ですが、庁舎改築等検討委員会の委員は、市の代表8人と公募委員2人となってい

ます。建築家などの専門職の人が委員として委員会に入っておらず、耐震補強の問題や用途地域の変更問題、調整区域での建設問題に卓越した人材の意見が欠けているのではないかと思います。どうお考えですか、お伺いいたします。

議長（伊藤正信君） 佐藤総務課長。

総務部次長兼総務課長（佐藤勝義君） 耐震補強の問題につきましては、耐震診断報告書に基づきまして設計士の方に資料を作成していただいております。また、用途地域の変更問題、それと市街化調整区域内での建設問題につきましては、許可権限のある愛知県建築指導課の意見を聞いております。したがって、専門家を入れていない委員構成には問題はないと考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 中山議員。

16番（中山金一君） 私は専門家を入れた委員会にして、専門的な委員も入れてほしいと思います。

次に、調整区域内での庁舎建設についてですが、あま市ではあま市民病院建てかえ計画について、学識経験者や市民代表者らでつくる委員会が平成10年12月にまとめた基本構想では現在地に建てかえるとしていたが、市によると、平成23年1月に病院内で構想案を再検討した結果、新病院の機能を考慮すると現在の位置では手狭になる点が問題点に、市内5カ所を移転先の候補地に絞って検討していました。

村上浩司市長は、建設予定地について、現在、近くの市街化調整区域を最適地として検討している。ただ、市街化調整区域に病院を建てるには県から開発許可を得る必要があり、調整を進めると話しております。弥富市でも県の許可を得るなら市街化調整区域でも庁舎を建設することは可能だと思いますが、どうですか、お尋ねをいたします。

議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 議員からの御指摘の件でございますが、平成19年の都市計画法の改正によりまして市街化調整区域における開発行為につきましては、法によって厳しく規制されているところでございます。

あま市長の話としての市民病院の建設予定地の件が出ましたが、これにつきましては、あま市の2011年度の当初予算案として3月1日付の新聞で大きく新聞報道をされたところでございます。この市民病院の建設予定地ということでございまして、議員から御指摘をいただきまして、あま市の担当の方にお尋ねをしたところ、病院建設につきましてはの特例事項があるということの中で、これは可能性としては、これはよその自治体ですので私から判断できませんが、そういった中で調整を進めるとということで市長談話が載っておったということでございます。

それで、今の市民病院の建設予定地と庁舎建設につきましては、施設の位置づけを異とす

るものでございます。庁舎としては、調整区域内で現在の都市計画法につきましては開発許可を得ることはできないと理解をしておりますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤正信君） 中山議員。

16番（中山金一君） 庁舎でも特別許可は申し出ることはできないですか。

議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 庁舎につきましては、今のところ特例措置というのは見当たらないということで理解をしております。

議長（伊藤正信君） 中山議員。

16番（中山金一君） 次に愛知県知事選挙が行われ、名古屋市の河村市長と連携した大村秀章知事が誕生しました。大村秀章知事は、選挙公約の柱となる「平成の楽市楽座」構想を県議会2月定例議会で問われ、楽市は減税、楽座は土地利用関連などの徹底した規制緩和とスピード感を持って実現し、経済活性化に向けて取り組んでいくとの決意を繰り返し強調されていきました。

こうした知事のもとなら市街化調整区域の建設についても理解が得られやすいのではないかと、もう一度お尋ねいたします。

議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 大村知事の選挙公約でございます土地利用関連の規制緩和につきましては、知事の示されてみえる内容を見させていただきますと、今の都市計画法を改正してまでのものではないという、今の段階では解されると思います。

それで、庁舎建設ができるような規制緩和を含んでのことであるならば都市計画法そのものの改正が必要でございますので、かなりの期間が予想されるであろうと考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 中山議員。

16番（中山金一君） では、次に弥富市の将来的な発展を考えるなら、庁舎建設の場所は、弥富市のなるべく中心地に建設すべきではないか。現在の西の行きどまりではなく、市民の利用しやすい場所を選定できないか、お聞きをいたします。

議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 先ほど総務課長の方からも申し上げたとおりでございますが、本庁舎の敷地としまして望ましい敷地面積というのは1万平方メートルをまとめて取得できる場所があるかどうかという問題がございます。また、用地取得に対する財源問題等も考えますと、それと市街地から離れた位置、現在地より離れた位置ということの中から再検討としては考えづらいと考えております。

議長（伊藤正信君） 中山議員。

16番(中山金一君) 市長にもお聞きします。これからの弥富市の発展を展望すると、将来的には蟹江町や飛島村等も含めた合併問題も考えなければならぬと思います。そのためにも市役所の位置については慎重に考える必要があると思います。市長の考えをお聞きします。

議長(伊藤正信君) 服部市長。

市長(服部彰文君) 中山議員にお答え申し上げます。

私ども弥富市も他の市町村との連携ということにつきましては、大変重要なことだと思っております。そういう形の中においては、日々の行政の中でお互いが協力し合っているところでございます。

しかしながら、合併という問題につきましては、現在のところ視野に入れておるわけではございません。今後、いろんな道州制等の問題も含めて動きがあるかと思えますけれども、現在は合併ということについては考えておりません。以上でございます。

議長(伊藤正信君) 中山議員。

16番(中山金一君) 次ですが、庁舎建設の財源についてお尋ねいたします。

愛西市では、総事業費35億を見込んだ庁舎統合計画が進められています。新庁舎建設の概要計画ですが、何階建てで総平米数はどれくらいか。庁舎建設の総額費はどれくらい見込みとなっていますか、お尋ねいたします。

議長(伊藤正信君) 佐藤総務課長。

総務部次長兼総務課長(佐藤勝義君) 庁舎の床面積等でございますが、これは今後、基本構想等を作成する中で詳細について決めていくものと考えておりますが、一応日影規制というのを考慮して、建築可能なものの一つの例として挙げさせていただいたものにつきましては、庁舎棟が地上7階建てで9,856平方メートル、さらに附属施設と地上3階建て1,224平米と想定しました。しかしながら、先ほど言いましたように、これはあくまでも日影規制を考慮して、こういったものが建てるということが可能であるという、あくまでも想定でございますので、詳細につきましては今後検討していくということで、あと概算工事費につきましては、その建物をつくったとしたら36億8,800万円ということでございます。以上でございます。

議長(伊藤正信君) 中山議員。

16番(中山金一君) 概算工事費が36億8,800万円ですか、本庁舎の方が7階建てで附属施設の方が3階建てで計画ということでございますが、駐車場についてはどのくらいの駐車場が建設されるか、お伺いします。

議長(伊藤正信君) 佐藤総務課長。

総務部次長兼総務課長(佐藤勝義君) これにつきましても、あくまでも今のお話しさせていただいた建物は一つの例でございますが、その一つの例として考えたときに駐車場のスペ

ースは100台ほどだというふうな形で考えております。

議長（伊藤正信君） 中山議員。

16番（中山金一君） では、次に大きな財源を必要とすると、建設事業をやろうとすると一般的には頭金を準備してからかかりますが、庁舎建設基金積立金もこれまでやってこなかったと思います。建設費の手当ての見通しはどのようになっているのか、お聞きをいたします。

議長（伊藤正信君） 佐藤総務課長。

総務部次長兼総務課長（佐藤勝義君） 建設費の手当てでございますが、合併推進債という起債を発行して基本的にいきたいという中で、合併推進債というのは事業費の9割分を充当できます。それで、残りの1割分につきましては、これは公共施設整備基金と財政調整基金を取り崩すことによって対応していきたいというふうに考えております。

また、起債につきましては、頭金という概念はございません。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 中山議員。

16番（中山金一君） 合併推進債を活用して建設という説明ですが、合併推進債はどれだけ活用できるのか、頭金なしでも借りられますか、お尋ねをいたします。

議長（伊藤正信君） 佐藤総務課長。

総務部次長兼総務課長（佐藤勝義君） 庁舎建築といいましても、用地の取得だとか、あと仮住まいみたいなところの部分等も生じることも考えられますが、基本的に建物本体の建築費につきましては、事業費の9割部分は合併推進債が充当できるということでございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 中山議員。

16番（中山金一君） 次に、弥富市の市債発行額は最近ふえていることと、市債依存度が年々高くなってきていることが心配されます。平成23年度の市債残高の見込みについてお聞きします。

一般会計分ではどれだけの見込みですか。そのうち、臨時財政対策債はどれだけの見込みですか。流域下水道事業や農業集落排水事業などの企業債はどれだけの見込みですか。合計するとどれだけで、1人当たり幾らぐらいの借金を持つ状況か、お尋ねいたします。

議長（伊藤正信君） 佐藤総務課長。

総務部次長兼総務課長（佐藤勝義君） 平成23年度末の市債の残高の見込みということでございますが、一般会計分117億4,987万円でございます。そのうち、臨時財政対策債につきましては52億7,112万円、農業集落排水事業分につきましては17億7,814万4,000円、公共下水道事業分につきましては37億8,347万9,000円ということで、合計173億1,149万3,000円ということになります。

市民1人当たり幾らになるかということでございますが、これにつきましては平成23年3月1日現在の人口の4万4,436人で割りますと38万9,583円ということでございます。

議長（伊藤正信君） 中山議員。

16番（中山金一君） 市民1人当たりの借金が38万9,583円、お聞きしましたが、これからも大幅に税収がふえるということは考えられませんが、1人当たりの借金は幾らぐらいまでならよいとお考えですか。

議長（伊藤正信君） 佐藤総務課長。

総務部次長兼総務課長（佐藤勝義君） 市債の市民1人当たりの発行残高が幾らまでが妥当かという御質問でございますが、市債につきましては、例えば臨時財政対策債みたいな元利償還金を将来100%基準財政需要額に算入していただける起債から、極端なことを言いますと、一切交付税措置がされない起債までさまざまな起債がございますので、この残高が果たして幾らかということは明確なものはございません。しかしながら、財政健全化の判断比率の方で一つの基準となっております実質公債費比率につきまして、平成21年度は弥富市の場合7.0という数字でございますが、これにつきましては健全化判断比率としては別に問題ない数字ということでございますので、この庁舎建築におきまして合併推進債を発行することにつきまして、この比率、今よりは確かに上がるかと思いますが、それが危険な水準に行くという形では考えておりませんので、これを発行することにつきましては問題ないというふうに考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 中山議員。

16番（中山金一君） 次に、国は借金を奨励し、市債発行に当たりその金額のほとんどを交付税で面倒を見ようとする甘い言葉をかけていますが、弥富市のように財政力指数が1前後の状況では、借金は全額返済しなければならないと考えていかなければなりません。合併推進債のメリットはないと思いますが、どうですか、お聞きをいたします。

議長（伊藤正信君） 佐藤総務課長。

総務部次長兼総務課長（佐藤勝義君） 平成22年度ベースで考えた場合でございますが、普通交付税につきまして弥富市一本算定、これは現在は弥富市の場合、合併算定がえと申しまして、旧弥富町と旧十四山村が存続したのものとして交付税が算定していただいておりますが、合併推進債を発行してそれを返済する時期になりますと、基本的に合併算定がえ、まだ経過措置の期間の部分ではありますが、一本算定という形に切りかわりますので、一本算定だったらどうなるかという観点で考えた方がいいと思っております、そのように考えさせていただいた数字は、平成22年度ベースで5億9,007万1,000円という財源不足がございます。

現在の地方財政計画、これは将来的に保障されるものかどうか分からない部分でございま



すが、これがあくまでもこの財政計画の一般財源の総額が確保される限り、現在の5億9,007万1,000円という財源不足が続くものと考えたときに、この合併推進債の元利償還金の4割は交付税措置をされるということでございますので、交付税がいただけるか、臨時財政対策債が発行できるかというメリットはあるというふうに考えております。

また、財政健全化法による健全化判断比率のうちの実質公債費比率と将来負担比率の算定において基準財政需要額に算入される元利償還金につきましては、差し引いて数字を落とすという性格のものでございますので、そういった意味でもメリットはあるというふうに考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 中山議員。

16番（中山金一君） ありがとうございます。

いろいろお聞きしましたが、庁舎を新築しますと、よほどのことがない限り50年間は建てかえができないと思います。できることなら再検討していただき、しっかりとした防災拠点となるような、市民からまた喜ばれる新庁舎の建設をしていただくよう要望いたしまして、私の質問を終わります。

議長（伊藤正信君） 次は堀岡議員ですけれども、暫時休憩をいたします。2時から再開いたします。よろしくをお願いします。

~~~~~  
午後1時53分 休憩
午後2時02分 再開
~~~~~

議長（伊藤正信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に堀岡敏喜議員、お願いをします。

1番（堀岡敏喜君） 皆さん、こんにちは。1番 堀岡敏喜でございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

情報インフラについて、質問は大きく1点、関連で5項目であります。

本年7月24日に予定されております地上アナログ放送完全デジタル移行、いわゆる地デジ化まで本日を入れまして131日となりました。

総務省は、1月21日、期限内での実現が懸念されております難視聴対策の昨年12月末時点での進捗状況を発表いたしました。それによりますと、都市群に多いビル陰などの影響で受信障害を受ける地域約830万世帯のデジタル化率は89%、アパートやマンションなどの集合住宅約2,070万世帯の共聴施設も約96%が対応済みとなりました。しかし、地デジ化100%の道のりは容易ではありません。昨年9月末時点での普及率が90.3%だった地デジ対応受信機は、家電エコポイントの人気による地デジ対応テレビの売れ行きも好調を手伝い、本年3月

には95%に達したと総務省は発表いたしました。

その一方で、現在もデジタル未対応の世帯は5%というと少なく感じるんですが、全国では約250万世帯、弥富市で換算をいたしますと約800世帯となります。

そもそも総務省の目指す100%というのは内閣府の行った2010年3月末現在での消費動向調査、1世帯テレビの保有台数2.14台というのをベースに、地デジ対応チューナー及び地デジ対応テレビの販売数を世帯で割ったものにすぎず、確実な世帯普及率とは少々ずれがあると考えられます。もう少し未対応の世帯は多いということですね。

未対応の世帯の理由としましては、まだ時間があるというのが約60%、経済的に余裕がないというのが約30%、特に低所得、高齢者世帯のデジタル化はおくれております。見る、見ない、買う、買わないという個人の自由もありますが、本年7月24日以降、アナログ放送は一切見られなくなります。

いずれにせよ、国家事業であり、100%遂行しなければなりません。高画質やテレビで注文などの双方向機能を楽しむには、新しい地デジ対応のテレビが要ります。しかし、映像を見るだけなら専用チューナーを従来のテレビにつなげれば見られます。政府はNHK放送受信料全額免除世帯や市町村民税の非課税世帯などを対象に、約300万台のチューナーを無償配布する予算を組んでおります。しかし、非課税世帯を総務省が把握することは法律上不可能で、対象となる方々がこの制度を知るためには各市町村でのしっかりとした広報体制が重要であります。また、デジタル機器の扱いが苦手な高齢者世帯などに対するサポート体制の強化も強く求められております。

弥富市では情報インフラの格差をなくすため、平成19年10月より情報通信基盤整備事業として高速インターネット回線も含んだケーブルテレビ事業が推進されてきました。地デジ化啓発も含み、西尾張一帯を網羅し、イベントや防災情報など市民が共有できる有用な情報を発信していくという、私はすばらしい事業だと思います。

そこで、最初の質問でございますが、このケーブルテレビ事業の当初の目標、そして現在の世帯契約率、今後の取り組みについて担当部署にお伺いをいたします。

議長（伊藤正信君） 伊藤企画政策課長。

企画政策課長（伊藤邦夫君） 堀岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

御案内のとおり、昨年3月までに市内全域の地デジ化に向けての情報基盤整備事業、ケーブルテレビ事業のインフラ整備が完了しております。

お尋ねのケーブルテレビの加入状況でございますが、当初、この事業の申請時には初年度で60%を目標にしておりましたが、1月末現在でございますが、これはクローバーTVの資料で確認をさせていただいておりますが、総世帯数が1万5,965世帯のうち、6,754世帯が加入されておるということで、加入率は42.3%ということでございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 今後の取り組み。

企画政策課長（伊藤邦夫君） なお、本市の加入促進に対する今後の取り組みでございますが、先ほど議員がおっしゃられましたように、ケーブルテレビが地域情報の身近情報手段であることから、コミュニティー情報、行政の情報とか、タウンピックアップとか、議会中継もそうでございますが、こういうものをさらに充実させるとともに、広報などによってケーブルテレビについての衆知を図り、加入率の向上に努めたいということを考えております。

また、事業者でありますケーブルテレビ、クローバーTVの方にお尋ねをさせていただきますと、そちらでも加入促進策としまして、これは2015年3月まででございますが、地上デジタル放送をアナログ方式に変換して放送すると、これは逆でございますけど、アナログ放送が終了します7月24日以降もデジタル対応テレビ、またはデジタルチューナーがなくてもアナログテレビでの視聴が可能となるということでございます。

さらに、この4月からクローバーTVでは、コミュニティーチャンネルには地域情報をよりタイムリーに数多く発信できるようデイリーニュース等、そういう番組を加えて、より地域に密着しました番組を編成し、加入者の増加につなげたいということで聞いております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

1番（堀岡敏喜君） 今の御答弁をいただきましたですけれども、クローバーTVが逆にアナログ放送に変換をして、今のアナログ、それはアンテナで送信をするということですかね。今のアナログの放送のアンテナを変えずに見られるということですかね。お願いいたします。

議長（伊藤正信君） 伊藤企画政策課長。

企画政策課長（伊藤邦夫君） 今の話につきましては、クローバーTVに加入が条件になっておりますので、加入いただきますとそういうことができるということでございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

1番（堀岡敏喜君） 加入してわざわざアナログを見る必要もないなと私も思うんですが、42.数%ということで、当初の目標の60%に達しなかったというのは理由として何が上げられるのかということなんですけれども、私も市が行いました学区別の各コミュニティーでのケーブルテレビの推進の説明会と申しますかね、参加させていただいた一人でございます。そのときは議員じゃなかったと思うんですけれども、説明は説明なんですけど、入ってみようかなあというような御案内ではなかったんですね。私、この事業の一番のみそというのは、その加入するに当たってのその次に見られるもの、そのケーブルテレビによって弥富市が発信する情報がいかに市民が受けるもので有用なものなのかということをもうちょっと押しただいて、今、企画政策課長の方から、今後はタウンピックアップとか、もっとその内容

を充実させていくということは、今後、加入率を上げるに当たってのすごいセールスポイント、セールスポイントというと販売会社みたいになってしまいますけど、入る一つの理由になるんじゃないかなと思います。

あとまたもう一つ、弥富はケーブルテレビ事業をやっているんですけども、よくわからない高齢者の世帯であるとか、独居で住まわれている方とかから相談されるわけですよ。それをどういうふうに入ったらいいのかというのは、各自治体で説明、相談窓口を持っていらっしゃる場所もありますけれども、聞くと、アンテナチューナーで10万ぐらいかかるんですよ、古いところですよ。それを考えると、当初のキャンペーン中は月額で525円、年間で6,300円、今は735円ですかね、それでも10年間払い続けることを思えば結構安く済むというような部分もありますので、もうちょっとそのセールスポイントですね、必要性を説いていただくのと、価値観を説いていただくという言い方で、もっと市民の方にわかりやすく、今後も啓発を続けていただきたいなと思います。

そういった双方向とか、いろんな機能もあるということですけども、テレビが見られなくなると、これこそ当たり前だったことが当たり前でなくなるという、見られなくなって初めて気づくという方もいらっしゃると思いますので、そういう方が弥富市内にはまずないように周知の徹底を図っていただきたいなと思います。

次もちょっと関連ですけども、総務省では完全移行に向けた最終行動計画を計画しています。それによれば、ボーイスカウトや民生委員さんなどで構成する全国20万人規模の地デジボランティアが高齢者世帯などに声かけなどを行い、移行への最終国民運動を展開しております。

このほか、地デジ移行の前後2ヵ月、市町村単位で臨時的相談窓口を1,000ヵ所程度設置する方針なども示しております。地デジ難民を出さないためにも万全の移行対策が不可欠であり、市としても積極的に各自治体に説明に赴いていただくのもそうですけれども、市として役所の中に地デジの相談はここというような、一番下に座っていらっしゃる総合窓口の方に聞かないとわからないということよりも、地デジはここですよみたいな相談窓口を、あともう131日でございますので明確に答えられるような、そういう窓口の設定が必要じゃないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 伊藤企画政策課長。

企画政策課長（伊藤邦夫君） 議員からお話しいただきましたように、市では地デジ化がおくれている低所得者や高齢者世帯に対するサポートでございますが、地デジに関する支援、相談、問い合わせ事業につきましては、先ほどおっしゃられましたように総務省の支援機関で対応するという事になっておりまして、具体的には総務省の地デジチューナー支援実施センターにおいて地上デジタル放送がまだ視聴できない低所得者、先ほど言われましたNH

K放送の受信料全額免除世帯とか、あと市町村民税の非課税世帯でございますが、こういう人に対しまして簡易な地上デジタル放送対応チューナーでございますが、これを1台無償給付で行うということで決定されております。

なお、地デジ支援に関するパンフレットでございますが、こういうものを市の福祉課などの窓口に置かしまして、地上デジタル放送受信のための支援についての周知に今現在努めているというところでございます。

また、地デジに関する問い合わせでございますが、こちらの方の問い合わせ先としまして総務省の愛知県テレビ受信者支援センター、通称「デジサポ愛知」と言われますが、そこで何らかの理由でアナログ放送が終了する7月24日の間際までデジタル対応ができない高齢者などに対応するため、本市におきましても6月の中・下旬から8月の中旬までの間、地デジコーナーとして市役所のロビーなどに専用携帯電話、これはデジサポ愛知コールセンターへの直通電話ということで聞いております。これとパンフレットを置かしまして、地デジ化のサポートを実施するというところでしております。

市といたしましても、周知を図るため、広報などでその旨お知らせをしたいということを考えております。

なお、地デジに関する問い合わせにつきましては、今、答弁させていただきましたように、総務省のデジサポ愛知などで対応がされておるということでありまして、現状、市への問い合わせにつきましては、企画政策課の情報管理グループが窓口になって対応しておりますので、特に地デジにかかわる総合窓口の設置までは今のところ考えておりません。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

1番（堀岡敏喜君） かなり地デジ化が進んでいる部分もありますので、市民の方々がその企画政策課がそのことについての一つの窓口であるという周知が徹底されれば解決もします。今、まさにクローバーTVでそれが伝えられた部分もありますので、また周知につながればいいかなと思います。ありがとうございました。

続きまして、地デジチューナーの普及とあわせまして、特に重要となりますのが不用になったテレビの回収をめぐるトラブルや不法投棄への対応であります。テレビを処分するには、15型以下で1,785円、16型以上で2,835円のリサイクル料がかかります。3月末までの家電エコポイント制度を利用する世帯はリサイクルが条件となっているので問題はありませんが、今後、回収業者を使う家庭が多くなると考えられます。全国で料金をめぐるトラブルが大変多発しております。特に高齢者に法外な料金を請求する業者もあり、市民への注意喚起が必要だと考えております。

また、弥富市内におきましても現に十数件あると聞いておりますが、不法投棄が深刻な問

題です。廃家電の不法投棄は、2001年の家電リサイクル法施行でふえ、17万件を超えた2003年をピークに減少しましたが、2年前から再び増加したと言われております。当然テレビが最も多く、6割を超えていると言われております。日本の家庭には1億台を超えるテレビがあるとされており、2台目、3台目のアナログテレビが今後不法投棄に回る可能性は十分考えられます。行政は監視を強めるとともに、徹底して広報活動に努めるべきと考えますが、市として何か対策はお考えでしょうか。よろしくお願ひいたします。

議長（伊藤正信君） 久野環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） それでは、堀岡議員に家電リサイクル法に伴う不法投棄についてお答え申し上げます。

テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機といった、いわゆる家電リサイクル法の対象につきましては、基本的には消費者が買い替えの際に小売店を通じてメーカーに引き渡し、買い替えでない場合は、過去に購入した店、または業界で組織する協会を通じてメーカーに引き渡す仕組みになっております。

この制度の最大の問題点は、小売店に引き渡すときに消費者がリサイクル料金や運搬費用を負担しなければならないこと、また協会での引き取りはリサイクル料金の支払いも郵便局への振り込み方式であるなど、リサイクル料金を払いたくないという以上に、そのシステムの複雑さが面倒であるという気持ちが消費者を不法投棄に走らせてしまうということにあります。

また、今回、エコポイント制度が一定のこういった不法投棄を防ぐ効果にはなっていると思いますが、これは買い替えが条件であることから、買い替えの予定のないテレビなどは、やはり不法投棄が心配されております。

一方におきまして、この家電リサイクル法の施行後でございますが、自動車リサイクルにおいては車両登録時にリサイクル料金を徴収しております。また、パソコンは平成15年10月以降のメーカー完成品においてはPCマークというものがつきまして、基本的にはこういったリサイクル料金を徴収しない形で回収をしております。また、二輪車におきましても、これは業界の自主的な取り組みではございますが、平成16年にこういったシステムが確立され、本年10月からは一定の窓口にユーザーが持ち運ぶことを条件にリサイクル料金は必要なくなりました。

家電リサイクルにおいては法施行以来10年を経過しておりますが、指定引き取り所の区分がなくなった、金属の高騰によりリサイクル料金が若干下がった程度で、全国の市長会、町村会でリサイクル料金の前払い方式への改正要望が出されているわけでございますが、いまだ改められておりません。やはり自動車、パソコン、二輪車はリサイクル料金が前払い方式、あるいは価格上乗せ方式になり、不法投棄の防止効果はあらわれていると思っております。

この点からいきまして、家電リサイクル法が改正されない限り効果的な対策は極めて難しいと考えております。

しかしながら、今、私どもの自治体がとれる対策は何があるかということを考えてみますと、実は昨日と本日、各家庭にお配りをしております「弥富市ごみの分け方、出し方ガイドブック」、今回の改定で第3版になるわけですが、この中に家電リサイクル品の処理方法として、従来は小売店方式と家電協会での二つの方法のみを掲載しておりましたが、今回は指定引き取り場所を掲載しております。これはユーザーが直接指定引き取り場所に持ち込むことにより、リサイクル料金は必要でございますが、運搬料金が不要となります。また、家電協会に引き取ってもらうより日数が少ないという利点がございます。

また、収集料金は少し高くなりますが、車のない方もお見えになり、弥富市の一般廃棄物収集運搬許可業者約40社ございますが、そのうち2業者に家電リサイクル法対象品の収集許可を与え、制度の複雑さを少しでも解消するようにしております。これは家電リサイクル法が施行された当初よりこういった制度は設けております。

さらには、今後、買い換えを行わない場合でも積極的に小売店に引き取りをしていただけるよう協力を求め、システムの複雑さの解消を図っていきたいということで、現在、少しでも不法投棄が少なくなるよう、そして市民がきちっと法に従った処理ができるよう努力していく所存でございます。

議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

1番（堀岡敏喜君） さまざまな対策は練っていただいているということでございます。加えて、なぜそのリサイクル料金が必要なのか、不法投棄は絶対すべきでないというモラルとございますか、そういったところを、消費者もお金が出ていくのは痛いんですけども、よくわかっていますので、そこを良心に訴えるという部分しかないとは思いますが、まただれかが払わんでだれかが払うみたいものではないですので、買った者がその処理に関しては責任を持つというのは、今も課長の答弁がありましたとおり、10年前からわかっていることですので、しっかりその周知の徹底と、今、業者で収集もしていただけるというところもございますので、しっかり不法投棄の監視をしながら、また考えられるのは、悪質な業者によって市外から弥富の何人も人がおらんとところに持ってきて、ほうっていきみたいなこともあると思いますので、これは7月の移行の前後2ヵ月というのは、そういうのがすごく頻繁にあらわれるだろうということを国でも予測をしておりますので、しっかり監視を強めていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

弥富市の情報インフラの一つとしてホームページがあります。今や日本全国でホームページを持たない自治体はほとんどありません。地域の特色を知る上でも、市民に対しての情報

公開、情報開示をしていく意味でも大切なツールであります。ネット環境のあるところでは全世界から見ることができ、まさに世界に向けた弥富市の顔であります。

私もこれまで他市との施策の違いを見るためや、過去の条例検索、情報収集のためにホームページはしょっちゅう見ているわけですが、弥富市のホームページは外部業者に委託しているわけではなく、CMSというシステムがあるんですけども、職員の方がそれを活用して管理をしておられると聞いております。その努力は最大に敬意を表するものでありますが、はっきり申し上げて、市民の方からの御意見でも非常に見づらいという部分があります。検索機能もついてはありますが、よほど正確に語句を入れないと目的のリンク先にたどり着けない。情報量は十分に満たされている分、大変もったいないことになっております。最近トップページが多少整理をされて見やすくはなったんですけども、まだまだ工夫を凝らす必要があると思います。

市役所に来られる市民の方々は、ある目的を持って訪れます。その目的の統計をとってみれば幾つかの категорияに整理できるわけです。初めて市役所に訪れなければならないとき、事前に手順の順序などを知ることができれば、役所の担当窓口の方もスムーズに対応ができるのではないのでしょうか。

身近な自治体で参考になるのは、愛西市、名古屋市、名古屋市は特に2007年ですかね、ホームページデザインコンテストというのがありまして、そこで全国で1位に輝いていらっしゃる。使いやすいホームページということで輝いている、2007年かどうかは定かではありませんので申しわけございませんが、ホームページをぜひ一度ごらんになっていただいて、それは使う側の立場になってごらんになっていただいて、市民が生活において役所に訪れる理由は、わかりやすいアイコンで示してあります。ちょっと画像では見にくいかもしれませんが、見せるつもりではなかったのでも小さいまんまで持ってきましたけど、出生・育児、入園・入学、引っ越し、結婚、離婚、退職、死亡、老後など、アイコンをクリックすれば手順の準備の流れが一目でわかるようになっております。

先ほど質問いたしました、例えば地デジに関しましても特殊な窓口を設けないということでしたが、地デジに関してはここですよというようなわかりやすい、アイコンでもクリックすればぱっと見られるということが大事じゃないかな、手順の仕方がわかれば大変便利であります。

自治体のホームページは見やすくなること、使いやすくなることで市民の行政参加の窓口にもなります。ぜひホームページのリニューアルを提案したいと思います。

そしてもう一つ、今、スマートフォンといいまして、携帯電話でも見られる、モバイルでも見られるということが一つ使いやすさの条件になりますので、このあたりも考えていただきたいと思います。



そして、あわせてもう一つ提案をしたいのがツイッターなどのソーシャルネットワークの活用です。

今月11日に起きた未曾有の大災害、東北関東大地震におきまして、今なお多くの方が行方不明であり、避難所にてめぐえぬ不安の中、生活を余儀なくされておられます。犠牲になられた方には心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々には心からお見舞いを申し上げます。一つの事例として挙げさせていただくことをお許し願ひまして続けさせていただきます。

既に報道で御存じかと思いますが、電気もガスも水道も電話も、あらゆるライフラインが断絶された環境で唯一の情報源として活用されたのがツイッターです。頑張れなど励ましのメッセージもそうですが、被災伝言ダイヤル171の使い方、避難の際はブレーカーを落としてから避難せよといったような経験者の知恵であるとか、現在の被害状況であるとか、地震速報であるとか、避難所の位置であるとか、行方不明者の捜索であるとか、応急の医療方法であるとか、などなど被災現場の方々が必要な情報のやりとりがツイッターのみできたのであります。現在でも、給水車の位置、炊き出しの時間、孤立化した被災者の情報などが流れ続けております。政府の救援情報や余震の速報なども被災者の方々に向け、ツイッターの情報で確認をしてくださいますようにフル活用されております。

現在ではツイッターアカウントを取得する各自治体もふえ、ホームページの更新情報や、例えば弥富市のイベント情報はホームページを見てくださいねみたいなつぶやきをしていただく、情報伝達の媒体として活用されております。

今、この震災においてツイッターがすごく活躍したということで、自治体のアカウント取得もふえておりますが、同時に個人のアカウントの取得も爆発的な勢いでふえています。本当に未曾有の災害が起こったときに、どうやって市民の安全を守り、市民のためにどうやって情報を流すかということ、今の使える段階で一番いい方法で考えていくということが大事じゃないかと思ひます。ですので、ホームページのリニューアルと、あわせてぜひ御検討いただきたいんですが、市の見解をよろしく願ひいたします。

議長（伊藤正信君） 村瀬人事秘書課長。

人事秘書課長（村瀬美樹君） ホームページの改良についての御質問にお答えをさせていただきます。

インターネットは議員御指摘のとおり、便利なツールから、もはや重要な社会基盤になりつつあり、市民の生活に密着した情報、サービスを提供する各自治体にとっても情報発信手段の一つとして重要度はますます高まっております。

若い世代が利用者の中心とされてきたインターネットは、現在、パソコンの普及や支援技術の発達、各種講習会などの積極的な取り組みなどによって、御高齢の方、障害のある方の

利用が拡大しております。

さて、本市のホームページにつきましては、合併時に作成したものでございまして、その都度、国際化に対応した外国語表記や検索ソフトを加えるなど改良を加えてまいりましたが、リニューアルから5年が経過し、機能面、運用面ともに課題も抱えております。職員の手づくりのものでございまして、使いづらさもあるかと思っております。現在、市ホームページを市民の皆様にとってより見やすく、探しやすく、使いやすいサイトにするため、リニューアルすることを検討しております。しかし、リニューアルするためには1,500万円から2,000万円ほどの予算がかかる見込みでございまして、事業の優先順位の中で取り組んでまいりたいと、このように考えております。

続きまして、ツイッターのことについての御質問をちょうだいいたしました。非常時においてどんな情報手段が有効であるか、市民の皆様には何が必要であるか、このたびの災害を教訓といたしまして、また他市の状況もよく研究をしてみたいと、本市においてどのようにしていくか、今後とも幹部会等で協議し、取り扱いについて諮ってまいりたいと、このように考えております。よろしく願いいたします。

議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

1番（堀岡敏喜君） 今、そのホームページの改良に1,500万ほどかかるということをお聞きしたんですけど、それはサーバー利用料でということですかね。とてもちょっとその金額が、私、信じられないんですけど、この辺はどうでしょうかね。

議長（伊藤正信君） 村瀬人事秘書課長。

人事秘書課長（村瀬美樹君） ホームページの更新料についての御質問にお答えをさせていただきます。

私どものホームページ、現在ある情報内容、すべてをリニューアルし、すべてを今の議員がおっしゃっておみえになりましたスマートフォン等々に対応するもの、それからCMSを使う方式に変えるとそれぐらいの予算がかかるということで、私ども見積もりをとった業者からの回答を複数得ております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

1番（堀岡敏喜君） 今のCMSというものは、言えばちょっとパソコンをさわれる人が使えば、十分にそのコンテンツ別につくることができるというようなこともあります。業者に頼むと人件費等、さまざまかかる。サーバー利用料がその載せる情報量によってかかるというのはよくわかるんですけども、よく検討されることをこちらからお勧めいたします。

ぜひ近隣市町村、特に先ほど御紹介をいたしました愛西市とか名古屋市であるとか、それこそ連携をとっていただいて、見やすいホームページ、見やすくなければ使えないんですよ。本当に弥富市のホームページ、すばらしいんですよ、すべてを網羅していると思います。

ただ、行き着くところに行くためにはいろんなところに寄らないとわからない。だから、多分パソコンを扱いの方で字を読んで追っかけていっても、これじゃないわみたいなわからない部分がたくさん出てきます。ですので、なるだけお金のかからない方法を見つけていただきまして、私も一生懸命探しますので、そういった努力もしていただきたいなと思います。

情報といいますのは伝わってこそ情報であり、役に立ってこそ情報であります。本年4月からは商工観光課も創設されると聞いております。市民のために有用な情報発信は当然として、ホームページというのは先ほども申しましたとおり、市の顔でございます。市外の方から、弥富に一遍寄ってみるか、そう言われるような積極果敢な情報提供とアピールができることを期待しまして、私の質問を終わります。

議長（伊藤正信君） 次に山口敏子議員、お願いします。

3番（山口敏子君） 3番 山口敏子でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

もうじき新生が参ります通学路、歩道の再点検ということで質問させていただきます。

4月には各小学校、中学校とも新生を迎える準備に入っていることでしょうか。特に新小学生は、今まで母親と一緒に保育所に通っていた子供たち、通園バスで通っていた子供たちがランドセルを背負いながら歩いて通学をすることになります。

ここで市内の通学路を見直してみてもどうでしょうか。現在、市内の中で一番生徒数の多い桜小学校の登下校には、保護者の方々やボランティアの方々の御指導のもとに元気よく通学している姿を目にします。市役所から東の通学路は歩道がありませんが、グリーンの塗装で、このようにとても目立って、ああ、ここが通学路だなというところがあります。徐行、通学路、こういう看板も立っておりますので、私ども車を運転する者にとってこのカラーの歩道はより注意し、気をつけて運転をしなければいけないと思うすばらしい方法だと思います。

弥富市内の歩道がなく狭い道に、このカラー塗料をつけて通学路として確保してはいいんじゃないかと思います。安心・安全のまちにしてはどうでしょうか。教育課の方の御意見をお願いいたします。

議長（伊藤正信君） 服部教育課長。

教育課長（服部忠昭君） 山口議員の通学路の関係で御質問にお答えさせていただきます。

まず通学路につきましては、基本的には毎年度、各小・中学校の方から教育委員会の方に通学路の図面を提出していただいております。基本的に通学路の見直しにつきましては、学校により当然異なりますが、4月に学校が始まった段階で見直すケースもございますし、その始まる前に見直す学校もございます。ふぐあいがあった場合につきましては、年度途中でまた見直しをすることもございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 山口議員。

3番（山口敏子君） 市内には狭い道路もございますけれども、このカラー塗装をするような狭いところには、ここは通学路だよということで塗料を塗るといような検討はされないんでしょうか。

議長（伊藤正信君） 服部教育課長。

教育課長（服部忠昭君） カラー塗装につきましては、関係の課の方、私どもの土木等の関係がございますので、そちらの方との協議ということになると思います。

議長（伊藤正信君） 山口議員。

3番（山口敏子君） 子供たちの安心・安全のためにも、できることならやっていただけると、運転する者も気をつけながら運転ができると思います。

それから次に、昨年、弥生小学校の通学路で田んぼの中を通っているところがありまして、私たち見させていただいてちょっとびっくりしたことがございます。昨年の秋ごろだったと思いますが、それはどういうふうに変更されたのでしょうか。昔から急がば回れということがありますので、ちょっと遠回りでも安全な道の確保はどうなっていますでしょうか、御回答くださいませ。

議長（伊藤正信君） 服部教育課長。

教育課長（服部忠昭君） ただいま御質問の弥生小学校からの田んぼの道の関係でございますけど、弥生小学校から西側の方へ行く道の件かと思っておりますけど、先般、私どもの土木の方の協力を得まして、道の一部の改修をさせていただきました。

あちらの場所につきましては、確かに狭いんですけど、車が通らないという面では安全性は担保されておると思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 山口議員。

3番（山口敏子君） ありがとうございます。

次に、中学生も新入生になりますのでちょっと通学路のことでお尋ねします。

現在、鎌島の方に弥富中学校が移転して丸3年になります。ここに行くには広い歩道も完備されておりまして、自転車も車も分離されておりまして、すごくいい環境にあると思います。

一つ残念なことに、鎌島地内で弥富中学校東という信号がつくられているんですが、車のみの信号で、自転車、歩行者用の道路には白いラインが引かれているんですけども、残念ながら歩行者用の信号がまだつけられておりません。地域の方には一番必要な信号なのに何でないんだろうねということが出てきておりますが、早急に対策を立てていただけたらありがたいと思いますが、よろしく願います。

議長（伊藤正信君） 山田教育部長。

教育部長（山田英夫君） 弥富中学校の東の信号交差点の歩道用の信号の設置という件でございますが、これにつきましては、過去にそういった地元からも要望がございまして、私と市長も蟹江警察の方へ随分以前に要望しておるんですが、最近どうなりましたかというお尋ねをうちの防災安全課の担当者を通じて県の公安委員会の方へしたところ、県も予算的に厳しいという御回答をちょっと得ましたんですが、きっちりと要望は聞いておりますので、優先順位があると思いますので、そういったものについては、できるだけ早く要望に沿うように設置をしていきたいという回答を得ておりますので、もうしばらくお待ちいただくということだと思います。よろしく申し上げます。

議長（伊藤正信君） 山口議員。

3番（山口敏子君） 子供たちの安全のためにも早くできるといいなあと、地元の人間として思っております。

では、次に弥富の特産品の金魚によるまちおこし、これは市長さんの今回の施政方針の方にも入っておりますので、一緒にさせていただきます。

毎年、新春の1月に行われます「金魚初市」というのを観光事業の一つとして取り入れてはどうでしょうか。

弥富に住んでいる私たち地元の者でもこの初市は、夕方のテレビ放送か、翌朝の新聞でこうやって見るぐらいなことでございます、こんな感じで。ですから、この競り市で発せられる独特な符牒は珍しい言葉を使われております。金魚が入っている、「かんこ」といってこういうものが競りの中を流れてくるんですね。それで、この木製の舟がずうっと流れてくると、全国から集まっている仲買の業者、40人ぐらいいらっしゃるでしょうか、符牒がこの新聞によりますと、ツキ、デン、カワ、これが値段だそうです。どういう値段だかわかりませんが、次々とこの符牒で競り落とされる。この新春の春の呼び声のような金魚の初市、これは市民の人でも一度は見てみたい。市外の方でも金魚に関する人、興味がある方だったら見てみたいなあと思いますので、ひょっとするとちょっと難しいかもしれませんが、これを観光の目玉にしてはどうでしょうか。

出荷額日本一を誇る弥富の金魚を全国に発信してはどうでしょうか。よろしく申し上げます。

議長（伊藤正信君） 服部商工労政課長。

商工労政課長（服部保巳君） 山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

毎年、新春に行われる金魚の初市等を観光事業にという御提案でございますが、議員も今おっしゃられましたように、ことしの1月12日の金魚の初市の記事が中日新聞に写真とともに掲載されまして、数人の方からもお問い合わせをいただきました。

弥富市の金魚にかかわる観光資源の一つでもあります金魚の初市は、現在、弥富市観光協

会を組織する関係団体でもあります弥富金魚漁業協同組合さんにおきまして事前に予約をしていただかなきゃならないのですが、今、現実には見ていただいております。

また、観光マップに掲載することを弥富金魚漁業協同組合さんに了承していただきましたので、金魚の初市の写真及び競り市の開催日等を観光マップに掲載してアピールをしていきたいと思っております。

観光マップですが、観光連携ということで名古屋駅前の愛知県産業労働センター1階にあります愛知県観光協会とか、愛知県庁の西側にあります愛知県自治センター1階の広報コーナーにて配布しておりますので、広く弥富市のPRにつながるものと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 山口議員。

3番（山口敏子君） ありがとうございます。

それからもう1点、金魚をモチーフとした商品の開発をとということで、もう一つ弥富にはすばらしい、国の重要文化財の荷之上にあります服部家がございますね。このお宅は、現在、住宅としても使われておるお宅なんですけど、ここではイベントをされる。そのイベントには、弥富のボランティアで弥富ふるさとガイドの方がいろんなことお手伝いをされて、いろんなところからお客さんを呼ばれるんですね。「残念ながら、山口さん、弥富に観光にせっかく来てくださるんですが、お土産になるものがないんだわね」とおっしゃるんですね。そういえば私たちは、昔から生菓子の金魚最中と金魚サブレしか知りませんので、もうちょっと安価で日もちのするものはないだろうかと思っております。

こうやって金魚最中なんかはお土産にぴったりということで出ておりますけれども、これも日もちがしません。

それで、隣の町のことをまた言っただけですけども、昨年9月の一般質問で出しました「みちくさの駅・楽人」ということを蟹江さんがやっていたらっしゃるんですね。その中を見に行きますと、安いあめが売っています。これなら500円も出せば袋にいっぱい買えるんですね。こういうふうな「楽人」という交流センター、ちょっと寄りましょうと、そこにぴったりなところが弥富にもあったということで私は思い出しました。

実は弥富の1号線沿いに商工会館という古い、昔は議事堂とか警察があったところだったと思っておりますけれども、そこはちょうどガラス張りの建物で、まるで金魚鉢みたいだなあと、いつも私は見ております。あそこの下は事務所ですけども、上はガラス張りで金魚鉢にはぴったりで、金魚のシールみたいなのを張って、弥富の金魚はここが発祥の地だよ、弥富の金魚を見ていってくださいといって車の中からでも弥富をアピールできるのでいいんじゃないかと思っております。

おまけに、弥富市の商工会にはすばらしい技術を持っていらっしゃる方がおりますので、

お金をかけずに原材料だけで、金魚のシールをあそこの壁に張ったら金魚鉢のように見えて、宣伝になっていいんじゃないかなあと考えております。すばらしい、皆さんが弥富は金魚のまちだということを見ながら通っていくのはどうかなあとお思いまして御提案をさせていただきますけれども、どうでしょうか。

議長（伊藤正信君） 服部商工労政課長。

商工労政課長（服部保巳君） 金魚をモチーフとした商品の開発に力を入れてということで、商品の開発でございますけれども、先ほど議員もおっしゃられましたように、昨年9月の一般質問でも金魚の図柄の便せんだとか封筒ということで御質問をいただきまして、また応援をいただいておりますが、商品の開発ということになりますと、なかなか私どもだけではなく、当然各関係団体、また商品がいろいろありまして、グッズからお土産に至るまで幅の広いものになりますので、関係団体の皆様並びに関係者の方々に取り組んでいただく必要があるかとは感じております。

また、当然商品ができましたら、私どもいろいろな媒体を効果的に用いてアピールしていくのが、弥富市もPRに努めていくということで、私どもの役割であるということとはかつてから重々承知しておるつもりでございますが、先ほど手ごろな商品ということをおっしゃられたけれども、私ども今回春まつりでアピールということで、先ほども議員がおっしゃられましたけれども、金魚のサブレということで、「弥富の華」でございますけれども、値段をここで言っているのかどうかちょっとわかりませんが、8枚入り大体525円ということで、春まつりではそれを時間限定特売で200円で販売してPRしていこうという予定となっておりますけれども、そういう形でのPRが私どもの仕事かなということで今考えておまして、その辺につきましても、また今後とも関係団体並びに関係機関と連携を図りながら努力をしておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 山口議員。

3番（山口敏子君） これから観光課がもっともっと弥富の中心になって、弥富の金魚をアピールしたり、弥富を全国にアピールしていくためにも重要な課になっていくのかなと思っております。同じ弥富に生まれて育った者としては、もっと弥富が発展していったらいいなと思っております。

これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（伊藤正信君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をします。御苦労さまでした。

~~~~~

午後2時58分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊藤正信

同 議員 立松新治

同 議員 山本芳照

平成23年 3月16日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	堀岡敏喜	2番	炭竈ふく代
3番	山口敏子	4番	小坂井実
5番	佐藤高 清	6番	佐藤博
7番	武田正樹	8番	立松新治
9番	山本芳照	10番	杉浦敏
11番	安井光子	12番	三宮十五郎
13番	渡邊昶	14番	伊藤正信
15番	三浦義美	16番	中山金一
17番	黒宮喜四美	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

10番	杉浦敏	11番	安井光子
-----	-----	-----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	服部彰文	副 市 長	大木博雄
教 育 長	下里博昭	総 務 部 長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開 発 部 長	早川誠
十四山支所長	横井昌明	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	村上勝美
教 育 部 長	山田英夫	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	佐藤勝義
総 務 部 次 長 兼 税 務 課 長	若山孝司	民 生 部 次 長 兼 環 境 課 長	久野一美
開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	石川敏彦	開 発 部 次 長 兼 土 木 課 長	三輪真士
教 育 部 次 長 兼 社 会 教 育 課 長	水野進	監 査 委 員 長 事 務 局 長	服部正治
人 事 秘 書 課 長	村瀬美樹	企 画 政 策 課 長	伊藤邦夫
防 災 安 全 課 長	伊藤久幸	収 納 課 長	服部誠
市 民 課 長	加藤恵美子	保 険 年 金 課 長	越川博文
健 康 推 進 課 長 介 護 高 齡 課 長 兼 いこいの里所長	渡辺安彦 松川保博	福 祉 課 長 総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	前野幸代 伊藤薫

十四山総合 福祉センター所長	伊藤政洋	児童課長	鯖戸善弘
商工労政課長	服部保巳	都市計画課長	竹川 彰
下水道課長	橋村正則	教育課長	服部忠昭
十四山スポーツ センター館長	佐野 隆	図書館長	伊藤秀泰

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤 忠	書記	横山和久
書記	岩田繁樹		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第2号 平成23年度弥富市一般会計予算
- 日程第3 議案第3号 平成23年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第4 議案第4号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第5 議案第5号 平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第6号 平成23年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第7号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第8 議案第8号 平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第11号 弥富市長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第12号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第11 議案第13号 弥富市税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第14号 市長の専決処分事項の指定について
- 日程第13 議案第15号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第14 議案第16号 海部地区水防事務組合理約の変更について
- 日程第15 議案第17号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第18号 弥富市国民健康保険支払準備基金条例の一部改正について
- 日程第17 議案第19号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第18 議案第20号 弥富市子育て支援センター条例の一部改正について
- 日程第19 議案第21号 弥富市火葬場条例の一部改正について
- 日程第20 議案第22号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第21 議案第23号 市道の廃止について

- 日程第22 議案第24号 市道の認定について
- 日程第23 議案第25号 平成22年度弥富市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第24 議案第26号 平成22年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第27号 平成22年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第28号 平成22年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第29号 平成22年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第30号 平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

~~~~~  
午前10時01分 開議

議長（伊藤正信君） おはようございます。御苦労さまです。

継続議会を開催する前に、市長の方から東北地震、関東地震のかかわりで、いろんな形で市と住民との課題が少しあるようでございますので、発言を求められていますので、市長から発言をいただきます。

市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、今回の大震災につきまして、市の対応等について、議員の皆様にも御報告を申し上げていかなきゃならないことがございますので、お時間をいただきたいと思えます。

一つは、国土交通省が下水道支援調整チームという形の中で立ち上げました。そして、県の方にインフラ整備という形の中で、少し落ちついてからだと思えますけれども、県の方からそれぞれの市町村に要請がございました。議会の方の答弁でもお話を申し上げましたけれども、私どもといたしましては2名の、災害派遣チームという形になるわけでございますけれども、参加させていただきたいという旨の申し出をしております。行き先は岩手県でございます。

二つ目は、海部南部消防隊員が昨日の2時ごろ、第1次が帰ってまいりました。その状況につきましては、皆様がテレビでごらんになるとおりでございますけれども、大変ひどいという状況でございます。そして、第2次の派遣がきょうの午後決定をされるわけでございますけれども、新たな大きな問題が発生いたしましたことは、いわゆる福島原発の事故でございます。被曝ということを相当心配していかなきゃならないということに対して、県の方としても、派遣隊員に対してどうしていくかということが新たな問題として起き上がっていることでございます。もちろん安全性ということが一番大事なわけでございますけれども、第2次の派遣隊員をきょう午後決定するというところでございます。

それから、茨城県から里帰りをしていただいている方が弥富にもお見えになります。これは出産のためでございます。そして、帰るにもうちが崩壊し、停電、断水が続いているという状況があるわけでございます。また、子供だけを何とかそちらの方へ預かってくれないかと、いわゆる縁故という形での疎開になるわけでございますけれども、こういったことについては、私ども市町村の判断によって、例えば子供さんに対しては各種の母子保健サービスというものがあるわけでございますけれども、私どもの判断で市民と同様の取り扱いをさせていただきたいというふうに思っております。また、子供さん等における縁故疎開においても、児童・生徒と同じような形で受け入れていきたいというふうに思っておりますので、御

理解をいただきたいと思っておるところでございます。

最後でございますけれども、市の各種イベントについての開催が、それぞれの団体、あるいは役員の皆様から御案内がございます。私といたしましては、祭りという状況のもとについて開催することについては、少し控えていきたいという考え方を持っておりますけれども、基本的には同時開催という形でやっていただきたいというふうに思っております。例えば、きょう夕方、やとみ春まつりの実行委員会を開催させていただきまして、春まつりについてどうしていくかということについては、最終的には実行委員会の協議の中で決定をさせていただきますけれども、私といたしましては、今回の春まつりについては中止という方向で協議をさせていただきたいと思っておるところでございます。そして、その運営資金の一部を義援金という形の中で回していったらどうかということを思っておりますので、議員各位の御理解もいただきたいというふうに思うところでございます。

そのほかのイベントにつきましては、祭りということでは基本的には開催をしていただいて、ボランティア活動、あるいは福祉活動の一環という中で開催をしていただきたいというふうに思っておりますので、そんなふうに考えていることを御理解いただきたいと思えます。

以上、御報告させていただきます。ありがとうございました。

議長（伊藤正信君） 御苦労さまでした。

今の市長からの報告で、特段何かございますか。

〔「そのように進めていただくということで、いいんじゃないでしょうか」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 基本的には市長の連絡事項ということと同時に、御理解いただいたということを含めて、では、ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（伊藤正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、杉浦敏議員と安井議員を指名します。

~~~~~

日程第2 議案第2号 平成23年度弥富市一般会計予算

日程第3 議案第3号 平成23年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第4 議案第4号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第5 議案第5号 平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第6 議案第6号 平成23年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第7 議案第7号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

- 日程第 8 議案第 8 号 平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第11号 弥富市長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第12号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第11 議案第13号 弥富市税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第14号 市長の専決処分事項の指定について
- 日程第13 議案第15号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第14 議案第16号 海部地区水防事務組合理約の変更について
- 日程第15 議案第17号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第18号 弥富市国民健康保険支払準備基金条例の一部改正について
- 日程第17 議案第19号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第18 議案第20号 弥富市子育て支援センター条例の一部改正について
- 日程第19 議案第21号 弥富市火葬場条例の一部改正について
- 日程第20 議案第22号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第21 議案第23号 市道の廃止について
- 日程第22 議案第24号 市道の認定について
- 日程第23 議案第25号 平成22年度弥富市一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第24 議案第26号 平成22年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第25 議案第27号 平成22年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第26 議案第28号 平成22年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第27 議案第29号 平成22年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第28 議案第30号 平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議長（伊藤正信君） この際、日程第 2、議案第 2 号から日程第28、議案第30号まで、以上27件を一括議題とします。

本案27件は既に提案をされていますので、これより質疑に入ります。

まず佐藤博議員、お願いします。

6 番（佐藤 博君） 通告に従いまして、質問をしたいと思います。

最初に、条例議案として提案されている市長の給与の特例に関する条例について、市長の考え方を尋ねたいと思います。

市長は、最初の市長選挙で市長の給与を20%減額する公約を発表し、19年 3 月議会で減額条例を提案、議決され、19年 4 月から本年 2 月 3 日まで減額してまいりました。今回は無投

票であり、減額の公約はされませんでした。今回、23年4月1日から25年3月31日まで2年間、7%減額するという条例案が提案されているのであります。これは考えてみると、20%減額からすると実質13%の増額になることになるわけでありまして、7%の減額というのは、昨年の人事院勧告などによって職員給与の減額とあわせて副市長と特別職の給与も減額されているものと同率のものであり、弥富市の場合、市議会議員にも政務調査費を初め諸手当は一切廃止されておりますけれども、議会を同時に自発的に議員報酬を5%減額しているのであります。

今回の市長の給与の減額条例は、市民の皆さん方からすると増額ということに考えられるわけでありまして、私は常勤・専門の市長職として高額のように見られるわけでありましてけれども、これは報酬審議会の答申を受けて、前回5年ぐらい前に決められているものでありますので、この実態を明らかにされることが必要だと思っております。所得税初め、市県民税等やもろもろの掛金諸経費を計算すると、実質手取り額はかなり減額されることになると思われまして。例えば、私たち議員の場合、月額38万円でありまして、私の場合、共済費と所得税を差し引くと、支給額は26万3,600円となります。さらに市県民税や固定資産税、国民健康保険税などを差し引くと、実質の手取り額は半分ぐらいになるわけでありまして。私の場合は他の自営業もありますのでありがたいと思っておりますが、市長としての生活費、あるいは交際費と必要経費もおおむねどのぐらいかかると、専門の市長職として市民の皆さんに御理解いただけるような説明をしていくことが必要ではないかと思っております。

目下、名古屋市初め、市町村長、議員等、特別職の給与等も選挙公約として減額傾向にあり、大治町では30%減額案が提案されましたけれども、新聞にも報道されておりますように議会で否決をされておるわけでありまして。河村市長の掲げられるボランティア化ということについては、私はいささか問題があると思っております。責任ある政治を実行することに対して、なじまない発想であり、これに振り回されている現状に私は疑問を感じている一人であります。

今まで人事院勧告による職員の給与改定に伴い、報酬審議会を設置し、答申を受けて特別職等の給与条例によって特別職等の給与は決められてきております。昨今、報酬審議会を開くことなく自発的に減額ということを選挙公約等に掲げて、いささか美化をしている傾向が見受けられるわけでありまして。給与とか定数問題を選挙戦の戦術に利用することは好ましいことではないと考える一人であります。選挙は、あくまでも政治理念と政策を示して有権者の理解と支持を受けるべきであると考えます。

そこで、報酬審議会を設置し、実情を十分調査され、弥富市にふさわしい答申を受け、その答申を尊重して議会でも十分議論し、給与額を決定すべきであると私は考えるわけでありまして。

そこで、今回このような報酬審議会を開催されることを提案したいと思います。委員の構成については十分配慮をして、市長の一方的な人選にならないように、学識経験者、議会推薦者、あるいはまた市民からの応募等、幅広く審議会委員を構成して、市長初め、議員など特別職すべての適正な給与を答申していただくこの答申に基づいて、条例を制定することを提案したいと思います。

今回の条例案には間に合わないため、この条例案に対しては了として、速やかに検討されてはどうかと思います。市長の考えを伺い、議会でも協議したいと思います。来春には議会議員選挙がありますので、9月議会までに結論を出されるのがよいのではないかと考えるわけでございます。市長の考え方を承りと思います。

議長（伊藤正信君） 村瀬人事秘書課長。

人事秘書課長（村瀬美樹君） 佐藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、事務上の手続についての御質問もいただいておりますので、私の方からお答えをさせていただきます。

本市におきましては、議員がおっしゃったとおり平成19年3月に弥富市長の給与の特例に関する条例、平成22年3月に弥富市副市長の給与の特例に関する条例を市長提案として出させていただきました。また、平成22年3月に弥富市議会の議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例を議員提案としてなされ、議会での議論を得て、全会一致で議決されているものでございます。特別職報酬等審議会の意見を聞いて、これらは改正されたものではございません。

また、今回上程されております弥富市長の給与の特例に関する条例の制定については、平成19年3月に制定されました特例条例が特例期間を経過したことから、改めて提案をさせていただきます。

これらの特例条例の制定につきましては、あくまでも特例を定めるものでございまして、議員報酬の額、並びに市長及び副市長の給料の額の水準そのものを見直しするものではございませんので、弥富市特別職等報酬審議会に諮る必要は生じないというふうに私どもは考えております。御理解をいただきたいと思っております。

また、人事院勧告等については、平成21年、平成22年に人事院勧告の引き下げが一般職の職員の給与について行われました。期末手当につきましては、特別職、それから議員の皆様方についても同様に引き下げられておりますので、異なる部分といたしましては、給与の部分にあらうかと思っております。率にしますと平成21年は0.2%削減、平成22年は0.1%とわずかでございますので、この間においては特別職報酬審議会を開催しておりません。

なお、23年度におきましては、この開催につきましては、また市長とも御相談を申し上げながら開催するかどうか決めてまいりたいと、このように考えております。以上でござい



ます。

議長（伊藤正信君） 市長、どうですか。

市長（服部彰文君） 改めまして、おはようございます。

佐藤博議員の方から、市長の給与について報酬審議会に諮るべきだということでございませぬけれども、私は1期目の公約の中で20%の減額という形で、これも自主的に申し上げたところでございまして、報酬審議会を開いていただいてそのように決定したものではありません。その後、合併特例等も終わりました、議員の報酬、あるいは特別職の報酬につきましては、報酬審議会を開催し、新たに弥富市としての特別職及び議員の報酬給与に関するものが決定をされてきたわけでございます。今回の私の2期目に対しましての公約につきましては、いわゆる議会改革であるとか、あるいは特別職の給与等については一切触れさせていただいておりません。先ほど所管の方が申し上げましたように、大変厳しい状況の中、人事院勧告等におきまして、特別職、あるいは議員の皆様にも一定額の率において改正をさせていただいて、現在協力をしていただいているところでございます。そうした形の中で、公約の中には基本的には盛り込んでおりませんけれども、私といたしましては、議員の皆様にもそのようにさせていただいている、あるいは特別職という形の中で特例として規律を限定して給与の減額をしていただいておりますので、それに倣うのは当然だろうというふうに判断をして、今回の条例の一部改正という形の中で上げさせていただいたところでございます。

大変厳しい経済状況であることは十分承知しております。今回、議会の皆様にもお諮りをしているんですけれども、慶弔規定の大きな見直し、そしてまた弥富市長の交際費という形の中での大幅な減額というの、予算計上の上、させていただいております。そうしたことにおいては、今後におきましては、いろんなことが私自身の問題としてもあるわけでございますので、そういったような行状もかんがみ、条例の改正という形の中での御理解をいただきたいと思っております。

元数字をいじる本来の弥富市長の給与の減額であるとか改正であるとか、あるいは議員の報酬の改正云々ということについては、現在のところ考えておりません。もし、議員の方からも議員提案という形の中で、先ほど佐藤議員からお話がありましたように、議員も考えていかなきゃならないということならば、議員提案をしていただいて、議会の方の定数の問題、あるいは報酬の問題についても御提案いただければ、これはまた我々としても考えていかなきゃならない問題が多々あるかというふうに思っておりますので、そんなふうに理解をしているところでございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） 世の中大きく変化をしております、今、特に選挙等においては、こ

うした定数の削減だとか、報酬を半額にするとか、特に名古屋市でああいうようなことが起こりまして、国民的関心は非常に高いわけであります。そういうときに、私はこういうようなものを選挙で勝つための一つの戦略に使うことは好ましいことではないというのが私の考え方なんです。ですから、他の市町のことをまねるわけではありませんけれども、弥富市として現時点でどのぐらいの報酬が妥当かという報酬審議会等を決めていく、こういうようなことが一番市民にもわかりやすいし、納得のいくものではないかなあと考えて、私は報酬審議会を今回開けと言っておるわけではありませんけれども、できるだけ今年中に一遍開いて、現在、あちらこちらで減税だとか、あるいは報酬を何%削減するとか、こういうようなことが美化されておりますので、そういうようなことを考えて、一遍適正な額はどれだけかという判断を仰ぐことも一つの案だと私は思っておるんです。だから、例えば今回は市長の報酬を減額するという公約はしていませんと。そうすると、前はそういうようなことは戦略に使ったのかという批判、そしりも受けることになるわけでありますから、私はこういうことを一遍きちっと、お互いに議会も市長も考えて、報酬審議会等に5年ばかりかけていないわけだから、一遍かけることの方が妥当なやり方ではないかなあと私は申し上げておるわけであります。再度市長に伺おうとは思いませんけれども、一遍そういうことも考えながら、今後対応していただくことが一番適切な対応の仕方ではないかあとと思います。時間もこの間オーバーしたらしかられましたので、きょうは簡単にやっておきます。

続いて、民生費の臨時職員賃金について質問したいと思います。

補充保育士等臨時職員賃金1億3,662万円、大変高額なんです。そこで、今、臨時職員として保育士等はどのぐらいいるのか。そして正規の職員との割合はどのぐらいなのか。人数的にひとつ聞かせていただきたいと思います。

議長（伊藤正信君） 平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

まず最初に、保育所の定員と保育士の配置基準の方の説明をいたします。

平成23年度の保育所の定員でございますが、9保育所で2歳未満児170人、2歳以上児1,100人、合計1,280人でございます。保育士の配置基準といたしまして、ゼロ・1歳児、3人にお1人、2歳児、6人にお1人、3歳児、20人に1人、4・5歳児30人に1人となっております。4月の利用申し込み状況によりますと、必要な保育士は106人となっております。弥富市の正規保育士の数は、102人在籍しております。そのうち所長、副所長18人、及び産休・育休保育士16人を除いた68人の正規保育士と臨時保育士、常勤換算で38名、延べ人数で56名が直接児童にかかわって保育をしております。その他、障害を持つ児童のための臨時保育士、常勤換算で22名、延長対応臨時職員、常勤換算で15名、そして調理員2名、管理栄養士1名の臨時職員の総合計は、常勤換算で78名でございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） 詳細な数は、また委員会で尋ねたいと思いますけれども、大変責任のある重要な仕事を保育士はやるわけです。そういうのを特に臨時というような職員採用の方法で果たしていいかどうか。我々からいっても大変多いわけでありまして。今、雇用問題が大きな問題になっておりますけれども、雇用問題と考え合わせても、非常に重要な問題の一つだと考えますので、きょうここで結論を出すわけではありませんけれども、一遍、こういう臨時職員はどのくらいまでが妥当か。正規の職員はどのくらいまでが必要か。責任ある保育をやるためには大変重要な問題でありますから、一遍その点も考えて、あとは委員会で質問したいと思いますので、よく御判断をいただきたいと思います。

続いて衛生費、海南病院施設整備事業補助金についてであります。

海南病院が整備充実されることは、弥富市民にとっても大変ありがたいことでありまして、意義深いことでもあります。弥富市が協力していることを広く市民にも御理解いただくことが重要なことだと思っております。前回、この補助金を出すについての算定は、かなり高額な事業費、百十数億かかるというようなことで今の話がありましたが、この算定方法をもう一度聞かせていただきたいと思っております。

議長（伊藤正信君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） 海南病院の施設整備補助金につきましては、建物、医療機械の投資額の合計が114億3,900万円、これから国・県の補助金9億5,000万を引いた残りについて、前回の補助率と同額の18.4%を乗じて得た額、これを19億円とし、これを5市町村で36年度まで15年間かけて補助していくものでございます。弥富市においては、トータルで7億9,420万となっております。

議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） 施設と器具等々があるわけでありましてけれども、聞くところによると、大体建物等の工事費は100億ちょっとの予定だったようであります。

今回、12月に施行されました入札の結果は55億6,000万円と大変破格な金額で落札がされておるわけでありまして。そうすると、当初の114億3,900万というものが大きく変わるんではないかと思うんですが、その点はどうなっておるのでしょうか。

議長（伊藤正信君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） まず、当初の計画の建物に対する投資額が83億3,900万円、医療機械の方が31億円、トータルで114億3,900万円となっております。それで、今回落札された業者につきましては、もちろん設計管理等もありますので、そういったものを含めて、建物に関しては60億2,300万円ということで海南病院の事務長の方から伺っております。ですから、建物に関する予定残としては23億1,600万円ほどが当初の予定よりは残となったというふう

に思います。

議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） そうすると、最初のすべての金額というのが変わってくるんじゃないかなあというふうに思いますが、これは固定でいくのか、金額が減った場合には補助金が減るのかどうか、そういう考え方についてはどのようになっておるのでしょうか。

議長（伊藤正信君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） 決定ではございませんけれども、調整ということについては、まずその前に、海南病院の方としましては、建物の建設工事で浮いた資金につきましては、医療機器の充実に充てたいとしております。それで、施設整備につきましては、22年度から28年度にかけて行われることになっております。最終的な投資額が確定するのが28年度になるかと思しますので、当初予定していた海南病院の投資額と実際の資金に大きな乖離があれば、これは海南病院運営協力委員会という中で最終的な補助金については協議いただくことになるのではないかなと思っておりますが、これは決定ではございません。

議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） 結局、建物の金額が少なくなれば医療機器の方に回すとか、その分を余分にするとか、そういう考え方に設定されたということでしょうか。

議長（伊藤正信君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） 当初の計画では、建物については83億3,900万円、それと機械については31億円ということで、トータルが114億3,900万円となっております。海南病院の運営委員会の中で、いろいろ他の厚生連の関係病院、そういった事例もございまして、いろんな病院におきましては、国・県からいただいた補助金の3分の1を補助するというのが通例になっております。ところが、ここは平成14年12月に竣工しておりますA・B病棟とか手術棟に増改築がございました。そのときに18.4%という数字で行っておったものですから、3分の1というよりは少ない金額でスタートしたということでありますので、当初予定金額というのは、私どもははっきりわかりませんが、ある程度流動的ではあるかと思えます。それと、もともと海南病院につきましては、弥富市を含め周辺市町村の住民の健康と命を守る基幹病院として地域医療になっておるわけであります。そして、施設の老朽化とか狭隘化、耐震への対応などが急務となっております。また救急患者を初めとする患者の集中も発生してきております。こうした問題解決に向けて高度医療の充実だとか、高度救急救命センター及び専門センターの拡充をして、より安心・安全な病院を目指して施設整備をされるものであります。

医療事業につきましては、非常に公共的要素が強く、弥富市を含め周辺市町村の住民の命と健康を守るということで、地域医療を担う海南病院に対して行政として支援をしていこう

といった考えでスタートしたものでありますので、最終的に大きな乖離があれば、それは海南病院運営協力委員会の中で協議していただくことになるかと思っておりますけれども、現在の段階で余ったからどうせいという話は、まだちょっと時期尚早かなと思っております。以上です。

議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） 海南病院に協力していく、そしてまた海南病院に市民がお世話になる、これは本当にいいことだから私は何も反対をしておるんじゃないんです。しかし、今財政状況が厳しい中で、どんぶり勘定みたいな形で、まあええわ、余ったであげるわというような形でやることは、今こういう時代感覚からして大変問題が後で発生すると思うんです。ですから算定の根拠、そして、こういうような形だからこういうようにしていくということは、議会には明らかにしていけないと、今後、私はいつも思っておることは、例えば補助金だとかいろいろなことを出しておっても、そういうものがどの程度有効に、そしてどのように的確に使用されておるかとかというようなことを把握していくことが非常に大事な時代を迎えておるんです。特に政府なんかでも、事業仕分けというのは、そういうのをきちっとしようということによって事業仕分けが行われておるんだから、今までとは考え方を新たにしていっていただくことが大事だと思うんです。ですから、海南病院の補助金を惜しむとか、そうすることではなくて、十分必要なものはやればいいんです。やればいいんだけど、そういう根拠となること、そして考え方というのを明らかにして議会の同意を得る。そして市民の理解もいただくという考え方をもっと大事にすることが必要だということを私は申し上げておるんです。そういう意味で申し上げたので、よく御検討されることを要望しておきます。

最後に、今回、市長が商工観光課を4月から発足させるという話もありまして、私は観光事業というのは非常にこれから大事な問題だと思って、ちょっと言おうと思ったわけですが、特に今回春まつりも中止の方向へというときに、こういうことを申し上げるのは適切でないかもしれませんが、今後の参考のために申し上げたいと思うんです。

一昨日も話がありましたように、弥富を訪れる人が非常に少ないということ。交通の要所でありながら高速道路の乗りおりの車が少ないということ。こういうことは一遍考えてみる必要があると思うんです。確かに弥富にはあまりいい観光事業がない、見るべきものがない、こういうことに終始するんじゃないかあと思っております。4月の春まつりを想定したことを考えておったわけではありますが、そういうことではなくて、きょうは総体的に申し上げたいと思います。

以前から何回も述べてきたように、祭りの盛んなまちは栄えているということです。私は、昭和50年代に共済組合の理事長をやったときに、やはり政治を志す者は祭りを見ることが大事だといって、給与はありませんでしたので、旅費で北海道から九州までずうっとお祭りを十数件見てきました。そのお祭りの中には、それぞれの経緯があるわけです。特に私は最近

考えることは、観光祭りというのが非常に重要視されておるということ。祭りには三つの要素があるんです。一つは、祭りとは世の中を治めていく。例えば、鎌倉幕府が政所というのをつくった、あれも祭りなんです。例えば、征夷大將軍が蝦夷を退治するときになかなかうまくいかないので、ねぶた祭りというのをやって、蝦夷を引き出して融和を図ってやったという、あのねぶた祭りは政治から発する祭りなんです。それが今、観光祭りになっておるんです。

それからもう一つは、病が発生したとか、あるいは豊年を何とか神に頼みたいというので神様を中心とした祭りというのは、祭礼の祭という字を書くんです。これは幾つかあります。博多山笠なんかみんなそうです。疫病がはやったから、その疫病を治すためにお祭りをしたというのもあります。まだたくさんあります。

それから、観光祭りというのは大抵平仮名で「まつり」と書きます。この一番いい例は北海道の雪まつりです。昭和25年に、高校生たちが冬に何もやることがないから、雪だるまをつくって大通りに並べた。そうしたら、あの雪だるまはいいなあ、これはいいなあといって、ひとつ雪だるまを中心としたお祭りをやろうとって始めたのが今の札幌の雪まつりで、日本でも有名な祭りになっちゃったんです。これはいろいろあります。そういう細かいことはもし必要なら説明させていただきますが、そこで、祭りの原点というのは何であるかという、次のことを考えることが大事なんです、特に観光祭りの場合。一つは、競い合うこと。ねぶた祭りなんかは、ことしはどこのねぶたが一番よかったかという、ねぶた自身に賞金がかかっておるんです。そういう競い合うこと。それから、やっぱり多くの人が見て「いいなあ」と感動するような見せるものということ。それから三つ目は、そこへ行くとおいしいものが食べられるというように、食べること。それから四つ目は、そこにはいいお土産があるからお土産を買っていこうと、こういう四つのことが考えられると、祭りというのは非常に盛んになっていくんです。これは私が研究した祭りの原点だと思っております。

そういうことで、弥富には有名な金魚があります。これも見る、あるいは買って育てる、いろいろありますが、弥富にはたくさんの農産物がある。この農産物を有効に活用すれば非常にいいことがある。その一つの例を言いますと、この前NHKの岐阜テレビが放映して、皆さん見られた方もあるかと思いますが、各務原の「恋するキムチ」というのです。各務原のキムチが非常においしくて有名になった。キムチというのはどこにでもあるんだけど、あそこのキムチはどうやったかという、研究に研究を重ねてキムチの中に特産のニンジンを送り込んだやつを入れたら、甘みが出て子供まで食べられるようになったということで、各務原のキムチというのは有名になったということなんです。ですから、今後、市長は観光協会の会長も兼ねておられるようでありますから、もうちょっと観光事業の勉強をしていただいて、そして弥富の観光協会も、どうしたら弥富の特産、あるいは地域性を生かしたすば

らしい祭りができるかということを考えていただくことがいいのではないかなあとって、質問というより、私はそういうアイデアを出していただくことを要望しておきたいと思えます。

今、ちょっと残念に思っておるのは、20年前には弥富の金魚というのが宇宙へ行ったと。宇宙へ行ったという話はいつの間にか消えていっちゃった。宇宙へ行ったときの経緯というのは、だんだんそのときの関係者はお亡くなりになっちゃって、もう私しか知らないんです。一遍私も文書に書くかテープに吹き込むかして、弥富へ来られた人に弥富のコイは宇宙へ行ったよと、こういう格好で行ったよということを何か残しておくことも大事かなあとって思っておるわけでありませう。そういうことで、ひとつこれから祭りには大いに力を入れていただきたい。観光祭りには力を入れていただきたい。そして、弥富の特産を大いにPRしてもらいたい。こういうことを意見として申し上げて、質問を終わります。

議長（伊藤正信君） 次に杉浦敏議員、お願いします。

10番（杉浦 敏君） 私は、平成23年度一般会計予算につきまして質問をいたします。

まず最初に説明書の60ページ、社会福祉費の中の障害者医療対策費、一番下の精神障害者医療助成費について質問いたします。

日ごろの市当局の医療や福祉に対する御尽力には、心から敬意を表するものであります。例えば、子供の医療費は中学卒業まで無料となっておりますし、近年では、平成20年4月からは高齢者医療費、後期高齢者の福祉給付金の対象が、かつてはひとり暮らしの住民税非課税の高齢者にも適用されておりましたが、県が廃止をするということがありましたが、弥富市ではこの対象者につきましても、引き続き県の負担分も含めて市が助成をするということで、高齢者の方の医療費も助成をするということで大変進んだことが行われております。こういった問題について、私としましても、ぜひ継続してやっていただきたいと思えます。

今回、精神障害者の医療費の助成についてですけれども、私の知り合いの方で障害者団体に属してみえる方の御指摘がありまして、弥富市では、精神障害者の医療費の助成の適用範囲が、いわゆる精神の疾患だけに限定されていると。その他の病気については適用されていないので、他の市町村では精神障害以外の病気についても適用されているところが近隣市町村でもあるということで、ぜひ弥富市でも一般の疾病についても適用できるようにしてほしいということを言われました。この前、保険年金課長に近隣市町村の愛知県内の実施状況を一覧表でいただいたんですけれども、例えば愛西市ですと、精神障害1級から3級の方については、精神障害以外の病気も助成費が出るということになっております。今、弥富市では、適用の範囲が自立支援医療の範囲ということで、いわゆる一般の疾病については助成が出ないということで、ぜひ精神障害以外の病気にも適用できるようにしてほしいと思ひまして、今回質問いたしました。

弥富市が自立支援医療に関しては適用されているということで、これ自体も精神障害の1級から2級の手帳を持っていなくても適用されるということで、確かに進んではいるわけがあります。例えば名古屋市ですと、精神疾患についても1、2級じゃないと適応されないということで、その点は進んでいるのでありますが、やはり精神障害以外の病気について、できれば適用してほしいという声がありましたので、その辺はいかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 越川保険年金課長。

保険年金課長（越川博文君） 杉浦議員にお答えします。

愛知県では、平成20年4月より、精神障害者手帳1、2級を持っている方に、通院は障害者自立支援医療を適用した精神疾患、入院は精神病床への入院に対して助成が受けられるようになりました。また、精神障害者手帳1、2級を持ってみえる方が65歳になり、後期高齢者医療保険を選択した場合は、後期高齢者福祉医療受給者になることにより、全疾患の医療費が無料になります。

愛知県内の状況は、精神障害者手帳1、2級を持ってみえる方に、通院では24市町村、全体の42%、入院では28市町村、全体の49%が全疾患まで制度を拡大しています。

弥富市では、精神障害者手帳1、2級の方だけでなく、自立支援や精神で入院してみえる方まで精神疾患の医療について助成を拡大しています。今の段階では、この制度の拡大は考えておりません。今後、市長会を通じて、愛知県に対して精神障害者手帳1、2級を持っている方についても制度を拡大して、全疾患の医療費が無料になるように要望をしていきたいと考えます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 歴史的な経緯がいろいろあるんですが、ぜひとも国・県に働きかけをしていただきまして、すべての疾病で精神障害者の方が適用されるようにしてほしいと思います。もともと障害者福祉サービスというのは、かつては身体障害者福祉法、あるいは知的障害者福祉法、精神保険福祉法ということで、障害によって分けられておったわけでありまして、近年、障害者基本法というのができまして、精神障害についても明確に障害の一つであるということで、法律にもうたわれておるわけでありまして、同等に扱うべきだということで国の基本方針にもなっております。そういった意味におきまして、例えば、弥富の場合でも障害者医療助成費制度というのがあるんですけれども、今回でも7,400万という予算が組んでありますけれども、適用される範囲が一般の疾病ということもカバーされておりますので、その辺で制度間のバランスがちょっと格差があるんじゃないかと。その辺は市当局の方にもぜひ御認識いただいて、よりよい方向に向かうように希望いたします。

続きまして、同じく予算書の説明書の66ページ、先ほど冒頭に申し上げましたが、子供の



医療費の助成費です。先ほど言いましたように、市としても中学卒業までということで大変御尽力いただいておりますが、その内訳といたしまして、愛知県の制度では入院については中学卒業までとなっておりますけれども、通院は小学校入学前という状態なんです。ですから、大変おくれていると。その分市が負担して入院・通院とも中学卒業までとなっておりますわけですけれども、県が通院も中学卒業まで制度を拡大することをしていただければ、市の予算としては約5,500万円ほど浮いてくるという計算でいいと思うんですが、これはいかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 越川保険年金課長。

保険年金課長（越川博文君） 杉浦議員にお答えします。

愛知県では平成20年4月より、対象者の範囲が4歳未満児から通院は小学校入学前、入院は中学校卒業まで拡大されました。弥富市では少子化対策に対応するため、愛知県でいち早く、入院・通院ともに平成19年4月より中学校卒業まで医療費の補助を拡大しましたが、拡大した分は市の負担となり、多くの費用を必要としています。

愛知県が入院・通院ともに中学校卒業まで制度を拡大すると、議員が言われますように5,600万円の補助がふえることとなります。愛知県内の状況は、通院の医療費を中学校まで無料にしているのは24市町村で全体の42%、小学校6年生までが17市町村で全体の30%、小学校3年生までが6市町村で全体の11%、ほとんどの市町村が愛知県の制度より拡大をしていますので、平成22年8月9日に開催されました県・市懇談会において、県補助の拡大について要望をしていただきましたが、また機会を見て、再度市長会を通じて要望をしていただきますのでお願いします。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 今、課長からお話がありましたように、県が通院につきましても中学卒業まで拡大していただければ、市としても5,600万円の予算が浮いてくるということがありますので、ぜひ市長を先頭に、子育て支援強化のために中学卒業まで県として拡大してほしいということを強く働きかけをしていただきますよう要望いたします。私の質問を終わります。

議長（伊藤正信君） ここで11時まで休憩をいたします。

~~~~~

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~

議長（伊藤正信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に安井光子議員、お願いします。

11番（安井光子君） 11番 安井でございます。

私は、一般会計予算につきまして4件質問をいたします。

まず1件目、説明書の73ページ、給食サービス事業委託料についての質問でございます。

給食サービス委託料、平成22年度の予算では2,020万円、23年度の予算では1,370万円となっております。今年度650万円の減額でございますが、この減額の理由をお聞かせください。さきの委員会での説明でもございましたが、給食サービスの市の負担分400円の1割、40円のカットもあると考えますが、御説明をお願いいたします。

議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

平成23年度の給食サービス費の委託料につきまして、昨年度と比べまして650万円の減額の関係でございますけれども、給食サービス事業の委託料につきましては、平成22年度の当初予算では、先ほどおっしゃられましたように2,020万円計上してございますけれども、内訳といたしまして配食サービスの関係でございますが、平成22年度に障害者の方を対象にしたことによりまして、平成21年10月末の時点で配食サービスが1日平均68食でございましたことから、平成22年度につきましては利用者の増を見込みまして1日90食として算定いたしまして、こちらの方は1,120万円と見込んでございました。また、チケット方式につきましては、平成21年4月の時点で登録の方が289名でありましたものが、10月では503人、12月で556人と急激に増加してございましたこともありまして、平成20年度の月の平均が705枚であったものが、22年の1月から3月を見ても、月平均で2,200万円を超える御使用もございましたので、そういったことから平成22年度のチケットの利用枚数を4万5,000枚と見込みまして、金額で900万円の計上でございます。配食サービスの方と合わせまして2,020万円とさせていただいておりましたけれども、今回の3月補正の方で、こちらの委託料につきましては執行予定額を1,080万円と見込みまして、940万円の減額をお願いしてございます。

減額の理由につきましては配食サービス、先ほど申しましたように1日90食の見込みが平均で73食程度になったということ、またチケットの関係でございますけれども、今年度、チケットの利用につきましては1回1枚とさせていただいたことも要因かと考えますけれども、利用枚数が4万5,000枚見込んでおりましたものが8,000枚程度の見込みになったということで、合わせまして940万円の減をさせていただきました。

そういうことで、23年度の予算につきましても、22年度の補正後の金額に見合う形で、配食サービスの方につきましても22年の10月時点で1日80食になってございますので、1日100食で積算させていただきまして、チケットにつきましては平成22年10月の時点で登録の方が521名ございましたので、こちらの関係はコミュニティバスの運行経路の見直し等も考慮させていただきまして、年間の利用数を1万2,000枚と見込ませていただきまして、両サ

ービスの合計で1,370万とさせていただいております。こういったことから比較しまして、650万減となっております要因といたしましては、大きくはチケットの利用枚数を変更させていただいたことによります。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 減額の理由はわかりましたが、チケットの利用が5分の1とかそれ以上に減っている原因はどこにあるとお考えでしょうか。お尋ねします。

議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、22年度はチケットの利用につきまして、1回の利用につき1回とさせていただいたのが大きな要因だと思いますし、またコミュニティバスの関係が6月から始まった時点で、少し御不便をかけていることも要因だと考えております。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） では、次に移ります。

給食サービスでございますが、これは高齢者等の健康管理、安否確認、見守りの役割を業者の方に担っていただいております。

昨年の6月議会で私が質問したのでございますが、一定条件をクリアできる業者があれば市の給食サービスへの参入は可能であるとの市の御見解でございましたが、その後、業者への働きかけはされましたでしょうか。お尋ねをいたします。

議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

6月の議会以降の私どもの動きでございますけれども、給食サービスの実施をしてございます他市町村の委託先等について調査させていただきましたので、御報告させていただきますけれども、他市町村の委託先について見てみますと、委託先が社会福祉協議会であったり、社会福祉法人というものがほとんどでございます。民間委託をしている市町村につきましては、土曜日・日曜日が定休日ということで配食の方はほとんどない状況でございます。民間委託業者による土・日の配達の難しさを考えたわけでございますけれども、うちの方で議員の方から御質問いただきまして、市内とか市外の宅配業者について、あれ以降職員等に業者等をお聞きして、一部当たらせていただいたんですけれども、やはり土・日の営業ということが無理ということもございまして、議員に昨日教えていただきました2業者もございまして、そちらの方も一度当たってみたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） ぜひ今後も積極的な働きかけで、給食サービスを協力してくださる

業者、例えば市内のお弁当屋さんとか、仕出し屋さんなどにも呼びかけていただきまして、業者さんによっては近くだけだったら配食できるという方も参入していただき、できれば1週間、日曜日も含めた7日間の配食サービスを実現していただきたいと思います。それで、市内の全域を配達してくださる業者さんについては、40円減額された660円という値段で、それから近くだけの業者の方には、それ相当分の配達料を支払っていただく。そこら辺をきちんと分けていただくことが必要かと思います。地域の業者の方で、高齢者の安否確認とか、見守りを担っていただけたら地域の輪も広がっていくのではないかと思います。

先日、私は弥富市内の民間の業者さんのお宅をお訪ねいたしました。地域は一定の地域に限られているんですが、結構地域の皆さんの御要望があって、日曜日もお届けしていますよと。そこは1食400円で届けておられるそうです。本当に地域の方のところをお訪ねすると、「ああ、うれしい、きょうはこんなものを入れてもらったんだね」と非常に喜ばれているということでございました。もう1カ所の業者は、1食360円で御家庭に配達されてみえるそうです。ぜひ市の方の条件というのもしっかりお話しただいて、市内で参入してくださる業者さんを開拓していただきたい、そういうことにお力添えをお願いしたいと思います。

では、次に移ります。

私は、昨年9月の議会で議案質疑を行いました。総合福祉センターの喫茶室でのチケットの件についてお尋ねいたします。

そのときの質問では、チケットの利用が旧弥富地区が95%、鍋田地区が4%、十四山地区は1%と非常に偏っているので、市内の高齢者の方が納得できる方法で知恵を出し合って考えていくべきではないかということをご提案いたしました。それで、地域の喫茶店や飲食店などに一定の条件を決めて登録をしてもらい、チケットを利用してコーヒーを飲んだり食事をしてもらって、高齢者のひきこもりを防いだり、おしゃべりなどで高齢者が交流を図る、こういうことを進めていけば介護の予防にもつながるのではないかと思います。この提案について、その後どのように検討がなされたのかお尋ねいたします。

議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

先ほど御質問がございました総合福祉センターでの利用者の方につきましては、現在、議員が言われましたように弥富地区に偏った利用状況となっておりますけれども、弥富の総合福祉センターと同様に、十四山地区の総合福祉センター、また鍋田地区のいこいの里でもおふるとかカラオケがございまして、周辺地域の方にはたくさん御利用いただいております。今申しました3施設とも、ここ数年は利用者数も固まってきました。設置目的でございます高齢者福祉等の増進にはつながっているものと考えておる次第でございます。

チケット方式の採用につきましては、総合福祉センター利用者の確保と定着を図る当初の

目的があったと考えますけれども、先ほども申しましたように、今年度、チケットの使用枚数につきまして、1回1枚とさせていただいております、それによります変更前のチケットの利用者数と施設の御利用の総数を比較しましたんですけれども、チケットの利用枚数につきましては、平成21年度の利用枚数でございますけれども、延べ2万3,628枚ございました。22年度につきましては、2月までの実績の数字で7,356枚ということで、大きく減ってはございます。ですけれども、施設の利用者数を見ますと、21年度の延べ利用者数は3万8,297名でありましたものが、こちらの方も2月末までの御利用者数ですけれども3万8,410人ということで、こちらの方は少しふえておる状況でございます。

新年度のコミュニティバスの運行経路も、今までは他の地区の方につきましては御迷惑をかけておりましたけれども、直接乗り入れもできるように見直しておりますので、こういったことから、当面の間、それによりますチケットの利用者数とか地域ごとの御利用の方の人数等も見させていただきたいと思っておりますので、そういったことも今後検討いたしまして、配食サービスも含めまして、給食サービスの方の検討も一度していきたいと思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 今御説明がございましたが、総合福祉センターへバスが乗り入れできるようになったということで、例えば東部地区の方から、200円のチケット券を使うために往復で400円のバスを使って行かれる人は恐らくほとんど少ないと思います。南部地区もそうだと思います。だから、やっぱり高齢者がお住まいの地域でコーヒーが飲めるとか、ちょっとした食事ができるとか、地域のコミュニティーを強めて、ひきこもりとか介護予防のために元気になっていただく、そういう施策に転換していただかないと、生きたチケットということにはならないのではないのでしょうか。こういう提案も含めまして、今後ぜひもう少しいろんなことを考慮しながら、御検討をいただきたいと思います。

では、次に移ります。

2番目は説明書の64ページ、保育料等検討委員会の設置についてでございます。

検討委員会は何名で構成され、どういうメンバーで構成されるのでしょうか。お尋ねをいたします。

議長（伊藤正信君） 鯖戸児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） 失礼させていただきます。

保育料等検討委員会という名称で11名ほどの委員を現在想定しております。具体的には、保育所の利用保護者の代表の方、市議員、区長会長、民生・児童委員会の会長、主任児童委員の代表、学識経験者、それから公募委員については2名ほど予定しております。合わせて11名を現在のところ考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） わかりました。

では、次の問題です。

弥富市の保育料は14年間値上げもせずに、保育所の建設や整備、保育内容の充実に力を尽くしていただきました。今回、保育料等検討委員会が設置されるということで、保育料の見直しではないかと思われま。

昨年の議会であったと思いますが、三宮議員が、弥富市の保育料は割安にはなっているんですが、所得の低いところの方は弥富市全体から見るとまだ割高になっているので、次回の改定のときに見直しをしてください、こういう質問に市の方は検討すると答弁をされていたと思います。今、保護者の収入がどんどん減っている中での改定でございます。市の保育料は他の市町に比べて割安になっておりますが、先ほども申しましたように、その中で所得の低い人が生活実態から見て少し割高になっているのではないかと思います。

市の保育料の階層区分は、皆さん御存じのように11階層になっております。第1階層から第5階層までの方は253人、全体の25%、4分の1になっております。これは平成22年度の11月現在の数字でございます。第5階層は所得税1万9,000円未満の課税世帯でございますが、アパート住まいなどをしておられるこの階層の人たちは、生活保護基準とあまりかわらない世帯でございます。

今、収入が200万円以下の若者が半分いると言われております。結婚ができない、子供もつukれない人がふえている中で、所得の低い生活保護基準に近い人たちが過大な負担にならないように今回の見直しについてしていただきたいと思います。保育所に子供を預けて子育てをしていて、保育料が第5階層以下の人たちが、先ほど申しましたように4人に1人でございます。本当に大変な中、よく頑張っておられると思います。その頑張りにこらえられる負担の見直しにしていきたいと思います。

延長保育料についても見直しをするということが言われておりますが、延長保育料も含めて、今以上の負担にならないようにしていただきたいと思いますが、この点についていかがでしょうか。お尋ねをいたします。

議長（伊藤正信君） 鯖戸児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） お答えさせていただきます。

幾つか観点があると考えておりまして、1点目が、弥富市として直営で保育所運営している関係で、歳入歳出のバランスを考えながら健全な地域経営のもとで保育料の判断をしていることがあります。そうした中、国、あるいは他市町村の保育料を検討をしながら、参考にしながら保育料を大枠でとらえるという部分がございます。

もう1点が、今議員もおっしゃられましたように、社会状況を見ますと、不況が続き、格

差社会が進行しています。そうした中で、保育所を利用する御家族を見ますと、夫婦とも正規職員で就労しているという方からそうでない方とさまざまです。そうした状況を踏まえながら、所得に応じた保育料の額を慎重に検討していく必要があるかと考えております。委員会で協議して保育料案を定めていきます。議員からの今の要望も一つの意見として参考にしながら検討していく必要があるかと考えております。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 前回の保育料の改定は平成20年だったと思いますが、そのときのお話を聞いてみますと、低い所得の方たちの保育料が軽減されております。そのときの状況では、実際に家庭の状況がよくわかる所長先生とか保育士さんなんかの御意見、この方はこれだけの保育料を負担することが可能なんだろうか、そういう御議論も随分やられたそうでございます。それを考えると、低い人たちの負担がちょっと過大にはなっているんじゃないか、そういう民生部挙げての御議論の中で保育料が定められたと私は伺っております。だから、本当に御父兄の今の経済状況、そういうことをしっかりと把握していただきまして、過大な負担にならないように御検討をいただきたいと思います。

では、次の問題に移ります。

説明書の122ページ、十四山中学校武道場建設設計管理委託料についてでございます。

市長の市政運営方針にもございましたが、平成24年度新学習指導要領で中学1・2年生の武道が必修になることから、十四山中学校に武道場が建設されるという予算、設計監理委託料でございます。

まず一つ目、設計計画について御説明をいただきたいと思います。いつ建設なのか、規模とか場所についてもわかりましたら御説明をお願いいたします。

議長（伊藤正信君） 服部教育課長。

教育課長（服部忠昭君） それでは、安井議員の十四山中学校の武道場の建設の関係でお答えさせていただきます。

議員御指摘のように、現在、市内3中学校のうち武道場がないのは十四山中学校でございます。建設の場所、構造につきましては、今回の地震の関係もございますので、今後、関係機関とか学校と打ち合わせをして決定してまいりたいと考えております。

現状では、同種のもは神守中学校が近年やっておりますので、そちらの方は平家づくりの鉄骨造でございましたけど、そういったものを想定をさせてもらいましたけど、先ほど申しましたように、昨日の質問等でもございますけど、地震・津波の関係もございますので、今後検討していきたいと考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 規模とか場所については計画の見直しができるんでしょうか、今の

地震とかそういう関係で、お尋ねをいたします。

議長（伊藤正信君） 服部教育課長。

教育課長（服部忠昭君） 一般的には補助基準は450平米でございますので、この面積を基準に考えさせていただきます。建設場所につきましては、御存じのように体育館については、校舎の方はかさ上げした部分で、校舎の南側にかさ上げした部分がございますけど、そういったことも含めて、今後関係機関と打ち合わせをしたいと考えております。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 建設はいつごろできるんでしょうか。お尋ねします。

議長（伊藤正信君） 服部教育課長。

教育課長（服部忠昭君） 市の財政状況にもよりますし、国のこれからの動向もございますので、できれば私どもとしては24年度をめどに考えたいと思っておりますけど、先ほど申しましたように、市の財政状況、国の状況等により変わる可能性はございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 国の補助金等も含めて、建設の計画、見直しがされるものですから、まだ定かではないかと思いますが、補助金等についてはどうなんでしょうか。お尋ねいたします。

議長（伊藤正信君） 服部教育課長。

教育課長（服部忠昭君） 補助金でございますけど、先ほど申しましたように450平米が基準でございますので、こちらに今年度の補助金でございますけど、平米当たり10万1,700円でございますので、こちらを掛けた2分の1、従来は3分の1でございますけど、2分の1のかさ上げがございますので、それで計算しますと2,288万2,000円が補助金となるということでございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 設計について、今までの計画や見直しがあるものですから、全体の建設費については、まだ見直しをされるんでございますね。お尋ねをします。

議長（伊藤正信君） 服部教育課長。

教育課長（服部忠昭君） 当初、この280万円を積算したのは、先ほど申しましたように、鉄骨造の平家ということで想定をさせていただきました。そういったものが変更になれば当然建設費用も変わりますので、構造体、階数等も変わりましたら変わると考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 次に移ります。

現在、十四山中学校では、皆さん御存じのように校舎と市立体育館が離れておりまして、



雨などのとき、生徒たちは教室と体育館を行き来するので、ずぶぬれになったり、大変不便な思いをしてまいりました。武道場建設の場所にもよりますが、校舎と武道場、体育館をつなぐ雨、風が当たらない渡り廊下をあわせて建設していただきたいと思います。これは先生や生徒、保護者の長年の悲願でございます。渡り廊下の建設について、市のお考えを伺いたいと思います。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げます。

武道場を、今主幹の方から話がありましたように、単独で設置するか、あるいは体育館等と含めて設置するかという形については、いましばらくしっかりと精査する必要があるだろうというふうに思っております。そうした形の中で、武道場のあり方ということについては、またお示しをしていきたいというふうに思っております。

渡り廊下ということにつきましては、その場所等にもよるわけでございますけれども、議員おっしゃるように、雨、風をしのぐということにつきましては、検討をしていかなきゃならないというふうにも思っておりますので、あわせてできればというふうに考えておるところでございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） ありがとうございます。

では、次の問題に移ります。

説明書の58ページでございます。障害者の地域生活支援事業の利用料についてでございます。

まず初めに、2010年4月から国が低所得者の障害福祉サービス利用料を無料にしたのを受けて、障害者地域支援事業、その中身は移動支援とか地域活動支援、日中一時支援、日常生活用具等の支援が含まれております。これで低所得者の利用料を無料にした自治体が47市町村となっております。弥富市を含む津島、愛西市、蟹江町、あま市、大治町、長久手町、瀬戸市、この八つの市町村は1割負担になっております。なぜ1割負担にしているのか、お尋ねをいたします。

議長（伊藤正信君） 前野福祉課長。

福祉課長（前野幸代君） 御質問にお答えさせていただきます。

地域生活支援事業の利用料につきましては、実施主体の市町村の判断で決めることになっております。相談支援事業、コミュニケーション支援事業及び地域活動支援センター事業のうち、地域活動支援センター十四山の利用者の利用料につきましては無料で実施しておりますが、その他の事業につきましては1割の負担をお願いしております。利用料1割負担につきましては、県下の市町村の状況を参考にしながら、海部圏内で検討をさせていただき決め

ております。

もう一つ御質問のありました低所得者の利用料無料についてでございますが、多くの市町村で実施をしているとのことでございますが、無料にしている市町村につきましては、事業費の予算増を抑えるため、利用の回数とか、時間数の上限を設けている市町村もございます。そうしますと、利用される方にとりましては制限を受けることになりまして、受けたいサービスが利用できないという問題もあると思われまます。圏域内で検討を重ねながら、今1割負担にしておりますので、今後もそのようにさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 地域生活支援事業の中身については、皆さんお持ちだと思っておりますが、予算概要説明資料の17ページ、ここにどういうサービスがあるかということが書いてございますので、ごらんいただきたいと思っております。

サービスの内容については、説明を省かせていただきます。障害者日常生活用具、地域活動支援センター移動支援、日中一時支援の利用の実人数と延べ人数は、それぞれ何人でしょうか。お尋ねをいたします。

議長（伊藤正信君） 前野福祉課長。

福祉課長（前野幸代君） 御質問にお答えさせていただきます。

地域生活支援事業の利用者数でございますが、まず障害児・者日常生活用具の給付にしましては146件ございました。主なものはストマー装具とか紙おむつでございます。地域活動支援に関する事業でございますが、実人数で8名、延べ利用者数で60名でございます。それから移動支援でございますが、実人数が24人、延べ利用者数が145人でございます。日中一時支援事業でございますが、実人数67人、延べ利用者数682人でございます。

それから一つつけ加えさせていただきたいんですが、先ほど議員の方から1割負担となっていない、低所得者を無料にしている市町村を上げられましたが、その中に飛島村は入っていないと思います。飛島村は以前議員の方は無料ということをおっしゃいましたが、その後、私ども方で飛島村に確認しました。自治体キャラバンだったと思いますが、質問の仕方というか、個々の質問ではなかったものですから、そこに低所得者無料に印をつけたけど、実際は海部圏域で統一しておりますので、弥富市と変わらず1割負担ということで実施されておりますので、報告させていただきます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 先ほど御説明にもございましたように、地域活動支援センター十四山の福祉センターにある作業所について、お尋ねをいたします。

今、10人の人が通っておみえになります。しかしながら、同じ地域活動支援センターであ

りますが、ここの利用料は無料になっております。もし1割負担としたときに、利用料は幾らになりますでしょうか。朝、大体8時間そこで作業されたり過ごされるという目安で御試算をお願いいたします。

議長（伊藤正信君） 前野福祉課長。

福祉課長（前野幸代君） 御質問にお答えさせていただきます。

地域活動支援センター十四山の利用料でございますが、4時間を超えて8時間以下の場合の利用料は1日5,250円でございます。利用者の負担は1割負担でございますので、1日525円となりまして、一月20日で計算いたしますと、525円の20日分で1万500円の利用料となります。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 今、市外の地域活動支援センターに通っておみえになる方は、登録されている方で、先ほどの御説明にありましたように、実人数が8名だそうでございます。市内の施設では受け入れてもらえないので、やむなく親御さんが送り迎えをして名古屋まで通っておられる方もございます。また、情緒障害などで新しいところにはなじめないで、前から通っていた市外の支援センターに通っておられる方もいると聞いております。例えば、事業所先は、お尋ねしましたところによりますと、名古屋の昭和区とか中川区、津島市、三重県三重郡の菰野町などにも通っておられると聞いております。市内の地域活動支援センターが満員で受け入れられないと断られたり、また家族の方が送り迎えで遠くまで通っておられる方、利用料が1割負担というのは、余りにも行政の公平性が欠けているのではないかと思います。

日常生活用具、紙おむつ、ストマー等、また移動支援、日中一時支援、これは養護学校から帰られて、それで直接、学童保育のようなものと考えます。また、こういう支援につきましても、先ほど申し上げましたように、愛知県の47市町村、約82.5%は低所得者の利用料を無料にしております。その後、2市でも改善がなされていると聞いております。

市長は就任以来、一貫して市役所は市民のためにお役に立つところと市民本位の自治を貫いてこられました。一番保護されなければならない人たちにこのような差が出ているというのは、行政としてあってはならないことではないでしょうか。障害者の地域生活支援事業の低所得者の利用料を、ぜひ弥富市では自治体の判断でできるという御説明でございますので、市の話し合いでそういうふうになっているということでしたが、弥富市の市長の日ごろおっしゃってみえることから見ましても、やはり弱い立場の人たちにはきちんとした支援をしていく、こういうことから低所得者の利用料をぜひ無料にしていきたい、このように考えますが、弥富市が率先してこの尾張地区の方たちにもお話をいただき、改善を求めたいと思います。いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 安井議員にお答えを申し上げます。

先ほど来、福祉課長の方からも話をさせていただいておるわけですが、障害になられた方については、御本人に何の責任もなくあるわけですが、そうした形の中で、私たちとしては、しっかりと市ができる範囲の中で今までも支援をさせていただいているところでございます。しかしながら、こういう問題につきましては、それぞれの施設であるとか、あるいは海部圏域でのいろんな確認事項ということの中で進めてきているところでございますので、今後はそういった形で検討することもあるかとは思いますが、当面はこういった御負担をいただきながら、この制度を維持していきたいと思っておりますので、生活支援をしていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 先ほども申し上げましたように、地域活動支援センターの利用料負担については、弥富市の中のセンターにおられる方は1割負担が全然ない。外に行ってらっしゃる方は1割負担になっている。この不合理ということについて、行政としてどのようにお考えなんでしょうか。お尋ねをします。

議長（伊藤正信君） 平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

十四山の件につきましては、従来授産所ということで無料でさせていただいております。その継続ということで、今も無料にさせていただいております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） ここだけは特別にする、無料ということは大変いいことなんです。十四山の旧作業所に通っていらっしゃる方10名、この方が負担をしますと毎月1万500円の負担がかかるわけですが、外に行っていらっしゃる方は、例えば今言いましたように、名古屋とか本当に遠くまで行っておみえになるんですね。三重県に行ってらっしゃる方もおみえになる。そうしますと、親の送り迎えの負担とか、そういうことも本当に大変なんです。だから、弥富市の中で無料でできるのに、どうして外の方は無料にできないのか。それ以上に負担が多いと思うんです。それがどうしてできないのか、今の御説明ではちょっと納得がいきませんが、お答えをお願いします。

議長（伊藤正信君） 平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 安井議員の今のお話を聞かせていただきますと、十四山の方についても有料ということになっちゃう可能性もありますので、平等ということからいいますと、今後のこととしてどういう方向がいいか、一度考えさせていただきます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 愛知県の全体の流れでも、国が2010年4月から低所得者の障害福祉サービスの利用料を無料にした、これにあわせて各自治体が1割負担を無料にしているんです。私は絶対に十四山の旧授産所にお見えの方を有料にせよなんて、そんなことは口が裂けても言えませんし、そういう方向は愛知県の流れからしても間違っております。だから、前向きの方でぜひ検討をいただきたい、こういうふうに考えます。もう一度御答弁をお願いします。

議長（伊藤正信君） 平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

今後十分検討して、どういう方向がいいか結論を出していきたいと思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 後ろ向きの方で、ここも有料にするということは絶対に許されることではないと思いますので、前向きの御検討をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（伊藤正信君） ここで暫時休憩をいたしまして、13時から再開といたしますので、休憩といたします。

~~~~~

午前11時49分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~

議長（伊藤正信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に三宮議員、よろしくをお願いします。

12番（三宮十五郎君） 市長及び関係部課長に、通告に基づいて質問をさせていただきますので、お願いいたします。

最初に、概要説明資料と予算に関する説明書の改善について少しお尋ねをいたします。

今、議長におっしゃっていただきました資料ですが、これは概要書の14ページに、一般会計の市債の年度末現在高及び市債依存度の推移という表に、できたらこういう格好でやってもらうといいかなと思って私がつけ加えたものでありますので、比べながら見ていただきたいと思います。

予算の説明資料でございますので、13ページも14ページもそうでございますが、この予算を執行すると、予定としては23年度末の積立金は幾らになりますとか、下の起債等はどのようになるかというのが、23年度分の比較できる説明がついていないんですよね。概要書の一

番大事なところは、ことしの予算の特徴や、そういうものが従来と比べてどこが変わっておるか、と、どういうふうになるかということがなるべくわかりやすいものにしていただく。市長がよくおっしゃるように、市民と情報を共有するという意味でいうと、やはりこういうことをやられることが、市の予算、あるいは財政の特徴やそういうものをお互いに共有する非常に大事なことだと思います。

私がつくった表は、もとは概要書の14ページの表に合併前の2町村の合計と、23年度のこの予算書の中身、さらに、これはもともとの表は一般会計だけでございますが、一番上段に集落排水を含む下水道債の変化、それから一番上の数字は、それを含めた総額の起債残高あるいは見込み予算額ですね。2段目が臨時財政対策債を初めとする、基本的に100%近く基準財政需要額に算入されると言われております財政対策債、県なんかは、これは県の責任ではない形で国の方の対応によってやっている借金だというような説明をつけてあったのを見たこともあります。一番下が、合併特例債だとかそういう措置がないころには市の責任で借りておいた普通債、それぞれの数字、それから年度から新たに借り入れを起こした総額を一覧表にしたものでございますが、この表を一つにするか別々にするかは別にして、全体の内容が理解できる、この表だけではなくて、全体としてそういうものにぜひ改正をしていただくことと、それからもう一つは、事項別明細書の方に職員の数字なんか載っていると思うんですが、例えば国民健康保険だと、対象者が何世帯で何名だとか、その事業全体のボリュームですね。あるいは積算の根拠だとか、そういうことがわかる。そんなに変えなくても、十分余白もありますので入ると思いますので、可能な限りそういうものにして、どの程度の人たちを対象にした事業だということがわかるようにしていただきたいということ。

概要書の方は、どちらかという跟前年度の事業との比較だとか、新たに始める事業だとか、そういうことで比較できるような資料を中心にしてつくっていただく。事項別明細書の方は、今の形でやられるとしたら、やっぱりその根拠というかボリューム、数量、こういうものがわかるようにしていただくと。私は前から申し上げておりますが、愛知県が出してある概要書というのは、そういう意味でいうとこれよりもボリュームも大変ですが、わかりやすい。前年度との比較、増減もわかる中身になっておりますので、可能な限りそういう方向にしたいと思いますが、少なくとも今申し上げましたような図表だとか、全体がわかる資料についてはもう工夫していただきたいということと、事項別明細書につきましては数量がわかるようなものにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 佐藤総務課長。

総務部次長兼総務課長（佐藤勝義君） お答えします。

まず予算概要説明資料につきましては、平成20年度の当初予算から作成しておりますが、私どもとしては毎年研究を重ねて、少しずつではございますが改善していったところでござ

います。

それをもちまして、今回御提案の起債につきまして、今一般会計の起債のみを載せているわけですが、こちらの方に下水道関係の起債をプラスして、さらに一般会計の起債を普通債と臨時財政対策債に分けて表現したらということですが、今まで一般会計だけ載せておいたといいますのは、国の方に報告する共通的な資料の中で、決算カードというのがございまして、そちらに表現しますのが一般会計の起債残高という形でございまして、そのような形でやらせていただいていたわけですが、こういった形で下水道の起債も加えて載せるという方法も一つの方法として考えられる部分でございまして、一度検討したいなと思っております。

それと、この臨時財政対策債を内書きで入れるという部分でございまして、普通債以外にその他の起債として臨時財政対策債がありますが、それ以外にも減収補てん債とか、そういった普通債以外の起債もございまして、このような形で臨時財政対策債だけを抜き出すのかどうかというのもこれも検討させていただきたいと思っております。

それで、平成22年度予算において、23年度末の見込みをさらにつけ加えるということにつきましては、あくまでも予算どおりに発行したらこうなるかということについてつけ加えることは別に問題ないかと思っておりますので、これにつきましても前向きに検討したいなと思っております。ただ、基金の状況につきましては、特に財政調整基金において、財源調整という意味で基金を当初予算に計上するという形も行っていますので、基金を、22年度でいいますと23年度分まで載せるということが果たしていいのかどうかということにつきましては、ちょっと慎重に検討するという形にしたいと思っております。起債は問題ないかと思っております。

あと、予算概要説明資料の歳出の部分の表現につきまして、これも一番最初につくったときから見れば随分加工したつもりでございまして、まだまだもう少しわかりやすくという話でございまして、これにつきまして県内他市の一番見やすい事例なんかを参考にさせていただいて、さらにもっとわかりやすい工夫ができないかということは検討させていただきたいと思っております。

それとあと予算に関する説明書につきまして、これに人件費とか報酬に関しては人数が載っていると、それ以外には積算基礎に人数なんか載っていないので載せたらどうかという話でございまして、これにつきましては、いろんな市町の説明書があります。その中に載っているところがあるかもわかりません。しかしながら、私が見る範囲では非常に少ない。うちの表現が物すごく一般的な形であると思っておりますので、これにつきましては今までどおりの形で進んでいきたいと思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 結局、県が出している事項別説明書は大体こういう形式ですが、

県は別にそれぞれ高校の数はどれだけだとか、学級数はどれだけだとか、子供の数はどれだけだとかを全部出していますよね。予算書を見ると、だれを対象にしてどんな事業をしているかということが、一々担当課に聞きに行かなくてもわかる。私たちが見ても県のそういう事業がわかる仕組みになっておるんですが、うちの事項別明細書なり、事業概要のものを見ていると、一つ一つ全体の様子を議員としてきちんとチェックするという責任を果たそうと思うと、一々お邪魔をしてお伺いする。はっきり言って決算の事項別明細の方がもっと詳しいわけだね、皆さん出してくださっておるわけです。予算を議決して執行するという関係からいうと、やっぱり予算の段階でどういうボリュームでこの仕事が予定されておるかということが可能な限りわかる。

それから、前に消防の積載無線のことでいろいろ問題になったときにも、たまたま消防にかかわって無線を販売しておるとい市民からのいろんな情報の提供があったもんで、私たちはこれはしっかり議論を検討してやるべきだということが言われたんですが、そういう数量や積算根拠がわかるものがあれば、いろんな人たちの意見を集約して、よりよいものにしていくことができるわけですので、一度可能な限り県のような形で出すか、今みたいな予算概要説明書で基本的にいくとしたら、事項別明細書の方にボリュームや積算根拠がわかるものをつけていただくとか、いずれかの方法を進めることの方が、私たちもそうですが、市民の方に見ていただいても、なるほど弥富は今こういうことをやっておるんだということを具体的にイメージできると思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 佐藤総務課長。

総務部次長兼総務課長（佐藤勝義君） まず、決算が予算に比べてわかりやすいという部分でございますが、決算書につきましても基本的に予算書とは一緒の形で表現していると。しかしながら、決算につきましても主要施策というものがございまして、あちらの方で事細かに明細がわかる形と思います。それで、補正予算はどうだといったときに、要は決算の主要施策の予算版というのが、今お示しさせていただいておる予算概要説明資料という形の位置づけ、決算につきましても地方自治法の方でも明記されているものでございます。予算につきましても、地方自治法上は明記されている部分ではございませんが、県内他市の状況に倣って、平成20年度から作成させていただいているものでございます。先ほど言いましたように随分工夫はさせていただいておるつもりでおりますが、さらに歳出の部分でよりわかりやすいように、一度になかなかできない部分もございまして、改善するつもりでございますので、その辺で御理解いただきたいと思います。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 前にもそんなに大きくない町の予算書を見ていただいたことがあ



と思うんですが、自分の町内がどうなるかということがわかるぐらいの説明がついておって、しかもかなりの部数がつくられて市民にも配付され、私たちも買ったことがあります、やはり本当に市民と一緒に市政を進めていく、情報を共有するということになる、事業計画、予算の段階でなるべく多くの人たちがイメージできるものにしていく工夫を進めていただくことを要望して、次の質問に移りたいと思います。

今回の他の議員の質問の中でも、市長から、国のさまざまな交付金がきちんと永続していく、その事業を担保していくものになっていないということで、心配しているというような趣旨の御発言があったと思いますが、特に一括交付金ということで、あるいは一般財源化ということで、もともと地方交付税の制度というのは、それぞれの日本じゅうの市町村が、どこに住んでおってもあまり差のない標準的な行政としての責任が果たせるようにということで、積み上げ方式で計算をして基準財政需要額を計算する、別の方法で収入額を計算してその差額を交付税で対応するというのでやられてきておったのが基本です。ところが、随分以前から、国民健康保険税については、国の負担金補助金だった部分をお金をふやさずに一般財源化ということでやって、市町村の負担がどんどんふえてくるとか、保育所の問題でも、最近非常に私が気にしていることが、以前はそこそこの所得の人たちまで保育料が軽減されて、そして国の基準に基づいて軽減された分の2分の1は国が負担する、4分の1は県が負担する、4分の1は市町村が負担するというので負担金があったわけですが、これもまた一般財源化ということで、交付税措置が基準財政需要額に入っておりますというふうにされたんです。当時、弥富町時代、十四山村時代だと思ったんですが、両方あわせて1億5,000万ぐらいの負担金があったのを、市立の分を除いて全部なくなってしまって、基準財政需要額はふえずに入っておるということにされて、市の負担になっておることから、先ほど市長が8億幾らを一般会計から持ち出すというふうになっておったんですが、あの費用は本来、施設なんかの維持に使う費用を除いて、運営費の負担を保護者に一定割合負担してもらう、所得の低い人たちは減額すると、そしてその分を国や都道府県や市町村が負担をするという一定の割合が決められておったんですが、最近見ますと、本当に住民税の非課税世帯からも保育料を取りなさいと。それから、均等割がかかるだけでも万を超えるような保育料を取りなさい、さらに所得税がかかる世帯は全部実費でいただきなさいと、介護保険のような仕組みにしていくということが一方では言われておるんですが、国の保育料の基準なんかは既にそういうものになってきていますよね。それに沿って、結構県下の多くの市町村が非課税世帯から取るとか、均等割のところでも1万を超えるような保育料を取るとかということが起こっているんですが、さっき安井議員の質問の中にもありましたように、所得税の2万やそこらぐらいの人だと、アパートなんかにおって、奥さんが病気で働けないもとの3人家族なんかの場合だと、その所得税がかかる収入だけだと生活保護と変わらないような人たちに実費負

担というようなことが実際に国の基準として示されていますよね。今市町村で示されている基準ではそういうふうになっています。

だから、一括交付金というような形で、分権時代だとかいろんなことを言って、市町村が自由に使えるお金だからという格好にしながら、全体として国が健康で文化的な最低生活を守るとか、子供や高齢者をきちんと国と市町村の責任で大事にしていくとかいう土台の部分がどんどん崩されてきておる中で、分権改革だとかいう美名に隠れて一括交付金化する、自由に使えるんだからいいんじゃないかということが最近非常に言われるようになって、民主党が政権をとるまではそういうことはいかんというような言い方をしておったんですが、政権についた途端に、さらにそういう格好を促進するような動きを見せてきている。地方にとっては非常に心配なこと、特に弥富なんかは、今、国の基準が下げられて不交付団体になっていますから、今は借金がいっぱいふえてきた関係もあって、一本算定でも交付団体になってきておるような状況ですが、それにしても、要するに弥富の税収を上げたから市の行政がきちんとやっていけるよう保障は今どう見てもなくて、国の補助や負担金や交付税制度がきちんと機能するということがなければ、弥富だけではなくて全国の市町村もやっていけない大変大きな問題だと思いますので、一括交付金だとかそういう名目で本来の交付税の機能をどんどん下げていく、きちんと市町村が行財政運営ができる財政基盤を積み上げ方式で保障していくという今の仕組みをぜひ壊さないようにしていく、そういう仕組みを市町村長や地方六団体と協力して守っていくことについて市長の考えをお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 今、三宮議員がおっしゃったとおりでございます。菅総理が昨年の9月に従来のひもつき補助金制度から一括交付金化という形で平成23年度から実施をしていきたいということを申されたわけでございますが、先ほど議員の方からのお話の中にありましたように、いいことじゃないかと、地方の自由度をさらに拡大して、地方でその優先順位を決めてさまざまな事業に充てていったらいいじゃないかということをおっしゃるわけでございますけれども、実はその裏腹には、三宮議員御指摘のとおり、国の財源が大変厳しい状況に対して財源を減額するというか、地方に対する補助金制度に対して減額をするということがその中には隠されておるわけでございます。さまざまな事業であるとか、我々市町村の制度ということも、安定的に、なおかつ恒久的にその制度を守っていくためには、一定の国からの補助金、あるいは現在の厳しい状況における地方の補助に対する負担というものをもっともっと増額していただきたい現状があるわけでございますので、そういった形の中では、愛知県市長会、そして東海市長会の中では、昨年の秋の開催の中においては、すぐ反応をさせていただいておるわけでございます。やはり地方で進めておる事業の継続性ということ

しっかりと守っていききたい、あるいはそれを応援していただきたいという願いをしているところであるし、また一つの一括交付金の考え方としては、それぞれの市町村の財政力に応じてというところがあるわけでございます。そういうような形で、財政力の弱いところには過度の補助金、そして高いところについてはその減額をしていくという形でバランスをとられるというようなことがあるわけでございますけれども、財政力の高いところにつきましては、それぞれの市町村の今までの努力であるというようなことも大きな声として上がってきておるわけでございます。

そういった形の中で、なかなか調整をするということについては、その財政力の指数において地方のバランスをとることも大変厳しいという状況でございます。いずれにいたしましても、一括交付金ということが、財政調整能力という形の中であまり我々としては考えていきたくないということがございまして、トータル的な結論といたしましては、総額的な補助金の減額に結びつくようなことについては、この一括交付金に対しては強く反対するところであるということをおもっておるところでございます。

過日、ある名古屋の会場で片山総務大臣にお会いいたしまして、地方に対する一括交付金の制度はことしの23年の春から実施されるというふうに説明を聞いておりますけれども、いかがですかというお話をさせていただきました。そうしたら、まだまだ準備不足で、この平成23年度から実施できる段階にはないということでございますので、今年度はこの地方における一括交付金の制度を当てはめていくという姿勢は国にはないというふうに思っております。今後いろいろな会議を通じて、我々地方の要望というものを、補助額の減額につながることをないように努力していききたいと思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 大変はっきりとしたお考えを表明していただきまして、ありがとうございます。特に交付税の不足分を臨時財政対策債等でカバーする仕組みの中で、どの市町村も借金を重ねておる中で、本当にこの仕組みが壊れると取り返しのつかんことになると思いますので、今おっしゃられた立場で力を尽くしていただきたいと思います。

それで、ちょっと通告の3番目のことは、全体としては今の考え方の中で進めていただければいい問題だと思いますが、4番目の市民の命と安全、福祉を守る自治体の原点を踏まえ、た施策を全国の市町村と力をあわせて取り組んでいただきたいという問題についてお尋ねをいたします。

けさの市長の発言の中でも、あの震災の中で原発の放射能被爆を覚悟して派遣を出さなきゃいかんのではないかと懸念が示されましたが、本当に国民の命、安全、暮らしの土台が大きく脅かされております。特に働き方が大きく壊されてきた中で、市町村が本来負わされております住民の暮らしを守っていくという上での施策が大変大きな困難を抱えており

ます。

そうした中で、菅総理は孤立した人を暖かく包み込む社会的包摂戦略を進めると施政方針演説で述べられて、官邸に一人一人を包摂する社会特命チームを1月18日につくったとアピールしております。座長には福山官房副長官を充てて、座長代理には湯浅誠氏などを充てておりますが、第1回の会合で湯浅氏らが、社会的孤立について次のようなデータを示して現状の報告を行いました。

非正規雇用者数は毎年増加し、2009年には1,721万人、雇用者全体の3分の1、相対的貧困率も近年上昇傾向で、2007年には15.7%にもなっている。過去1年に食料が買えなかったことがある世帯が15.6%になっている。国民健康保険料の滞納世帯は2009年には全国平均で20.78%になっている。自殺者は13年連続で3万人を超えている。だれにも引き取られない遺体が年間3万2,000人にもなっていると。本当に働き方が大きく壊されたもつで、こうした問題の処理や解決が地方自治体の上に大きな負担を負わせております。生活保護の増加などもこのような中で起こってきており、国はこれの中で負担を地方が半分持てなんてことを言っておりますが、これには知事会を初めとして地方六団体も強く反対しておりますが、そういう状態で、本当に生きていけない、暮らしていけないという状態、先進国としては考えられないような深刻な問題が発生しております。

こういう中で、弥富市のいろんな弱者対策というのは、形の上では私たちが見ても、この周辺の市町村に比べるとかなり、例えば生活保護基準の1.1倍だとか1.15倍以上だとかということで、介護保険なんかについても、多くの市町では所得税の課税世帯第5段階以上は減免の対象にしないとなっている中で、弥富市については実際の収入が生活保護基準を抜いて1倍を割り込むような世帯については、課税世帯であっても対象にするというふうにしておるんですが、ただ問題は、せっかくいい制度をつくっても、こういうものがほとんど利用されないような状態が続いております。やっぱりどこかに問題があるというか、本当に困っている人がいないわけじゃないんです。おつてもその人たちに伝わらないのか、あるいは私たちがこの制度をつくった趣旨が行き渡っていないのかということで、いろいろ心配しながら実際の状況を見ておりましたら、実は3月4日に秋田県湯沢市の固定資産税と国民健康保険税減免訴訟の判決の言い渡しがございましたが、秋田地方裁判所で3人の原告の方が、2006年と2007年の7件の国民健康保険税と固定資産税、生活保護基準を下回るような人たちですから市民税はかかっていなかったんですが、減免申請を出したら、この人たちに対して、市は生活保護基準の半年分を上回る預貯金があると、国もどうもそういう言い方をしておるみたいですが、半年分までは認めてもいいと、3世帯は半年分を上回る1万円から38万円あるから、税金を払う能力があるから却下したんです。それを不服として裁判を起こした。そうしたら、裁判長は、減免の審査は生活保護よりも相対的に緩やかになるべきだ。保護を受け

ていない人にそれ相応の手持ち金が必要だということで判決を出した理由を説明しています。

今、愛知県下でも、この海部地区でも、生活保護基準の1.15倍以下の人については、前3か月の収入がそういう状況の人については申請をしていただいて、医療費を全額免除する、1.3倍以下の方は2分の1に減額するという制度が実施をされておりますが、それに対し、国は、その人たちの現実の収入と、もう一方で預貯金については生活保護基準の半年分以内という枠をはめておるんですが、全国的な事例でも、減免の際に、お年寄りが死んだときの自分の葬式代だけは残しておきたいというような形で持っているお金については、無制限というわけじゃないんですが、大体生活保護の半年分ぐらいということで国も認めて実施されているということなんですが、やっぱりこの辺のことが、我がまちではまだ、医療費については認めるが、国保税の減免についてはそういうことも含めて実際にきちんとした考え方が整理されていないことがあったり、もう一つは、やっぱり生活保護は受けたくないし、困っているけれども、本当に市町村に相談してそういう対応をしてもらえるかということという、私たちの市民の方への説明だとか、今日皆さんが置かれておる生活状況の中で、本当に1日の食事を2回にして、トラの子の50万なり60万のお金を持っている人たちに対する市としての考え方、そういうものが示されていないことが、そういう制度が利用されないいま一つの原因にもなっているような気がするんです。

今のこの判決のときに、そういう基準でやったということで市が説明して、だから却下したんですが、これは自治体の裁量の範囲を超えておると、今の人たちが、以前だと、今の年金だけでは足りないからということで、月に1万、2万稼ぎたいというなら、15年か20年前ならそういう仕事もあったんですが、今はそういう仕事が全くないとか、それからもう一つは若い人たちが就職できないとか、いろんなことで、障害を持っておる親や生活保護を受けている親たちにたかってという語弊がありますが、そういう人のお金で生活をしておるとか、本当に引きこもりや働けない人たちがふえてきている中で、人間関係がどんどん壊れてきている中で起こってきている問題でございますので、やっぱり新しい生活環境の変化に対応する市の施策として位置づけた減免制度やいろんな救済制度について、いま一度、きょうこうせよという結論は出ないと思いますが、見直す必要があるんじゃないかと。市がせっかくいい制度をつくっても実際に利用されない、活用されない大きい原因に、こういう社会的な背景があるような気がするんですが、そういうことについて、市長を初め、皆さんはどういうふうに今の市民の生活状態について見ていただいているのか、見解をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

減免制度につきましては、三宮議員に褒めていただきましたように先進地であると思って

おります。この制度につきましては、従来広報等で周知しておりましたが、まだ制度を知らない方もいらっしゃるようでございます。それで、市税、国保税、介護保険の減免制度の一覧表等を作成いたしまして、窓口において、窓口に来られる方について、一覧でどこの部署に行かれてもそういうことが適用できるようにということで御案内を申し上げたいなあと思っております。

また、いろんなことでお困りの方につきましては、まず窓口で相談していただいて、それが第一だと思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） これは民生委員の方からも私もよく言われるんですが、お年寄りの方が、みんなに迷惑をかけたくないということで幾らかトラの子を持っているため、民生委員の人も、1日2食にしてそんな暮らしをするなら、全部使って生活保護を受けたらどうかと勧めても、人に迷惑をかけたくないと言っている人たちが少なからずおるもので、その辺の配慮を何とかしてほしいということを聞いておりますが、今言ったように、市の国民健康保険税の減免制度についてはこの地域で統一してやっておって、ひとり暮らしの非課税の人は今医療費無料ですからあれですけど、高齢者のみの世帯だとか、そういう人たちだとやっぱり似たような状況になっておりますので、最小限の保有金についていうと、常識的に過大でないものについては認めて、実際の生活がどうかということで判断していただくことも含めて、今後御検討いただきながら対応していただくことを要望します。

本当にほうっておくと自殺したり、行き倒れになったりするような生活状況の人がおるということを御理解いただきながら施策を進めていただきたいと思いますので、よく御検討いただきたいと思います。

次に、教育、福祉、医療での愛知県の積極的なイニシアチブを求めることについて市長にお尋ねいたします。

愛知県は東京都に続いて財政力の豊かなところと言われておりましたが、万博や空港を初めとした大規模な建設投資が行われる、それから、これは日本全体に言えることですが、企業が栄えれば地域が活性化してちゃんと働く場所ができるということで、そういう事業が積極的に行われてきました。ところが、リーマンショック以降の状況を見ますと全国で一番派遣切りだとかということが盛んに行われて、ワーキングプアと言われる人たちがふえて、名古屋駅の側の中村区なんていうのは生活保護の人たちのたまり場みたいな格好になって、大変苦慮されているわけでありまして。

もう一方で、力のある愛知県の財政を、今は借金がいっぱいあると言っておりますが、全国の都道府県、東京都を除いてはどこも借金で苦勞されておりますが、それにしても、福祉や教育、医療に対する県の財政負担の割合というのは全国的に見ると40番以下、中には47番

というのが幾つかあるというような状態がある。長野のようなところでも30人、35人学級が全学年にわたって行われている中で、愛知は県の制度で1・2年生と中学校1年生という状態で、先生たちが登校拒否をしなきゃならんようなすさまじい状況になっている中でも、なかなかこの問題も要望しても解決がされずにきましたが、ぜひこの機会でございますので、福祉や教育、医療、そういう制度に対する県の負担を、東京都は別格ですからあれですが、他の府県に負けないレベルに高めていただきたい。

先ほども杉浦議員が、医療費について、6年生まではほとんどいっていますから、県が持てば6年生までやっておるところはおつりが来ますよね。また、名古屋市も10月からいよいよ中学卒業までということでもありますので、本当に県が半分持っていていただくことができれば市町村が助かるわけですし、教育にしましても、医療にしましても、今どの市町村も大変頭を抱えていると思うんです。この間も中日新聞に載っていたのが、この周辺で中学校卒業までやっておるのは飛鳥と弥富と名古屋の方でどこか一つあるぐらいで、あとはみんななかなかそんなふうになっていない、格差が解消しないなんていう記事を載せておりましたが、そういうことから見ましても、この間も市長の方から私に御説明していただきましたが、ここで約束していただいた、65歳以降で重度の障害になった人に対しての県の補助金が復活するように尾張の方の市長会で申し合わせして、今後は県全体の方に提案していくと言っていたいておりますが、特に今のような市民の生活状況の中で、県が積極的な役割を果たして、医療や福祉や介護、教育がもっともっと安心できる、どっちにしたって、地域の活性化というと、やっぱり子供が生まれて次の世代が育っていくことが絶対に欠かせない条件でありますので、そこに県も市町村も着目して、必要な協力をさせていただくように強くお願いしていただきたいと思いますが、市長の御見解をお伺いします。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答えを申し上げます。

つい先日もお話をさせていただきましたけれども、新しい大村知事のマニフェストを勉強させていただいております。その中に、暮らし、医療、健康福祉を守るということが教育文化編のところでございます。こうしたことが具体的にリーダーシップを発揮していただいて、県政をつかさどっていただくわけでございます。今後、そういったことに対して注視していきたいと思っております。

しかしながら、財政が大変厳しいわけでございます。あるいは愛知県の経済、我々もそうでございますけれども、大変厳しい状況にある中で、いろんな制度を安定的に、恒久的に維持していくためには、いろんなことを守るということは言えても、ある意味では、私もそうですし、恐らく新しい大村知事もそうだと思いますけれども、互いに痛みを伴う決断もお願いをしていかなければならない、そんなようなことは御理解もいただきたいところではない

かなあというふうに思っておるところでございます。しかし、弱者に対するさまざまな生活に対する支援というのは、それぞれの県、そして私たち市町村という形の中でしっかりと守っていかなくちゃいけないと思っておるところではございます。

また、三宮議員のお話の中でありましたけれども、過日こちらの方で御提案いただきました在宅障害者における手当の支給対象という形で、65歳以上の人には県の手当の支給がなくなってしまうということにつきましては、尾張ブロックの中で採択をいただきまして、御発言をさせていただきました。次の市長会等でその場をいただきましたら、必ず弥富市の提案という形の中で御提案を申し上げていくつもりでありますので、御理解をいただきたいと思えます。

いずれにしても、厳しい時代でございます。痛みを伴ってしっかりとした安定的な制度を維持していくということが大変重要であろうと思っております。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 最後に、今回提案させていただいております補正予算の関係で、本年度の税収見通しについて、多分担当の方がお答えいただくことになるとは思いますが、少しお尋ねしますが、22年度の税収見込みについては、多少の調整はありましたが、当初予算の71億7,200万変わらずということで予算書をいただいたときに、私は、今までの間の弥富市税の収納状況、それから全体の最近の収納率、そういうのを見まして、大体少なくとも1億円、多ければ1億8,000万円を超えるような最終的な収入が期待できるのではないかと見ておりましたが、本年2月分の調定と税収の状況を見せていただきまして、少なくとも先ほど申し上げました多い方程度の収入は見込めるのではないかというふうに見ておるんですが、まだ予算書をつくった段階ではそこまでの見通しは持ち切れなくて、安全を見てつくられていると思いますが、私の見方がちょっと甘いのか、大体その程度見込めるのか、その辺はどんなふうに見ておられますか。

議長（伊藤正信君） 若山税務課長。

総務部次長兼税務課長（若山孝司君） お答えをします。

22年度の2月末までの調定収入の状況は、ほとんどの税目が前年度をやや上回るという状況でございます。議員おっしゃられたような状況でございますが、個人市民税と、わずかですが入湯税が下回る見込みで、それ以外の税目については22年度を上回る税収の見込みになっております。

議員おっしゃられたように、補正予算の編成時は1月末でございますので、おっしゃられたような中で補正予算を計上させていただいておりますので、最終的には誤差が生じるかと思いますが、歳入に不足が生じないようにということで、安全を考えた上での予算計上をさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。以上です。



議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 弥富市はかつては、例えば平成18年度は当初予算に比べて決算額が109.5%、この3月議会の最終見通しの補正予算に比べて5.1%、最終の補正予算に比べても3億円を超える税収が留保財源みたいな格好で残っていて、そういう前提で次の予算も巻き込まれるということで、かなり当時も問題にしておりましたし、服部市長になられてもぜひそういう状態は一刻も早く改めて、実際に収入や財政の状況が、県もそうでございますが、実態に近いものにして、きちんと議会、市民にも明らかにしていくし、事業計画もそういうのに基づいてやっていくことで、かなり改善がされておまして、平成19年度は最終見通しに対して1.5%多い1億5万円、20年度は最終見通しに対して1.1%多い8,100万ほど差があったんですが、21年度が1.88で1億3,600万円、今年度は多分2.6%ぐらい補正予算との差が出てきております。

税務課長がおっしゃられたように、なるべく収入は安全を見る、支出も安全を見るという格好でやると。また、今みたいな限られた予算でやっておるときには非常に消極的になっていくわけでありますが、ちょっと最近また安全の見過ぎみたいな傾向がありますので、ぜひ改めていただいて、多分この前提で新年度予算も組まれておると思いますので、両方に差が出てきますので。

ただ、こんな形で厳格に最近やっていただいておりますが、まだそういうことから見ますと、弥富市の財政については、もちろん全体の事業でいういろいろな評価や見方をしなきゃいかん問題もありますが、他の市町村が税収減で苦しんでいる中で、税収については基本的にピークのとくとほとんど変わらない、新年度はひよっとするとピーク時を超えるかもしれない。今は景気が悪いんですが、市税の場合は前年度の所得でありますので、いい状態が続けばいいんですが、そういうことでございますので、本当に市民がこういう大変な時期でございますので、市民の暮らしを応援するしっかりとした予算の編成と運用をしていただくことを強く求めて、質問を終わります。

議長（伊藤正信君） 議案第2号から議案第30号まで質疑をいただきました。

他に質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 以上で質疑を終わります。

本案27件は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託をします。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をします。御苦労さまでした。

~~~~~

午後 1 時57分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊 藤 正 信

同 議員 杉 浦 敏

同 議員 安 井 光 子

平成23年 3月24日

午後 2 時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	堀 岡 敏 喜	2 番	炭 竈 ふく代
3 番	山 口 敏 子	4 番	小坂井 実
5 番	佐 藤 高 清	6 番	佐 藤 博
7 番	武 田 正 樹	8 番	立 松 新 治
9 番	山 本 芳 照	10番	杉 浦 敏
11番	安 井 光 子	12番	三 宮 十五郎
13番	渡 邊 昶	14番	伊 藤 正 信
15番	三 浦 義 美	16番	中 山 金 一
17番	黒 宮 喜四美	18番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

12番	三 宮 十五郎	13番	渡 邊 昶
-----	---------	-----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	伊 藤 敏 之
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	平 野 雄 二	開 発 部 長	早 川 誠
十 四 山 支 所 長	横 井 昌 明	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	村 上 勝 美
教 育 部 長	山 田 英 夫	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	佐 藤 勝 義
総 務 部 次 長 兼 税 務 課 長	若 山 孝 司	民 生 部 次 長 兼 環 境 課 長	久 野 一 美
開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	石 川 敏 彦	開 発 部 次 長 兼 土 木 課 長	三 輪 眞 士
教 育 部 次 長 兼 社 会 教 育 課 長	水 野 進	監 査 委 員 長 事 務 局 長	服 部 正 治
人 事 秘 書 課 長	村 瀬 美 樹	企 画 政 策 課 長	伊 藤 邦 夫
防 災 安 全 課 長	伊 藤 久 幸	収 納 課 長	服 部 誠
市 民 課 長	加 藤 恵 美 子	保 険 年 金 課 長	越 川 博 文
健 康 推 進 課 長	渡 辺 安 彦	福 祉 課 長	前 野 幸 代
介 護 高 齢 課 長 兼 いこいの里所長	松 川 保 博	総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	伊 藤 薫

十四山総合福祉センター所長	伊藤政洋	児童課長	鯖戸善弘
商工労政課長	服部保巳	都市計画課長	竹川 彰
下水道課長	橋村正則	教育課長	服部忠昭
十四山スポーツセンター館長	佐野 隆	図書館長	伊藤秀泰

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤 忠	書記	横山和久
書記	岩田繁樹		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 海部地区急病診療所組合議会議員の選挙について
- 日程第3 海部南部広域事務組合議会議員の選挙について
- 日程第4 議案第2号 平成23年度弥富市一般会計予算
- 日程第5 議案第3号 平成23年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第6 議案第4号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第7 議案第5号 平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第8 議案第6号 平成23年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第9 議案第7号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第10 議案第8号 平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第11 議案第11号 弥富市長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第12号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第13 議案第13号 弥富市税条例の一部改正について
- 日程第14 議案第14号 市長の専決処分事項の指定について
- 日程第15 議案第15号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第16 議案第16号 海部地区水防事務組合理約の変更について
- 日程第17 議案第17号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第18号 弥富市国民健康保険支払準備基金条例の一部改正について
- 日程第19 議案第19号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第20 議案第20号 弥富市子育て支援センター条例の一部改正について
- 日程第21 議案第21号 弥富市火葬場条例の一部改正について
- 日程第22 議案第22号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少

少及び規約の変更について

- 日程第23 議案第23号 市道の廃止について
- 日程第24 議案第24号 市道の認定について
- 日程第25 議案第25号 平成22年度弥富市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第26 議案第26号 平成22年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第27号 平成22年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第28号 平成22年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第29号 平成22年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議案第30号 平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第31 議案第31号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第32 議案第32号 平成22年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第33 閉会中の継続審査について

午後2時00分 開議

議長（伊藤正信君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（伊藤正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、三宮十五郎議員と渡邊昶議員を指名します。

日程第2 海部地区急病診療所組合議会議員の選挙について

議長（伊藤正信君） 日程第2、海部地区急病診療所組合議会議員の選挙を行います。

お諮りをします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をしました。

お諮りをします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名をします。

海部地区急病診療所組合議会議員に、佐藤高次議員、山口敏子議員を指名します。

お諮りをします。

ただいま指名しました諸君を当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が、海部地区急病診療所組合議会議員に当選をされました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知をします。

日程第3 海部南部広域事務組合議会議員の選挙について

議長（伊藤正信君） 日程第3、海部南部広域事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りをします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をしました。

お諮りをします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名をします。

海部南部広域事務組合議会議員に、安井光子議員、立松新治議員、堀岡敏喜議員を指名します。

お諮りをします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が、海部南部広域事務組合議会議員に当選をされました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知をします。

~~~~~

- 日程第4 議案第2号 平成23年度弥富市一般会計予算
- 日程第5 議案第3号 平成23年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第6 議案第4号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第7 議案第5号 平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第8 議案第6号 平成23年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第9 議案第7号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第10 議案第8号 平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第11 議案第11号 弥富市長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第12号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第13 議案第13号 弥富市税条例の一部改正について
- 日程第14 議案第14号 市長の専決処分事項の指定について
- 日程第15 議案第15号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

- 日程第16 議案第16号 海部地区水防事務組合理約の変更について
- 日程第17 議案第17号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第18号 弥富市国民健康保険支払準備基金条例の一部改正について
- 日程第19 議案第19号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第20 議案第20号 弥富市子育て支援センター条例の一部改正について
- 日程第21 議案第21号 弥富市火葬場条例の一部改正について
- 日程第22 議案第22号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第23 議案第23号 市道の廃止について
- 日程第24 議案第24号 市道の認定について
- 日程第25 議案第25号 平成22年度弥富市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第26 議案第26号 平成22年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第27号 平成22年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第28号 平成22年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第29号 平成22年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議案第30号 平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議長（伊藤正信君） この際、日程第4、議案第2号から日程第30、議案第30号まで、以上27件を一括議題とします。

本案27件に関し、審査経過の報告を、まず総務委員長にお願いをいたします。

総務委員長。

総務委員長（武田正樹君） 総務委員会に付託されました案件は、議案第2号平成23年度弥富市一般会計予算ほか8件であります。

本委員会は、去る3月22日に委員全員の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

議案第2号平成23年度弥富市一般会計予算は、歳入で国有資産等所在市町村交付金の内訳をとの質問に対し、市側より、名古屋港管理組合が1億4,870万円、名古屋競馬組合が4,300万円などとの回答などの質疑が、また、歳出では、自主防災組織補助金の上限はとの質問に対し、市側より、資器材、1防災地区上限50万円との回答などの質疑がありました。

議案第3号平成23年度弥富市土地取得特別会計予算は、質疑はありませんでした。

以上2件は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第11号弥富市長の給与の特例に関する条例の制定について、議案第12号弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について、議案第13号弥富市税条例の一部改正



について、議案第14号市長の専決処分事項の指定について、議案第15号愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について及び議案第16号海部地区水防事務組合規約の変更については、質疑・討論ともなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第25号平成22年度弥富市一般会計補正予算（第7号）は、担当課長から、歳入で地方消費税交付金は、愛知県の市町村への県税見込み額で税収増が見込まれることなどの説明を受けた後、質疑・討論もなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上、御報告申し上げます。

議長（伊藤正信君） 次に建設経済委員長、お願いをします。

渡邊議員。

建設経済委員長（渡邊 昶君） 建設経済委員会から御報告をさせていただきます。

建設経済委員会に付託されました案件は、議案第2号平成23年度弥富市一般会計予算初め8件でございます。

本委員会は、3月18日に委員全員の出席により開催をしました。審査を行いましたので、その審査結果の報告をさせていただきます。

まず、議案第2号平成23年度弥富市一般会計予算は、筏地区境界測量委託料の内容をとの質問に対し、市側より、中山町から稲元大橋までの圃場整備で松名・鎌島地区の測量予定との回答などの質疑がありました。

議案第7号平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算及び議案第8号平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計予算は、未接続者の対応はとの質問に対し、市側より、接続の推進を図るように努力するとの回答などの質疑がありました。

以上3件は、討論もなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第23号市道の廃止について及び議案第24号市道の認定については、質疑・討論もなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第25号平成22年度弥富市一般会計補正予算（第7号）、議案第28号平成22年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）及び議案第30号平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、市側より、米の生産調整の実績面積に対する生産調整推進対策事業補助金の増額補正などの説明があり、質疑・討論もなく、一括採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上、報告を申し上げます。

議長（伊藤正信君） 御苦労さんでした。

次に厚生文教委員長、安井議員、お願いします。

厚生文教委員長（安井光子君） 厚生文教委員会の報告をさせていただきます。

厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第2号平成23年度弥富市一般会計予算初め14件でございます。

本委員会は、去る3月17日に委員全員と委員外1名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第2号平成23年度弥富市一般会計予算は、委員より、小・中学校の技能労務職員とはの質問に対して、市側より、各校1名ずつの用務員と桜小学校の調理員との回答がございました。

次に、海南病院施設整備事業補助金についての意見・質問がありました。市から、海南病院の施設等建設計画では114億3,900万円、それから国・県の補助金9億5,000万円を引いた額に補助率18.4%を掛けた約19億円を、平成36年度まで5市町村で補助をするとの説明がありました。執行残が出た場合どうするのかの委員の質問に対して、市は、海南病院運営協力委員会に諮って調整をしていきたい、情報公開もしっかりやっていきたいとの回答等がございました。

次に、議案第4号平成23年度弥富市国民健康保険特別会計予算では、委員及び委員外より、滞納繰越分が年々増加していくが、市としての対策はの質問に対して、市側より、法改正がない限り難しいが、収納率が低下しないよう努力していくとの回答がございました。

議案第5号平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算は質疑がなく、議案第6号平成23年度弥富市介護保険特別会計予算は、委員より、利用料の減免制度の活用がないようだが、他の補助はとの質問に対して、市側より、高額介護サービス費で1,656万円のほか、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費などがあるとの回答がございました。

以上4件は、討論もなく、一括採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

続いて、議案第17号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第18号弥富市国民健康保険支払準備基金条例の一部改正について、議案第19号弥富市国民健康保険条例の一部改正について、議案第20号弥富市子育て支援センター条例の一部改正について、議案第21号弥富市火葬場条例の一部改正について及び議案第22号愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての以上6件は、質疑・討論もなく、一括採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

続いて、議案第25号平成22年度弥富市一般会計補正予算（第7号）、議案第26号平成22年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第27号平成22年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）及び議案第29号平成22年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、市側より子ども手当の減額の説明があり、質疑・討論もなく、一括採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

以上、御報告申し上げます。

議長（伊藤正信君） ただいま3委員会から審査結果の報告を受けました。  
これより質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（伊藤正信君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

杉浦敏議員、お願いします。

10番（杉浦 敏君） 10番 杉浦です。賛成討論をいたします。

日本共産党市議団を代表いたしまして、新年度一般会計予算案と特別会計予算案に賛成討論を行います。

討論に先立ちまして、2万人を超える死者及び行方不明者を出すなど、史上最大規模となりました東日本大震災の被災者の皆さんに、心からのお見舞い、お悔やみを申し上げます。

救援活動に全力を挙げているすべての皆さん、何とかしなければと、みずからのことのように考え、募金を初めさまざまな援助に取り組み始めている市民の皆さんに感謝し、御一緒に力を尽くしてまいります。

新年度予算案は、県下でもトップクラスの子育て支援や、懸案でありました第2桜小学校建設費を盛り込むなど、市民の要望にこたえるもので、賛成できるものでございます。同時に、審議中に発生しました大震災や、最近の国民・市民生活の現状から見ても、一層の改善と努力が、市当局に対しても議会に対しても強く求められております。

市の防災対策は、高潮防潮堤等によって発生しないとの前提でつくられたものでありますが、津波及び高潮対策を前提としたものに改めなければならないものであることが表明されました。市のほぼ全域が海面下にあるまちでの災害対策の深刻さが改めて浮き彫りにされ、防潮堤、海岸堤、木曾川・日光川等の河川堤の対策などとあわせて、鍋田ふ頭に山積みされていますコンテナの流出対策、市内のより高いところへの避難対策などで、一人でも多くの命を救う具体的な手だてが求められています。正確な現状認識の上に、中・長期的な対策と、すぐできる当面の対策を組み合わせた計画の早期実現を求めるものであります。

もう一方で、今回の大災害の死者、行方不明者をもはるかに超える毎年3万人以上の人々が、病気や貧困を苦にみずから命を絶つという先進国に例のない国民生活、市民生活への現実的な対応が、国と地方の待ったなしの課題となっていることであります。

大企業や大資産家に社会がつくり出された富が極端な形で集中され、フルタイムで働いていても生活保護と変わらない収入しか得られない、税や健康保険、年金の掛金も満足に払えない、結婚することも子供を育てることもできない状態が広がっていることが、社会と地域の活力をそぎ、将来不安を強めています。こうした事態に対応するために、市もこの間、国

民健康保険特別会計への多額の法定外負担金の繰り入れ、保険税や医療費自己負担分の軽減制度、介護保険や税の減免制度の改善にも努力してきましたが、その制度がほとんど活用されておられません。

今回の予算審議の中で、安井議員の質疑の中で、介護保険の施設入所者の利用料は、在宅利用者に比べ、金額でも件数でも信じられないような違いがあることが明らかになりました。その違いは、適用に当たっての合理的なはっきりとした目安が事業者にも利用者にもケアマネジャーにも明確に示されず、常時利用している中で出てきたものであります。施設が少ないため、やむを得ず入所待ちをしている人々が利用しやすい、わかりやすい基準をつくること、必要な人が必要な支援を受けられるかなめとなってまいります。

また、障害者施策の面でも、障害者基本法の改正時に、国の方針として、身体・知的・精神の3障害は、障害の等しいものは同一的な支援を行うことが定められて久しいにもかかわらず、県や市の障害者医療制度の中で精神の障害は差別され続けています。また、税法上は特別障害者として認定されている数百名の介護認定者の人々が、県や市の障害者医療や手当制度から排除されています。障害者手帳の取得は、医師不足などさまざまな理由で一向に改善されておられません。そうした支援を受けなければならない人のために、税法上国が認めていることを県と市が認めることがなぜできないのでしょうか。一日も早く同じような障害の人々が同じ行政サービスを受けられるように改善を求めるものであります。

また、全国に広がっております住宅リフォーム助成制度につきましては、その必要性は認めるとされながらも、国の安定した財政支援を見た上でと述べられましたが、国の多くの景気対策が、自動車や家電や住宅と、かなり金額の張るものばかりであります。住宅リフォームは、消費を控える傾向が広がる中で、最小限の必要な外回りの改修なども控えているような一般消費者の背中を押す役割と、仕事がなくなって次々に廃業しようとしている工務店、大工、左官、塗装を初めとした住宅建築にかかわる多くの高齢者に仕事を用意し、その技術を継承することにもなり、シルバー人材センターの仕事もふえます。少額の費用で地域に仕事とお金の循環をもたらす、今の時期に最もふさわしい事業の一つであると考えます。

予算が厳しいと言われますが、税込だけでも補正予算に比べて1億8,000万円近く多くなっていることも認められたように、一定の費用を支出するのに何の障害もありません。ぜひ一考され、一日も早く実施されることを求めます。

防災対策、福祉医療や少人数学級については、県の本格的な支援を強く求めてください。

柔道、剣道が中学校の必須科目となったことなどもあり、就学援助の項目に、国はクラブ活動費などを新たに追加をしました。市もこの基準で実施することを求めます。

建設費をほとんど借入金で賄い、多額の市民と市の将来負担が心配される下水道などの特別会計は、水道事業のように実際の将来負担の見通しが示されなければなりません。身の丈

に合った行財政運営のためにも、一日も早くそうした財政見通しを示されることを強く求めます。

より根本的には、今回の大震災の救援と復旧、原発被害を最小限に食いとめることに全力を尽くすこと。昨年の12月定例市議会で全会一致で可決しました、政府や国会に送付した国民と地方が安心できる社会保障制度の確立を求める、この方向で国と地方が力を合わせて事態の打開を図ることです。そのために、ともに力を合わせようではありませんか。このことを申し上げまして、賛成討論といたします。

議長（伊藤正信君） 御苦労さんでした。

他に討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第2号から議案第30号までの27件は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本案27件は原案どおり可決することに決定をしました。

~~~~~

日程第31 議案第31号 損害賠償の額の決定及び和解について

日程第32 議案第32号 平成22年度弥富市一般会計補正予算（第8号）

議長（伊藤正信君） この際、日程第31、議案第31号及び日程第32、議案第32号、以上2件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 本日提案し、御審議いただきます議案は、法定議決議案1件、予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第31号損害賠償の額の決定及び和解につきましては、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をするため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案第32号平成22年度弥富市一般会計補正予算（第8号）につきましては、歳出の民生費におきまして損害賠償金97万1,000円を計上し、これに対し、まず歳入といたしましては、全国町村会総合賠償補償保険、保険金60万1,000円を計上するものでございます。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては民生部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 御苦労さんでした。

議案は民生部長に説明させ、補正予算は説明を省略させます。

平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 議案第31号損害賠償の額の決定及び和解について、説明申し上げます。

弥富市白鳥児童クラブ活動中に発生した事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をするものとする。

1．事故の概要、平成22年8月24日、指導員2名の監視下における児童クラブの活動中、相手方は他の児童の遊んでいたバランスボールが当たり、その反動で顔面を床にぶつけ、永久歯（前歯）が1本抜け落ちた。

2．相手方の住所及び氏名につきましては、記載のとおりでございます。

3．損害賠償の額及び和解の要旨、(1)市は、本件事故により抜け落ちた前歯（以下「本件前歯」という。）の損害賠償金として、本件前歯のインプラント治療費分55万6,500円、診断書作成分7,150円、マウスピース作成分7,350円、慰謝料40万円を相手方に対し支払うものとする。

(2)市は、相手方が本件前歯のインプラント治療を受けるまでの間、（相手方が満20歳前後になるまでとする。）に、本件事故に起因して本件前歯及び本件前歯以外の前歯の治療を受けたときは、当該治療費につき相当と認める額の金銭（本件前歯以外の前歯が抜けたときは、そのインプラント治療費等の費用を含む。）を損害賠償金として相手方に対し支払うものとする。

以上でございます。

議長（伊藤正信君） これより質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案2件は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案どおり可決することに決定をしました。

~~~~~

日程第33 閉会中の継続審査について

議長（伊藤正信君） 日程第33、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りをします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定をしました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了をしました。

これをもって、平成23年第1回弥富市議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

~~~~~

午後2時33分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊藤正信

同 議員 三宮十五郎

同 議員 渡邊 昶